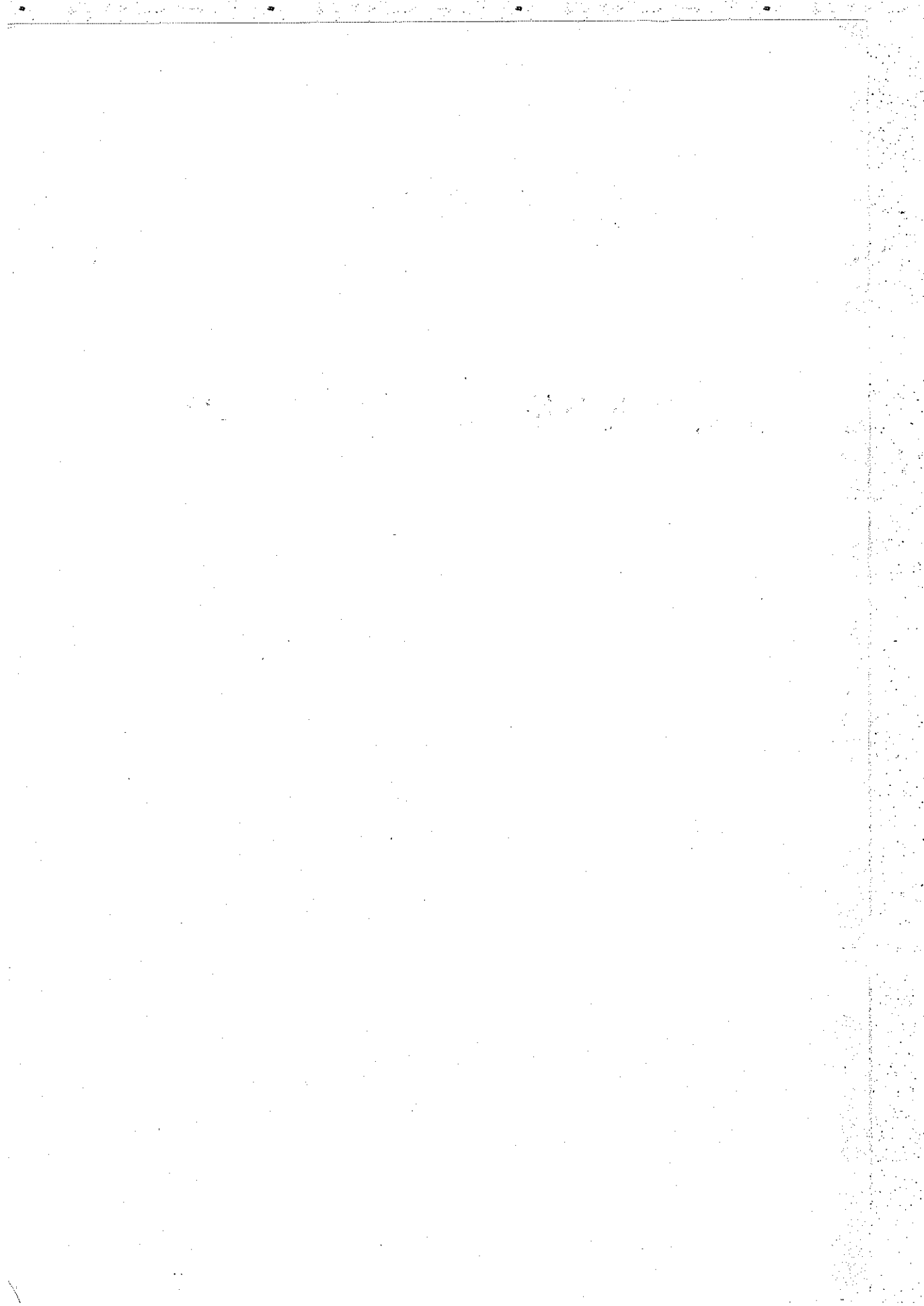


昭和61年3月6日開会
昭和61年3月24日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和61年3月6日(木曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	1 〃
○ 議事日程	3 〃
○ 開会宣告(午前10時00分)	3 〃
○ 市長開会挨拶	4 〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(池辺秀夫・金谷 衛・出原平男)	4 〃
○ 日程第2 会期の決定について(3月6日～3月25日 20日間)	4 〃
○ 日程第3 和泉市奨学基金条例制定について	5 〃
○ 日程第4 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	6 〃
○ 日程第5 和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	7 〃
○ 日程第6 昭和61年度和泉市一般会計予算	8 〃
○ 日程第7 昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	16 〃
○ 日程第8 昭和61年度和泉市老人健康保険事業特別会計予算	18 〃
○ 日程第9 昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	19 〃
○ 日程第10 昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	20 〃
○ 日程第11 昭和61年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	22 〃
○ 日程第12 昭和61年度和泉市水道事業会計予算	23 〃
○ 日程第13 昭和61年度和泉市病院事業会計予算	25 〃
○ 日程第14 予算審査特別委員会設置について	61 〃
○ 日程第15 予算審査特別委員会委員の選任について	61 〃
○ 散会宣告(午後零時)	62 〃

昭和61年3月10日(月曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	63 頁
○ 議事説明員、その他	63 〃
○ 議事日程	64 〃
○ 開会宣告(午前10時00分)	66 〃

○ 日程第1	一般質問について	66頁
	1 番に 18 番 勝 部 津喜枝 君	66 〃
	2 番に 27 番 金 谷 衛 君	82 〃
	3 番に 7 番 藤 原 正 通 君	89 〃
	4 番に 25 番 大 谷 昌 幸 君	101 〃
	5 番に 19 番 原 重 樹 君	106 〃
	6 番に 6 番 赤 阪 和 見 君	123 〃
○ 散会宣告(午後4時57分)		143 〃

昭和61年3月11日(火曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員		145頁
○ 議事説明員、その他		145 〃
○ 議事日程		147 〃
○ 開会宣告(午前10時00分)		148 〃
○ 日程第1	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年9月分)	148 〃
○ 日程第2	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年9月分)	149 〃
○ 日程第3	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年9月分)	149 〃
○ 日程第4	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年10月分)	150 〃
○ 日程第5	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年10月分)	150 〃
○ 日程第6	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年10月分)	151 〃
○ 日程第7	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年11月分)	151 〃
○ 日程第8	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年11月分)	152 〃
○ 日程第9	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年11月分)	152 〃
○ 日程第10	光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	153 〃
○ 日程第11	北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	153 〃
○ 日程第12	市道の路線認定について(和泉府中南通り線)	155 〃
○ 日程第13	市道の路線認定について(伯太町26号線ほか5路線)	155 〃
○ 日程第14	工事請負契約締結について((仮称)山手団地3棟及び6棟建設工事)	158 〃
○ 日程第15	工事請負契約締結について(旭第二団地13棟2期建設工事)	159 〃
○ 日程第16	工事請負契約締結について((仮称)山手団地2棟建設工事)	160 〃
○ 日程第17	町の区域の変更について	165 〃

○ 日程第18	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	172頁
○ 日程第19	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	176頁
○ 日程第20	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	178頁
○ 日程第21	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	185頁
○ 日程第22	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	190頁
○ 日程第23	教員委員会委員の任命について	198頁
○ 日程第24	昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	199頁
○ 日程第25	昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	206頁
○ 日程第26	昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	208頁
○ 日程第27	昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	218頁
○ 日程第28	昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	221頁
○ 散会宣告(午後1時53分)		225頁

昭和61年3月24日(月曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	
○ 議事説明員、その他	
○ 議事日程	
○ 開会宣告(午前10時00分)	
○ 日程第1	和泉市奨学基金条例制定について (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第2	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第3	和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第4	昭和61年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第5	昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第6	昭和61年度和泉市老人健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第7	昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第8	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第9	昭和61年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第10	昭和61年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第11	昭和61年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)
○ 日程第12	和泉市土地開発公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について

—
括
230頁
248頁

○ 市長閉会挨拶	260頁
○ 議長閉会挨拶	261頁
○ 閉会宣告（午前零時）	261頁

第 1 日



昭和61年3月6日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（26名）

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	成田秀益君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝渕博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
助	役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
取	入	役	福祉事務所長	中川鉄也
市	長	公室長	杉本弘文	福祉事務所次長
市	長	公室理事	神藤恒治	産業部長
市	長	公室企画室長	稲田順三	産業部次長
市	長	公室次長兼	森利治	市民生活部長
人	事	課長事務取扱	井阪和充	市民生活部次長兼
秘	書	課長	麻生和義	保険年金課長事務取扱
総	務	部長	大塚孝之	建設部長
総	務	部理事	阪豊光	建設部理事
財	政	課長	橋本昭夫	建設部次長
同	和	対策部長		建設部次長兼
				下水道課長事務取扱
				山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山繁
病 院 長	竹林淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会 計 課 長	赤田篤信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄

参 事 河原茂隆

主 幹 大中保

係 長 佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月6日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第10号	和泉市奨学基金条例制定について	P. 1
4	議案第11号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
5	議案第12号	和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	P. 11
6	議案第2号	昭和61年度和泉市一般会計予算	別 冊
7	議案第3号	昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
8	議案第4号	昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別 冊
9	議案第5号	昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別 冊
10	議案第6号	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別 冊
11	議案第7号	昭和61年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	別 冊
12	議案第8号	昭和61年度和泉市水道事業会計予算	別 冊
13	議案第9号	昭和61年度和泉市病院事業会計予算	別 冊
14	議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別 紙
15	議案第2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別 紙

(午前10時00分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには、平素何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野教雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはこ

ございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長（田中包治君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和61年第1回定例会を開催いたします。

-
- 議長（田中包治君） ここで、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 昭和61年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことをまずもって衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和61年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数御提案申し上げます、御審議をお願い申し上げます次第でございます。議案の内容につきましては後ほど市政運営方針を申し上げ、別途、御提案をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくをお願い申し上げます。ありがとうございます。

-
- 議長（田中包治君） 市長のあいさつが終わりました。

日程審議に入る前に、広報広聴課長より「広報いずみ」の作成に当たり、議場内の写真撮影と盲人用広報製作のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、26番・池辺秀夫君、27番・金谷 衛君、28番・出原平男君、以上、3名を指名いたします。

-
- 議長（田中包治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月25日までの20日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの20日

間と決定いたします。

- 議長（田中包治君） 日程第3「和泉市奨学基金条例制定について」から日程第13「昭和61年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和61年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。各議案については表題のみを朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第10号

和泉市奨学基金条例制定について

和泉市奨学基金条例を次のように制定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市奨学基金条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、和泉市奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金額）

第3条 基金額は、1,000万円とする。

（奨学生の対象）

第4条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校若しくは盲学校、聾学校又は養護学校の高等部（以下「高等学校等」という。）に在学す

る者

(貸付額及び利息)

第5条 奨学金の種類及び額は、別表のとおりとする。

2 奨学金は、無利子とする。

(手続)

第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、その旨を教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

(選定)

第7条 奨学生は、教育長の選考した者の中から委員会がこれを決定する。

(取消し、停止及び返還)

第8条 奨学金の取消し、停止及び返還については、委員会がこれを定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

理 由

向学心がありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸し付けることにより、高等課程の教育を履修する機会を与え、有為な人材の育成を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「80,000円」を「100,000円」に改める。

第7条中「25,000円」を「30,000円」に改める。

第17条第1号中「100分の35」を「100分の38」に改め、同条第2号中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第17条の6及び第21条中「255,000円」を「300,000円」に改める。

附則第10項(見出しを含む。)中「昭和59年度分」を「昭和61年度分」に、「260,000円」を「270,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(昭和61年度分の保険料の賦課限度額の特例)

12 昭和61年度分の保険料に限り、第17条の6及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「300,000円」とあるのは、「290,000円」とする。

附 則

1. この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第6条の2及び第7条の規定は、昭和61年4月1日以降の出産及び死亡について適用し、同日前の出産及び死亡については、なお従前の例による。
3. 新条例第17条、第17条の6、第21条、附則第10項及び附則第12項の規定は、昭和61年度の保険料から適用し、昭和60年度以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険料の負担の公平を図るとともに、助産費・葬祭費の給付の改善及び保険料負担の軽減を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について

和泉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例(案)

和泉市下水道条例(昭和53年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表を次のように改める。

区分	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
一般汚水	8立方メートルまで 320円	9立方メートル～20立方メートルまで 45円
		21立方メートル～30立方メートルまで 50円
		31立方メートル～50立方メートルまで 55円
		51立方メートル～100立方メートルまで 70円
		101立方メートル～300立方メートルまで 90円
		301立方メートル～500立方メートルまで 115円
		501立方メートル～1,000立方メートルまで 140円
1,001立方メートル以上 170円		

第21条第1項第5号中「200円」を「1,000円」に改める。

附 則

- この条例は、昭和61年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第19条第1項の表の改正規定は昭和61年7月1日から施行する。
- 改正後の和泉市下水道条例(以下「新条例」という。)第19条第1項の表の規定は、昭和61年7月1日以後に徴収すべき下水道使用料から適用し、同日前までに徴収すべき下水道使用料については、なお従前の例による。
- 新条例第21条第1項第5号の規定は、施行日以後の交付申請に係る手数料について適用し、施行日前に納付し、又は納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

理 由

下水道の使用について、受益者負担の原則に基づき負担の公平を図るとともに、下水道財政の収支均衡を図るため、下水道使用料の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第2号

昭和61年度 和泉市一般会計予算

昭和61年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,796,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 市 税		11,180,000 千円
	1. 市 民 税	5,452,040
	2. 固 定 資 産 税	3,658,740
	3. 軽 自 動 車 税	93,747
	4. 市 民 税 消 費 税	580,903
	5. 電 気 税	408,358
	6. ガ ス 税	14,100
	7. 特別土地保有税	69,429
	8. 都 市 計 画 税	902,683

款	項	金額
2. 地方譲与税		178,000千円
	1. 自動車重量譲与税	107,000
	2. 地方道路譲与税	71,000
3. 自動車取得税交付金		215,700
	1. 自動車取得税交付金	215,700
1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		211,000
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	211,000
5. 地方交付税		4,651,000
	1. 地方交付税	4,651,000
6. 交通安全対策特別交付金		22,000
	1. 交通安全対策特別交付金	22,000
7. 分担金及び負担金		421,168
	1. 分担金	17,029
	2. 負担金	404,139
8. 使用料及び手数料		301,455
	1. 使用料	253,171
	2. 手数料	48,284
9. 国庫支出金		5,287,370
	1. 国庫負担金	2,255,759
	2. 国庫補助金	2,989,421
	3. 国庫委託金	42,190
10. 府支出金		1,949,110
	1. 府負担金	184,857
	2. 府補助金	1,548,507
	3. 府委託金	201,803
	4. 府交付金	13,943
11. 財産収入		301,275
	1. 財産運用収入	164,706
	2. 財産売払収入	136,569
12. 寄附金		247,000
	1. 寄附金	247,000

款	項	金額
13. 繰入金		591,979千円
	1. 基金繰入金	591,979
14. 諸収入		2,392,120
	1. 延滞金及び加算金	10,000
	2. 市預金利子	34,341
	3. 貸付金元利収入	1,050,081
	4. 受託事業収入	11,796
	5. 雑入	1,285,902
15. 市債		3,846,823
	1. 市債	3,846,823
歳入合計		3,179,600

歳出

款	項	金額
1. 議会費		284,839千円
	1. 議会費	284,839
2. 総務費		2,780,959
	1. 総務管理費	1,637,240
	2. 徴税費	496,915
	3. 戸籍住民基本台帳費	201,306
	4. 選挙費	69,819
	5. 統計調査費	18,332
	6. 監査委員費	26,535
	7. 同和対策費	330,812
3. 民生費		8,252,639
	1. 社会福祉費	2,954,715
	2. 児童福祉費	2,732,718
	3. 生活保護費	2,559,258
	4. 災害救助費	5,948

款	項	金額
4. 衛生費		3,240,294千円
	1. 予防衛生費	1,559,869
	2. 環境衛生費	1,444,816
	3. 墓地管理費	220,350
	4. 上水道費	15,259
5. 労働費		66,583
	1. 失業対策費	66,583
6. 農林水産業費		297,672
	1. 農業費	233,947
	2. 林業費	63,725
7. 商工費		239,692
	1. 商工費	239,692
8. 土木費		5,467,748
	1. 土木管理費	163,325
	2. 道路橋梁費	767,651
	3. 河川水路費	182,610
	4. 都市計画費	1,186,738
	5. 住宅費	3,167,424
9. 消防費		783,577
	1. 消防費	783,577
10. 教育費		3,659,426
	1. 教育総務費	363,646
	2. 小学校費	1,528,214
	3. 中学校費	804,737
	4. 幼稚園費	376,727
	5. 社会教育費	496,213
	6. 保健体育費	89,889
11. 公債費		6,063,898
	1. 公債費	6,063,898
12. 諸支出金		608,673
	1. 開発公社貸付金	90,000

款	項	金額
	2. 災害援護資金貸付金	3,600千円
	3. 諸支出金	304,073
	4. 基金費	211,000
13. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		3,179,600

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
(仮称) 市立総合福祉会館建設事業	昭和61年度 } 昭和62年度	495,000 千円
光明台北小学校増築事業	昭和61年度 } 昭和86年度	169,932
光明台中学校増築事業	昭和61年度 } 昭和86年度	90,281
改良住宅建設事業	昭和61年度 } 昭和62年度	850,005
和泉診療所増築事業	昭和61年度 } 昭和62年度	198,323
都市計画事業等用地取得事業	昭和61年度 } 昭和63年度	112,670
環境改善整備事業用地取得事業	昭和61年度 } 昭和63年度	1,777,686
和泉市土地開発公社に委託し、 先行取得する上記用地取得事 業資金の元金及びその利子(債務 保証)	昭和61年度 } 昭和63年度	元金 1,890,356 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得す る用地の事業資金の元金及び その利子(債務保証)	昭和61年度 } 昭和63年度	元金 300,000 及びその利子
合	計	3,993,897

第3表 地方債

起債の目的	現年度額 千円	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
解放総合センター整備事業	3,200	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0 % 以内	政 府 行 銀 その他	25年以内（内据置5年以内）ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
国民年金保険事業	1,054	同上	同上	大阪府	6年以内（内据置3年以内）ただし 同上
共同浴場整備事業	1,200	同上	同上	政 府 行 銀 その他	25年以内（内据置5年以内）ただし 同上
災害援護資金貸付事業	3,600	同上	同上	同上	20年以内（内据置3年以内）ただし 同上
老人福祉施設整備事業	9,400	同上	同上	同上	25年以内（内据置5年以内）ただし 同上
墓地整備事業	56,225	同上	同上	同上	同上
道路橋梁整備事業	80,000	同上	同上	同上	同上

環境改善道路整備事業	108,800	同上	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	91,900	同上	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	31,500	同上	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	1,035,044	同上	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	14,500	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	269,400	同上	同上	同上	同上	同上
借換	2,141,000	同上	同上	同上	同上	同上
計	3,846,828					

議案第3号

昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和61年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,650,800千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入

款	項	金額
1. 国民健康保健料		2,435,247千円
	1. 国民健康保険料	2,435,247
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		500
	1. 手数料	500
4. 国庫支出金		2,417,089
	1. 国庫負担金	1,972,189
	2. 国庫補助金	444,900

款	項	金 額
5. 療養給付費交付金		475,168千円
	1. 療養給付費交付金	475,168
6. 府 支 出 金		67,000
	1. 府 補 助 金	67,000
7. 共同事業交付金		36,296
	1. 共同事業交付金	36,296
8. 繰 入 金		150,000
	1. 一般会計繰入金	150,000
9. 諸 収 入		69,480
	1. 延滞金及び過料	50
	2. 預 金 利 子	3,930
	3. 雑 入	65,500
歳 入 合 計		5,650,800

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		160,065千円
	1. 総 務 管 理 費	44,441
	2. 徴 収 費	113,943
	3. 運 営 協 議 会 費	1,181
	4. 趣 旨 普 及 費	500
2. 保 險 給 付 費		3,862,228
	1. 療 養 諸 費	3,456,223
	2. 高 額 療 養 費	361,005
	3. 助 産 費	35,700
	4. 葬 祭 費	9,300
3. 老人保健拠出金		1,549,803
	1. 老人保健拠出金	1,549,803
4. 共同事業拠出金		36,306
	1. 共同事業拠出金	36,306

款	項	金額
5. 保健施設費		3,842千円
	1. 保健施設費	3,842
6. 公債費		5,425
	1. 一般公債費	5,425.
7. 諸支出金		3,131
	1. 償還金及び還付加算金	3,131
8. 予備費		30,000
	1. 予備費	30,000
歳出合計		5,650,800

議案第4号

昭和61年度 和泉市老人保健事業特別会計予算

昭和61年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,429,787千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 支払基金交付金		3,801,912千円
	1. 支払基金交付金	3,801,912
1. 国庫支出金		1,083,851
	1. 国庫負担金	1,083,851
3. 府支出金		271,245
	1. 府負担金	270,962
	2. 府補助金	283

款	項	金額
4. 繰入金		272,679千円
	1. 一般会計繰入金	272,679
5. 諸収入		100
	1. 雑収入	100
歳入合計		5,429,787

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		827千円
	1. 総務管理費	827
2. 医療諸費		5,428,960
	1. 医療諸費	5,428,960
歳出合計		5,429,787

議案第5号

昭和61年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和61年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ268,745千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰入金		103,745千円
	1. 一般会計繰入金	103,745
2. 市債		165,000
	1. 市債	165,000
歳入合計		268,745

歳 出

款	項	金 額
1. 公共用地先行取得費		166,802千円
	1. 公共用地先行取得費	166,802
2. 公債費		101,943
	1. 公債費	101,943
歳出合計		268,745

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得事業	千円 165,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	10年以内（内据置4年以内） ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低 利に借換えすることができる。

議案第6号

昭和61年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和61年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,433,987千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

表1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		50,400千円
	1. 負担金	50,400
2. 使用料及び手数料		62,771
	1. 使用料	62,771
3. 国庫支出金		148,000
	1. 国庫補助金	148,000
4. 府支出金		14,132
	1. 府補助金	14,132
5. 繰入金		549,284
	1. 一般会計繰入金	549,284
6. 市債		609,400
	1. 市債	609,400
歳入合計		1,433,987

歳 出

款	項	金額
1. 下水道事業費		1,232,556千円
	1. 下水道総務費	831,148
	2. 下水道整備費	401,408
2. 公債費		200,931
	1. 公債費	200,931
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		1,433,987

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 609,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内（内据置5年以内） ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低 利に借換えすることができる。

議案第7号

昭和61年度 和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算

昭和61年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,373千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 諸 収 入		65,373千円
	1. 受託事業収入	65,373
歳 入 合 計		65,373

歳 出

款	項	金 額
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		62,373千円
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	62,373
2. 予 備 費		3,000
	1. 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		65,373

議案第8号

昭和61年度 和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和61年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 41,900戸
- (2) 年間総給水量 12,974,000 m^3
- (3) 一日平均給水量 35,545 m^3
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 配水管整備事業 27,000千円
 - (ロ) 配水管更生事業 40,000千円
 - (ハ) 水道施設等整備事業 17,350千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,829,264千円
第1項 営業収益	1,704,604千円

第2項	営業外収益	124,560千円
第3項	特別利益	100千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,967,985千円
第1項	営業費用	1,674,693千円
第2項	営業外費用	291,592千円
第3項	特別損失	700千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額141,405千円は、過年度分損益勘定留保資金48,133千円及び当年度分損益勘定留保資金93,272千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	416,510千円
第1項	企業債	229,000千円
第2項	工事負担金	180,000千円
第3項	負担金	7,500千円
第4項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本的支出	557,915千円
第1項	建設改良費	420,201千円
第2項	企業債償還金	137,714千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管整備事業	26,000千円	証書借入	8.0%以内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管更生事業	38,000千円				
水道施設等整備事業	165,000千円				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	723,168千円
2. 営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	29,154千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	598,872千円
2. 交際費	1,000千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、154,607千円と定める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

議案第9号

昭和61年度 和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和61年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	327床
(2) 年 間 患 者 数	入院 102,200人 外 来 203,445人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入院 280人 外 来 685人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	器械備品購入費 65,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、事業運転資金にあてるため一般会計から57,060千円を借り入れる。

[収 入]

第1款 病院事業収益	4,232,900千円
第1項 医業収益	3,992,800千円
第2項 医業外収益	240,100千円

[支 出]

第1款 病院事業費用	4,384,000千円
第1項 医業費用	4,126,300千円
第2項 医業外費用	257,400千円
第3項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[収 入]

第1款 資本的収入	1,002,520千円
第1項 出 資 金	66,680千円
第2項 他会計長期借入金	875,840千円
第3項 企 業 債	60,000千円

[支 出]

第1款 資本的支出	1,002,520千円
第1項 建設改良費	66,233千円
第2項 企業債償還金	91,287千円
第3項 他会計長期借入金返還金	845,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療器械 購入事業	60,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	5年以内(内据置1年以内) ただし、財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医 業 費 用

(2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,263,330千円

(2) 交 際 費 850千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、211,120千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,393,500千円と定める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(田中包治君) それでは、ここで市長から昭和61年度市政運営方針の披れきをお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針演説)

○ 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和61年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和61

年度の各会計予算案を初め、関連いたします諸議案の御審議を煩わずに際し、市政運営の所信の一端と予算案の大綱を申し述べ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が、昭和50年12月に本市市政の重責を担って以来、ことして11年目を迎え、私の3期目の任期も半ばを経過しようとしております。この間、まことに厳しい諸情勢の中、時として苦澁に満ち、また、明るい希望に燃えたときなど、いまはただ、感無量の思いが胸中をよぎるのであります。特に昨年、本市は市制施行30周年を迎えました。これを記念する諸事業は着実に、また、記念式典を初めとする各種の諸行事は盛大多彩のうちに、それぞれ実施することができました。これもひとえに議員各位並びに各界各層の多くの市民の皆様方の御協力のたまものと、ここに深く御礼申し上げます。

これらの中でも、市民の触れ合いの場となるコミュニティセンターの完成、黒鳥山公園の記念整備事業、コスモポリス構想の具体化に向けての胎動あるいは中国の都市との国際交流など、本市にとりまして30周年という大きな節目にふさわしく、まことに意義深い年でありました。同時に、30周年に結実した豊かな実りは、先人たちのたゆまぬ努力の成果でもあり、私は、先人が築かれました歴史と伝統のとりとさに改めて思いをいたすものであります。

私は、このような本市の輝かしい歴史と伝統を継承発展させ、21世紀へ向け豊かな未来をより一層確かなものとするために、新たな気概と決意をもって、泉州の中核都市として「調和と活力のある人間都市・和泉」を目指し、引き続き精魂を込めた努力を傾注してまいり所存であります。

さて、政府発表の昭和61年度経済見通しによりますと、先進諸国の景気は、原油価格の安定、物価の落ち着き、技術革新の進展等を背景として、引き続き緩やかに拡大するものと期待されていますが、雇用情勢は、欧州諸国を中心に依絶として厳しい状況が続くものと予想され、発展途上国においては、景気の回復テンポの低下が懸念されております。

国内的には、内需主導型の経済成長が望まれる中で民間の経済活力のより一層の発揮が期待され、物価の安定を基礎としつつ、内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、持続的な安定成長を達成し、雇用の安定を確保する一方、調和ある対外経済関係の形成を図るとともに、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活の実現を目指し、わが国経済社会の中長期的な発展基盤の整備を図っていくことが、政府の経済運営の基本的態度として打ち出されております。

しかしながら、わが国財政は、巨額の国債累積と大幅な財政赤字により、経済運営の政策選択の幅も狭まる中で、引き続き国家財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要の課題とされ、ために、臨時行政調査会による改革方策等の着実な実施、特に歳出面における経費の徹底した節減合理化を行い、その財政規模を厳しく抑制し、これにより公債の発

行額を可能な限り縮減することを基本とし、その結果、昭和61年度国家予算の規模は、54兆886億円で3.0%の伸びてありますが、一般歳出では、4年連続マイナスの「緊縮予算」となっています。この過程において国庫補助率の引き下げが再度行われたものであり、地方の時代、地方自治の重要性が叫ばれて久しく、今般、国の財政事情によるこのたびの措置は国の一方的な方策であり、われわれ地方自治体に負担を転嫁するという、まことに遺憾な姿勢であると言わざるを得ないものであります。

こうした厳しい状況の中ではございますが、私は、今次予算案の編成に当たり創意と工夫をこらし、経常的経費の一段の節約を行い、それを施策経費に配分するなど、限られた財源の中で質的な充実に配意し、市民の御要望に対し1つでも多くこたえるべく、最大の腐心をいたしたところであります。さらに、各種の使用料につきましては、ごみ、し尿等企業者からの料金引き上げの要請については、市民負担を求めることなく市で吸収するなど最大の努力を払いつつ、今般、真にやむを得ないものにつき、その引き上げをお願い申し上げているところでございます。

なお、国に対しては、各種の超過負担の解消を初め、特別交付税の増額、同和对策経費の特別な助成措置などを要望してまいり、極力歳入の確保を図ってまいり所存であります。

しかしながら、基本的には、今日の都市の多様化し、増大化する行政需要に対応する都市財源の抜本的拡充が必要であり、引き続き国・府に対し、本市の実態を訴えてまいりたいと存じます。

それでは、昭和61年度の市政の基本目標と、その内容について御説明いたします。

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本目標とし、編成いたしました昭和61年度予算(案)は、

一般会計	31,796,000千円
特別会計(5会計)	12,848,692千円
企業会計(2会計)	7,912,420千円
計	52,557,112千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	2,893,000千円(10.0%)
特別会計(5会計)	1,927,834千円(17.7%)
企業会計(2会計)	336,897千円(4.4%)
計	5,157,731千円(10.9%)

の増加となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次その概要を御説明いたします。

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

わが国は、国を挙げて教育の本質とそのあり方について真剣に論議をし、教育全般にわたる総合的な検討が進められているところであります。私は就任以来、市政運営の重要課題として、教育行政の充実に努力してまいりました。今日、市民の教育に寄せる関心や期待が一層高まる中で、これら市民の期待に十分沿うべく、長期的な展望のもとで教育環境及び内容の充実に努めなければならないことを痛感し、さらに、その実現にまい進する所存であります。21世紀も目前に迫り、明日の和泉市を担うたくましく心豊かな児童・生徒の健全育成と、生涯教育の観点に立った社会教育の充実のために、総力を結集して各種施策を推進してまいりたく存じます。

<学校教育環境の充実>

人間性豊かで創造性に富んだ児童・生徒を育成し、教育内容の充実を期するためには、学校教育環境の整備と改善を図ることが重要であります。私は市長就任以来、児童・生徒がみずから励む気概を育てるにふさわしい教育環境の整備に努めてきたところでございます。いま、ようやくその努力も結実いたし、市内小中学校の鉄筋化率100%を達成し、全体に体育館・プールが完備されている状況でございます。

しかし、校舎・プールの中でもかなり以前に建設されたものもあり、今後は、学校プールあるいは校舎の大規模改修事業などに取り組んでまいる所存でございます。本年は、児童・生徒の基礎体力の強化・充実を図るため、国府小学校、北松尾小学校のプール建て替え事業あるいは和泉中学校、石尾中学校、伯太小学校における校舎の大規模改修事業を行うべく、所要の措置を講じたところでございます。さらに、光明台団地の人口の定着化に伴う光明台中学校、光明台北小学校の増築事業については、債務負担行為に計上させていただいた次第であります。

<学校教育の充実>

現在、学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を目指した教育を行っております。しかしながら昨今は、児童・生徒の“いじめ”などの問題行動が社会問題となるような事態を引き起こしていることも否めない事実であり、学校教育にあっ

ては、生徒指導に重点を置くことは現下の喫緊の課題であります。生徒指導の充実のための教育相談員の配置、道徳教育の一層の推進のための副読本の無料配布を初め、教育内容・指導技術の向上を目指した教育研修費など、所要の措置を講じたものであります。

また、向学心に燃えながら、経済的な理由等により高等学校等への進学の困難な生徒について、本年より本市独自の奨学金制度を設けるなど、教育各般を通じて、児童・生徒に対する教育の一層の充実を図ってまいり所存であります。

〈社会教育の振興〉

社会教育におきましては、余暇の増加、高学歴社会への移行及び高齢化社会への進行等変貌著しい現代社会にあつて、時代の変化に即応でき得る能力の習得など、社会教育への期待は大きく高まりつつあり、その積極的な推進は、行政の1つの課題とされており、この推進力となる社会教育団体の育成が何より重要なところであります。おかげをもちまして、本市婦人会、PTA及び文化協会を初め、各団体が積極的に活発な活動を展開していただいております、これらと密接な協力関係のもとさらに広く市民参加を求めまして、社会教育を推進してまいりたいと存じます。

特に昨年秋に竣工いたしましたコミュニティセンターはすでに御案内のとおり、多目的ホールを中心に各種会議室等を有機的に配置し、婦人活動や各種文化活動を初め、生涯教育など幅広い市民相互の交流活動の拠点として御活用いただいております。

一方、教育委員会による直轄事業として、文学講座・趣味の創作活動・家庭学級・講演会・研究会など、さらに幅広く取り組んでまいり所存であります。

図書館におきましては、従前より「本との出会い」をテーマとして事業活動を推進しておりますが、蔵書の充実におきましては、現代のニーズに即応でき得る専門書等を中心として購入を図りますとともに、昨年導入しましたオフィス・コンピューターの本格的稼働によりまして、貸し出し並びに資料提供業務の迅速化に大きく寄与できるものと存じております。

美術館は、昨年10月で3周年を迎え、内外とも展示事業を初め運営にも評価を得てきていますが、なかでも開発が進む南大阪地域のカルチャー活動の中心施設として高い期待が寄せられています。

本年は特に全国の美術館・博物館等の協力を得て、中国・日本を初めとする東南アジア地域の「水注(すいちゅう)」についての研究成果を発表する特別企画展を初め、館蔵美術品の展示を通し「心の時代」への推進事業を展開いたしてまいりたく存じます。

次に、青少年対策であります。青少年指導員・校区青少年問題協議会・青年団協議会・子供会育成連絡協議会と、学校及び市行政が一丸となり、学社連携のもと、青少年の健全育成

に向けて啓発活動・環境の浄化に努めてまいり所存であります。

<社会体育の振興>

私たちが健康な生活を送る上で、日ごろからの体力づくりは必要欠くことのできない事柄でございまして、幼児から老人に至るまで、幅広くスポーツを通じて自らの体力づくりに励まれているところであります。体育館におきましても、体育指導委員並びに体育連合加盟団体の役員の方々の積極的な協力のもとに、各種スポーツ大会及びスポーツ教室等の整備充実に努めておるところでございまして、これらの条件整備の一環として、昨年は光明池緑地運動施設を開設いたし、現在、十分に御活用いただいているところでありますが、本年は市民球場及び市民テニスコートを整備充実に、市民の健康増進と心の触れ合いの場として活用いただきたく存じます。

2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

<公園・緑地の整備>

都市における緑は、安らぎと潤いを与え、街並みに美しい調和をもたらし、安全で快適な市民生活を営む上で重要な役割を果たしております。本市は古くから豊かな緑に恵まれ、四季折々の緑は本市固有の文化を育み、市民の暮らしも緑との結びつきのなかで営まれてきました。しかし、近年の都市化の進展とともに、これらの一部が失われつつあることは事実であります。現在もその多くは保存されており、また、新たな再生にも努力いたしておるところであります。

昨年は、市制施行30周年記念事業として、潤いの拠点である黒鳥山公園においてメモリアルゾーンを整備し、第1回和泉市植樹祭を実施いたしましたところでありますが、本年も引き続き市内適所で植樹祭を行い、「緑を大切に守り育てていく」ことの協力で気運の醸成を図ってまいり所存であります。

また、黒鳥山公園内に、地場産業の歴史と現状につき理解を深めるための展示・実演などを行き施設整備を目的としたクラフトパーク構想を立て、関係省庁に要請をしまいたところ、本市を包め全国で5ヶ所が事業採択をされたものでございまして。本年はその構造の具体化に向け、引き続き用地の確保を行きべく所要の措置をいたしたものであります。さらに、都市公園の整備拡充につきましては、小田公園外6園につき所要の措置を行き、市民の安らぎの場あるいは健康・運動・文化活動の場として十分活用いただけるよう、その管理運営につき特に配慮いたした次第であります。

<道路網の整備>

本年度は、国家的プロジェクトであります関西国際空港の建設がいよいよ本格化してまいり、

空港建設による関連交通アクセスの建設が一段と進展することが予想され、本市においてもこれら広域的幹線道路を有機的に活用できるよう、市内道路環境の1日も早い充実が望まれておるところであります。

本年は、引き続き黒鳥観音寺線、信太3号線、伯太放光池丸笠線、阪和東側1号線・2号線、上代伏屋線等の整備を進めるほか、新たに上伯太線の府道松原泉大津線までの延伸事業にも着手いたしたいと存じています。また、周辺道路網を充実させるため和泉府中南通線の拡幅を図るほか、市道の維持補修、生活道路の整備など、それぞれ所要の措置をいたしたものでございます。

さらに、本市を中心とする広域幹線道路の整備につきましては、大阪岸和田南海線、池上下宮線、大阪外環状線、近畿自動車道と歌山線等々の事業につき、大阪府を初め建設省、日本道路公団など関係機関に対し、一層の促進方を要請してまいる所存であります。

<和泉中央丘陵整備事業>

「都市と自然と人間との調和」……和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業は、住宅・都市整備公団の事業主体により、いよいよ本年よりその槌音を高く響かせるべく、いま、精力的に取り組んでおるところでございます。昨年は、法に基づく施行計画の届出も完了いたし、本年4月には、公団と相図り、関係各位の御臨席を賜り、厳粛にかつにぎにぎしく起工式をとり行いたく、いま、その諸準備を進めているところであります。

本年度の工事予定は、まず、北部地区から着手を行い、関連公共事業であります河川改修事業、流域下水道整備事業あるいは泉州山手線の槇尾川架橋工事など、順次、計画的に着手すべく予定をいたしております。さらに、周辺整備事業や農業用施設整備事業など、引き続き関係者と十分協議をいたしたく存じております。

将来に向かって価値ある都市とすべく、泉州地域の中核的町づくりを目指し、英知を結集して本事業の円滑な実施と早期完成に向け、精魂を込めた努力を傾注いたしてまいる所存であります。何とぞ議員各位のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

<上水道の充実>

水道事業の基本使命は、365日24時間体制“安心しておいしく飲む水”の安定供給を確保することにあります。このため地域開発に即応した浄水施設の維持改善を初め、配水管等供給関連施設の拡充にも鋭意努めておるところであります。

また、独立採算制を基調とした水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しく、特に受水費等のコストアップは、経営基盤の強い圧迫要因となっておりますが、より一層徹底した経営協力

により、本年度もなお本市水道料金は据え置いてまいりの方針でございます。

＜河川・水路・下水道の整備＞

都市において安全で快適な生活環境を創造するには、浸水の解消と汚水の排除を行うことが重要な課題であり、現在まで浸水対策に重点を置き、雨水管整備を中心に進めてまいりました。しかし、昨年より流域下水道幹線事業が和泉市域内に着工されたことに伴い、本市の公共下水道も汚水幹線の整備に着手をいたし、近い時期における水洗化に対応いたすべく、段階的に整備を図ってまいり所存であります。

なお、地域の幹線排水路整備事業あるいは市街地を流れる水路の整備については、所要の措置をいたしたところであります。

さらに、河川にあたっては、昨年10月に“河川を美しくする会”の誕生を見て、11月に多くの市民参加をいただき第1回の河川清掃が行われ、河川がよみがえった感があります。市街地を流れる河川と町並みの調和、水辺環境の美化の増進など、これを守り育ててゆこうとする市民の熱意に感謝申し上げるとともに、本年はその継続と拡大を行い、水に親しむ施設整備のあり方などにつき調査・研究をいたし、快適な環境を創造するよう努めてまいり所存であります。

＜交通安全の確保と環境保全＞

市民の自動車保有台数の増加に加え、ミニバイク・自転車の利用者の増加など交通方法や用具の変化の中で、これら利用者の安全対策はもちろん、歩行者、とりわけ老人・身体障害者・幼児など、いわゆる交通弱者の事故防止と安全対策には、特別の配慮が肝要かと存じます。このため本年も歩道・ガードレール・カーブミラー・街路灯など交通安全施設の増設を行いますとともに、道路上の不法広告物や放置自転車の撤去など道路交通環境の向上に努めてまいります。

環境保全面では、最新の公害測定機による監視体制を増化し、公害の未然防止に努めたく、本年も“窒素酸化物測定器”の更新を行い、大気汚染状況を正確に把握し、大阪府公害監視センターとの連携を密にし、光化学スモッグ発生原因の究明に努め、あわせて複雑多様化しております生活環境をめぐる公害についても適切な指導にあたるなど、健康で安全で快適な生活環境の保持に努めてまいります。

＜環境衛生等＞

消費生活の向上により耐久消費財などの廃棄物が年々増加する傾向にある中で、かねてから御要望いただいております一般家庭から排出される不燃性廃棄物の収集回数の短縮について、本年より40日に1回を30日に1回収集を行い、生活環境の浄化に努めてまいります。また、

廃棄物の適切な排出方法及び減量化などの啓発活動を行い、清潔な町づくりに努めたい所存であります。

なお、環境改善整備事業の一環として、従前より協議を重ねてまいりました幸・王子共同墓地整備事業に、本年より取り組んでまいりたく存じております。本事業は、墓地本来の機能回復を図り、祭祀の場にふさわしい墓地とするため墓石の移転と参道整備を行うものであり、本年は、その第1期工事として所要の措置を講じたものでございます。

〈消防・防火体制の充実〉

消防行政におきましては、災害から市民の生命・財産を保護し、市民生活の安全を図るため、引き続き防火水槽・消火栓など基礎的消防力の強化を図りつつ、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプの購入を行い、特に本年は、高層建築物火災において消火・人命救出に威力を発揮するはしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールを実施するなど、消防装備の整備と近代化を図り、消防活動体制の強化に努めたいと存じます。

一方、昨年より整備を進めてまいりました“消防・救急情報地図検索装置”、及び“消防超短波無線設備”も完成をいたし、本年より運用開始をいたします。これにより消防通信体制が一段と確立され、救急業務を初め災害発生時の出動の迅速・確実化が図られ、消防隊に対する適切な指示・命令の伝達、加えて正確な情報収集ができ、円滑・効果的な消防活動が期待できるところであります。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

〈農林業の振興〉

本市の農業は、大都市近郊農業として、新鮮な野菜やみかんの生産、伝統的な花き栽培などにより発展してまいりました。しかし、近年の都市化の進展により農地の壊廃による生産量の減少、あるいは農作物に対する病虫害や公害の発生など、農業環境に悪化を来す要素もございりますが、大都市近郊農業としての特性を生かし、営農基盤の健全な発展と営農関係者の積極的な姿勢を受け、本年も引き続き地域農政推進対策事業を実施するものでございます。また、農地の有効利用と農地経営の改善・近代化を目指し、新たな農地を確保し、安定した農業経営のできる優良農地を造成すべく、本年度はその基礎調査を進めてまいり所存でございます。

なお、農道・水路・溜池等の土地基盤整備事業は、積極的に事業の推進を図ってまいります。

さらに、森林整備につきましては、森林の健全な育成と高品質材の生産を目的とした森林間伐促進対策事業に対する助成を引き続き行いほか、側川林道整備事業を継続してまいり所存でございます。

〈商工業の振興〉

本市の伝統的な地場産業である綿・スフ織物業は、国際的な産業構造の変化の中で困難な状況の下にあり、人造真珠業においても台湾製品の進出などに加え、最近の急激な円高傾向により、ここ数年にない厳しい環境が続いています。

こうした中で、全国的な製品展示会への製品の出展や宣伝等による新市場の開拓を図りつつ、経営の合理化と若手後継者の育成など、小規模事業対策等の助成措置の充実、和泉府中駅前商店街活性化のための商業環境モデル事業完成に伴う活用面での援助など、市商工会初め関係諸団体と相互緊密な協力のもとに経営相談・経営指導の強化を図り、適切な指導を行い本市商工業の活性化に努めてまいり所存でございます。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいをひろめるまちづくり。

〈老人・障害者および児童福祉〉

かねてから多くの市民の方々より御要望をいただいております（仮称）市立総合福祉会館について、基本設計もまとまり、いよいよ本年より建設工事に着手してまいりたいと存じます。（仮称）市立総合福祉会館の計画の大綱につきましては、鉄筋コンクリート造2階建、延面積約2,200㎡、1階には身体障害者福祉センターをメインに、社会福祉協議会、シルバー人材センターの各事務所を配し、2階には、老人福祉センターを計画いたし障害者・老人の福祉活動の拠点とし、合わせて福祉関係団体や個人・ボランティア等の研修・会議活動の場を確保し、市民福祉の向上と多様化に対応いたしてまいり所存でございます。

次に、老人福祉でございますが、世界に類を見ない早さで高齢化と核家族化が進展するなかで、多年にわたり社会の発展に寄与してこられた老人が、健康で生きがいをもって暮らすことは、活力ある地域社会を築くうえで極めて重要な課題であります。そのため老人クラブやゲートボールを初めとした、老人の自主的な活動に対する育成と援助をいたしつつ、さらに本年は、第15番目の老人集会所の建設を行い、地域での老人クラブ活動の高揚を図ってまいりたいと存じます。

また、シルバー人材センターも4年目に入り順調に発展しておりますが、本年より「就業あっせん」に加え、新たに臨時・短期の「雇用あっせん」も新規業務として拡大される予定であり、高齢者の就業と雇用機会の一層の拡大を図りつつ老人の豊かな知識と経験を生かした活力ある地域社会を目指し、取組みを強めてまいりたいと存じます。

一方、不幸にして寝たきり老人となられた方や1人暮らし老人には、日常生活用具の給付・貸与、家庭奉仕員の派遣、寝たきり老人入浴サービス事業の実施、あるいは寝たきり老人の痴呆性老人の短期保護事業、さらに、家庭事情等により、必要な場合は養護老人ホーム・特別養

護老人ホームへの入所措置を行い、老人福祉の充実に努めてまいりたく存じます。

次に、障害者福祉でございますが、障害者用補装具・各種の日常生活用具の給付、ミニファクス電話の貸与、盲人ガイドヘルパー、手話通訳者派遣、障害者の集いの開催、触れ合いキャンペーンなど、引き続き多面的な取り組みを行い、本年は学卒在宅障害者の生きがい対策として、簡易授産事業に対し新たに補助を行ってまいりますものであります。さらに、障害者通所施設への入所、また、家庭事情により障害関係施設への入所措置を行い、障害者福祉充実に努めてまいりたく存じます。

これら福祉施策を推進していくにあたり、市行政の努力と合わせ社会福祉協議会を初め、各種福祉団体・ボランティア団体の協力がますます重要となっており、これら団体との連携により密にするとともに、福祉基金運用益を地域福祉活動推進のために活用いたし、ボランティア活動や在宅福祉活動を一層充実したものに高めてまいりたい所存であります。

<国民健康保険事業>

国民健康保険事業は、市民の生命と健康を守るという重大な使命のもとに事業の施行を行っております。御承知のように、一昨年の健康保険法の改正により退職者医療制度が創設されましたが、この制度との関連において国庫負担金が削減され、国民健康保険事業財政調整基金からの繰り入れ措置を行っても、なお当該会計は、相当の収支不均衡の状況見込みにあります。このため被保険者の方々にも応分の御負担をお願いいたしますとともに、一般会計からの繰入金金の増額措置をいたしたところであります。

一方、給付面におきましては、最近の社会経済情勢を勘案いたし、助産費・葬祭費の改善をいたしたものであります。

<健康の保持・増進>

高齢化の進む現在、循環器疾患を初めとする慢性患者やガン患者の増加が、今後、一層拡大することが懸念されております。市民が明るい日常生活を営むためには、市民みずからの自覚と努力によることが最も重要であります。行政施策として、各種の予防接種はもとより、老人保健法による保健事業の充実に努めるため、胃ガン・子宮ガン等の検診は引き続き行い、加えて、肺ガン検診に取り組むべく準備をいたしたく存じます。

さらに、健康教室・健康相談・健康まつりなどの啓発活動にも力を注ぎ、市民の健康と明るい日常生活の向上に努めてまいります。

一方、市立病院におきましては、経営環境は依然として厳しい状況下にあります。診療機能を高めるべく医療機器の整備を行うなど、一層充実した総合病院として、市民の皆様方の健康保持に貢献してまいりたいと存じます。

<同和対策の推進>

同和対策につきましては、環境改善整備事業を中心に物的施設整備の早期完了を目指し、最大の努力を傾注しておるところであり、本年は、地域改善対策特別措置法の有効期限の最終年度を迎えております。しかし、なお必要とする相当の事業が残されており、また、各種啓発活動にもかかわらず厳しい差別事象は依然として続発するなど、解決すべき課題が多く残っているのが現状であります。

こうした問題を踏まえ、法期限後において同和問題の解決を図るため、国の責務を明確にし、新たな立法措置を求めるにつき、昨年6月市議会において「部落解放基本法」の制定に関する要望決議をいただき、また、市長会を初め関係諸団体を通じ、国に対し強く働きかけを行っているところであります。

環境改善整備事業では、引き続き住宅・道路等の整備を中心として精力的に取り組み、人権擁護活動では、同和教育推進協議会等と密接な連携を保ち、人権意識の高揚、啓発活動を強め、総合的かつ効果的な事業の推進を図ってまいりたく存じます。

なお、今後とも必要とする諸事業を促進するため、本市のような大規模な同和地区を包含する自治体に対し特別な財政援助措置を要請してまいり、同和行政の円滑な推進を図ってまいり所存であります。

<市民連帯意識の高揚……………和泉市民まつり>

市民の1人1人が郷土を愛することが、その都市の将来をどれほど発展させ、力強いものにしたすかわかりません。市民と行政は互いに協力し合い、知恵を出し合い、住みよい近隣社会をつくり上げてゆくための基盤は、市民の信頼感と郷土を愛する心から醸成されるものでありうかと存じます。市民の手づくりによる民謡盆おどり大会“和泉市民まつり”は、こうした市民の連帯感を高め、郷土を愛する心の深まりを求める“夏の風物詩”として、市民の中に定着してまいりました。

私は、こうした行事を通じ郷土“和泉市”を愛する心と触れ合いを深めていただくことは、本当に喜ばしいことだと確信をいたしております。本年は第4回目を迎え、さらなる発展を期待して所要の措置をいたしたものでございます。

[その他の施策]

<関西国際空港とコスモポリス構想>

関西国際空港の建設につきましては、昨年12月に国の地域整備大綱、大阪府の地域整備計画(案)が相次いで発表され、国際空港建設に伴うメニューが出そろってくる中で、関西国際空港株式会社など関係機関の動きが一段と活発化してまいりました。本市はその地元市として、

泉州市・町関西国際空港対策協議会あるいは関西国際空港三者連絡会議などへ積極的に参加してきたところであります。

これに加えて、公害監視役である関西国際空港環境監視機構へも今後、鋭意参加しながら、公害のない、地域に繁栄をもたらす空港を期待し、議会の御意向を踏まえながら機敏に対処してまいり所存であります。

さらに、国際空港立地のインパクトを最大限に活用すべく、近畿自動車道と歌山線あるいは大阪外環状線に隣接した、交通の利便性に優れた「春木・久井地区」をコスモポリス構想の計画地区として、本市地場産業の活性化、ひいては、大阪経済の振興につながる先端技術産業などの本市への立地を図るべく、調査・研究を進めてまいったところであります。南大阪地域では、他のコスモポリス候補地の動向など予断を許さない状況となっております中で、御承知のとおり、昨年11月に本市及び大阪府を初めとした官民18団体で「和泉市コスモポリス地域開発推進機構」を設立し、本構想実現に向けて、さらに詳細で綿密な調査・研究を実施してまいりました。本年も引き続き「和泉市コスモポリス地域開発推進機構」の中で鋭意調査を進め、大阪府など関係機関と調整を図り、本年度をめぐり本市コスモポリス構想の具体化について、一定の見きわめを行ってまいり所存であります。

なお、広域的利用が図れるスポーツ・レクリエーション構想については、関係機関と調整を図りながら、本年度も引き続き調査・研究を行ってまいり所存であります。

<事務能率の向上>

本市の行政事務の電算化につきまして、昨年4月より行政事務処理の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として、コンピューターによる住民情報オンラインシステムを本格的に実施いたしております。市民課業務を初めとする住民情報に関する多くの事務処理が、関係課の窓口を設置した端末機により、直接、即時に処理することが可能となっており、現在の処理規模は、11課252業務が電算化されておるところでございます。本年は、さらに、印鑑登録システムの開発に取り組みを行い、コンピューターシステムの一層の充実と、市民サービスの向上に努めてまいり所存であります。

なお、個人のプライバシー保護についても十分留意いたし、国における研究会の取りまとめあるいは指針などを参考とし、プライバシー保護対策につき、なお検討を進めてまいりたいと存じます。

なお、今日の厳しい社会経済情勢のもと効率的な行政運営を推進するため、職員研修の一層の充実を図り、職員1人1人の資質を向上させ、組織全体の活性化に連動させることが肝要であろうかと存じます。そのため本年は従前の職員研修に加え、特に管理監督者層を中心に広範

な知識と技術を養成し、徹底した能力開発を行い、リーダーシップの発揮と意欲的な姿勢のもと、市民の信託に応えられる職員づくりを目指す所存であります。

また、綱紀肅正については一段と引き締め、現在、直面している本市行財政の実態を適確に認識させ、市民サービスの向上に徹し、市政の執行に取り組むよう指導・監督を行ってまいりたいと存じます。

<広報広聴活動の拡充>

市民が行政や地域社会における問題に関心を持ち、的確に判断するなど、市民意識の高揚を図っていただくため、広報広聴活動を積極的に推進してまいります。従前からの「広報いずみ」を充実するほか、本年より読む広報に加えて、耳で聴いていただく広報………テレホンサービス………を実施し、行政の日常行事等適確な情報を迅速にお知らせするなど広報活動を充実してまいります。

なお、多くの方々に御利用いただいております各種の市民相談についても一層の充実を図るため、本年より行政相談週間において、各種の相談業務を総合した“よろず相談日”を開設いたしたいと存じます。

<行財政改革について>

地方行財政をめぐる諸情勢は厳しい環境の中にあります。高齢化社会・情報化時代の進行する現在の社会情勢にあって、行政の果たす役割が今後ますます拡大していくことが予測されます。これに対応する本市の財政状況については、御承知のように財政支出の上では黒字基調を維持しているものの、財政構造自体はいまだ改善されておらず、厳しい状況にあります。限られた財源を効率的に運用するためには、いま、何が必要であり、何が不必要であるかを見きわめ、無駄なもの及び不合理なものについて見直しを行い、本市独自の自主的な立場に立った行財政改革に取り組む必要があります。また、行政の果たすべき役割について常に検討し、地域の活性化を図り、「地方の時代」ふさわしい都市づくりを目指すに当たっては、簡素でスリムな行政を実現することが肝要であろうかと存じます。

さて、いま検討を進めております本市の行財政改革の視点は、第1に、財政構造を弾力化し、対応力の回復を図り、多様化する行政需要にこたえる財政基盤の確立に努める。

第2に、総合計画に基づき、安住するにふさわしい都市を構築するため、計画的な行財政改革を進める。

第3に、地方自治確立の観点から市民本位の視点に立ち、必要な改革措置を講ずる。

以上の3点を基本的な考え方として、民間有識者により組織された和泉市行財政懇談会で討議をいただき、提言を受け、本市の行財政改革大綱を策定いたし、効率的な行財政運営と市民

サービスの向上に努めてまいる所存であります。

以上が、今回御提案申し上げました昭和61年度の予算(案)の概要と、市政運営の基本的方針でございます。

冒頭、申し上げましたとおり、地方自治体を取り巻く諸情勢はますます厳しさを加えておりますが、本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、市民福祉向上を目指し最大の努力をいたしました。

激動と変化の20世紀もようやく終わりに近づきつつある中で、この歴史の大きな転換期に立って、生起する市政の諸課題を1つ1つ着実に解決し、「調和と活力ある人間都市・和泉」を建設すべく、市民の皆様方とともに1日1日誠意と勇気を持って、21世紀に向け希望の糸を紡いでいきたいと念願いたしておるところでございます。

何とぞ、私の意のあるところをおくみ取りいただき、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。御静聴ありがとうございます。



- 議長(田中包治君) 市長の市政運営方針の説明が終わりました。

次に、先ほど一括上程いたしました議案の提案理由の説明を順次、自席でお願いいたします。まず、教育委員会所管の説明を願います。

- 教育次長(逢野博之君) それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第10号「和泉市奨学基金条例制定について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。議案書1ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、教育基本法に定める教育の機会均等と現代社会における高等学校への就学実態にかんがみ、向学心がありながら経済的理由等により就学困難な者に対しまして、奨学金を貸し付けることにより高等課程の教育を履修する機会を与え、有為な人材の育成を図るための和泉市奨学基金の設置について、地方自治法第241条第1項並びに第7項の規定に基づき、御審議をお願い申し上げます。

次に、条例案の内容でございますが、第1条は、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等を図ることを目的とした、本条例の目的を規定いたしてございます。

第2条は、第1条の目的を達成するための和泉市奨学基金を設置することを定めており、第3条は、その基金額を1,000万円とすることといたしております。

第4条は、奨学金の貸し付け対象者を定めており、本市に住所を有する者で、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校若しくは盲学校、聾学校又は養護学校の高等部に

在学する者を対象といたしております。

第5条は、貸付額及び利息を定めており、第1項は、奨学金の種類及び貸付額は別表のとおり、種類を奨学資金と入学一時金とし、貸付額につきましては、国公立の高等学校等に在学する者に対しては奨学資金を月額2,000円以内、入学一時金を2万円以内、私立の高等学校等に在学する者に対しては奨学資金を月額3,000円以内、入学一時金を3万円以内と定め、第2項では、その利息を無利子といたしております。

第6条は、貸付申請を教育委員会に申請する旨の手続を定めており、第7条においては、奨学生の選定は、教育長の選考した者の中から教育委員会が決定する旨の選定事項を、第8条は、その取り消し、停止及び返還については、いずれも教育委員会が決定することといたしております。

第9条は、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める、旨の委任規定であります。

なお、附則といたしまして、本条例は、昭和61年4月1日から施行いたしたく存じます。

以上、簡単でございますが、和泉市奨学基金条例の提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中包治君） 続いて、市民生活部所管の説明を願います。
- 市民生活部長（青木孝之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第11号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びに内容を青木より御説明申し上げます。議案書5ページをお開き願います。

国民健康保険におきましては、昭和59年度より退職者医療制度が創設されました。また、この意味合いによりまして、国庫負担率が大幅に引き下げられたものでございますが、当初より厚生省では、制度改正は保険料の負担増を起さないとの見解であり、たといマイナスになっても、その7割は補填するということであったわけであります。このようなことから本市におきましても、昭和60年度は基金積立金3億3,000万円のうち約2億円を取り崩しながらも、保険料率を前年度並みに据え置き予算を編成いたしましたものでございます。しかし、国の見込み違いから制度該当者が予定の1割を大幅に下回ったことなどによる財源不足からか、昭和59年度は3分の2、60年度は3分の1の補填となったものでございます。

このため各市町村では、国保中央会を初め全国市長会、議長会、その他関係10団体とともに、国の見込み違いによる影響額の補填を要求する行動を、昨年5月29日の国保財政危機突破緊急全国大会を皮切りに数次にわたって起こしてまいりますとともに、先刻御案内のとおり、市議会にも意見書第4号「国保財政の危機打開に関する意見書」の御採択をお願い申し上げます。

など、関係各機関へ働きかけてまいりました。この結果、昭和60年度におきましては、国が認めております影響額2,080億円の3分の2、1,367億円が補正され、昭和61年度予算においても特別交付金として230億円が計上されるとともに、老人保健法の改正による国保会計の負担軽減案が打ち出されたものでございます。

これを受けました昭和60年度の決算見込みは、基金より積立金全額の3億4,860万円の繰り入れをいたしました上で、なお、2,000万円余の赤字が発生する見込みと相なったものでございます。また、昭和61年度は基金繰入金がなくなりますことに加え医療費の上昇が予想されますこと等により、約4億7,000万円の財源不足となり、非常に厳しい状況となっております。

国民健康保険は御承知のとおり、相互扶助、共済の理念に基づいて制度化されたものでございますので、国庫負担率の引き下げ及び医療費の増高等によります財源不足分につきましては、被保険者の方々に応分の御負担をお願いせざるを得ないものでございます。昭和61年度は、ただいま御説明申し上げましたとおりまことに厳しい状況下にありますため、一般会計からの繰入金の増額を行いますとともに、被保険者の方々にも応分の御負担をお願い申し上げる次第でございます。また、昨今の厳しい社会情勢などを勘案いたしまして、被保険者に係る助産費、葬祭費の給付面の改善及び低所得者世帯への負担の軽減も合わせ行うものであります。

なお、これらの改正につきましては、和泉市国民健康保険運営協議会に御諮問申し上げ、御審議を賜り、御答申をいただいております。本年度はこの答申に基づき、助産費、葬祭費の給付額の改善と保険料の賦課割合、賦課限度額及び軽減基準額の改正をお願いいたしたく、条例の制定を御提案申し上げた次第でございます。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。議案書6ページの4行目を御覧いただきたいと存じます。

第6条の2でございますが、現在、被保険者が出産いたしましたとき、助産費として8万円を支給いたしておりますが、これを10万円に、次に、第7条でございますが、被保険者が死亡したとき、葬祭費として2万5,000円を支給いたしておりますが、これを3万円にそれぞれ改定し、給付の改善を図るものでございます。

次に、第17条、保険料の賦課でございますが、保険料は御承知のとおり、賦課総額のうち所得割として35%、資産割として15%、均等割として35%、平等割として15%をそれぞれ賦課いたしてまいったわけでございますが、特に資産割につきましては、かねてから議会において御論議のあるところでございますし、また、国、府の指導及び府下各市の動向を勘案いたしまして、応能割につきましては、所得割に比重が移ってきているのが実態でございます。

このため賦課割合につきましては、応能、応益50対50は現状どおりといたしますものの、応能割のうち所得割を38%に、資産割を12%に改定し、高所得者への負担を求めるものでございます。

次に、第17条の6及び第21条の保険料の賦課限度額でございますが、現在、25万5,000円と定めてございますが、これを30万円に改定し、負担の公平を図るものでございます。

なお後ほど、附則で御説明申し上げますが、改定幅が大きいことから、昭和61年度に限り29万円とするよう御答申をいただいておりますため、これを尊重いたしまして、昭和61年度の限度額は29万円といたすものでございます。

なお、地方税法による賦課限度額は現在、35万円でございますが、昭和61年度では37万円に改定される予定でございます。

次に、附則第10項、保険料減額の基準額でございますが、現在、地方税法では、6割軽減の基準額は26万円となっておりますが、昭和61年度より27万円に改定される予定でございますため、本市におきましてもこれを27万円に改定し、低所得者世帯の負担の軽減を図るものでございます。

なお、条例第21条第2号に定める4割軽減の適用世帯で、その計算の基礎となる被保険者1人当たりの金額は、19万円から20万円に改定される予定でございますが、これにつきましては、本市条例では読み替え規定となっておりますので、報告させていただきます。

次に、附則第12項でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、昭和61年度に限り賦課限度額を29万円と定めたものでございます。

続きまして、附則でございますが、この条例は、昭和61年4月1日から施行することといたしてございます。また、改正後の条例第6条の2及び第7条の規定は、昭和61年4月1日以降の出産及び死亡から適用いたしますとともに、第17条、第17条の6、第21条、附則第10項及び附則第12項の規定につきましては、昭和61年度の保険料から適用いたしますのでございます。

以上、簡単でございますが、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましても、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、新旧対照表を8ページ以下に添付いたしてございますので御覧賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中包治君） 次に建設部所管の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第12号「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並び

にその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、議案書12ページをお開き願います。御承知のように下水道は、生活環境の改善、公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質汚濁防止等のため、不可欠の都市施設として住民の要望はきわめて高いものがあります。本市における公共下水道は、鶴山台を中心とした泉北環境整備施設組合が整備する区域と本市が整備する区域に分かれております。本市が整備する区域は、泉北処理区に属する区域のうち光明台と光明池駅前地区が供用を開始しており、これ以外の地区は、南大阪湾岸北部流域下水道処理区に属し、現在、忠岡町に処理場の建設と並行して幹線幹渠の整備が進められております。本市におきましても、60年度から公共下水道汚水幹線の先行整備に着手したところでございます。

泉北処理区につきましては昭和53年3月、光明台団地入居とともに下水道条例を制定し、下水道使用料の徴収を開始してまいりました。この泉北処理区は堺市の泉北処理場で処理されているため、処理業務を堺市に委託いたしております。条例制定以来約8年を経過いたしました。現在、充当する使用料の割合が維持管理費の約50%となっており、今後この傾向が続くものと予想されております。このため不足分につきましては一般財源の投入が必要となり、負担の公平を欠くものでもあり、不足する経費につきましては今回、下水道使用料の改定をお願いいたすものでございますが、97%を占める一般家庭の引き上げ率につきましてはできるだけ抑えるよう配慮し、一般家庭の平均で約26%程度の改定にとどめようとするものでございます。家庭用をとらえた場合、ほぼ泉北環境並びに泉大津市並みとなります。

使用料の対象経費は、第4次下水道財政研究委員会の提言によりますと、建設投資額及びこれに係る地方債利子等の資本費を維持管理費と同様、使用者負担とすることが適当であるとされておりますが、泉北処理区の独自性を考慮し、現在の汚水に係る維持管理費とし、そのうち約80%を使用料として充当しようとするものであります。

使用料体系としましては現行と同様、累進逓増料金体系を採用し、水量区分につきましては、新たに301m³以上の大口需要家について3区分を新設し、全体として9区分といたしました。

なお、改定料金体系につきましては、昭和61年7月に徴収いたします分から適用をお願いいたしたいと存じます。

次に、下水道使用料の改定でございますが、これは排水設備工事業者の指定証書の交付に係るものであります。近隣都市の状況を勘案し、今回、改定をお願いするものでございます。

以上、使用料等今回の改定案につきましてその理由を申し述べましたが、今後も引き続き経営改善に懸命の努力をいたす所存でございますので、よろしく御了承を願いたいと思います。

それでは、次にその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第19条第1項の表でございますが、 8m^3 までの基本料金を「255円」から「320円」に、 9m^3 から 20m^3 までの区分につきましては 1m^3 につき「35円」から「45円」に、以下 21m^3 から 30m^3 までの区分につきましては「40円」から「50円」に、 31m^3 から 50m^3 までの区分につきましては「45円」から「55円」に、 51m^3 から 100m^3 までの区分につきましては「50円」から「70円」に、 101m^3 から 300m^3 までの区分につきましては「60円」から「90円」に、 301m^3 から 500m^3 までの区分につきましては「60円」から「115円」に、 501m^3 から $1,000\text{m}^3$ につきましては「60円」から「140円」に、 $1,001\text{m}^3$ 以上の区分につきましては、「60円」から「170円」に改めるものでございます。

次に、第21条第1項第5号中の証書交付手数料「200円」を「1,000円」に改めるもので、本件につきましては、4月1日から施行いたすものであります。

以上が本改正案の内容であります。詳細につきましては、お手元に配付いたしております参考資料に記載いたしておりますのでよろしく御参照いただき、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 引き続きまして、予算説明に入ります。まず、一般会計、特別会計予算について順次、説明を願います。

○ 総務部長（麻生和義君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第2号から第7号までの6会計の予算につきまして、その概要の御説明を申し上げたいと存じます。

まず、予算編成につきましては、先ほど市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再確認し予算を編成いたしましたものでございます。昭和61年度の一般会計予算は、総額317億9,600万円と相なるわけでございまして、前年度当初と比較いたしますと、28億9,300万円、10%の伸びであります。この要因は、市債借換措置分を包含している関係でございまして、実質的には、2.6%の伸び率になる次第でございまして。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございまして。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額は、317億9,600万円と定めるものでございまして、款項の区分ごとの金額は、第1表のとおりでございまして。それぞれの内容につきましては、先ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額等を定めるも

のでございまして、(仮称)市立総合福祉会館建設事業、改良住宅建設事業及び用地取得費等 39億9,389万7,000円の計上でございます。期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございまして、事業目的、借入限度額等を定めるものでございまして、38億4,682万3,000円計上いたしました。起債の方法、利率、借り入れ先、償還の方法は、第3表のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55億円計上いたしました。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるように定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書に基づきまして、歳出予算より御説明申し上げます。37ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費と議会運営費を合わせまして、2億8,483万9,000円計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、総額27億8,095万9,000円の計上となり、対前年度当初と比較いたしますと、7億4,745万4,000円の減額となるものでございます。これにつきましては、昨年度完成いたしましたコミュニティセンター建設事業費分が、その主要因でございます。

総務管理費につきましては、特別職、一般職員の給与費を初め、庁舎管理経費等おおむね経常的な経費でございますが、関西国際空港建設に関連する調査研究の経費を初め、市民への広報活動の充実を図るべく、テレホンガイド実施のための経費等も計上いたしましたものでございます。

次に、徴税費、戸籍住民基本台帳費、監査委員費、同和対策費につきましては、それぞれ運営経費を計上いたしました。

なお、選挙費につきましては、本年度は、参議院議員通常選挙が施行されますので、それに関連する経費を計上いたしました。

統計調査費につきましては、前年度には、5年ごとに執行される国勢調査に関する経費を計上した関係から減額が生じているものでございます。

次に、民生費でございますが、82億5,263万9,000円計上いたしました。

社会福祉費につきましては、心身障害者、老人に対する福祉経費及び医療費助成を初め、国

民健康保険事業、老人保健事業特別会計への繰出金を計上いたしておりますが、特に本年度は、61年度から62年度への継続事業として計画されている（仮称）市立総合福祉会館建設事業の設計経費等を計上いたしました。また、在宅障害者対策としまして、特別障害者手当の新制度実施のに伴う措置及び簡易心身障害者通所授産事業運営費補助金を計上いたしました。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め、保育所、母子寮及び児童遊園の管理経費を計上いたしましたのでございます。

生活保護費につきましては、生活扶助費を初め、生活保護家庭への見舞い金等を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、32億4,029万4,000円を計上いたしてございます。

予防衛生費につきましては、前年度完成いたしました保健センターの管理経費を初め、老人保健法に基づく中高年齢者の健康診査を行う保健事業費、結核、インフルエンザ等各種対策経費及び市民の健康を保持すべく、市立病院に対する補助金や休日急病診療所の運営経費等を計上いたしましたのでございます。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集処理経費を計上いたしました。

墓地管理費につきましては、市設墓苑の管理経費を初め、市営葬儀の運営経費を計上いたしております。また、環境改善整備事業の一環としまして、幸・王子共同墓地整備事業費を計上いたしてございます。

上水道につきましては、本市水道事業及び泉北水道事業団に対する補助金を計上いたしましたのでございます。

労働費につきましては、失業対策関連経費として、6,658万3,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、2億9,767万2,000円を計上いたしました。

農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、水田利用再編対策費、地域農政推進対策費、また、農道、ため池、水路等農業基盤の整備に関する経費を計上いたしてございます。

林道費につきましては、59年度来の継続事業の側川林道の整備事業を初め、森林間伐の事業費を計上いたしましたのでございます。

次に、商工費でございますが、2億3,969万2,000円を計上いたしました。小規模事業対策等の助成措置を初めとする中小企業の振興対策費、事業資金の融資、また、中高年齢者福祉センター施設の管理経費を計上いたしましたのでございます。

続きまして、土木費でございますが、54億6,774万8,000円計上いたしました。

まず、土木管理費につきましては、管理経費等を計上いたしてございます。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備を初め、昨年度より着手いたしました黒鳥観音寺線、上伯太線、上代伏屋線及び環境改善道路の整備を図るべく、それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、河川水路費でございますが、一般河川の改修事業を初め、東松尾川及び長谷川の河川改修、また、水路につきましては、市内一円の水路の整備事業費を計上いたしましたものでございます。

都市計画費につきましては、公園、街路、下水道費の経費でございますが、公園につきましては、小田・旭公園、光明池緑地を初め、黒鳥山公園の将来のクラフトパーク計画に基づく用地購入費等をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

街路事業費につきましては、販和東側2号線の整備事業費を、また、浸水対策費としましては、市内浸水対策整備事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理経費及び改良住宅建設事業費をそれぞれ計上いたしました。

消防費につきましては、7億8,357万7,000円計上いたしました。消防署及び消防団費の経費でございますが、防火水槽の新設、消防ポンプ自動車購入並びに整備費等を計上いたしましたものでございます。

続きまして、教育費でございますが、総額36億5,942万6,000円を計上いたしました。教育総務費につきましては、教育委員会の運営費を初め、小・中学校の教育指導及び研修費を計上いたしました。

次に、小学校費、中学校費、幼稚園費でございますが、まず、小学校費につきましては、光明台北小学校の整備を初め、伯太小学校の大規模改修事業、北松尾小学校、国府小学校のプール建設等の整備事業費を計上いたしました。

中学校費につきましては、光明台中学校、南池田中学校の整備を初め、大規模改修事業としては、和泉中学校と石尾中学校において校舎の改修工事を施行するものでございます。

そのほかには、小・中学校・幼稚園の運営管理維持経費等を計上いたしましたものでございます。

社会教育費につきましては、青少年等の対策経費を初め、各公共施設の運営管理維持経費等を計上いたしてございます。

保健体育費につきましても、昨年度よりオープンいたしました光明池緑地運動施設を初め、各運動施設の運営管理維持費を計上いたしております。

次に、公債費でございますが、前年度以前に借り入れた市債の元利償還金並びに一時借入金

の利子等60億6,389万8,000円計上いたしました。これは前年度に比べますと52.4%の伸びになるわけでございます。この点につきましては、昭和50年度に借り入れました市債について借り換えの措置を講じたものでございます。

また諸支出金につきましては、6億867万3,000円計上いたしました。開発公社に対する貸付金、災害援護資金貸付金を初め、一部事務組合に係る地方交付税の配分金を、また、基金費につきましては、公共施設整備基金積立金及び福祉基金に対する積立金を計上いたしましたものでございます。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円計上いたしてございます。

以上が歳出予算の事項でございます、歳出総額317億9,600万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。予算書3ページでございます。

まず、初めに、市税でございますが、前年度見込み額等を勘案いたしまして、111億8,000万円計上いたしてございます。

次に、地方譲与税1億7,800万円、自動車取得税交付金2億1,570万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億1,100万円、地方交付税46億5,100万円、交通安全対策特別交付金2,200万円につきましては、それぞれ昨年度実績、国の動向及びそれぞれの法令等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

分担金及び負担金でございますが、4億2,116万8,000円計上いたしました。分担金につきましては農林水産業費分担金で、負担金は、総務費負担金を初め、精薄、老人、保育所の施設収容措置負担金、また、ため池、公園等に伴う事業負担金をそれぞれ計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので2億5,317万1,000円。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の手数料として、4,828万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金52億8,737万円、府支出金19億4,911万円を計上いたしておりますが、これらは、いずれも歳出予算の経費と相関連いたすものでございます。

次に、財産収入でございますが、公共施設整備基金利子収入を初め、不動産売払収入等3億127万5,000円を計上いたしてございます。

寄附金につきましては、一般寄附金、開発指導要綱に基づく寄附金及び今年度新設予定の奨学基金の繰出指定寄附金等2億4,700万円を計上いたしましたものでございます。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び美術館運営準備基金からの繰入金等5億9,197万9,000円計上いたしてございます。

諸収入につきましては、23億9,212万円計上いたしました。主なものといたしましては、病院事業の貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございますが、38億4,682万3,000円計上いたしてございます。これらは、歳出予算の事業費と関連いたしましたものでございまして、適債事業に対し、充当率を勘案いたしましてそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が歳入予算でございますが、総額317億9,600万円と相なる次第でございます。

以上が昭和61年度一般会計予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第3号「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、昨今、年金制度とともに大きな変革が行われております。国保財政の基盤が脆弱なことから、他の保険制度との財政調整を図るべく昭和58年に老人保健法が、また、59年には、退職者医療制度の創設がなされたものの、一方では、定率の国庫支出金が大幅に引き下げられたことに伴い、本市国保財政においても多大の影響を受けております。

昭和61年度におきましては、退職者被保険者の増加、老人医療費の拠出金に係る加入者按分率の改定等、財政効果は期待できますものの、なお、相当厳しいものと予想いたしております。このため本年度の予算編成に当たっては、一般会計からの繰入金の増額を行いますとともに、被保険者の方々にも応分の御負担をお願いいたしますことと相なった次第でございます。

なお、給付面につきましても一定の改善を図りたく、別途、条例の改正をお願い申し上げているところでございますので、よろしく御願い申し上げます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を56億5,080万円と定めるものでございます。

なお、この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる、旨規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまず、歳出予算から内容を御説明申し上げます。241ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費としまして、保険給付を行う上での職員給与費及び事務的経費でございます。4,444万1,000円。徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして、1億1,394万3,000円を計上いたしましたのでございます。

次に、運営協議会費でございますが、これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございます。118万1,000円計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございます。50万円計上いたしましたのでございます。

保険給付費でございますが、療養給付費といたしまして、38億6,222万8,000円計上いたしました。

次に、老人保健拠出金でございますが、これは老人保健法に係る被保険者を対象としたものでございまして、医療費及び事務費を含めまして、15億4,980万3,000円計上いたしましたのでございます。

次に、共同事業拠出金でございます。高額な医療費が発生した場合に保険財政の負担を軽減するための高額医療費共同事業と、退職者医療制度に係る被保険者認定のためのその他共同事業を含めまして、3,630万6,000円計上いたしましたのでございます。

保険施設費でございますが、優良家庭及び健康老人に対する表彰と医療費通知に要します費用384万2,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、歳計現金に不足が生じたときの一時借入金の利子でございます。542万5,000円計上いたしましたのでございます。

次に、諸支出金でございますが、保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、313万1,000円計上いたしましたのでございます。

次に、予備費でございますが、疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため、3,000万円計上いたしましたのでございます。

以上、歳出予算合計いたしまして56億5,080万円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当すべき歳入予算につきまして御説明申し上げます。予算書237ページでございます。

まず、国民健康保険料でございますが、本事業に必要な御負担をお願いいたすべく、賦課限度額並びに料率の改定等の措置を講じさせていただきまして、24億3,524万7,000円計上いたしましたのでございます。

一部負担金につきましては2万円。使用料及び手数料につきましては、50万円をそれぞれ

計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。事務費負担金として6,500万円、療養給付費等負担金として19億718万9,000円、助産費補助金として1,190万円、財政調整交付金として4億3,300万円を、国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、療養給付費交付金でございます。退職者医療制度に係る被保険者の医療費を対象として、各被保険者から拠出されるものでございまして、4億7,516万8,000円計上いたしました。

次に、府支出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金として2,000万円、老人医療費波及分補助金として2,700万円、障害者医療費波及分補助金として2,000万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。共同事業交付金でございますが、歳出で御説明いたしました高額医療費共同事業に伴い交付金でございまして、3,629万6,000円計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございますが、被保険者の負担の軽減を図るため、一般会計から繰り入れをいたすものでございまして、1億5,000万円計上いたしました。

最後に、諸収入でございます。第三者納付金、医療費返納金等々をいたしまして、6,948万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入合計をいたしまして56億5,080万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第4号「和泉市老人保健事業特別会計予算」について、その内容の御説明を申し上げます。

老人保健法が施行されて5年目を迎えることになりましたが、御承知のとおりこの制度は、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象といたしたもので、適切な医療の確保を図るとともに、健康の保持及び福祉の増進に期することを目的としたものでございます。

次に、その内容の御説明を申し上げます。予算書16ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億2,978万7,000円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりまず、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。予算書261ページでございます。

総務管理費の一般管理費をいたしまして82万7,000円。

次の医療諸費でございますが、これは61年度で見込まれる受給対象者7,091人に係る医療

諸費といたしまして、54億2,896万円を計上いたしました。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、ただいまの歳出に充当する歳入予算について御説明申し上げます。

まず、支払基金交付金でございますが、これは医療費の70%、37億9,348万円及び医療費の審査支払に係る手数料843万2,000円、合計38億1,911万2,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金といたしまして、医療費の20%、10億8,385万1,000円を計上いたしました。

次に、府支出金といたしまして、医療費の5%、2億7,096万2,000円、また、受給者健康指導事業費補助金として28万3,000円、合計2億7,124万5,000円を計上いたしてございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費の5%及び当該事務に係る経費の所要額を合わせました2億7,267万9,000円を、一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為による医療費償還額として、10万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳入歳出予算それぞれの合計額は、54億2,978万7,000円と相なる次第でございます。

以上が老人保健事業特別会計予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第5号「昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書18ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を2億6,874万5,000円と定めるもので、予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、266ページにございますとおり、公園用地の購入費等1億6,680万2,000円と、前年度以前に借り入れました地方債の元利償還金1億1,94万3,000円でございます。

これに充当いたします財源といたしまして、地方債と一般会計より繰り入れたいすべく、予算措置したものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計についての内容の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」について御説明申し上げます。予算書21ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を14億3,398万7,000円と定めるものでございます。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、第2表のとおりでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費を流用できるように定められたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。予算書273ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理費、南大阪湾岸北部流域下水道事業費の負担金等8億3,114万8,000円を計上いたしました。

また、下水道整備費につきましては、繁和幹線整備事業費等4億1,40万8,000円計上いたしました次第でございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金として、2億9,3万1,000円計上いたしました。

予備費として、50万円計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入について御説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金といたしましては、下水道事業費負担金5,040万円を、また、下水道使用料といたしまして、利用者に応分の御負担をお願いいたすべく、料金の改定措置を講じさせていただき、別途、改正条例の御審議を煩わすところでございます。見込み額6,277万1,000円を計上いたしました次第でございます。

次に、国庫支出金1億4,800万円、府支出金1,413万2,000円、市債6億940万円をそれぞれ計上いたしました。これらは歳出に関連いたします歳入でございまして、歳入不足額5億4,928万4,000円を一般会計から繰り入れたいすべく措置いたしましたものでございます。

以上が歳入歳出予算でございまして、総額14億3,398万7,000円と相なる次第でございます。

続きまして、議案第7号「昭和61年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」について、その内容を御説明申し上げます。

和泉中央丘陵事業につきましては周知のとおり、本市の総合基本構想に基づき、住宅・都市整備公団が事業主体となって新しい町づくりを行おうとするものであります。昨年は、法に基

づく施行計画の届け出も完了しまして、本年度の工事予定は、まず、北部地区から着手する運びと相なっております。今後においては、計画的に進めるべく取り組んでまいりたいと存じます。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。予算書25ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,537万3,000円と定めるものでございます。

この歳入歳出の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまず、歳出予算から御説明申し上げます。予算書288ページでございます。

和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、関係職員の給与費及び用地取得等事務費といたしまして6,237万3,000円。

それと、緊急または不測の経費に充当いたします予備費として300万円、合わせまして総額6,537万3,000円を計上いたしております。

以上が歳出予算でございますが、これに充当いたします歳入予算につきましては、事項別明細書287ページでございますが、住宅・都市整備公団の受宅事業収入といたしまして、歳出予算相当額6,537万3,000円を計上いたしております。

以上、昭和61年度和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして、昭和61年度一般会計並びに特別会計予算の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 次に、水道事業会計予算の説明を願います。
- 水道部理事(岩井益一君) それでは、お許しをいただきまして自席から、議案第8号「昭和61年度和泉市水道事業会計予算」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず初めに、新年度を控えまして、最近の水道事業に関する主要な経営動向について総括的に申し述べますと、昭和59年度の異常渇水に伴う節水PR効果の後遺症が残り、当面、給水収益の伸びは横ばいとなっております。また、現行料金水準維持のもとで、府営水道、泉北水道からの受水費の平年度化によるコストアップ並びに人件費その他諸経費増は、ここ数年間、単年度黒字を基調としてまいりました水道財政も、昭和60年度においては収支均衡の維持が至難と相なり、約7,000万円程度の赤字欠損額が見込まれるに至り、まことに厳しい情勢下にあります。

こうした背景のもとで、新年度における経営目標といたしましては、より徹底した企業努力により人件費、物件費等経常経費の節減に努めるはもとより、懸案の遊休地の処分等により現

行料金体系を引き続き据え置いてまいらる方針であります。

それでは、別冊予算書1ページにより予算の概要について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務の予定量でございますが、第2条において、給水戸数4万1,900戸、年間総給水量を有収率9.25%と見込み1,297万4,000 m^3 、また、1日平均給水量については、3万5,545 m^3 と予定いたすものでございます。

また、主要な建設改良費としましては、環境改善整備事業に伴う配水管整備事業に2,700万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に4,000万円、また、継続施行しております水道施設等整備事業に1億7,350万円をもって、和田浄水場浄水設備の改良工事、鶴山台配水池計装テレメーター整備工事並びに年次計画に基づく配水管布設工事延長2,288m余を施行予定しているものでございます。

次に、第3条 経営収支の予定でございますが、収益的収入より申しますと、第1款 水道事業収益を18億2,926万4,000円と予定し、その大宗として営業収益においては、最近の水需要の動向等にかんがみ、過去の実績を勘案しつつ、前年度当初に比し2.3%減の17億460万4,000円を計上いたしました。

2ページでございますが、営業外収益については、1億2,456万円を予定いたしておりますが、光明台等公団公社関連の集合住宅工事並びに水質関係の年賦負担金の完了に起因して、加入金並びに雑収益を中心に対前年度比8.1%の減額と相なっております。

次に、支出面でございますが、第1款 水道事業費用を19億6,798万5,000円と予定し、主な内訳といたしましては、職員給与費を初め受水費、受託工事費等営業費用は、前年度に比し2.9%増の16億7,469万3,000円と予定いたしました。この増加要因といたしましては、給水原価の主要な要素を構成いたします職員給与費を初め、受水費、減価償却費等の経費増を見込むものでございます。

また、営業外費用でございますが、これは主に支払利息でございます、合計2億9,159万2,000円を計上いたすものでございます。

なお、特別損失は、過年度分水道料金の調定減を実績により、また、予備費につきましては、昨年同様の措置といたすものであります。

以上、収支差し引きいたしますと、1億3,872万1,000円の当年度純損失が見込まれるものでございます。

次に、第4条でございますが、これは主として建設改良事業に伴う資金収支でありまして、まず、収入面から申しますと、第1項 企業債は2億2,900万円と予定。内訳といたしましては、配水管整備事業債、同更生事業債並びに水道施設等整備事業債と相なっております。

第2項 工事負担金については、民間を中心とした開発行為による配水管布設工事費等原因者負担として1億8,000万円を予定し、第3項 負担金は、消火栓新設に伴い一般会計負担分で、前年同様の措置といたしました。

以上により資本的収入総額を4億1,651万円といたすものであります。

一方、資本的支出の予定総額は5億5,791万5,000円とし、水道施設基盤強化に資する建設改良関連事業費並びに政府等借り入れ機関に対する企業債償還元金がその主なものでございます。

なお、資本的収支勘定における収支不足額1億4,140万5,000円につきましては、減価償却費等による内部留保資金で補填するものであります。

次に、第5条でございますが、これは前述いたしました企業債の借り入れ予定について、目的、限度額、利率及び償還の方法について定めているものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を、第7条は、各経費の流用事項及び第8条は、議会の議決を必要とする流用事項をそれぞれ定めております。

第9条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、第10条は、建設用材料等のたな卸資産購入限度額を1億5,460万7,000円と定めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました昭和61年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら詳細につきましては5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますて、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(田中包治君) 最後に、病院事業会計予算の説明を願います。
- 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第9号「昭和61年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

たび重なる薬価基準の引き下げ等々により、病院事業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。昭和61年度におきましても若干の診療報酬の改定は期待できますものの、これと並行いたしまして薬価基準の引き下げが予定されております。このため昭和61年度の事業運営は、ことのほか厳しい状況に立ち至るものと予想されております。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず第2条は、本年度の業務の予定量を定めたものでございまして、病床数327床、患者数は入院で1日平均280人、年間10万2,200人、外来で1日平均685人、年間で20万3,445人。また、本年度の主要な建設改良事業は、医療器械購入費6,500万円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

次に第3条は、収益的収入及び支出の予定でございます。収入第1款は、病院事業収益として42億3,290万円を予定いたしました。

その内容でございますが、第1項は、入院、外来収益の医業収益でございまして39億9,280万円。第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益でございまして、2億4,010万円を予定いたしました。

次に、支出第1款 病院事業費用は、43億8,400万円でございます。

第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございまして41億2,630万円。第2項は、企業債及び一時借入金の利子等の医業外費用でございまして2億5,740万円。第3項は、予備費といたしまして30万円それぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定でございますが、収入第1款資本的収入10億252万円。

その内訳でございますが、第1項は、一般会計からの出資金6,680万円。第2項は、一般会計からの長期借入金8億7,284万円。第3項は、本年度発行を予定いたしております企業債6,000万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、支出第1款 資本的支出10億252万円でございます。

その内訳でございますが、第1項は、建設改良費の医療費の医療器械購入費の建設改良費として6,623万3,000円。第2項は、企業債償還金9,128万7,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金返還金として8億4,500万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第5条は、起債の目的、限度額を定めるものでございまして、本年度は、医療器械購入費用として6,000万円の起債の発行を予定いたしましたものでございます。

次に、第6条でございますが、本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本年度も前年度と同額の20億円と定めるものでございます。

次に、第7条は、予定支出の各項の流用する場合の規定。

次の第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたものであり、次の第9条は、一般会計からこの会計へ補助する金額を定めたものでございまして、本年度は2億1,112万円と定めたものでございます。

次に、第10条は、たな卸資産の購入限度額を13億9,350万円と定めたものでございます。

以上の結果、本年度の収支は、医業収支で1億3,350万円、医業外収支で1,730万円の単年度欠損となり、予備費を含めた当年度の欠損見込み額は、1億5,110万円と相なる見込

みでございます。しかし、病院事業に影響する不良債務額につきましては、本年度で5,300万6,000円解消でき、本年度末の不良債務額は、9億8,124万6,000円と相なる見込みでございます。

以上、簡単でございますが、昭和61年度病院事業会計予算の内容でございます。御案内のとおり、医療を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっておりますが、なお一層の努力を傾注し、市民の医療需要にこたえてまいりたいと存じます。

なお、5ページ以下に予算に関する説明書、31ページ以下に予算参考資料等を添付いたしておりますので御高覧賜り、よろしく御審議の上、原案どおり可決、決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） ここで、先ほど提案説明のあった「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」の議案の中に字句の訂正の申し出がありましたので、説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） まことに申しわけございません。さきに御提案いただきました「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」の議案書の中に印刷の間違ひがございますので、訂正の説明をさせていただきます。

議案書12ページ、第9条第1項の表中、「立法メートル」はすべて「立方メートル」の誤りでございます。なお、参考資料につきましても同様の誤りがございます。今後、このようなことのないよう十分注意いたしますので、何とぞよろしく御了解賜りますようお願いを申し上げます、お願いを申し上げる次第でございます。

-
- 議長（田中包治君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いしたいと思っておりますので、次の日程で特別委員会の設置をお願いし、付託の上、休会中の審議をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

次に、日程第14「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

昭和61年3月6日提出

和泉市議会議長 田中包治

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和61年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する

4. 付託期限

昭和61年和泉市議会第1回定例会会期中

○ 議長（田中包治君） 本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市奨学基金条例制定について」から日程第13「昭和61年度和泉市病院事業会計予算」までの議案を慎重に審議願うため、本特別委員会を設置するものでございます。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号は原案どおり可決いたしました。

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第15「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和61年3月6日提出

和泉市議会議長 田中包治

記

予算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（田中包治君） 本予算審査特別委員会委員の選任につきましては、私から選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。

予算審査特別委員会委員に奥村圭一郎、成田秀益、天堀 博、西村慎太郎、若浜記久男、西口秀光、穴瀬克己、藤原正通、池辺秀夫、金谷 衛、仁井 明、松尾孝明、竹内修一。

以上、13名でございます。

- 議長（田中包治君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号の委員の選任は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆様には大変御苦勞でございますが、付託された諸議案をよろしく審査賜りますようお願いいたします。

-
- 議長（田中包治君） ここで、お諮りいたします。本日の日程は終了いたしましたので、これをもって散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

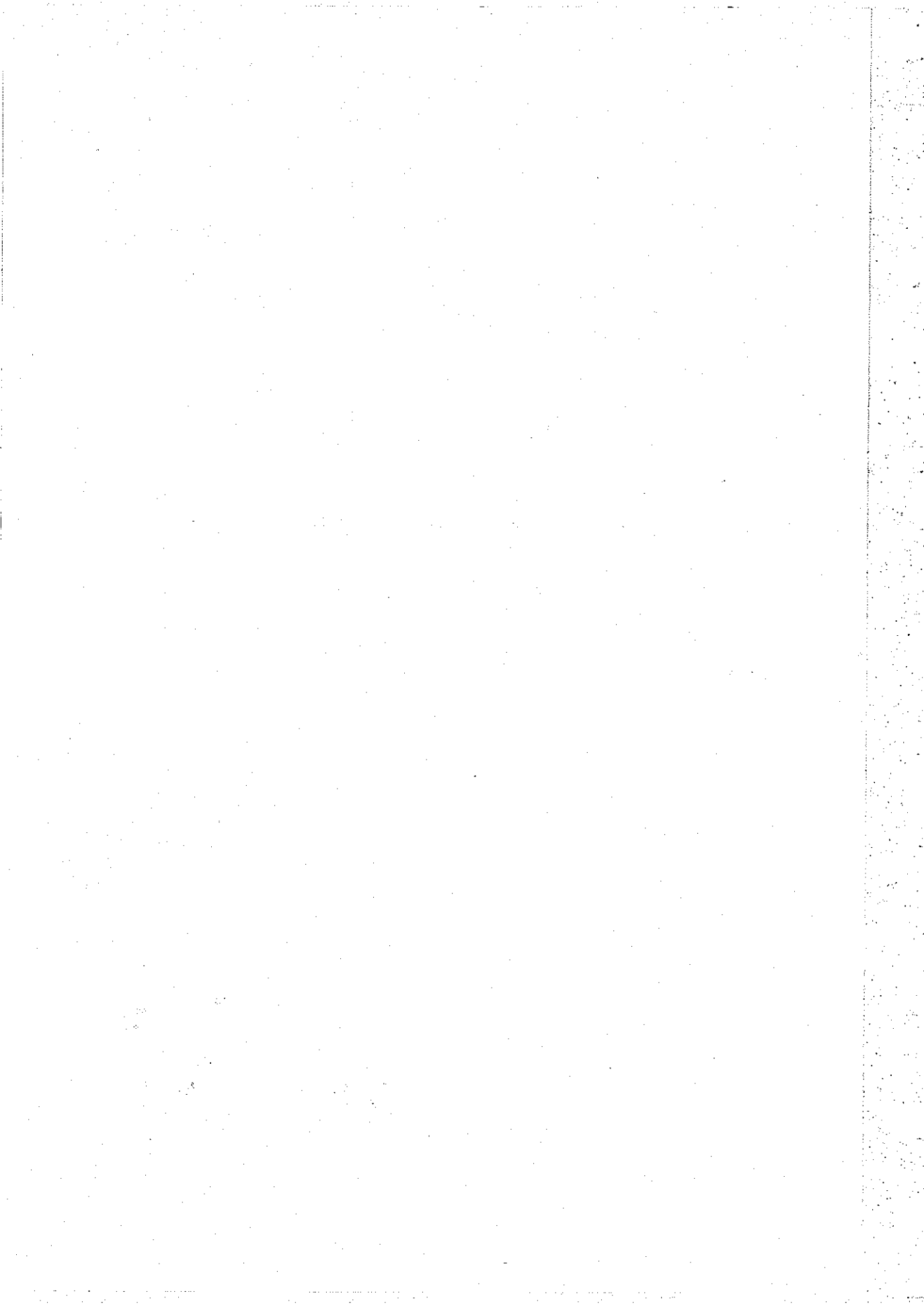
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、9日までを休会とし10日から一般質問を行いますので、定刻御参集をお願いいたします。どうもありがとうございました。

（午後零時散会）

第 2 日



昭和61年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（26名）

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	成田秀益君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田志雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生田稔
助	役	坂口禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
収	入	役	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室	長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室	理事	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室	企画室長	稻田順三	産業部次長	中上好美
市長公室	次長兼 人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	青木孝之
秘書課	長	井阪和充	市民生活部次長兼 保険年金課長事務取扱	原美助
総務部	長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部	理事	大塚孝之	建設部理事	兼子実
財政課	長	阪豊光	建設部次長	堀宏行
同和对策部	長	橋本昭夫	建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
病 院 長	竹林 淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会 計 課 長	赤田 儒信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷 泰夫	監 査 委 員 員	久光喜多男
消防本部次長	高宮 武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和61年3月第1回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

- ① 18番 勝 部 津喜枝 議員
 1. 市長の市政方針について
 2. 行革大綱について
 3. 同和行政について
 4. 福祉行政について
 5. 教育行政について
- ② 27番 金 谷 衛 議員
 1. 市立病院の運営について
 2. 市内の交通機関について
 3. 税の徴収について
- ③ 7番 藤 原 正 通 議員
 1. 社会教育のあり方について
 2. 交通安全と環境保全について
 3. 老人福祉について(社会福祉のあり方)
 4. 公共下水道について
- ④ 25番 大 谷 昌 幸 議員
 1. 学校教育について
 2. 社会教育について
- ⑤ 19番 原 重 樹 議員
 1. 国保会計について
 - (イ) 60年度決算見込について

2. 開発問題について

- (イ) 関西国際空港関連について
- (ロ) コスモポリス構想について

3. 同和行政について

- (イ) 解放会館運営等について

⑥ 6番 赤阪和見議員

1. 市政運営方針内容について

- 公園、緑地の整備
- 中央丘陵整備事業
- 環境衛生
- 老人、障害者及び児童福祉
- 和泉市民まつり
- 事務能率の向上

2. その他

- (イ) 公共施設の契約電力代金について
- (ロ) 物品購入の適正化及び基本的考え方について

(午前10時00開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かと御多忙のところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。欠席届け出のある議員さんはいません。柳瀬議員さん、田中昭一議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

-
- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問について」を行います。それでは、18番・勝部津喜枝君。

(18番・勝部津喜枝君登壇)

- 18番(勝部津喜枝君) 通告に基づきまして、日本共産党市会議員団を代表いたしまして、昭和61年度市長の市政方針並びに当初予算編成に関連して総括的な質問をさせていただきます。

すでに御承知のとおり、政府は、昭和60年度に引き続き61年度も福祉、教育、公共事業などにかかわる国庫負担金、補助金の大幅な削減を進めようとしております。これはそもそも昭和60年度の国庫負担金、補助金の削減が、1年限りとして時限措置の強い限定、制約が加えられたものであるにもかかわらず、政府はこの約束をほごにして、再び多くの地方自治体の意向や世論に背を向け強引に延長したものであり、しかも、61年度以降3年に及ぶというのであります。ここにきて、常に共存共栄を主張するわが和泉市池田市長も市政方針において遺憾の意を表明せざるを得ないところに、政府と国民、そして、地方自治体との矛盾は深まってきたものと考え次第であります。

そこでまず、財政問題としてお尋ねいたします。

和泉市では、この影響額は、昭和59年度決算をベースにして試算した場合、60年度、61年度とこの影響額の総額及び経常経費、投資的経費ではそれぞれどのくらいになるのでしょうか。また、民生、教育、公共事業など補助対象事業別の影響額はそれぞれ幾らくらいになるのか。試算されている内容についてお示し願いたいと思います。

財政の第2は、61年度当初予算全体に占める同和と一般の額と割合。さらに、市債現在高と、その一般、同和分の額と割合をお示し願いたいと思います。参考までにこの場合、前年度比伸び率10%が実質2.6%という、この説明の2.6%を基準にしたものでお願いしたいと思います。

市政方針の第1でござりますが、総合基本計画に関連してお尋ねいたします。

近年、本市の重要施策として中央丘陵開発、さらに、コスモポリス構想が大きくクローズアップされ、市長お得意の夢とロマンが振りまかれております。しかし、和泉市民13万人にとりましては、暮らしに直結したわかりやすい和泉市の町づくりについての計画と、実現に向けての方針具体化が1日も早く明らかにされるべきだと考えます。私はかねてよりその点を指摘し、原課の一致した見解として、実施計画策定等に向けての意欲を示す御答弁を本会議等でいただいているところでありますが、ここで、さらにもう一步踏み込んでお尋ねいたしますが、本年度、61年度では、この点どこまで実施に向けての取り組む計画、段取りを持っておられるのか、明確な御答弁をいただきたいと思います。

質問の第2、行革大綱についてお尋ねいたします。

まず第1に、懇談会での提言に関連してであります。この懇談会の設置根拠と位置づけは

いかなものとお考えになって進めてこられたのでしょうか。また、会議は、自由な討論を保証するということが非公開ということになっておりますが、何回開かれ、委員の出席状況、そして、委員報酬等の予算関係はどのように対処されたのでしょうか。さらに、出された意見、また、対立点などの処置といったものについては、どのように対処されたのでしょうか。非公開ということではあります、お示し願えるものならば、明らかにしていただきたいと思っております。

第2に、行革大綱の第2であります、行革大綱につきましては、この提言がどこまで組み入れられて策定されたものか。すなわち、先ほどの位置づけにも関連いたしますが、方針なのか、参考意見なのかということでもあります。

第3に、この行革大綱は3年から5年にわたって実施するものと上級指導があると聞いておりますが、この実施に当たっての上級官庁等の指導監督、さらに拘束などは、実際問題としてはどのようにおこなわれているのでしょうか。

第4に、実施に当たりましては、61年度についてはすでに準備等が進められているものと思っておりますが、その際、議会、組合、また、関係諸団体への事前の協議等はされるものかどうか、その点をお尋ねいたしたいと思っております。さらに、実施に当たりましては、策定された行革大綱をさらに検討を加え、変更等をしていくことが認められておりますのか。また、その場合、そういう変更をするお考えがあるのかどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

次に、同和行政についてお尋ねいたします。

同和对策特別措置法施行以来約17年が経過いたしております。地域改善対策特別措置法も期限切れを余すところ1年余となりました。いま、重要なことは、この約17年間にわたります本市が実施してきた同和对策事業の到達点を踏まえて、真の同和问题解決の視点に立った事業の点検、見直し、新たな基準を定めることだと考えます。

そこで、同和问题の御質問の第1は、この間実施してきた事業総額は幾らか。

第2に、その財源内訳はどのようにおこなわれているかをお示し願いたいと思っております。

第3に、本市が実施してきた同和对策事業の結果、同和地区の住民の生活実態、環境整備はどのように改善されたのか、明らかにしていただきたいと思っております。

第4に、61年度事業実施後の残事業に対する考え方、個人給付、団体助成金等に対して、期限後の対処はどのように考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

4番目に、福祉行政であります。いよいよ福祉会館も2カ年事業として本年度より着手となっております。今後の本市の福祉行政の基本的なあり方を、新しい時代に対応して真に住民福祉に寄与するにふさわしいものとして、この福祉会館を拠点とすることはもちろんのこと、明

確な理念と方針の確立が求められていると思います。この点、所信をお伺いしたいと思います。

第5番目に、教育行政であります。西川教育長就任1年になっております。新しい分野でのお仕事として御苦労も多かったことと思いますが、いまの時点ですでに聡明な西川教育長のごと、教育行政全般にわたっての掌握も完了され、臨調等の厳しく激しい動きの中で本市教育行政の最高責任者として、教育行政の真のあり方、理想、理念などを端的にお示し願いたいと思います。

さらに第2点、59年2月に社会教育審議会が答申された内容について、現在、その答申については、どのような扱いをされておられるのでしょうか。具体化に向けての努力等はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

第3点、今回、新設された奨励金制度であります。この額等についてはいろいろ議論があるとしても、実際の運用については、すでにその細則等が検討され、決められておると思いますが、希望者の選定についてはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

以上、通告いたしました質問の要旨を述べさせていただきました。答弁の内容いかんによりましては、自席での再質問の権利を留保いたしまして終わります。

なお、全部について1回、御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） ただいまの市政方針に対する財政問題の数点の御質問に対しまして、財政課長阪よりお答えいたします。

まず第1番目に、補助率引き下げによる本市財政に及ぼす影響額でございますが、60年度予算におきましては、3億2,976万3,000円でございます。続きまして、61年度単年度で見ますと、一般会計で1億1,907万円に相なる次第でございます。61年度予算につきましては、59年度の補助率でいきますと、4億3,561万6,000円が本市に及ぼす影響額でございます。

次に、その主な内容でございますが、60年度の影響額の最大のものとしたしましては、生活保護費でございます。61年度に及ぼす影響といたしましては、児童保護措置費並びに身障、老人、精神薄弱者の4件が主な補助率引き下げによる影響のものでございます。

続きまして、同和対策全体の額並びに一般会計に占める割合でございますが、2.6%の伸びに基づく額という御質問と理解させていただきまして、一般会計317億9,600万円から借換債に基づくものを差し引きいたしますと296億5,500万円。それに対しまして同和経費の占める割合といたしましては、68億8,245万円と相なる次第でございます。割合としては23%でございます。

以上、お答えさせていただきます。

- 18番(勝部津喜枝君) 起債の現在高は……………。
- 財政課長(阪 豊光君) 失礼いたしました。続きまして、公債費の61年度末残高でございますが、総額309億7,768万3,000円でございます。それに対して、同和関連起債といたしましては176億5,485万8,000円、57%になる次第でございます。
- 議長(田中包治君) 次の答弁。
- 市長公室企画室長(稲田順三君) それでは、1点目の総合計画に基づく実施計画につきまして御回答申し上げます。

去る昭和59年10月、「調和と活力あるにんげん都市」を策定いたしましたところでございます。これは御承知のとおりであります。これは昭和70年を目標に和泉市の将来像を描いたものでございます。この目標に向かって現在、住みよい町づくりを目指して努力しておりますところでございます。今後、この総合計画をさらに実現性のあるものにするべく実施計画を策定し、計画行政推進のために一層の事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。しかし、何を申し上げても現在、和泉市を取り巻く財政状況は非常に厳しく、また、社会経済情勢も厳しいところでございます。よって、実施計画策定につきましても、非常に厳しいところがあるわけでございますが、61年度を実施計画策定の年と位置づけ、何としても3年間程度の実施計画を策定したいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

それから、行政改革の関係でございますが、数点についてお答え申し上げます。

まず、懇談会の設置でありますけれども、去る7月30日に市長を本部長とする和泉市行政改革推進本部を設置したところでございます。この推進本部の下部機関として各研究会、これは次長クラスを中心に構成いたしておりますが、そこでいろいろの御意見を賜っているところであります。去る11月19日、和泉市行財政改革懇談会を設置願ひ学識経験者も含め16名の委員さんでもって、市民的立場から忌たんのない御意見を賜ってまいりました。そして、基本的提言を2月18日にいただいたところでございます。この基本提言のもとに去る2月28日、和泉市行財政改革大綱として決定させていただいたところでございます。

大綱の内容につきましては、過日、議員皆様方のお手元に御配付させていただいたとおりでございます。今後、和泉市の行財政運営の1つの指針としたい考えでございます。しかし、大綱の中身につきましてはまだまだ完全なものではなく、今後の研究会等を通じまして、本年度を目途にその方針を決定してまいりたいと考えております。

なお、懇談会は去る2月18日をもって解散いたしました。今後、推進本部及び下部の研究会についてはそのまま存続し、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

こういふ状況の中で過去4回、自由な非公開でやってまいりました。具体的な御質問の報酬

の関係でございますけれども、一般の委員さんにつきましては、6,000円、大学の2人の先生方につきましては、専門委員ということで7万円支給いたしております。

出席の状況でございますが、おおむね12人から14人程度は御出席願ったところでございます。大体の意見を集約したのは、大綱として決定させていただいた具体的な事項について、集約したと考えておるところでございます。

提言の策定につきましては、あくまでもこれは指針であるということで位置づけ、過般の議会でも御報告申し上げましたとおり、議会を拘束するものではなく、理事者を拘束するものでもないということでございます。しかし、市民的立場からの御意見でございますので、それを最大限に尊重してまいりたい、そのように御答弁させていただいたとおりでございます。

今後の推進の計画年度でありますけれども、おおむね3年から5年を実施計画年度と考えております。上級官庁からの締めつけと申しますか、そういうものについては、ないと確信しております。

それから、61年度早急に実施しなければならないものは、実施できるものから実施してまいりたいと考えております。たとえば具体的に申し上げますと、公用車の集中管理及び勤労青少年ホーム所管替えを行ない効率的な運営方法を考えていきたいと存じます。

それから、労働組合とか議会との関係でございますが、当然、議会に関係する分につきましては、所管の委員会もしくは他の機会を通じまして御報告申し上げてまいりたい。労働組合につきましても当然のことではありますが、過去何回か、行革懇談会をつくる前段で交渉を持っております。今後、引き続き市職組と関係する分につきましては十分話し合いを進め、御理解を得て実施に移したいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（田中包治君） 次の答弁。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） それでは、同和部長から同和行政についての数点の御質問に対しまして御答弁申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、昭和40年に同和対策審議会から答申が出され、44年に旧同対法が成立いたしました。現在、地対法が制定され、61年度は最終年度に当たるわけでございます。その間、本市におきます環境改善整備事業を中核とする対策事業につきましては、全力を挙げて推進してまいったわけでございます。

先生、御承知のとおり、本市の対象地区は、全国的に有数の規模を持つ地区でございます。したがって、環境改善整備事業の手法といたしましては、いわゆる改良事業法に基づく事業を採用せざるを得なかったという経過もございまして、第1次、第2次の地区指定を行いまして

現在、約43ヘクタールの地区内の関連いたします道路、公共下水道整備等を進めておるわけでございます。そのような関係で、これは地区内のいわゆる不良住宅を買収除却し、その跡地に関連いたします住宅とか関連施設の整備を行うという、われわれの方は言葉は適切ではございませんが、いわゆる“ころがし方式”という形で執行していく関係で、事業の年次消化ベースが比較的制約されてまいったのが現状でございます。

したがって、現在まで執行してまいりましたものを総括的に申し上げますと、環境改善整備事業の中核となります改良事業といたしましては、全体のことをピックアップして申し上げますと、不良住宅の買収除却は約2,300戸計画いたしております、改良住宅建設は1,646戸、これは地区内の環境改善事業をベースとする土地利用でございますが、総体的に申し上げますと、改良住宅の建設は約82%、不良住宅の買収除却が65%、最も肝要でございます道路等の整備が40%強という経過でございます。確かに住宅建設戸数は一定の成果を上げてまいりましたが、いわゆる道路整備、関連する公共下水道の整備は、まだまだ多くの残事業があるというふうに認識いたしております。さらに、目的施設でございます保育所とか学校の整備、関連する老人、身体障害者に対する施設整備は、一定の成果が上がったと考えております。

御質問の中で、59年度までしか手元に資料として調製しておりませんが、59年度までのハードな面の事業で当市予算で執行してまいりました総額は、約487億円でございます。財源内訳につきましては、国費と府費を合わせまして55.3%、それから地方債、これは府の貸付金あるいは旧法の10条、新法の5条の指定債を含め42.4%、一般財源が当年度持ち出しが2.3%、このような実態でございます。

したがって、残事業につきましては、先ほど申し上げましたことでございますが、なお61年度の法期限の最終年度では、環境改善を初めとする諸事業につきましては、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますが、いろいろな実態から見て、法期限後にも実態の差別解消に向けての事業が相当数あるというのが実態でございます。現在、年次計画を関係部局の方で調整をお願いいたしております、その素案ができ次第関係委員会に御説明し、御協議を煩わたく存ずる次第でございます。

続きまして、団体助成金あるいは個人給付の事業につきましてはの見解でございます。個人給付の事業につきましては、非常に長い歴史的経過の上に立って、それぞれ対策がとられてきたわけでございます。59年に府の同和対策審議会の方からも、今後の個人給付の事業のあり方につきましては一定の検討を必要とする、という内容の提言がございました。現在、聞くところによりますと、総合部会で検討しておられる、特に市と府との財源の区分あるいは地域の住民の生活に基づく施策のあり方ということであるように聞いております。本市の場合、約20

対策で現在まで対応してまいっております。現在の地域住民の生活実態、たとえば生活保護世帯の非常に高率、あるいは老人正帯が非常に高いウェートを占めていること、あるいはまた、不安定な就業実態等を考えますと、法期限後も個人給付の事業につきましましては必要であろうと考えております。

団体助成金につきましては、54年に財政再建の一環として2,500万円の支部助成金を御承認賜って以降、この定額で活動助成を行っているところでございます。今後も引き続きまして、われわれとしては助成措置をしていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

- 議長（田中包治君） 次の答弁。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 4点目の福祉行政について、福祉事務所長中川の方からお答え申し上げたいと思います。

議員皆様方の御協力をいただき、（仮称）福祉会館の建設もめどがつき、また、市立の老人集会所につきましても、あと2、3カ所で全校区での建設が完了するに至りましたことは、改めて厚く御礼申し上げたいと思います。これにより老人福祉のハード面についてはほぼ完了することになりますが、今後は、ソフト面でのもっときめ細かな対応が必要だと考えております。

福祉行政の御質問といたしましては、今後の福祉行政のあり方、所信について、と非常にむずかしい御質問なので、的確な答弁になるかよくわかりませんが、御承知のとおり福祉行政というのは、きわめて幅の広い行政でございます。そのうち児童福祉、生活保護、母子福祉、障害者、老人のどれ1つをとっても非常に大事な問題であるということでございます。どれを軽視するという意味ではございませんが、今後は、その中で特に必要だと感じておるのは、老人福祉の充実と障害者福祉の2点が重要になってくる課題ではないかと考えております。

御承知のとおり、高齢化社会の急速な進展は大きな社会問題にもなっております。したがって、高齢化が進む中で在宅老人福祉対策の充実は、今後、ますます必要であると考えております。老人対策といたしましては、福祉、健康、医療、雇用、スポーツ、学習など、多岐にわたっての対応を行っていくべきだと考えております。そのため今後は、老人問題につきましましては、福祉部門だけではなく、多面的な検討が必要であると痛感しているところであります。

今後の所信の1つといたしましては、これらをばらばらでそれぞれの部局でやっておるわけでございますが、たとえば庁内でプロジェクトチームなどの担当部局の担当者によるそれらの会議等の設置も含めて、前向きに検討していきたいと考えておる次第でございます。また、障害者問題につきましても、障害者の自立と社会参加を援助していくために、在宅福祉の充実がより必要であるというぐあいに考えております。福祉会館の建設も一定、めどがつかしましたの

で、ここを拠点として活動できるより、多面的な検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 教育長（西川喜久君） 教育問題につきまして、私からお答えいたしたいと思えます。

先生の先ほどの御質問の中にもございましたが、昨年の3月定例議会におきまして市長より御指名をいただき、先生方の御同意をいただき、教育長に就任をいたしました。未だにこの教育行政のむずかしさ、深さあるいは広さを痛感しながらの毎日でございます。しかし、御同意いただいた以上、先生方の御信託におこたえしなければならないと考えておる次第でございます。

そこで、御質問の答申についてであります。これは昭和57年5月25日に教育委員会より社会教育委員会に対しまして、和泉市における体育、文化の普及の状況と問題点並びに社会教育の拡充整備のための総合的基本施策について諮問がなされております。それを受けまして社会教育委員会は、7回にわたり慎重審議を重ね、昭和59年2月27日、2年前でございましたが、教育委員長あてに答申が出されております。

答申の内容でございますが、社会教育の総合的基本施策と、これの充実を図るために市が取り組むべき課題が示されておまして、御質問の趣旨そのものでございます。答申を受けました教育委員会といたしましても、社会教育の充実を図るために、当時、年次計画を樹立いたしまして、答申後の昭和59年6月28日に社会教育委員会を開催していただき、その内容を御説明申し上げ、御了承をいただいております。

その年次計画の内容でございますが、3カ年計画、5カ年計画、7カ年計画と3つに分けて、まず、最初の3カ年計画には、公民館の開設、少年自然の家あるいは埋蔵文化財の収蔵庫、野尾谷池の整備、運動施設及び図書館事務の電算化等が決められております。御承知のように、野尾谷池の整備につきましては、昨年4月に完成いたしまして、すでに市民に御利用いただいております。また、図書館事務の電算化につきましては、先生方の御協力なり御理解をいただく中で、本年4月1日より業務を開始する計画でございます。

また、公民館につきましては、早期開設に向けまして鋭意努力いたしておるところでございます。しかし、国、府、市の財政事情もございまして、私どもといたしましては、財源確保のために、また、条件整備につきましても、今後も最善の努力を重ねてまいりたい、かよう考えるものでございます。

また、その他答申に盛り込まれております施設につきましても実現に向け、まず、財源の確保に向けまして最大限の努力をしておまいりたい、かように考えるものでございます。

なお、5カ年計画にあります図書館の専門図書の充実につきましても、昨年より社会科学、歴史館、自然科学の順で充実等を図っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、答申をいただく中、年次計画を立てまして社会教育委員会に御説明申し上げ、御了承をいただいております。3カ年計画、5カ年計画、7カ年計画の中に盛り込まれておりますものにつきましては、その実現のために最大限の努力をしてみたいと思います。今後ともひとつよろしく御指導と御協力をお願い申し上げまして、御等弁にかえさせていただきますと思います。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 指導部長(崎山 繁君) 奨学基金制度の希望者の選定の方法でございますが、本人及び保護者の申請と学校長の具申をいただきまして、経済的理由により就学に困難を来す者に支給するわけでございます。選定に当たりましては、申請者の所得の基準につきまして一定の枠を設け、それをもとにして選定、決定していくということでございます。

○ 18番(勝部津喜枝君) それでは、若干の再質問をさせていただきますと思います。

その前に、第1点の市政方針の中で企画へお尋ねいたしました、総合計画の実施計画のお考えで抜けていた点がありますのでお聞きしたいのと、それと、行革大綱の中の提言で、お示されるなら、意見の対立についての対処はどうされたのか、その点。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君) 総合計画の実施計画につきましては、前段で御報告申し上げましたとおり、61年度から策定年度としたいと思います。

意見の対立ということでございますが、確かに今回の行革委員さんにつきましては、行政全般についての御意見というむずかしさもございました。その中で、市民的な立場でいろいろあったと思いますが、数字を挙げてお答えしたりする中では、特に意見の対立ということはないかと思うわけでございます。

○ 18番(勝部津喜枝君) まず、第1点からお尋ねしたいと思います。補助金カットの面につきましても御答弁をいただいたわけでございますが、私どもが考えておりますのは、政府が約束をほごにして2年目に入ったということではなく、本年を起点にして、さらに3年間という大きな問題点があります。それだけではなく、政府の補助金問題検討委員会が報告しております中には、今後、国及び地方公共団体は、等しく負担を分ち合事業の補助金は2分の1が適当である。しかし、それをベースにしながらも、補助金目的が達せられるものについては、3分の1の水準を想定することが適当であると、今後の補助金カットの恒久化、さらには、一段と厳しいカットへのたくらみを明らかに見せているわけです。その意味では、本年の厳しさだけではなく、今後の地方財政の大変な悪化、危機的状況が含まれているということで、私

どもは今後、政府への対応の仕方等を含め、地方自治体の長のみならず、市民も議会も考えていかなければいけないと思っているわけです。

さらに、市政方針の中では、国内的には内需主導型の経済成長並びに調和ある対外経済関係の形成が、政府の経済政策として示されているというふうに市長が述べておられるわけですが、1つは、内需の拡大につきましては、たとえば今年も減税が見送られた中で、名目賃金が上がっても、政府自身が国会へ提出した資料によれば、国民所得に対する租税の負担率が戦後最高になると示しております。さらに、公共投資型ではなく、大型プロジェクトの方向での政府の財政投資の方向の中で、地方の地元産業等が、倒産を含めて大変厳しい状況になってきております。

さらに、この調和ある対外経済政策という市長の市政方針ですが、すでに御承知のように、わが国は先進国に例の見ない低賃金、長時間労働、下請け締めつけ等の基本的構造がある中で、大企業が非常にふくれ上がってきております。そうした中で、日米貿易摩擦、国際競争力強化、また、こうした最大原因を放置したままでアメリカの言いなりの市場開放、円高が進行している実態が、現在の経済政策ではないかと思えます。決して調和ある対外経済関係の形成を図るなどという、安易なものではないと考えております。

そこで、市長にお尋ねしたいと思えます。細かい数字上の御質問は予算委員会等に譲るとして、基本的にこの市政方針の中で遺憾の意を表明するということについては、一定、私どもが先ほど申し上げましたように、臨調行革についても仕方ないということで、市長の過日の本会議等の中で共存共栄の立場の1つとして示してまいりましたが、遺憾の意を表明するということまできている地方自治体の矛盾の中で、さらに、それではこの遺憾の意の市政が、果たして具体的にはどのように今後、政府に向けて示していかれるのか、その辺のところを明確にしていきたい。市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 勝部議員さんの御質問に対しまして、市長よりお答え申し上げます。

先般、市政方針を発表させていただきましたが、市政方針の3ページの下段のところに書いてございます、私の所信についてのお尋ねでございます。先般来、申し上げておりますように、国家財政は61年度、約54兆円という規模の中で、赤字公債が133兆円というまことに巨大なツケがあるわけでございます。これをいかに解消していくかが、国家財政の基本的な立場であるわけでございます。その中で臨調行革を通じましていろんな施策をとってきているわけでございますが、日本という国家の中の和泉市という位置づけを考えましたならば、やはり国民として、国のいろんなことにも協力をしていくべきだという基本的な考え方は持っております。

す。

しかしながらその施策の中で、こうした補助金カットというものが一律に、しかも基本的な解決策なしに財政事情による措置として再度行われ、さらに3年間にわたってやっていくということでございます。国の置かれた立場からすればいたし方ないと思う半面、そうした安易な姿勢で地方自治体にツケを回してくるという姿勢については、遺憾の意を表明しているわけでございます。やはり国は国なりに、地方は地方なりに、それぞれの家庭の事情がございますし、幾ら国家の中の和泉市とはいえ、そうしたツケの回し方は安易に過ぎるんじゃないかと、非常な憤りを感じておるわけでございます。

こうした立場から大阪府市長会あるいは全国市長会等を含め、また従来、私は私なりに国の地方自治体への責任転嫁的な行財政改革というものは慎んでいただきたい、と強く申し上げておりますし、今後も主張してまいりたい、このように決意をさせていただいているわけでございます。

その意味で私は、臨調行革、行財政改革には、国も地方も取り組まなくてはならないことは共通して言えるわけでありまして、スリムな体質をつくり、もって国家と国民あるいはわれわれにとっては市民により一層奉仕をしていくという姿勢を堅持するという中で行財政改革でなければならない、このように存じておるわけでございます。その中で、こうした一方的なツケの転嫁について遺憾の意を表明するとともに、こうした姿勢に対しては、国としてやむを得ないとはいえ一考を促していく、こういう姿勢に立って、今後も国に対してはいろいろと要望も重ねてまいりたい、このように存じている次第でございますので、この辺をひとつ御理解いただきたいと存じます。

いままでの財政再建を通じやっとならんと黒字に転嫁してきた現在、こうした国のツケの回し方、一方的なかつての“クロ船騒動”的な国の姿勢に対しては、本市だけではございませんで、全国の自治体が財政のやり繰りに苦しんでいる現状の中では、本市としても要望すべきは要望していく一方、行財政改革でスリムな体制をつくって市民に奉仕していく姿勢を今後とも明確に出していきたい、このように存じております。今後とも地方自治権を守っていくという強い姿勢でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、私の立場にかえたいと思います。

- 18番(勝部津喜枝君) 抽象論になりやすいので、これを最後にしておきたいと思いますが、市長の御答弁は一面、大変結構だと思います。しかし、大きな矛盾を含んでいるとも思います。なぜ国がそれほどまで赤字を出してきたのか、その原因のところを考えずに、それを認めたとの臨調行革への協力ということでは矛盾があると思います。私どもは、その赤字の最大の原因は、大企業奉仕、軍事予算であると言えば、共産党は勝手に言うてるといふことに

なるかもしれませんが、実態はそういうことであります。さらに、臨調行革を認めた上で地方自治権を守っていくということは、失礼ですけど矛盾があるというだけではなく、中身を深く検討されているとは思えません。

その意味から言えば、遺憾の意を表明していただいたことをさらに具体的に行動で示していただくことが、残念ながら、いまの御答弁では抽象論でしたけれども、たとえば本市でやっております平和都市宣言といったものについては、反核、平和の意思を市民的世論を喚起するという意味で行事として表現していく。市民祭りも結構ですけど、そうしたことにも力を入れていく。また、政府に対しては、補助金カットの問題については、議会なり市民を挙げて要求していく立場を広報に載せ、実態を市民に広く知らせていくという、具体的な行動を遺憾の意の表明として、61年度の市政方針の中でぜひやってほしいという思いわけです。

財政問題で言いましたら、補助金カットの額が言われておりますけれども、私どもが素人的に試算いたしました、たとえば個人市民税、固定資産税、都市計画税を前年度対比単純に計算しても15億余になります。さらに、基金の取り崩しが当初予算で5億円を超えております。その意味で補助金カットは、大変な地方財政の侵害であるという強い怒りと抗議の意を示すと同時に、本市の当初予算につきましては何ら創意と工夫がなされず、市民負担と基金の取り崩しの中でやりくりしている予算であると言わざるを得ないのではないかと思います。細部にわたりますれば予算委員会での検討に委ね、この第1点は終わっておきます。

なお、総合計画につきましては、先ほどの稲田さんの御答弁では、61年度実施に向けての具体化の第1年度にしたいということですが、この点につきましては、確認をして終わっておきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 実施計画を策定をするということで御理解賜りたいと思います。
- 18番（勝部津喜枝君） 第2点の行革大綱について、もう少し突っ込んでお尋ねしておきたいと思います。

この行革大綱につきまして注意深く読みましたら、いろいろとわからない点がたくさんあります。さらに、矛盾しているのではないかと思います。しかし、これをここでいちいち取り上げておりますと時間の点と、また、総括的な質問の立場から外れますので省きますが、まず第1に、議会に対して策定については、自治省通達の中でも「協議会等を含めての策定については」と出されておりますが、この点の議会への対処が、策定決定に当たってどのように考えておられたのか、お尋ねしたいと思います。

第2に、この行革大綱の中で、本市最大の課題であります同和行政について触れられていな

いのはなぜか。

第3点、この行革大綱の中で高く評価しております財政3カ年計画、これは当時、わが党の天堀議員が議会で取り上げましたところ、内部文書であるから議会に公表する内容のものではない、という一貫した理事者の態度でありました。この内容と、さらに、3カ年計画遂行状況の総括等も議会に明らかにしているとは思っておりません。その中で今回、行革大綱の中に取り上げられていることについては疑義を持つものです。この点について見解をお伺いをしたいと思います。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 議会への対応につきましては、懇談会の性格等の中で御報告申し上げたとおりでございます。策定した段階では、総務委員会に基本的な提言をお示し申し上げ、今後、議員皆様方に対しても、その内容についてお示ししたいと思います。

同和行政につきましては、確かに本市の重要課題でございます、根本的解決に向かって現在まで進めてきております。しかし現在、同和対策の総合的なあり方について、特に個人給付の事業については、関係団体等の意向を聞くなど検討中であると位置づけております。また、府下的な問題も多分にあるということですので、御理解賜りたいと思います。

財政再建の内部資料の問題でございますが、確かにそういう経過もあったかと思えます。しかし実際、53年度に財政自主再建計画の内部資料として策定し、財政再建に向かって努力してきた結果57年度に黒字転換し、以後、黒字基調を現在まで続けてきているという状況でございます。御理解賜りたいと思います。

- 18番（勝部津喜枝君） これも指摘と意見になりますが、それでは、行革大綱を策定した段階で委員会に示したということは、議会の意思なり意見は反映されていないものであると言わざるを得ないと思うんです。

同和行政は本市最大の課題でありますし、この点を抜きにして行革大綱はあり得ないというのがわが党の考え方です。その点では、大阪府が昨年6月でしたか、大阪府市長会なり大阪府町村会を通じて行革大綱の取り組み状況を調査した集計表というのがあり、その中で和泉市の考え方として、地方自治権確立のために市独自の行革を推進していくんだ、と言われております。その意味合いからいたしまして、同和行政について他市の状況等、また、団体等の意向を考えて、というのは、やはり地方自治権、市の主体性を放棄した行革大綱策定であると言わざるを得ません。その点で行革大綱には、大変大きな問題点を含んでいると思います。

さらに、財政3カ年計画であります、いまだにその内容と総括は明らかにされていないと共産党議員団は考えております。当時、天堀議員がその点を指摘したとき、内部資料であるということも明らかにされておられません。確かにその後の年次計画の決算状況の中で黒字

基調になったことは認めますが、たしか当時、私どもが調査、研究した時点では、その3カ年計画の大きな3本柱の1つには、経常経費対策を3カ年で実行する。2つ目には、3カ年の普通建設事業計画を策定する。3つ目は、同和対策各種制度を検討し、改善計画を立てるということです。この3本柱に基づいて果たしてやられたのか、という総括などが明らかにされておられません。決算状況や年次の同和行政の推進状況などを見ますと、最大課題である同和対策の各種制度の検討、改善がなされておいたとは思えないわけです。その意味では、行革大綱の中で高く評価されております財政健全化3カ年計画でそのことに触れていないということは、私どもは認めがたいという意見を持っております。

しかも、大阪府等に拘束されないとは言いながら、強い姿勢で臨むということは、すでに大阪府議会の答弁の中でも明らかになっております。その点で確認をしておきたいのは、実施に当たりますれば、先ほどの御答弁にありましたように、議会、組合や関係団体等に事前の協議、論議を十分行っていく、さらに、内容についての改定等も必要があれば行っていく等について、確認も含めて再度の御答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 先生の御意見のとおりであります。そういう方向で今後、鋭意努力してまいりたいと考えます。

○ 18番（勝部津喜枝君） 最後に、福祉行政、教育を含めて再質問をさせていただきます。

福祉につきましては中川所長御答弁のとおり、ぜひともソフト面の充実を図っていただきたい。老人対策等については、プロジェクトチームなど積極的な一定の方向を示されたものとして評価し、その推進に大いに努力していただきたいと思っております。ただ、注意しなければならないのは、いま、国におきましては、財政的な補助金カットだけではなく、いわゆる許認可権を含めまして、地方への権限委譲ということを目処として、地方自治体が勝手に措置権限等を低めていけるような、福祉切り捨ての権限を与える方向を打ち出そうとしております。ソフト面の充実については、こういう国の態度については厳しい批判の立場と、真に市民本位を貫くという立場が所信として必要ではないかと思っております。

また、障害者対策につきましては、いろんな各種団体がありますので、その対応も複雑であると思っておりますが、いわゆる福祉面での窓口一本化になることなく、公平、公正な市民福祉の立場に立ってソフト面の充実を推進していくという点での確認をしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） ソフト面の充実ということの中では、現在、言われております保育所、老人ホームその他の行政については、国の機関委任事務が団体委任事務に変わっていくということが現在、論議されていると聞いておりますが、詳細な内容についてはまだつか

んでおりません。団体委任事務ということになれば、基本的には、それぞれの自治体の権限がいまよりも充実されるというものと理解しております。しかし、それが打ち出されてきた中でも、当然、市民本位の福祉行政をやっていきたいと考えております。

それから、障害者対策等がありますが、現在当市では、4団体の障害者団体といろいろ協議、協力しているわけです。これらは、それぞれの障害の種類に応じた団体でございます。したがって、歴史の古い団体でございますし、いろいろ障害別にその団体に所属しておりますので、その団体の意向というものは、障害者関係の諸施策を進めていく中では非常に重要視しております。それ以外の団体の意向等も聞いていく立場も持っておりますが、この4団体との協議は非常に大切であると考えております。

- 18番(勝部津喜枝君) 教育の方ですが、西川教育長さんのお答えがございましたが、抽象的であるとはいえ、大切な教育基本法並びに憲法を尊重するという御答弁が、やはり教育行政の最高責任者の答弁としては、抜けてはならない点であると思っておりますが、その点いかがでしょうか。合わせて答申の具体化ですが、これは先ほどの総合計画の実施とも関連いたしますが、公民館の建設につきましては、61年度実施計画を立てると言っておりますが、強力な働きかけと関係を持って実施に向けてやっていくべきだと思いますが、その点の所信をお伺いしたいと思います。

奨学金制度につきましては、先ほどの御答弁では大変抽象的であります。委員会等での条例審議があると思っておりますが、私どもは、常に国保減免の規定などで痛感しておりますが、基準面が明確にされないということでは、利用の範囲が非常に狭められますので、明確な基準等も設けていただきたいと思っております。これは要望ですが、条例では、教育長の選考となっておりますが、これではちょっとあいまいだと思いますので、意見だけにしておきます。

最後に、同和行政に対する意見でございますが、明確な残事業等について、いまだに61年度予算で明らかにされない中、すでに信太第二保育園の廃止等、見直しと思われる事態が発生してきております。幸小学校の児童の減少傾向等、すでに一定の破綻と思われる事態も発生しております。そうした事態を深くいまだに検討した結果を明らかにしないまま、さらに、膨大な残事業があるという立場は認めがたいということは、ここではっきり申し上げておきたいと思っております。

さらに、本市では、基本法制定推進のためにチームをつくり強力にやっているということですが、このような本市の同和行政の進め方では、真の部落解放につながらないということとを、強く意見として申し上げておきたいと思っております。

- 教育長(西川喜久君) ともっともでございます。懸案事項につきましては今後、これらの

推進に向けて最大限の努力をしてみたいと考えます。また、憲法、教育基本法、学校教育法あるいは指導要領等もござりますが、これらを遵守する中で学校運営に当たってみたいと思います。

- 18番（勝部津喜枝君） これでは私の質問を終わりたいと思いますが、予算委員会等でのさらに詳しい審議の中で共産党議員団は奮闘いたしますが、どちらにしても本予算は、地方自治権、地方財政侵害をもろに受ける中での予算であるということで、市長の襟を正しての国に対する姿勢と、さらには、重要な地対法期限最後の年として、同和行政に対する今後の方向等が公正な立場で明らかにされるよう強く要望して、私の質問を終わります。

-
- 議長（田中包治君） 次に、27番・金谷 衛君。

（27番・金谷 衛君登壇）

- 27番（金谷 衛君） 通告に基づきまして趣旨説明を行います。

市立病院の運営についてでございますが、近年、わが国の救急医療体制は、医学の進歩とともに一段とその整備充実が図られ、着々とその目的が達成されてきております。しかし、不慮の事故や急病時には、医師の手当に委ねる前に応急の手当を要する場合も多々あります。今日、私たちの日常生活では常に危険と直面し、いつ、どこで、どんな事故に遭わないとも限りません。また、地震その他の自然現象や、ちょっとした不注意で交通事故により大けがをすることもあります。一方、子供の急病、特に夜間の成人病など突然に発生する病気は、まさに一寸先のことはわからないのが現実であります。こうした事故は、初期の応急手当によって救われる場合が少なくありません。高血圧症、ガン、心臓病、糖尿病などは、特に救命手当を必要といたします。現在のように科学の発展とともに、成人病に対する医学も進歩しながらも、病原菌はますます強い力で繁殖しております。他市においても真剣に検討されているのが真実でございます。

和泉市総合計画の中には、市立病院は現在、327床の泉州地域で有数の総合病院として、市民の医療需要にこたえていると明記してあります。本市の救急医療体制については、医師会などの協力を得て市立休日急病診療所で内科、小児科の第1次救急医療を行っており、他に7カ所の民間病院が救急指定を受け、第1次、第2次の救急医療を行っております。しかし、第3次の救急医療体制や必要度の高い小児科、内科の整備が必要であり、また、広域医療体制の確立を目指すことも記載されております。現実には、この責務に十分こたえられていると思っておりますが、事救急医療については、まだまだ市民のニーズにこたえてないように思われます。

以上のような実態の中で今後、唯一の市立病院として、次の4点について御説明ください。

1. 総収入に対して各部門の必要経費のパーセンテージ。

1. 備品の購入経路と機種を選定について。

1. 救急医療体制について。

1. 入院費等の未収金について。

以上の御説明をお願いいたします。

次に後天性免疫不全症候群（エイズ）の件についてお尋ねいたします。

昭和60年1月26日にわが国で12人目の患者が明らかになり、その後も次々に発見されております。また、その妻に2次感染が確認されたのは、わが国で初のケースでございます。家庭内感染が明らかになったことでエイズ汚染は一層深刻さを増し、厚生省も抜本的対策を行っており、また、日本赤十字社は、本年2月中旬から緊急対策として100万人の献血者を目標に、エイズウイルスの抗体検査に乗り出しております。同時に九州地区を中心に全国的に多発し、エイズと同様に汚染が心配されておりますATL（成人T細胞白血病）についても、献血チェックを実施すると報道されておりますが、市立病院においても、この件の対策のお考えがあればお聞かせください。

2点目の交通機関の整備でございますが、広域幹線道路及び地区幹線道路も整備されつつあり、生活道路として交通機関の必要性が強く要望されてまいりました。また、関西新空港の新設とともに、国鉄阪和線の輸送力の充実と泉北高速鉄道の和泉市中央丘陵への延伸等が着々と計画され、市民の要求、要望が実りつつあり、和泉市の発展が約束されておりますが、事バスについては南海バス1社のみにて、まだまだ市民の身近なバスでの通勤、通学に欠かせず、その見直しが必要と思います。現在、市当局で見直し計画があるのかないのか、御説明をお願いいたします。

次に、税の徴収でございますが、町づくりに一番欠かせないものは、国民の義務であります納税であります。税金が納められなければ、幾ら優秀な頭脳と経験を生かして市の総合計画を立てても実現はされません。

そこで、お聞きいたしますが、約束手形による税の徴収がなされていると聞きましたが、本当なのかどうか。また、本当であれば、その件数とメリット、また、未収等を端的にお知らせください。

以上、趣旨説明を終わります。自席での質疑を留保し終わります。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） ただいま御質問の第1点、市立病院の運営に関する4点の事項について、病院事務局長藤原よりお答え申し上げます。

第1点目の総収入に対する費用の割合でございますが、医業収益に対する給与費の占める割合は、61年度当初予算編成におきましては5.6.7%、いわゆる薬品費等を含めた材料費が36%、経費8.7%、減価償却費3.6%、研究研修費0.3%でございます。

第2点目の検診機器の機種決定及び購入の方法でございますが、いわゆる資本的において購入する機種決定、いわゆる10万円以上の機種あるいは多額の費用を要する機種につきましては、病院長を中心といたしまして、使用される医師あるいは医療関係者、事務局経理課等の段階で決定し、そして、値引き交渉に当たっております。その他の備品につきましては、基本的には、競争入札によりまして購入している現状でございます。

3点目の救急医療体制の問題でございますが、和泉市立病院の体制につきましては、時間内は一応、応じられる体制ですが、夜間、休日体制につきましては、入院患者を中心といたしました宿日直者のみの医療従事職員の体制でございます。診察可能な範囲内において応じているのが現状でございます。救急医療体制はもちろん、医療従事職員の配置体制及び空床ベッドの確保、また、管理運営面、財政面あるいは広域医療面からも深く検討していかなければなりません。現状の市立病院といたしましては、多額の不良債務、累積欠損金を抱えておりまして、その解消計画が当面の課題でございます。この解消計画と合わせまして、関係機関とも十分検討してまいりたいということで御理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、未収金の問題でございますが、現状、昭和59年度分の未収金につきましては、おおむね整理されております。ただ、入院されておいて退院の際に支払いが困難な方、あるいは老人医療の方で月の初めの400円の入金を忘れて帰られる方等につきましては、一応、本人さんとも十分話し合いながら毎月、納入していただく。老人医療等窓口の一部負担金につきましては、次回の診療の際に未収金としてコンピューターにあげ、ちょうだいしている現状でございます。

エイズの問題につきましては現状、発見した場合府の方に報告するというで通知をいただいているわけでございます。

以上、御答弁させていただきます。

- 27番(金谷 衛君) ただいまはまことに適切な御答弁をいただきましたが、2、3点、再質問をさせていただきます。

予算書、決算書等を拝見させていただきましたところ、非常に優秀な経理がなされているように思います。他市の病院に比べても、1、2位をつけがたいりっぱなものができておると思っております。また、それによりまして、医業収益の中に占める人件費が5.6.7%ということで、これは民間病院あるいはその他大阪府の平均を見ますと、ちょっと10%ぐらい高いんで

はないかと思っております。1つの例は、大阪府下で1、2位を争うほどの医業収益をあげながら人件費が56%も占めるということは、ちょっと疑問に思っております。大体、40~43%が普通でございます。これが健全なものと言われてはいますが、その点、327床の病床の中で現在の職員が333名、ベッド数をはるかに超えた職員を採用されておられます。これはパートを含めてかもしれませんが、そういう点で適切に人員配置をなされておるかどうか、ドクターを除いて御説明をいただきたいと思っております。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） ただいま御指摘の医業収益に占める人件費比率56.7%についての問題でございますが、私たち市立病院といたしましては、民間医療機関の数値というものは、率直に言って把握はむずかしいわけでございます。大阪府下の公立病院は、市町村で経営する病院が20ございますが、そのうち医業収益に占める人件費の割合を見れば、59年度決算状況から調べますと、和泉市立病院の実態は、低い方から5番目に位置するという状況でございますので御理解願いたい、かように思います。

○ 27番（金谷 衛君） ドクターを除いて、と申し上げましたが、理由は、公的病院のドクターについては給料が非常に低い。一般病院の60%から65%でございます。本当にまさに公務員の代表だというふうに国民に広く伝えてもいいと思っております。その他の公務員は年功序列で、一定の期間がくればスライドし、格上げされ、給料もふえていくということでございます。いままでの経過を見ますと、無理からんところもあると思っておりますが、その点今後、院長先生を初め事務局長さんの方で真剣に取り組んでいただき、鋭意努力していただきたいと思っております。

次に、備品の購入でございますが、備品等を購入されときの御説明がございましたが、院長先生を中心ということでは正規な手続でやっておられると思っております。ただ、私が聞き及ぶところによりますと、大きなものについては外国製品を購入され、ジャパン製品は購入されないということですが、その辺はいかがでしょうか。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お答えいたします。

ただいま先生の御指摘は、いわゆる自動分析装置コールターカウンター(?)をリースで購入したのが代表的なもので、それに関する御質問ではないかと理解いたします。この器械につきましては、本年度60年度の購入ということで、61年度予算に61万円のリース料の12ヵ月分、732万円を計上いたしましたわけでございます。この機種選定、購入につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、院長先生を中心といたしまして、実際に使われる検査技師さんの意見あるいは大阪府医師会による精度管理データ、いわゆる検体の変動指数につきましては、国産品ではTOAE4000という機種があるわけですが、それらの国産品とも対

比した中で、変動指数が低いもの、正確で信頼度の高さを勘案いたしまして購入したという経過でございます。御理解を願いたいと思います。

- 27番(金谷 衛君) 私ももともとは検査技師でございますが、私たちがやっておりました当時は、いわゆる湿度とか体質については、御存知のように日立とか島津とかの国産品の方が安くていいと理解していたわけでございます。現在、外国製品とは名前のみで、実際は東京や横浜あたりで製作、販売しているというのが現実でございます。私がお願いするのは、かなりの価格にしても高いのではないかと思いますので、今後、一層努力していただきたいと思っております。

最後に、救急医療の件でございますが、現在、7つの救急指定病院が和泉市にございます。そして、昼夜兼行で救急医療に当たっているわけでございますが、和泉市唯一の市民病院として特に私がお願いしたいのは、小児科の問題でございます。たとえば特に夜間、九鬼とか横山とかの遠い地区におきまして、乳幼児、高齢者等がチアノーゼ等を起こして1分1秒を争う場合がございます。この前も土曜日に新聞に載っておりましたが、聴診器だけで帰宅させた結果、たらい回しではありませんが、亡くなったということがございます。この点から考えまして、公的な機関で夜間にぜひともやっていただきたいのはそこら辺でございまして、医師とか検査技師、薬剤師その他もろもろのメディカルスタッフも要ると思いますが、小児科だけでもやってもらうことはできませんか。

- 病院事務局長(藤原光夫君) 御指摘の件につきましては、先ほども御説明いたしましたように、救急医療体制につきましては、ベッドの確保あるいは医師関係職員、薬剤師さん、看護婦さん等の問題も含んでおりますが、今後、鋭意努力し検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 27番(金谷 衛君) 救急医療がなぜきられるかという問題が、ここに起こってくるわけでございます。ただいま局長さんから御答弁がございましたけれども、私は、結論的にはこう思うわけです。たとえば頭部外科的の患者が搬入されてきた場合、もちろん検査も必要ですし、いろんな経過もたどっていかなければならない。そして、オベの用意、看護婦さん、ドクターの準備や確保などに多くの経費がかかり、また、人件費が上がるのではないかと御理解だと思います。しかし、私立の病院におきましては、それを克服しながらやっていっているわけです。それが大きな公的病院でできないことはないと思うんです。特にナースの場合は、法的に夜間の超勤等が認められておりますが、医師等については、1日2時間以上は認めていないという労働基準法が邪魔をしているわけです。労働基準法を守れば患者は死んでしまうという1つの問題があります。私の経験では、和泉市内で小児、成人病とも救急車の中で息絶えた人も

かなりございます。

そういうことを加味いたしますと、私立病院にばかりお任せするのではなく、公的な病院もせめて1つずつ考えていってもらいたいというのが念願でございます。御無理なお願いかも知れませんが、市長さんにおかれましては、今後、そういう方向付けをしていただきたいというのを強く要望して、この件は終わります。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 産業部次長（中上好美君） 第2点目の市内バス運行に関係いたしまして、当面する見直しの問題あるいは将来的な問題について、産業部中上からお答えいたしたいと思います。

議員さんが御指摘のように、本市の交通機関としてバスの運行の果たす役割は、当面する現在、さらには、今後の中央丘陵開発後も公共交通機関の中心となると考えております。さしあたっての見直しの問題でございますが、1つは、市議会の代表の方々も御参加いただいておりますバス運営協議会にお諮りいたしまして見直しを行っていく、あるいは開発等によっていろいろバスの乗降客数も変わってきておりますので、そうした変化に見合ったことにつきましましては、これは直接市と南海バスとの間で協議し、必要な改善、見直しを図っているのが現状でございます。

今後の問題でございますけれども、本市の基本構想の中でも、バス運行は市の交通機関の根幹であるという位置づけをしております。たとえば具体的な問題としては、将来、開発が進めば循環バスの運行等もつくっていくことも打ち出しております。今後、これらの構想に基づきまして、関係者の御協力を得ながらバス路線網の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○ 27番（金谷 衛君） 南海バス1社で和泉市ではたしか11路線ですか、バス運行してあるわけでございますが、たとえば山荘や横山、光明台あたりからバスを乗り継いで和泉市の中心である市役所や警察、保健所等に参りますとき、また、安売りをやっているときに20分も30分あるいは1時間ぐらいもかけてバスで来るわけです。ぜひとも現在のバス路線の増減も考えていただき、見直しもやっていただきたいと思います。たとえば市立解放センターで大きな市を挙げての行事があるときなど、バスを借り切って町会を挙げてのバス運行になりまして、粉河線から13号線へ出るわけです。現在、自家用車でたくさんの方が来ておられますが、その人たちには何の差しさわりもありませんが、1人1人が全部バスで来れば、駐車場もなくどうすることもできないわけです。そして、市の行政の一環としての計画に参加しているということでございます。

その場合、和泉市民病院の前で降りて駅前の停留所に行くか、大谷議員さんのところまで歩いて行って乗り換えなければならないということですので、この辺の見直しもしていただきたい。また、山荘もなぜ土地開発が遅れているかということは、バス運行が悪いからだと思っております。あそこのバスの終点をもう少し伏屋の方まで延長するとか、回数ふやすとかしてほしいと思います。特に光明台につきましては、オーバーですが“陸の孤島”と言われるような形態がございます。

バスの運営協議会の件も御説明されましたが、議員さんの中から5名の方が出て十分に実力を発揮していただいているわけです。うちの方も北小学校ができたので、東室堂に1カ所停留所を設けていただきましたが、この協議会も1年に1回も開かれないということではなく、せめて年間に2、3回は必ず開いていただき、この市内バス路線網の整備、検討をしていただきたいというお願いでございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 納税課長（加久木良一君） 3点目の市税の徴収の件につきまして、納税課加久木からお答え申し上げます。

約手によりまして、市税の納入をしていただいているのは本当でございますが、納入といいますが、金銭化されるまでお預かりするというのが原則でございます。本来、金銭または有価証券をもって納入されるという財務規則でございますので、それらが守られております。

そのほかに地方税法第16条の2によりまして、市税の徴収に限りまして、約束手形または先付小切手をもって徴収金をお預かりする。それを小切手交換所、手形交換所等を有する指定金融機関にお預けをし、一定の当座預金口座に自動的に振り込まれることを採択することになっております。当日、満期になりまして証券が現金化されますと、再度、指定金融機関に市税の納入という格好で納入手続をいたすわけでございます。それをもちまして、改めて納税義務者に正規の領収証をお送りいたしまして、その時点で初めて市税の納入が完了するわけでございます。

このメリットでございますが、現金または小切手を用意していただくわけですが、納税者の納税義務の履行という裏付けを担保として保証していただくために、一応、約束手形等を地方税法によりましてお預かりすることができるとなっております。

それから、未収金でございますが、これはお預かりいたしました約束手形の不渡り等を普通は申すものでございますが、現行60年度はまだ途中でございますが、お預かりしている中で不渡りが1件ございます。また、59年度におきましては13件ございまして、そのうち9件につきましては、即物件の差し押さえ等強制執行をしてございます。残る4件につきましては、

和議申請等の理由がございまして、分納誓約によりまして完納となっております。

以上でございます。

- 27番(金谷 衛君) 私が申し上げたいのは、倒産とか和議申請など法によって守られたものがある一方、先般行われたような電話の抵当権で解決するという形も現れておりますので、特に約束手形の場合、確かにメリットは約束されておりますんですが、倒産し和議申請等になりますと2年も3年もかかり、大口の税の徴収ができないということも生まれてくると思いますので、その点よく御注意いただきたいと思います。

最後に、先ほど申し遅れました2、3点を申し上げ、終わりたいと思います。

まず、救急のことでございますが、60年度はちょっと統計を持ってないんですが、59年度に消防署が電話を受けて出動し、搬送したのが2,641件ございます。そして、その中で小児科が269件、その大半の70%が管外搬送、いわゆる市外の方に連れていかなければならないというものでございます。そこら辺で時間的な問題で生命を守るためには、ぜひとも市民病院で小児科だけでもやっていただきたいと思うわけでございます。

もう1点、医療器械等の購入でございますが、長期プライムレートが8.0と書いてますが、最近では7.2%、さらに、円高で6.9%ぐらいに下がっておりますので、その辺も十分に気をつけていただきまして、医療器械を購入いただきたいということを要望して終わります。

-
- 議長(田中包治君) 次に、7番・藤原正通君。

(7番・藤原正通君登壇)

- 7番(藤原正通君) 通告順に従って質問の要旨を説明させていただきますが、理事者におかれましては明確なる御答弁をお願いいたします。

第1点目に、社会教育のあり方についてお尋ねいたします。

幅広い取り組みがなされているようでありますが、各種団体の数と、その団体に対する助成金は全部で幾らであるのか。また、これらの団体の育成は助成金ではなく、コミュニティセンターの活用がなされているので十分であるとお考えなのか、お答えを願いたい。また、文化活動、コーラスや合唱団の活動に対する助成を増額する考えはないのかどうか。また、これは社会教育には関係ないかもわかりませんが、本年度より教育相談員配置の目的と効果をどうお考えか、お答えを願いたいと思います。いじめや校内暴力の問題等の対応であろうかと思いますが、わかりやすくお願いいたします。若干、天下りの人事配置の処理ではないかという懸念もありますので、この点、よろしく御説明のほどをお願いいたします。

第2点目に、交通安全と環境保全について質問いたします。

まず、府中駅前前の放置自転車の件であります。自転車を置かないようにということで鉄柵をつくったようでありますが、そのために銀行利用者も不便になり、またその結果、泉州銀行とパチンコ店の前に自転車が集中し、自動車の通行すら支障を来しております。大変市民が迷惑している現状ですが、この点、どう考えておられるのか。また、駅前再開発の計画がありますが、これらの点をどのように対処しようとしておられるのか。また、市民の方々の多くから、府中駅の裏口の改札という希望があるが、市としては、どう考えているかをお答え願いたいと思います。

続いて、環境保全についてお尋ねいたします。

いま、ぜんそく発生関連で環境庁の33万人調査等もなされ、二酸化窒素の規制値旧環境基準で1時間の市平均値が0.02 ppm以下の数値であるとの結果が58年度の公害の現状と対策に示されているが、現時点で幸小学校、石尾中学校、国府小学校ではどのようになっているか、お答え願いたい。低濃度でも健康に害があるといわれ、規制値を超えれば急増するといわれているが、的確なお答えをお願いいたします。

3点目に、老人福祉についてであります。60年度に寝たきり老人入浴サービスの助成金192万円を計上され、大変公明党といたしまして感謝をいたしておりますが、利用者が少ないようにお聞きしておりますが、何らかの方法で市民に知ってもらい、せっかくの予算を十分に活用していただきたいと思っております。いろいろとお年寄りのことで気を使われる点が多々あるようで、大変なことと理解いたすところではあります。この点をどうお考えなのか。

社会福祉のことでお尋ねいたします。

先日、民生委員さんより社協はどうなっているんだ、老人クラブに寝たきり老人と独居老人の調査を依頼したらしく、民生委員とは違う角度での説明であるため困る、との苦情がありますが、この点、どうお考えの上でこのようにされたのか、お答えをお願いいたします。

4点目に、公共下水道についてお尋ねいたします。

いま、すでに工事が始まり、周辺住民は大変期待し喜んでおりますが、その反面、本当にわれわれの地域に支線を入れて供用されるのであろうか。結局は中央丘陵開発のためのものであって、予算がないとか、どうとかで無視されるのではないかと疑問もありますので、的確な裏付けと計画等がなされていると思っておりますが、具体的にお答えをお願いしたい。身近な問題でさえ数年間放置され、信じることができないとの鋭い行政不信感を抱く市民が多数ありますので、明確にわかりやすくお願いいたします。

以上、自席での再質問を留保いたしまして、説明を終わります。

○ 議長(田中包治君) 藤原議員の質問に対する答えは午後11時30分を以ていたしまして、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午前11時50分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長(田中包治君) 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。
午前の藤原議員の質問に対する答弁をお願いいたします。
- 7番(藤原正通君) 一括答弁でなく、1つずつ区切ったの理事者からの答弁を前もってお願いしておきます。
- 社会教育部長(松村吉堯君) 第1点目の社会教育の問題につきまして、社会教育部長松村よりお答え申し上げたいと存じます。

本市の文化面におきまして御活躍いただいております団体は、本市の文化協会に属しております8部門26部会でございます。これらの方々につきましては、それぞれの部門におきまして御活躍をいただいているところでございます。これらの方々に対しましては、先ほど御質問にございましたように、主として金銭的な助成というものをどうしているのか、ということでございますけれども、各部会、団体に対しまして金銭的な助成というものは、率直に申し上げまして行ってございません。そのかわりにこれらの方々が練習なり、あるいは発表会等々御活躍いただきます場を提供させていただき、あるいは事務的なことを御援助させていただいているのが実態でございます。

したがって、これらの上部組織の連合体でございます文化協会に対しまして、年間のいろいろな行事にということで、些少でございますけれども、24万円を助成させていただいているのが事実でございます。今後、これらの金額につきましては決して十分とは考えておりませんで、何とか増額ということでございますが、御案内のような市の財政事情の中で御辛抱いただいておりますのが実態でございますので、御理解いただきたいと存じます。

- 7番(藤原正通君) いま、御答弁いただいたことで十分理解いたすわけなんです。大体、社会教育の基本的なあり方は私なりに理解しておりますけれども、昭和21年7月、文部省によって提唱された社会教育法に基づいて実施され、したがって、金銭活動ではなく、コミュニティセンター等を供用しているからそれで十分足りている、という御解釈であるということは承知をしているわけでございます。しかしながら、市民のことでございますので、このような条例や法律というものにかかわらず、自分たちの願いというものを、ある程度市の理事者及び関係部局の人たちに理解してもらいたい、このような思いで話を持って来られるのであろうと思います。

そこで、市長も市政方針演説の中で、文化活動というものに力を入れていくという決意を述べておられるわけでございます。端的に言いますと、いろいろある団体の中でも婦人のコーラス、仮に「すいせんコーラス」というものがあるとしますと、この方たちが一生懸命にコーラ

スなどを練習しながら他市等へ行ったとき、やはり和泉市民として恥ずかしくない、質の高い高上したコーラスをやりたいということで、相当高度な角度での追究をしていくとき、その活動をしていく負担金がふえてくるという理由だけではございませんが、減少という形にもなってくる。いろんな形で助成措置がなされているんだから、せめて和泉市民の一員として全体的なバランスで、たとえわずかでも誠意を示していただくとか、また、こういうことについての理解を特にしていただきたいという要望がございますので、どうせ、こうせと言ひんじなく、よくこの立場を御理解いただき、前向きな取り組みをやっていただくことを要望いたしまして、この点は終わりたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 指導部長（崎山 繁君） それでは、教育相談員の設置につきまして、指導部長崎山からお答えいたします。

この制度につきましては昨今、御存知のように多発しております児童・生徒の問題行動に対しまして、退職校長、教頭を教育相談員として雇用し、児童・生徒の学校生活や家庭生活等で発生いたします教育上の諸問題について、相談活動、相談業務を行うのが目的でございます。

その効果につきましては、すでにただいまでも学校現場におきましては教育相談を行い、かつ教育委員会としても、従来から十分に行うように指導してきておりますが、その他の教育活動の現状から考えまして、相談、指導に充てるための時間とか教員の数とかにつきまして、その対応に十分でない部分がございます。そこで、今回、設置いたします相談員は、こうした現場の実情を補い、あるいはさらに、学校と十分な連絡を取りながら相談活動を進めまして、児童・生徒の問題行動の解消あるいは生活上の悩み事に対応し、その効果を上げようとするものでございます。

なお、この相談活動に当たる者は学校管理職の経験者でありまして、教育に対する識見もございまして、問題行動の対応なども豊富な知識と体験を持っておりまして、学校との間にありましては、学校の主体性を尊重しながらも、相談活動を深め、児童・生徒の問題行動の解消に努めるといったものでございます。

以上でございます。

○ 7番（藤原正通君） 御説明いただいた趣旨はよくわかりますが、今回、設置されようとする人数が3人ですね。この3人の方で問題行動に対処するのは十分に足りる人数ですか。どのようにお考えですか。一番疑問に思うことは、府の方からもある程度の助成もありますのでわかるんですが、3人だけで本当にいま、問題が起こっているいじめとか校内暴力とかについて、市の方に相談に来させて指導に当たらせるんですか。それとも、そういう状況が起これば、指

導員の方々がみずから赴き対処される性格のものでしょうか。どんなものですか。

- 指導部長(崎山 繁君) 3人で十分に対応できるか、という御質問でございますが、現在の緊急な問題といたしましては、いわゆるいじめとか、不登校というものがございます。緊急なものから、という考え方はおかしいかもしれませんが、3人对応していただくわけでございます。

なお、赴いていくのか、待ち構えておって相談活動をするのか、ということでございますが、十分な活動をしていただくためには、赴くと申しますか、現場を回りまして、その中からいろんな活動をしていくということでございます。

- 7番(藤原正通君) よくわかるんですが、ただ、私たちが考えておりますのは、いま、行政改革、行政改革ということで、できるだけむだを省きながら、市の財政を市民にいかにして公平に活用していくか、このことが大きな課題になっているかと思えます。そのとき、府からある程度の財政措置がとられたとしても、やはり市費の持ち出しもあるわけです。そういうことを考えた場合、3人の人をどうこうするよりも、教育委員会としては、校長なり教頭にもう少し時間的な余裕を与え、前向きに真剣に指導してもらうとかすれば、酷かかもしれませんが、この設置は不必要な面もあるのではなからうか。これから設置していくものですから、十分な御検討をしていただいた方がいいのではないかと。このような思いでお尋ねをしているわけなんです。

そういうことは不可能ですか。府から出るからやっとうかということでは、これからの行政はいかないと思う。出してもらうカネの目的が違っても、他の活用できることに回してもらうより、市として要求していく姿勢がなければならぬ。国の施策そのものもそうですが、何でもかんでも予算があるから、役に立とうが立とうまいがやっていくということでは、政府や国会とは関係ないかもしれませんが、慎重に考えていくべきではないかと思えますので、ひとつその点よろしくお願いたします。

- 指導部長(崎山 繁君) 学校教育にありましては、学力その他のいろんな問題がございしますが、子供の健全な育成が大事でございますので、特に先ほど申し上げましたように昨今、社会問題になっておりますいじめの問題については、これは健全育成という面から考えましても、早急に解決、解消していかなければならない問題だと考えます。

従来からも学校におきましては、生活上の面あるいは進学進路指導等についても、相談活動を行って指導してまいった経過もございします。しかし、いま、という現実から考えまして、やはりこういった相談員制度を設けまして、早急に解決していくという考え方が必要なのではないかということでございます。

○ 7番(藤原正通君) よくわかりました。充実した体制ができるようお願いして、これは終わりたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 交通公害課長(藤木意継君) 府中駅前の放置自転車につきまして、交通公害課長からお答えいたします。

府中駅前の住友銀行側の歩道に防護柵を設置したのは、昨年12月初めでございます。この場所は先生方も御承知のとおり、特に放置自転車の多いところでございます。これをどういふ形で解消していくかにつきましては、警察なり関係機関といろいろ相談させていただきましたところ、防護柵を設置することに相なったのでございます。設置に当たりましては、特にそこを重点的に毎日、職員が放置自転車に対する指導並びに撤去等を行ってきております。これは12月半ばから2月半ばまでの2カ月間にわたりまして指導を行ってきたところ、現在では、かなりあの場所の放置自転車が少なくなっていることは、おわかりいただけると思います。この件につきましては、かなり効果が出ていると思っております。今後も引き続き指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

また、泉州、住友両銀行側の用地にポールを打って鎖をつなぎ、自転車置き場として確保しておりますが、現在のところ、自転車が十分に入る形ではないということでございます。これについても今後、両銀行に対しまして、来客用自転車の置き場としてもっと活用できるよう指導していきたい。

また、先ほど御指摘のありました泉州銀行とパチンコ店の一方通行の道路でございますが、現在、かなり放置自転車やミニバイクがございます。これにつきましても、この12日から防護柵の工事を行い、そこにも自転車を置けない形でやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 7番(藤原正通君) 本当に御苦労されていることは、いまの答弁でもわかりますが、それをすれば、また、できるだけ柵のないところへ持っていく、持っていくとする。しかられるかもしれませんが、けしからん市民がするわけで、良識のある市民はそんなことはしません。今後は、泉州銀行とパチンコ店の間にもまた防護柵を設けるんだということですが、柵のない外に置くようになれば、ますますどないになりますか。問題は、市の方が設置されたならば最も正当な理由になりますが、銀行側が何か黄色い鉄の柵をしますな、あれは何かできませんか。銀行に来た人の自転車すら入らない。それを何か市がやったように誤解されているが、これはいかんと思います。和泉市もええことはやっているんやから、何もかも市が悪いように言われたのでは、私ども議員もつまりません。住友、泉州銀行も何らかの理由でそういうことを

したんだろうと思いますが、利用者のための便利というものも考えた指導はできませんか。どんなものですか。

○ 交通公害課長（藤木意継君） おっしゃるとおりだと思います。市が防護柵を設置するとき、特にその辺を銀行側にもお願いし、なるべくそういう形にならないよう、来客用の駐車場は確実に確保いただくようお願いいたしました。現状を見れば、それが100%有効でないということはこっちにもわかっております。今後、その辺も銀行側と話し合いをして解決していきたいと考えております。

○ 7番（藤原正通君） 自転車の方の努力は大変やろうとは思いますが、よろしく願いいたします。

それと、自転車とは違いますが、やはり駅前として市民が大変だと思いの、いま言う銀行側にメーターを設置して何分間か駐車できるという場所がありますが、一方の側にも駐車しているの、ひどいときは、真中が通れないという状況が発生しております。いろんなことを考えた場合、現在、国鉄が何らかの理由で駐車場をつくっているが、開店休業的な要素が多々見受けられます。ここの点を何とか市とお話し合いをしていただきたい。何としても駅前のメインでございますので、あそこが通行しにくいという状況をいつまでも続けることは余りよくない。泉州銀行とパチンコ店との間は通れないが、府中駅前に買い物に来た人たちの駐車場はあそこを通して入るのだが、どうも入りにくい状況ですから、不法駐車の現状が発生してくるのではなからうかと思えます。その点、国鉄の駅の駐車場を何とか商店街あたりとタイアップして、もう少し利用価値が高まるような指導的なことはできないものですか。お答えをお願いいたします。

○ 産業部次長（中上好美君） ただいまの件につきましては、以前からいろいろ御意見を承っておりますが、議員さんがおっしゃるように、商店街に対しても非公式にそういう話し合いをした経過もございます。御指摘の点は十分わかりますので、今後も引き続いて関係の皆さんにお話させていただき、何らかの形で通行される皆さん、あるいは自転車をお持ちの方々の本当の利便性を図れるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 7番（藤原正通君） 極力御努力はしていただきたい。ああいう狭い道路でパーキングというのは無理です。だから、商店街に買い物に来る人たちの駐車場をぜひとも確保していただきたい。いろんな総合的なことを駅前総合開発ということで考えておられるやと思っておりますので、これはこれでおいときます。自転車もいかんが、自動車もいかんという方針で、両方取り締まっていたくよう、よろしく願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 次。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 和泉府中駅前再開発並びに西側の改札口の問題につきまして、都市整備部次長三井からお答えいたします。

府中駅前の再開発計画につきましては、去る４８年に約５ヘクタールの再開発を計画をいたしまして、基礎調査、基本構想、需要予測、基本計画等について調査を実施し事業化を目指して取り組んでまいりましたが、その後のオイルショックによる経済情勢の悪化に伴う財政危機など、また、地元住民の再開発事業に対する熱度の不足等により事業化に踏み切れず、現在に至っております。

現在、駅前再開発を事業化するに当たりましては、約５００～６００億円という膨大な資金を必要とする上、駅前広場、公園・緑地、道路計画など公共施設用地の占める割合が非常に高く、現在の本市の財政事情からは、現行制度の中では、補助裏に対する財源等が大きな検討課題になっております。今後は、大阪府の示されました関西国際空港の関連地域整備計画に基づきまして、大阪府の指導を得ながら、民間活力の導入など組合施行に頼る方法などを検討いたし、研究を重ねてまいりたく存じております。

次に、府中駅の西側改札口設置につきましては、これも昭和４８年、当時、山本農薬の泉北臨海工業地帯への移転要望に関連いたしまして、跡地利用を含めて再開発を検討する中、橋上駅等についても国鉄とも協議してまいったものでございますが、その後のオイルショックによる経済不況で、山本農薬の臨海工業地帯への移転が断念されるとともに、市財政の悪化、また、国鉄の費用負担が厳しい中、事業化の促進が図れなかったものでございます。また、近年、特に国鉄民営化の動きの中でなお一層困難な状態となっておりますので、よろしく御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

- 7番（藤業正通君） この問題もなかなか大変だということはよくわかります。しかし毎日、阪和線に乗って通勤等で利用している市民にとれば、裏口に改札ができれば、端的に言えば、商店街に来る客が逃げるとかという利害的な問題じゃなく、本当に大きく市民の立場に立ったものの考え方をするとき、ある程度の決断もせざるを得ない場合もあるのではないかと。御存知のように、朝早く起きて出勤しはったらええんやが、ギリギリまで寝ている関係もあるでしょうが、人的な踏み切りと違うので、各駅停車が入ってきたら入ってきたまま遮断機は降りっ放し、駆け込むこともできないので非常に苦慮している住民も多々あります。だから、余りそういう利益の追求ばかりでなく、本当に駅を利用する市民の立場に立ってほしいという人たちが多いことも御認識いただきたい。

地元商店街の利益を守ることは、市としても当然やと思いますけど、１つの道、橋１つできて人の流れとか、すべてのものが変わってしまうというが、都市基盤そのものが変われば、そ

の人たちの利益も永久に守り続けることなんてできっこない。そういう観点に立って、本当の意味での住民、市民の立場の行政運営という形での都市計画のお考えに立っていただいたら、非常に市民の方々に喜んでいただけたと思いますので、この点をお願いいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 交通公害課長（藤木意継君） それでは、二酸化窒素の和泉市内における3カ所の数値を申し上げます。

59年度でございますが、幸小学校におきましては0.023、石尾中学校で0.013、国府小学校はかなり車の排気ガスが多いところですが、0.029という数値になっております。これは年平均で見ますと、0.02～0.03 ppm以内ということで、いまのところ、基準内であるということでございます。

○ 7番（藤原正通君） 実は、市からちゃんと本が出ているわけです。これを見れば、和泉市は余り公害の影響がないかどうか分かるわけです。いま、言うていただいた例でもそうやと思えます。しかし、環境基準そのものが、政府の指導でもってかなり低く抑えられているということが、新聞等で取りざたされております。

こういう点から考えて、いよいよ関西新空港もできてくる、何じゃかんじゃで端的な見方をすれば、泉州地域が非常に活力ある町づくりになっていくと見受けられますけれど、半面、道路のアクセスとか、いろんなものができてきて、車の交通量もふえてくるが、これは言うていること自体あたりまえのことですが、そのあたりまえのことをどうとか、こうとか言うのが環境庁です。そうやってきたとき、わが和泉市として今後、空港は沖合いですので、絶対に飛行機の被害はないんだということも、賢明なる市長さんはある程度調査をなさったと思う。車がふえれば、道路などをたくさんつくって車の集中を避けていけば排気ガスは減りますわな。そういういろんな計画は立てられていると思う。その証拠に市政方針演説の中では、測定器も入れて環境保全に努めてまいる、という文章があると思います。

そういう点で、やはり私たちとして、こういうことが新聞にばっと出れば、これに関心を持っている人たちが「一体和泉市の場合どうなるんや」というお尋ねがございしますが、そのとき「わしは知らん」というわけにもいきませんので、お尋ねしておるわけです。このテストでこうだということはわかりますが、59年度でなく60年度、それから、今後の見通しとして大丈夫ですな。和泉市の場合、この本によると1件も苦情はないんですな。中央丘陵が開発され、空港ができて大丈夫なんですな。その点の見通しはどうですかな。

○ 産業部次長（中上好美君） せんだって新聞に載りました例の0.02 ppmの件に関しまし

ては、直接、市民からのお尋ねその他はございません。今後、開発によっていろんな問題が起こるのではないかと、ということでございます。たとえば道路につきましても環境アセスメントを提出させるとか、それによって対策を立てさせるとか、空港等につきましても、公害監視機構に和泉市が参加しておりますので、仮にそういう問題が起こった場合、監視機構の中での1つは論議され、また、和泉市に問題があるということになれば、市の方からそういう提起もし、改善をさせていくということで解決を図ってまいりたいと考えております。

○ 7番(藤原正通君) そういうことで、国民、市民の健康を守れば、国民健康保険料のむだ遣いにもつながらないわけで、いろんな角度でひとつ御協力をお願いしたいことを要望いたしまして、これは終わりたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 次の答弁。

○ 福祉課長(池辺一三君) 寝たきり老人の入浴サービスにつきまして、福祉課長池辺よりお答えいたします。

この事業は、60年度より実施しておりますが、初年度のため、事務局を含めまして対応が不十分であったように思われます。市の広報、民生委員さん、老人クラブ、保健所、保育課の保健婦さん等を通じてPRをしてまいりましたが、今後は、これらのほかにも医師会等にもお願いいたしまして周知徹底するとともに、十分な活用をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1つの社会福祉協議会の調査でございますが、現在、社会福祉協議会では、単位老人クラブを通じまして、寝たきり老人、独居老人の調査を行っております。これについては、友愛訪問に使用するための資料とするものでありまして、府の寝たきり老人以外に使用するものはございません。また、調査表は地区民生委員さんと十分に協議し、その後提出していただくようにしております。今後は、社会福祉協議会とも十分協議してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 7番(藤原正通君) 最初の寝たきり老人の入浴サービスについては、本当に少ない予算の中から計上していただき、こういう寝たきり老人の方々から喜ばれていると思うんです。しかし、聞くところによりますと、利用の度合いが少ないということですが、今後、これの普及を図っていただくということですので、その点をひとつ特にお願ひしたいと思います。

次に、社会福祉協議会の問題なんですけど、社会福祉というのは、口にしたら簡単なようでですけど非常にむずかしい。社会福祉というのは、世界各国で一定の考え方は持っておりません。大体、日本の場合、私の認識不足かどうかわかりませんが、憲法第25条第2項に基づいた上での社会福祉制度というものが行われてきていると思う。そういうことの中にあつてどうか

こうと言うんじゃない、福祉というものは、公明党は何といっても「福祉の党」ということで取り組んでいるわけですから、福祉のことでいちゃもんをつけるのではない。ただ市民の誤解を受けるような表現をさせることはいかがと思うんです。

端的に言って、それだけの調査だ、と言われますが、しかし現実、寝たきり老人と独居老人の調査をされたが、聞くところによると、「年寄りのことや。こんなもの、町会のカネがかかるのわけやなし、何でもない。どちらにしても市と府のカネやないか。だから少々のごとは大目に見て報告してやってほしい」という説明をしているのが現実なんです。こうなるとき、長年にわたって民生委員さんが的確な把握して、敬老の日に準じて記念品の調査とか、寝たきり老人の調査とか、いろんな形での報告を出しているはずですが、絶対に食い違ってくるよ。まして、実施した時期が寒いときなんです。年寄りが寝てたら外へ出てきませんよ。こういうあいまいな形での調査とか協力は、たとい社会福祉協議会といえどもいかがかと思うんです。だから、外郭団体ではありませんが、しっかりとした指導を市の方でお考え願わなければ本当に困るんじゃないか、という声が起こっているのが現実です。この点、ひとつお答えください。

- 福祉課長（池辺一三君） この問題につきましては、今後、社会福祉協議会と十分に協議しながら、誤解を招かないように調査を行っていきたい、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 7番（藤原正通君） そういうことですので、福祉というのは本当に充実していかなければならないと思います。しかし、福祉というものは、ものを与えるだけが福祉ではないと私たちも自覚しております。福祉とは、物心両面にわたっての市民生活の向上が真の福祉であります。単なるもらえるものなら何でもかんでもかめへんやないか。国や府のカネやったらどんな取り方をしてもええ、という考えの福祉は絶対に間違いである。このような考えが充満したら世の中は大変です。この点だけしっかりと御認識いただき、よろしく御指導賜りたいと思います。これは終わります。
- 議長（田中包治君） 次。
- 建設部次長兼下水道課長事務取扱（山崎琢磨君） 公共下水道の御質問につきまして、建設部山崎より御回答申し上げます。

流域下水道の進捗に伴って公共下水道整備の支線計画を明らかにされたい、という御趣旨かと存じます。公共下水道の汚水計画につきましては、本年度は箕形町、具体的には野々添橋のところからですが、その下流区域について事業認可を得まして、60年度で岸和田南海線の道路工事に先行いたしまして、汚水幹線を埋設したところでございます。来年度につきましても、主要幹線の埋設を考えておるものでございます。

この幹線につきましては、これに続きます支線を想定いたしまして、汚水量などを求めて管の太さ等を計画しているものでございます。支線整備のスケジュールでございますが、通常、下水道の方ではこれを面整備と申してございますが、61年、62年は幹線整備に重点を置き、63年ぐらいから面整備に着手するという方向で進めたい。それまでは、なお、しばらく幹線の進捗と合わせて体制づくりを進めていきたい考えでございますので、よろしくお願いいたします。

- 7番(藤原正通君) いまの御説明でよくわかります。ただ、いま、本管そのものを入れていく段階で先走ったことをお尋ねしてもどうかと思いますが、一番の問題は、こういう公共下水道がずりって中央丘陵に向けて全部入ってしまうたならば、供用を開始していかなければ意味がないわけです。支線も張り付けてやっていくという形になっていきますが、その中で、十分におカネがあってすぐできる家庭はいいが、できない家庭もあると思うんです。市の方で支線は張り付けてくれるが、各家庭の枠からは、各家庭がしなければならぬ、料金を払ってね。しかし、そのとき全くおカネがない人、また、生活保護を受けているような家庭等いろいろあると思います。私のところはおカネがないからそんなことはして要らん。いままでどおりのくみ取りでいきまね、という市民が出てきた場合、どのように指導しようとするのか。大阪市のように徹底して、そんなものあかん、と言うて、全くおカネのない人には貸し付けてでもそれをやらせていく方針なのかどうか。その点について、ちょっとお教えいただければ非常に助かるんです。

- 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 1つは、家庭の前まで支線を持ってきた場合、各家庭の便所の改修が必要かと考えます。その辺の費用の問題。それから、まだ御提案させていただいてませんが、受益者負担金の問題も体制づくりの一環として十分検討し、御協議申し上げてまいりたいと考えますので、御了解願いたいと思います。

- 7番(藤原正通君) なかなか慎重な御答弁ですが、私がお尋ねしていることをうまく避けておられますな。もっとストレートにお答えいただけませんか。

- 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 先ほど言いましたような家の前まできた場合には、たとえば泉大津市あたりでは、20万円を限度に無利子の融資をしているところでございます。また、10万円については利子を取るという話もございしますが、そういう問題につきましては、早急に面整備をやる時点で解決していく必要があるかということでございます。

それから、受益者負担金につきましては、昨年、泉北環境の方で受益者負担の値上げの問題がございましたが、そういうものも含めまして、面積当たりの負担金をいただくとかの考えも、

できるだけ早く御提案させていただきたい考えでございます。

- 7番(藤原正通君) 具体的に言うていただいております。本当に公共下水道ができれば、いま、取りだたされているのは、国際空港ができれば、世界に向かって24時間活動する国際都市ができるにもかかわらず、町の中をボンボン臭いのするバキューム車が走っているようなことではふさわしくないということで、国も府も下水道整備に予算を注ぎ込んでくれているわけですね。そういうことから理解すれば、おカネがないから私とこはせえへん、ということとは許されないと判断して間違いないですね。そうなったとき、おカネのない人には、泉大津市の場合のケースなどをお答えいただきましたが、和泉市でもそのような検討をなされていくと解釈させていただいたらよろしゅうございますか。
- 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) おっしゃるとおりでございます。
- 7番(藤原正通君) いろいろ申し上げましたが、本当に公共下水道ができるのを市民は喜んでいるんです。郷荘中学校前に縦穴孔ができて、それを見るにつけ非常に喜んでいるんです。しかし、先ほども言いましたように、何やかんや言うてるが、結局、中央丘陵だけのものになってしまい、いよいよ支線が入ると思っていたのに予算がないとかで遅れ、結局は指をくわえてるということのないよう、市民は切望しておりますので、このことを十分御認識いただき、前向きに取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

-
- 議長(田中包治君) 次に、25番・大谷昌幸君。

(25番・大谷昌幸君登壇)

- 25番(大谷昌幸君) 要旨の御説明を申し上げます。

教育の機会は均等であり平等であるというわかりきったことは、いまさら申し上げるまでもございません。昭和22年に新学制が施行されます場合、その指導要綱は文部省によって示されましたが、いろんな基準が設置され、以後、大なり小なりの改正がありました。その精神は、いまだ連綿と続いております。また数年前、1授業時間、いわゆる1単元時間の基準は、小学校では45分であり、中学校では50分であるということも示されたように承っております。

ここで、端的に申し上げますが、当市内に9校ある中学校の中の1、2の学校で、いまだに45分の授業が行われているということを知りたくて。皆様方も御承知のように、現在の中学生のほとんど100%近い方が高校に進学されます。現在も卒業式を控え、高校の受験に備えて日夜、勉強している時期であります。この高校を目指している子供を持つ親たちは、同じことなら、できるだけよく勉強ができる高校へやりたいというのは、だれしも願う親の気持ち

であります。しかるに、この気持ちをあえて無視してなぜ5分間の短縮、1割カットがなされるのでしょうか。皆様方も同じだと思いますけれども、子供は、学校に提供された人質であると私どもは考えております。もし、自分の受け持ちの先生に何かがあっても、自分の気持ちからできるだけ先生にクレームをつけないよう、そして、なるべく自分の子供と先生との人間関係がよくなるようにと願っているはずであります。したがって、この親たちの口から「うちの中学校では授業のカットが行われている。時間短縮されているが、これを基準に戻してくれ」ということは、なかなか言えないものであります。

昨春、ある新しいPTAの役員の一部の方がその中学校の先生と話し合い、いままでの45分の授業を何とかよそ並みの50分に戻してもらいたいとの話し合いをし、何とかできたのもつかの間、晩秋になって日が短くなると同時に、いつの間にか45分に戻ったと聞いております。本市の教育委員会の中でも、指導部としてどのように対処されているのか。実情はすでに把握されているやに承っておりますけれども、間もなく新年度が始まるこの時期において、次年度からかような不祥事が起こらないようあらゆる努力をお願いしたいがために、この質問をさせていただくわけであります。

次いで、社会教育の方ですけど、市が発足して30年、そして、文化協会ができて20数年、やみくものような中で和泉市民の文化、社会教育の向上ということが図られ、そして昨今、コミュニティセンターの完成と相まって、他市にまさるとも劣らないりっぱな文化祭が行われるようになってきました。しかし、この中身をよく見ますと、また、文化協会の方々も内省されていることも暗に承っておりますのでございますけれども、どうも市民に頼った文化祭ではなかるうか。すなわち、もう少し社会教育行政としての主導型の文化祭も併催されてはいかがなものか、このように考えるわけです。その点の今後の考えについてお示し願いたいと思います。

以上、簡単でございますが、要旨を申し上げましたが、御答弁の内容によりましては、次席より再質問させていただくことを御容認いただきまして、よろしく願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 指導部長（崎山 繁君） ただいまの大谷議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘のように、当市のある中学校におきましては、経過といたしまして、かつて生徒の暴力行為等が多発いたしました時期に、生徒の学習に対する集中力あるいは持続力を考慮いたしまして、問題行動解消を目的にクラブ活動等に時間を取るために、1単位時間を45分にして教育効果を上げてきたということがございます。実は、この1単位時間につきましては、学校教育法施行規則54条において、「1単位時間を50分とする」ということが定められて

おるわけですが、一方、学習指導要領の第1章総則の7項の2では、「50分を通常とするが、学校や生徒の実態に即して適切に定める」ということになっております。教育課程の編成は学校長が行うものでございまして、その中で弾力的な運用を認めるということですが、1単位時間50分を下回る場合には、その必要性を教育的見地から明らかにする必要があるということとございまして、先ほど申し上げましたように過去、生徒たちの問題行動が多発した時期には、そういった教育的観点から1単位時間を50分から45分にしたという経過があったと思えます。

しかしその後、学校での生徒の生活の安定に伴い、標準である50分に戻すべく教育委員会として指導してまいりました。私も、教育委員会の指導主事になった当時から、各中学校の教育課程の検討を進める中で、こうした学校があるという実態につきまして指導してまいった経過がございます。本年度は、当該中学校におきましては50分授業でスタートいたしまして、先ほど御指摘のように、11月までは50分授業にしてきたところでございますが、12月より再度、来年度の50分授業実施のための試行という意味も含めまして45分に戻した、という御指摘どおりのことがございます。これにつきましては、今後、さらに強力に学校を指導いたしますし、61年度につきましては、年度当初より1単位時間50分でいくよう指導しておりますし、さらに、新年度の計画を立てるに当たっては、強く指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 25番(大谷昌幸君) 理屈というものはどないでも付けられます。それなりの理由もあるんだろうと思いますけれども、小学校では45分の授業を5分カットするということ、これもあり得るかもわかりません。あり得るかもわかりませんが、現に45分を実施しているわけですね。小学校で45分の授業ができるのに、さらに年上である中学校で50分の授業ができないうのは、一体、何に原因があるのだろうかということをおなりに考えるわけです。おなりに理由を付ければ、やはり指導者の先生の指導力の不足ではなからうか。子供というのは、小学校6年生であっても、中学校1年生であっても、そう心理的に大きな変わりはないはずで、す。俗に言う先生の授業のうまさがあれば、50分でも55分の授業でも子供は付いてくるし、反対に指導力がなかったら、30分でも子供は付いてこない。これはよく教育現場で言われるところですよ。

当市の学校は皆りっぱにしていたら、先生方もりっぱな先生がそろっておるはずなんです。その中でどんな考え方でこういうことが行われているのはなぜか、おなりに理解に苦しむわけですよ。50分を1割カットしたら1週間で約3時間、1年間39週ですから、実に1.17

時間の授業時間がカットされている勘定です。逆に言えば、4週間休むのと同じことです。極言したら詐欺ですよ。先ほども申し上げましたように、親は子供を人質に取られているから、言いたくてもお願いできない。そういうところをよく考えていただきたい。教育行政と教育の実践の場は違ふし、観点も違ふというのは私も心得ているつもりです。しかし、先ほど冒頭に申し上げましたように、教育は機会均等であり平等でなければならないという原則に従って、この新61年度からは、そういうことが起こらないように指導の徹底を期していただきたい。

これに合わせて、指導力の不足ということも中にはあるんじゃないかならうかと思ひわけです。昨年6月の議会でもお願いしたように思ひんですが、端的なお話で恐縮なんですが、たとえば学校の管理職は、校長と教頭のたった2人しかおりません。そのうちの教頭職の場合は、小学校にあっては小学校の免許証を、中学校にあっては中学校の免許証を持っていないといけないことは、ちゃんと法令で決められております。皆さん、全部免許証はお持ちなんです。けれども、俗に言うペーパー、車のペーパードライバーと同じで、ペーパーのライセンスしか持っておられない方が、たとえば中学校一筋でできていきなり小学校の教頭になって一体、実際問題として何ができますか。私も教職員の一端をかじらせていただいた者として、非常に危ぐの念を感じるわけです。

と申しますのは、たとえば標準学級として18学級あるいは20学級あったと仮定しましょうか。1人の先生が月に何日か風邪を引くとか、家の所用で休暇を取られるかと思ひますが、2日や3日の休暇では、臨時的教員さんを派遣することができない。その先生の学級をみるのは同じ学年の先生であり、教頭であり、教務主任であると思ひんです。その場合、中学校の経験しかない先生が、いきなり小学校3年生なり2年生の教室に入って何ができますか、恐らくできないと思ひます。できる人があったらまさしく神業であり、りっぱな教頭であるという賞賛の念を禁じ得ません。そこで、何もできないから放ったらかしておく。ほかの先生方から「教頭は何をやってるんか。教頭というのは職員室の守りをするだけか」となり、権威失墜です。教育者としての値打ちはありません。その中で同じ教職員同士で不信の念が沸いてくる。これが実際に当市にもあるわけです。

そういう点も考えて新61年度から、いま、1年間何だ、かんだと言われますが、私どもから言わせれば、昔からあることですからどうということはない。いまさら新しいものではありませんが、何といても学校教育を円滑にまともしてもらうのが教育委員会の方々及び指導部の先生方のお仕事じゃないかならうか。これも端的に申し上げて失礼ですが、指導部の先生方の地位と学校との関係も理解できないことはありませんけれども、そういう観点に立って今後、指導部として一層の努力を望みたいんですが、一応、それについての所信をお伺いできたらお願い

いたします。

- 教育長（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

先ほども指導部長よりお答えいたしましたように、学習指導要領には、「授業時間については、年間35週以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数は、生徒の負担過重とならないようにすること。なおその際、給食、休憩などの時間については学校において工夫を加え、適切に定めること。各教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業の単位時間は50分を常例とするが、学校や生徒の実態に即して適切に定めること」、このように決められております。そのようなことから指導部長もお答えいただきましたが、45分授業によるカット時間の補充につきましては、学校裁量時間として週に4時間あるうちからこれらを充ててきたというのが実態でございます。

しかし、教育委員会といたしましては、校長会あるいは教頭会等を開催するたびに、厳重に指示、指導してまいったところでございます。しかし、御指摘の内容につきましては、一定、私も承知いたしているところでございますが、その経過の中でも非常にむずかしい点もございしますが、何とかでき得るような方法の整備もひとつ考えてまいりたい、かように考えるものでございます。また、他に先ほどいろいろ御意見もいただきましたが、やはり教育課程における効果を上げるために、これらも合わせて検討してまいりたい、かように考えますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 25番（大谷昌幸君） くどいようですが、親たちの立場に立って十分お考え願いたいと要望しておきます。

- 議長（田中包治君） 次。

- 社会教育部長（松村吉堯君） 2番目の社会教育につきまして、松村からお答え申し上げたいと思います。

先生には、常日ごろから本市の文化活動につきまして深い御理解を持たれ、いろいろ御指導をいただいている点を深く感謝申し上げます。御案内のように、本市の文化協会は8部門26部会でございます、広く市民の皆様方に御活躍いただいているところでございます。おかげをもちまして、本市の文化水準も従来より非常に進歩し、喜んでいるところでございます。

この中で従来から行ってまいりました文化祭につきましては、事実、文化協会に属している皆様方が中心となり、一部市民の方々の自由参加という中で実施してきたわけでございます。このことにつきまして過日の1月23日でもございましたが、文化協会の理事会の議題といたしまして、文化祭の反省会ということで開催させていただき、今後の文化祭のあり方ということで、お説のようにもっと広く実際の体験をもつての御参加をいただくんじゃないかという論議

もされまして、長時間にわたって御協議をいただいたという経過がございます。61年度の文化祭に向けまして、実施計画の中でお説を体しまして計画してまいりたい、このように存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 25番(大谷昌幸君) 当市には、公民館法に基づく公民館がございませんので、十分な公民館活動はできてませんが、幸い、いまの文化協会の8部門の中では、実際に公民館活動的なことをやっていたいので、何とか格好がついてると思います。しかしながら、8部門26部会の中の一部には、カルチャーセンター的な要素しか持っていない部門もあるように私は感じるんです。文化祭といって昨年の場合でしたら、昨年11月1日、2日、3日でしたか、新しいカルチャーセンターでやられましたが、1室がそのことのために使われている。他の人から見ると、何か塾に1つの部屋を貸しているという批判が出てきておりますが、そういう点を十分御考慮願いたいと感じるわけです。

逆に、今度は似たような部門から他の人が入れてくれ、と言われても、文化とは非常にむずかしいものでお互いに主義、主張があります。なかなか同化しにくいので、それもできづらいということも聞いております。広く市民参加のスタイルに少しでも近づけていただき、そして、もちろん文化協会にはいままでどおり御協力をいただきますが、文化協会に入っていない方でも、文化を愛好されるたくさんの市民にも入っていただき市民の輪を築いていただく。これは市長も以前からよく言われていることですので、市長の市政方針に基づいて十分に考えていただきたいと要望しておきます。

-
- 議長(田中包治君) 次に、19番・原 重樹君。

(19番・原 重樹君登壇)

- 19番(原 重樹君) 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、国保会計についてでございますけれども、60年度の決算見込みについて。いま、中曽根自民党内閣は、本来、国が持つべき国庫支出金を削減するために、一連の医療制度の改悪をこの間強行し、国民や各保険組合などへしわ寄せをしましてまいりました。中でも、59年度10月より始められました退職者医療制度に伴って、国が実行した補助率の削減や加入者の見込み違いなどは、全国的にも国保財政を危機に陥れているところであります。当市の国保会計においてもこうした影響の中で、去る3月6日の61年度予算が提案される中で、国保料金の大幅な値上げも提案されました。詳しくは、予算委員会で審議をされることと思いますので、私は、今回の値上げの基礎ともなっているであろう、60年度決算の見込みについて質問させていただきます。

まず、1番目といたしまして、退職者医療制度に伴う影響額です。いろいろ赤字の補填装置等はあると思いますけれども、その上での減の部分、赤字の部分はどの程度になっているのか、お示しを願いたいと思います。

2点目には、医療費の推移をお聞かせ願いたいわけでございますけれども、ここ数年を比べようとしても、制度そのものが変化しておりますので、単純には比較できません。そこで、歳出総額でお示しいただきたいと思うんですがございますけれども、60年度決算見込みの歳出総額はどの程度か。対前年度比はどうか。ここ2、3年を比べますとかなりふえていると思いますけれども、その原因をお示し願いたいと思います。

3点目に、一般会計からの繰入金です。この繰入金は現在、1億円されておりますが、来年度からは5,000万円上乗せして1億5,000万円ということと言われておりますけれども、府下的に見てどんな位置にあるのか。1億円の時ではどうか。1億5,000万円になったらどうかをお示し願いたいと思います。

次に、開発問題についてであります。

まず、関西国際空港関連についてであります。市長の昭和61年度の市政運営方針では、関係機関の動きが一段と活発化してきた。あるいは公害のない、地域に繁栄をもたらす空港を期待する、と述べておりますし、日ごろの発言等を聞かしてもこの関西国際空港に夢を託し、持ち上げているようでもあります。そこで私は、空港問題に関連をいたしまして、ポイントをしぼって質問させていただきます。

まず最初に、市政方針にも出ており、そして、積極的に参加しているという泉州市町関西国際空港対策協議会、そして、もう1つの関西国際空港関係三者連絡会議、この会議の内容と現状について、簡単に結構ですので明らかにしていただきたいと思います。

2つ目には、国の地域整備大綱や大阪府の整備計画などの中でも、突如といっても過言でないように出てきた父鬼川ダムについて。関連して河川改修の点も質問させていただきます。

まず第1点目に、父鬼川ダムの内容と見通しについて。2点目には、父鬼川ダムは横尾川の支流に当たるとは思いますけれども、これによって横尾川の改修等の考え方の変更なり、あるいは開発に伴う特別のそういった理由、根拠があるのかどうか、その辺についての確認をしておきたいと思います。3点目には、松尾川改修は、中央丘陵開発終了まで約10年といわれておりますけれども、これまでに間に合うのかどうか、ついでに確認をさせていただきたいと思っております。これも簡潔明瞭にお答え願いたいと思います。

次に、関連をして公害問題です。60年6月議会で道路等に関する北池田の複合部分について私自身が質問をし、四者協議会ができてその中に環境部会があり、市としても心配が解決さ

れるよう強く申し入れていく、どの答弁もいただきましたけれども、北池田の地元からの要望申し入れの対応はどうしているのか。その点についてお答えをお願いいたします。

次に、中央丘陵の事業主体であります住宅・都市整備公団の縮小、民営化が検討されておりますが、仮にそうなったとき、本市の中央丘陵開発には影響という点でどうなのか。この点も確認をさせていただきたいと思えます。

次に、(ロ)のコスモポリス構想についてです。コスモポリス構想では、以前に基本構想の冊子をいただきましたし、説明も受けました。しかしその後、開発の推進機構をつくるということで予算化されましたけれども、何の報告等もありませんので、質問させていただきます。

まず第1点目には、現在の状況はどの辺まで進んでいるのか、実態について簡単に結構ですからお答えをお願いいたします。

2点目には、61年度で具体化について一定の見きわめをするということでありませけれども、どんな見きわめなのか、どこがするのか、その点についてお答えをお願いします。

3点目に、このコスモポリス地域開発推進機構についてであります。市政方針によりますと、官民18団体ということですが、府、市、そして、前の議会でも2、3聞かせていただきました。しかしながら今回、この18団体ということも出てまいりましたので、このすべての名前を明らかにしていただきたいと思いましたが、時間の関係もありますので、これは18団体の名前と、この推進機構に対する負担金、といっているかわかりませんが、いわゆる負担している額があるはずだと思いますので、その辺の額ともども資料として提出していただきたい。この確認だけをしておきたいと思えます。

最後に、同和問題についてであります。この問題につきましては、前回の議会において質問させていただき、そのときも申し上げましたけれども、公共の施設である解放会館を市長の方針に反対している団体には使用させないというこの行為は、憲法で保障されている最も基本的な思想信条の自由を侵すものでありますし、地方自治法の公の施設に関して規定をしております第244条の2項、3項にも違反し、そしてさらには、地対法の趣旨にも反しております。さらに、何よりも和泉市解放総合センター運営委員会の決定をも無視し180度転換をさせたという、どこから見ても、だれが聞いても不法、不当なものであります。私が、前回の12月議会の最後の方で指摘した「気軽に御利用を」と書かれております解放総合センターニュースを、議会後の1月15日の成人式の会場で何らの訂正もなく全員に配布するという、その行為1つをとってみましても、市当局が何らの反省もなく、そのままこの行為を続けているというふうに判断せざるを得ません。

そこで今回、再度この問題で質問させていただきます。

私は、この問題の解決は、市長の政治姿勢、判断であると指摘をしておきました。まず、市長に質問させていただきます。12月の議会後、市長としてこの問題で何らかの検討をしたのかどうか。以前の議会答弁と現在では何か変わった点があるのか、それとも、何ら方針として変わっていないのかどうか。市長のお答えをお願いいたします。

2つ目には、12月議会後も全解連が使用申し込みをしているというふうに思いますが、それに対してどう対処しているのか。そして、その対処の理由は何か。

3つ目には、その後、運営委員会は開いたのか。また、会長とこの件で相談なりはしているのかどうか。

これらの点について質問をさせていただきます。

以上でございますけれども、自席での再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） まず、国保会計の60年度決算見込み等3点あったかと思いますが、お答えいたします。

まず、59年度の制度改正に伴うマイナスの影響額はどのようにあったのか、という質問でございますけれども、1点目といたしまして、国庫補助率が40%から30.8%に削減されましたことに伴います影響額といたしましては、59年度は6,214万8,000円、60年度（推計）は2億8,449万円。なお、これ以外に、今回の改正に伴いまして、たとえば大阪府制度で行われております65歳から69歳未満のいわゆる地方単独事業と言っていますが、これに係る補助金カットもございます。その分あるいは退職者医療制度に伴う特別調整交付金という形でいただいておりますわけでございますけれども、それはあくまでも財政調整交付金の中で処理されておりますので、そちらの方でふえた分が普通調整交付金で減額になってございます。その分等を含めまして、59年度が2億4,863万1,000円、60年度（推計）は3億3,949万円というのが、いまのところの影響額ではないかと思っております。

2点目の60年度歳出総額は幾らになるか、という件でございますけれども、あくまでも12月の61年度予算編成当時、医療費を推計して決算見込みを出した数字でございますが、歳出総額が54億6,965万8,000円、決算見込みの伸び率といたしましては、8.19%ということになってございます。ただし、これは9月までの医療費を推計して見たものでございますが、今回、後ほどの補正予算でご審議をいただくわけですが、10月からの風邪引き等もございまして、その後の医療費はかなり急激に伸びております。8.4%くらいと推計しておいたものがただいまのところ、10%以上伸びておるといふ現実でございますので、また、補正のところでも説明もさせていただきます。

3点目の繰入金でございますが、府下的に見たとき何番目ぐらいに当たるのか、ということでございますが、31市中15番目、阪南では5番目ということでございます。

- 19番(原 重樹君) 1点ずつお願いしたい。まず、抜けている点について、歳出総額の前年度伸び率でいきますと、その原因は医療費の伸びと言われましたが、そういうことなのかどうか。

それと、繰入金の状況ですが、私は1億円ではどうか、1億5,000万円ではどうか、という質問をしましたので、正確に答えてください。

- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱(原 美助君) 8.19%の原因でございますが、第1点目としては、老人拠出金の後年度精算額がありますが、60年度は、その初年度であるということございまして、金額は1億4,600万円程度あるということでございます。

2点目といたしましては、高額医療費がかなり増加したということとして、これは6,100万円程度多くなっておるのではないかと。

3点目といたしまして、退職者被保険者に係る保険者負担額が8割になったこととございます。これは59年度からなったわけですが、59年度は6カ月ベース、60年度は12カ月の1年ベースでございます。

具体的には、そういうことが重なりまして増加したのではないかと思います。

なお、繰入金につきましては、1億5,000万円ベースでございます。

- 19番(原 重樹君) 時間の都合もありますので、繰入金については、阪南各市の分でもいいから資料提出をお願いしたいんですが、その確認だけ。何番目ぐらいになっているかというものを出せるかどうか。

- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱(原 美助君) 提出させていただきます。

- 19番(原 重樹君) 再質問させていただきます。

ちょっと後先になりますが、先に歳出総額の話で54億円余、8.19%、現在では10%以上の増加になっていると言われていますが、いまの医療費というのは、制度そのものが変わって非常に比べにくい点があります。総務費等も含まれてますのでね。私の方で調べますと、10%程度という60年度見込みという意味で言えば、これは私の質問に答えているわけですからそれでいいんですけども、これにはある意味でごまかしがあるんですね。なぜかと言うと、59年度決算では、50億5,528万円の歳出総額になってますが、この中には例の3億円の基金が含まれているわけですね。それを出して入れているが、それも含めての歳出総額ですので、実際には、47億数千円になるんですね。そうすると、この伸び率はずっと大きくなる。僕の計算では、基金分を引けば15.8%の伸び率になる。だから、10%どころの騒ぎではない

ということも指摘しておきたい。

同時に、なぜこういうことを言うかといいますと、58年度は57年度に対して4.7%減なんです。59年度は58年度に対して、先ほどの基金を含まないで計算すれば7.4%。ところが、60年度の決算見込みは15.8%の数字になりますが、どんどん伸びていってる状況なんです。その原因の1つとして言われました老人保健の拠出金ですが、これも2年後に精算するという部分もありまして、非常にわかりにくいことになってます。61年度のいわゆる加入者率分率が変わり国保会計も助かるということで、60年度より下げた拠出金を予算化されているわけですが、なかなかわかりにくい。

具体的に言えばこういうことがあるんです。58年度で大変狂ったということになると思うんです。1つは、60年度のものということでいけばね。ところが59年度の決算を見れば、これがまた面白いことに13億8,000万円予算化してらんです。決算で使ったのが12億7,000万円だから1億円狂ってる。しかも先ほど言ったように、2年の前がどうだったか、というのが問われてきて、これが本当に正しいのかどうか。61年度で15億円余歳出をしますが、本当にこれが正しいのかどうかという意味では、大変不安に思わざるを得ないという点は指摘しておきたい。これは指摘だけしておきます。

最初の問題ですが、影響額の問題でもう1回、再質問させていただきますが、先ほど言われた影響額ということになれば、大変な額が出ていると言わざるを得ない。これがなければ、端的に言えば、61年度の値上げは必要ないという数字だと思います。ちょっと細かい点でお聞かせを願いますが、いわゆる追加議案の補正予算のところでも出てきますが、全国的な運動等によりまして、全国的には2,080億円の3分の2が補填されてきたということもありますが、これが追加議案では6,500万円だと想像するんです。まず、この数字がこれでいいのかどうか第1点。

もう1つは、この6,500万円を含めて、どの程度赤字分が補填されたことになるのか、補填の部分ですね。端的に言えば、退職者特別交付金が何ぼであったのかということを知りたいんですが、結局、その部分でどうか。その数字を先に示していただきたいと思います。

○ 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱(原 美助君)この6,500万円が、いま、言われております2,080億円の3分の2、1,367億円の配分見込み額でございます。それらを加味いたしまして、先ほど申し上げました3億3,949万円が影響額ではないかという推計をいたしておるものでございます。

○ 19番(原 重樹君) 退職者の特別交付金というのがありますが、それは何ぼかな。それを見込んで6,500万円も含めて補填されたのが何ぼかということを知りたい。

- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） いま申し上げました12月の補正予算において補正された分が6,500万円です。それ以外に60年度の影響額として4億2,673万5,000円あったわけですが、その3分の1の1億4,224万5,000円が補填されてございます。残り2億8,449万円の数字に6,500万円足したのが補填額ということでございます。
- 19番（原 重樹君） 2億8,449万円に6,500万円を足したのが補填額ですか。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） さようでございます。
- 19番（原 重樹君） そうすると、最初に聞いた影響額の2億8,000万円はどういうことですか。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） 失礼しました。
- 19番（原 重樹君） 1億4,200万円に6,500万円を足したのが補填額でしょう。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） はい、そうでございます。
- 19番（原 重樹君） まず、最初に指摘しておきたいのは、私も当時の予算委員でした。いわゆる3分の2が補填されるであろうということで予算化されたが、実際には、3分の1しか補填されていないということですね。間違っていないですね。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） そうです。
- 19番（原 重樹君） これではあかんということで運動が起こり、全国的に2,080億円のうち3分の2が補填されることになり、和泉市では、それが6,500万円ということですね。そういうふうに考えますと、つまりもっと言えば、単純計算で2億8,449万円の3分の2が補填されて当然なのと違いますか、という額が出てくる。だから、6,500万円というのは非常に少ないんじゃないですか。その点はどうですか。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） そのとおりでございます。
- 19番（原 重樹君） どういう理由で少ないんですか。全国的に1,367億円あるんでしょ。単純に平均的に和泉市の場合に当てはめて6,500万円しか補填されないというのは、大変な減だと思えます。それは財政措置か何かあるというふうに見ているんですか。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） そちらあたりになりますと、かなりややこしくなるわけですが、まず、補填額として厚生省で推計したのが2,080億円と言われているわけでございます。われわれは国保地方会（？）、全国知事会あるいは全国市長会等で運動する際には、3,000億円の影響額があるのではないかという……。
- 19番（原 重樹君） そんなことを聞いているんじゃない。この6,500万円をどうして計算したのかですよ。1,367億円の配分方法ですよ。それが和泉市では6,500万円になる

というわけでしょう。

- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） そうです。
- 19番（原 重樹君） だから、これは全国平均からはかなり少ないんじゃないかと指摘しているんです。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） われわれは、決算見込みあるいは予算編成の際におきましても、ギリギリの最低というか、絶対に収入できるであろうという推計をするわけです。と言いますのは、先生が御指摘されたように、60年度当初予算時に3分の2が補填されるであろうということで3億1,000万円計上しておりましたが、結果的には3分の1になったということでございますので、今回、その轍を踏まないためにもギリギリの線を推計したということでございます。

なお、この6,500万円につきましては、いろいろ府にもお聞きをしたところでございますが、どうしても指示係数というか、その指導がなかったのか（?）、市独自で推計したわけでございます。

- 19番（原 重樹君） これは重要な問題ですよ。この60年度決算見込みが、今回の値上げの根拠、基礎になっているから聞いてるんです。なぜ私がこんなことを言うか、2億8,449万円の3分の2が、この2,080億円に当たるんです。だから、2億円近い、1億8,000万か9,000万円近いカネが当然、出てこなければいけないのに6,500万円しか予算化してない。

もっと言いましょか。61年度予算の特別交付金ですが、いまの政府の予算案によれば230億円しか予算化してない。それで和泉市の予算書に何て書いてますか、1,000分の1の2,300万円です。それから考えても、1,367億円の1,000分の1といえは1億3,000万円余です。全然合わない。ギリギリの線を見込んでいけると言うが、実際にはかなり違うんじゃないの。

もう1つ理由があります。国全体の国保加入者は大体4,400万人余です。和泉市は4万1,000少し。正確ではないが1,000分の1程度。もちろん、退職者医療制度の加入者の見込みが全国平均に対してどうか、ということで変動はしますが、普通考えれば、この額が6,500万円であるはずがない。ギリギリというのはちょっとおかしいんじゃないか。

- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） 見方によれば、そうとれるということはあると思いますが、われわれ担当者といましては、60年度当初予算にそういうことがありましたので、より安全で確実に収入されるであろう推計をしたというものでございます。その点、御理解賜りたいと思います。

○ 19番(原 重樹君) このやり取りをしていたら時間がないのでやめときますが、先ほど
も言いましたようにこれは値上げの基礎ですから、そんな考え方でやってもらったら困ると思
うんです。これは絶対に違いますよ。正直言って、私は自信ありますよ。60年度決算が出て
きたらわかるんですが、そのときはもうおそい。この値上げは、この議会で通りますからね。
その辺はもっと正確にしてもらわないとあかん。この問題は、私は予算委員ではありませんが、
追加予算でまたやりますので、ここは終わっておきますが、絶対に許されるものではないとい
うことを指摘しておきます。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君) 2点目の開発問題のうち関西国際空港関連の問題につ
きまして、稲田よりお答え申し上げます。

まず、1点目の泉州市町関西国際空港対策協議会でございますが、昭和59年7月に(?)
関西国際空港建設に伴う泉州地域の振興を図るため、地域整備等の関連事業の意見交換と、関
係機関への要望を行う意味で設置されたものでございます。委員は13名でございます。また、
最近の活動といたしましては、大阪府や国の各省庁へいろいろと意見具申、要望を申し上げて
ございます。

それから、2点目の関西空港関係三者連絡会議でございますけれども、これは大阪府と空港
会社、泉州8市5町により組織されたものでございます。本会議の事務局は、大阪府企業局が
担当しております。最近の会議の内容でございますが、関西空港建設事業に係る環境影響評価
準備書の説明を空港会社から受けております。また、大阪府漁連との交渉の状況につきま
しても、空港会社から説明を受けたということでございます。

以上でございます。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 父鬼川ダムと槇尾川改修につきま
して、山崎からお答えさせていただきます。

父鬼川ダムにつきましては、河川の管理事業として調査するという位置づけということで、
ダムの建設が確定したというふうには聞いておられないわけでございます。位置とか大きさが全
然わかりませんので、仮定のお話しかできないわけですが、面積、規模について若干、私の方
で調査いたしますと、いまの槇尾川流域等を含めまして、計画の断面は大きくは変わらないと
います。

簡単ですが、答弁いたします。

○ 議長(田中包治君) 次。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 中央丘陵開発と松尾川の改修、それから、北池田校区の公害対策委員会について、都市整備部三井からお答えいたします。

中央丘陵開発につきましては、おおむね10年の計画で施行することになっております。これに伴います松尾川の改修につきましても、昭和61年度より着工すべく現在、測量、ボーリング並びに設計などに取り組んでいるところでございます。内田町の露ヶ葉橋より下流については、おおむね10年の計画で施行することになっておりまして、改修工事が完了するまでは、地区内の適地に調整池をつくり対応していく考えでございます。

次に、北池田校区の公害対策委員会でございますが、昨年7月に北池田校区8町会と松尾町会で北池田公害対策委員会というものが発足いたしまして、当委員会と過去3回、大阪府並びに日本道路公団、住宅・都市整備公団並びに和泉市の関係部課が出席して協議を重ねているところでございます。これらの広域幹線道路並びに鉄道に対する環境問題につきましては、四者競合部分の先行する近畿自動車道と歌山線の事業主体である日本道路公団において、現在、環境アセスメントの調査を行っているところであり、本年5月ごろには、一定の環境影響評価が地元なり市なりに示されることになっております。

以上が現在までの経過でございますので、よろしくお願いたします。

- 議長（田中包治君） 次。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵整備に関係いたします住宅・都市整備公団の縮小、民営化の問題につきまして、都市整備部長からお答え申し上げます。

政府の行政改革に関連いたしまして、特殊法人に関する検討小委員会の中では、新規開発等についてはできるだけ民間に任せ、住宅・都市整備公団は、現在までに建設された分の維持管理等を中心にしていき、民間化していくべきだというふうな答申が、恐らく5月に出るんじゃないかと取りざたされております。これに対しまして、共産党の代表の方も先月でしたか、建設省の住宅局長に対しまして、反対の申し入れをされておるようでございますし、住宅局長自身も住宅というものの公共性から、民営化については反対の意向であったと思います。また最近、日本住宅会議等でシンポジウムも開かれまして、反対の決議があったように思います。

現在まで公団といろいろ折衝されておりますが、一部公団内部の事務機構の変更等のうわさがございすけれども、民営化に伴う影響ということにつきましては、確実なことは考えておりません。今後の推移を見守っていきたいと考えます。

- 19番（原 重樹君） 簡単なことで2点。

父鬼川ダムですが、これは府なりから正式な話としてあったものかどうかという点が1つ。それから、公団の縮小、民営化についてですが、影響がつかめないので推移を見守るとい

ことで一定、それはわかるんですが、ただ、本市としては大問題ですね。民営化されたわ、全然計画が狂ったわという問題を抱えているわけですから、その辺ではどういうふうに考えておられたかという点。

○ 建設部理事（兼子 実君） 父鬼川ダム建設について建設部理事兼子からお答えいたします。建設省の方で採択基準になりましたことについて、府の方から、こういう形で一応、採択になりました、という話はありませんが、正式には、どんな形で調査をやるという話はまだございません。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） いわゆる民営化につきましては、市の内部でこれの対応ということについて検討した事例がございませんので、私個人の見解になるのですが、やはり住宅政策の果たす公的な役割が非常に強いわけでございますので、そう簡単にいかない。答申が出てもなかなかむずかしいのではないかと思います。われわれ自身も、簡単に民営化に移行することのないよう要請してまいりたいと思います。

○ 19番（原 重樹君） 公団の民営化問題ですが、部長個人の見解というふうに言われておりますが、言われたような簡単な問題ではないとわれわれは思っております。正直言って、単に期待しているだけの話であってね。そこで、市としてどうなのかということが、中央丘陵を抱えている本市としての対応が重要だと思っております。その点で市長なり助役さんなりから一言、こういうことが検討されている中でこういうふうに行くんだ、というお考えのお示しを願いたいと思っております。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろとそういうことが言われているようでございますけれども、まだ確たることでもないように理解いたしております。そうした対応についても、協議というものはいたしておらないのが現状でございます。本市の公団施行ということで御決定いただいた時点では、100万坪以上宅地開発していくことが、いわゆる建設省の外郭団体の宅地開発公団との話し合いの中でありました。その後何年かして、臨調行革のはしりで宅建公団と当時の日本住宅公団が統合され、いまの住宅・都市整備公団になったという一連の臨調路線がございました。すでに宅建公団と決定した中央丘陵ニュータウン建設事業はそのまま継承し、住都公団がやっていくという取り組みの中で、本日に至っているのが歴史的経過でございます。

そういう経過を踏まえまして当然のことながら、こうしたニュータウンづくりの中で、組織が民営化に動くようになってくるのか、こないのか、非常に微妙な段階で断言はできませんが、少なくとも、いかがな体制になろうとも、本市のニュータウンづくりを取り決めた事柄については、これは当然のこととして、そのまま事業化していただくという骨子で本市としてはまいらなければならない。現時点では、これははっきり考えておりますので、組織云々については

どうなることや、これからの問題もあろうかと存じますが、よく見定めながら適切な対応をいたしてまいりたい、このように存じておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 19番(原 重樹君) いまの問題は、実際には縮小やら民営化が決まってからではおそいと思います。だから、市長としては、いまの事業計画内容をそのまま引き継いでやってもらうということでしょうけれども、そういうアプローチは、はっきりしておかなければいけないと思うんです。その辺は、肝に銘じておいてほしいということです。

後の点ですが、意見だけ言うときですが、まず、父鬼川ダムに関しても、建設ではなく調査するという話のようですし、言うてみたら、夢のような将来の話でも明らかなように、国の整備大綱や府の整備計画といっても、結局は財源の裏付けがほとんどない。この例でも明らかになったと思う。その点で市長が積極的に会議に参加されるのも結構ですし、いろんなところで空港の話がされるのも結構ですが、本当に整備大綱あるいは整備計画といった名前だけが列挙されてはおりますが、現実問題としての財源の問題を明らかにして、本当に地域が潤うような形にしていくように強く働きかけてほしい。格好だけつけるようなことではだめだという指摘をしておきたいと思います。

2つ目の河川の問題ですが、調整池云々については、従来から答弁をいただいているところですが、それで大丈夫かな、と思います。中央丘陵内はそれでいいかもしれません。確かにあなた方も計算されてるでしょうからね。ただ、池をつくっても、水は上から下に流れますので、中央丘陵の下の方へ池をつくって取っていきけるように計算はするでしょうが、それはそれでいいと思う。しかし、中央丘陵開発に伴って外側にもいっぱい開発が予想されますから、部分的には受け入れられるところもあるでしょうが、そういうものまで調整池では受け入れられないでしょう。そういうことも合わせて、これは以前から災害の危険もあるのではないかとということで、河川改修を急ぐべきだということが指摘をされてるわけです。事は災害の問題ですから、絶対に起こさないように十二分に検討していただくよう要望しておきたいと思います。

最後に、公害問題ですが、必ず道路公害が起こるといのは常識的な考え方だと思いますが、先ほど、藤原議員さんの質問にもありましたように、特に複合部分についてはそうだと思います。近道については、先ほどの答弁では、道路公団が一定のアセスメント等をしているように言われていますが、結局、空港のアクセス道路になっている部分も含めた交通量などに対するアセスメントはやらないというのが道路公団や建設省の方針ですよ。一般論的なものはありますが、空港ができてどうなるか、というものはやってないはずですよ。ですから、和泉市のその部分だけやってくれているというならええと思いますが、実際、その方針から考えて、このアセスメントの結果でそんなものまで出てくるということは理解できないというか、納得がいかな

いので、その辺では、アセスメントの結果を正確に専門家にも検討していただき、その後の対処はきちんとしてほしい。正確に掌握し、そして、住民の立場に立った対処をしてほしいという事を要望しておきたい、住民の要望を聞くのは聞くが、一方で近畿自動車道というのは、コスモポリス構想にはなくてはならない交通機関になってるわけですから、そういう方面ばかりに目を向けることのないように指摘をしておきたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） それでは、2点目のコスモポリス構想についてお答えいたします。

先生も御存知のように、昨年11月27日に和泉市の産業基盤の整備と活性化及び阪神、泉州地域を含む大阪経済の振興に寄与するという目的を持って、和泉市コスモポリス地域開発推進機構が発足したところであります。この推進機構につきましては、民間と行政が相協力して産業、文化エリアの開発に関する基本計画の策定や関連する調査などを実施し、事業化の問題について総合的に検討を行うという組織でございます。したがって、現在までの事業の取り組みですが、基本計画策定といたしまして、航空測量、実地調査、土木技術の調査、また、事業主体、事業手法につきましては、用地の買収方法など、行政と民間が一体となって事業化に向けて取り組んでいる状況でございます。これらの調査検討を踏まえて、本年中に事業の主体、手法について見きわめを行いたいと考えてございます。

なお、今後の事業計画につきましては、現在、実施しております基本計画に基づきまして、用地の権利関係の調査、用地の現況調査、文化財の調査等、用地環境を含めた調査を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、環境アセスメントの前段地域（？）として、交通体系、騒音関係、水質関係等についても、それぞれ調査を進めてまいりたいと考えております。

3点目の関係につきましては、資料をもって提出させていただきたいと思います。

○ 19番（原 重樹君） もりポイントをしぼって聞きます。

一定の見きわめの話ですが、事業主体も含めてのことになるというお話をされました。結局、私の聞きたいのは、どこが見きわめをするのか、ということです。現在の段階で民間も入れて推進機構を設置しているわけでしょう。本当を言えば、形だけで報告とか意見を聞くことになったとしても、実質的な話としては、議会あたりがものを言う場所はその時点からないのと違うか、というのが私の懸念しているところです。実際に推進機構が設置された時点から、いわゆる議会あるいは和泉市もそうでしょうけれども、そういう意思とは別にひとり歩きしているのが現状ではないかと思う。そこで話が決まれば、それを引っくり返すのは事実上、不可

能になると思います。だから、現時点でどういう見きわめをし、どこがそれをするのか、というのを聞いてます。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 当事業につきましては、過去、議会で説明も申し上げておりますように、和泉市にとっては、何としましても空港立地に伴う産業基盤の整備ということでやりたいというのが、市長としての基本的な考え方でございます。しかし、当組織につきましては、あくまでもいろんな基礎調査を行いまして、総合的にやるか、やらないかを含めて検討する機関でございまして、この推進機構が、事業実施に向けそのままそっくり横滑りするものではありません。総合的な判断を決定いたしました段階では必然的には解消していく。その後の事業主体は別問題といたしまして、その前段でいろいろ議会の皆様方の御意見は十分お聞きしたい。大きな事業でありますし、問題点も起きるだろうと思いますので、議会の皆様方に御報告申し上げ、御理解、御意見を賜ってまいりたいと考えております。

- 19番（原 重樹君） 私は、実際にいまの答弁であるように願うんです。ただ、いまの推進機構がそのまま横滑りにはならないとおっしゃってますが、実際、民間企業がおカネを出して推進機構に入った調査、研究をしているんでしょう。「ああ、だめでしたわ」といっていただけますか。市や府と違い、営利を目的とした民間企業ですよ。そういう意味からすれば、後で出してもらった資料にどの程度の民間企業が入っているか知りませんが、そこでいろいろ話はされるだろうし、調査すれば、ああだ、こうだ、ということも全部わかるし、そのレールに乗っていくと考えるのが順当やと思うんですよ。ですから、非常に懸念しています。

いわゆる議会に対しては、コスモポリス構想についての冊子をいただき説明を受け、その段階ではまだまだ構想だからということと言ってるし、私たちも聞いてます。だから、より詳しい調査、研究をするための推進機構だと言われました。議会の答弁もそうですが、実際には、そういうふうにはならないのではないかと懸念はあります。先ほどの答弁のように、実際に議会の意見が通る、和泉市の意見が通るといふふうに持っていたくように肝に銘じておいてほしい、ということをお願いしておきます。

- 議長（田中包治君） 次の答弁。
- 同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱（生田 稔君） お答えいたします問題につきましては3点ございます。12月議会後、検討してきたか、というお尋ねでございます。私どもといたしましては、10月8日の背景からいたしまして、その対策といえますか、一定の苦慮しているところでございますが、この御質問の趣旨は、十分に理解しておるわけでございます。現時点の問題といたしましては、すでに10月8日以前の経過につきましては、先生も十分御理解、御承知だと思っておりますが、なお、市といたしましては、慎重に対処するた

めに検討を加えてまいりましたが、なおも、10月8日の取り巻く緊迫した状況が続いておると受け取れますので、不測の事態が予測され、館の運営に支障が生じるということで対応してまいった次第でございます。

そういうわけで2番目に12月22日と本年の2月22日に全解連から借用について申請書が出されておったわけでございますが、その2件についてもいま申し上げた事情の中で、不測の事態が予測されるという判断の中でお断りしてきたところでございます。

3点目に、運営委員会を開いたのか、というお尋ねでございますが、この問題につきまして、10月8日の背景からいたしまして的確に判断しなければならない、こういうことで、すでに不測の事態が予測され、行政もそういった形の中で会場の変更という1つの行政措置をとらせていただきました。そして、とらせていただいた中では、条例第5条に基づきまして、館運営上、支障を生じるということで措置したわけでございます。したがって、運営委員会にはかけていない状況でございます。

答弁が不十分でございますが、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

- 19番(原 重樹君) いま、聞いた段階ではまことに不十分だと思いますが、休憩時間も近づいておりますので、端的にお聞きをしておきたいと思ひます。

結局、不測の事態が起き館の運営に支障が生じるといふ理由は、以前にも聞きました。そういうことになると、前回の答弁から考え、こちらも考えますと、運営委員会に部落解放同盟もみずからも入って決めたその内容がひっくり返されているわけですけど、この部落解放同盟から市当局が、全解連に使わせるな、というふうに言われてるといふことやね。その答弁をお願ひいたします。

- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 決してそういうことではございません。答弁を繰り返すようでございますけれども、10月あるいは今回の時点、また、12月22日、ことしに入ってから2月22日の件につきましては、予測される不測の事態が起きるといふことで、条例第5条に照らして慎重に対処してきているわけでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 19番(原 重樹君) もう1度、聞き直します。

解同から、今後も全解連に解放会館を使用させたら人を動員するとかいふ、そういう趣旨のことを言われたり、あるいは感じたり、そういう点ではあるということですね。

- 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 先ほども答弁申し上げましたとおり、慎重に検討、対処してまいりましたけれども、やはり私どもの今後の措置としては、館を運営する上におきましては、そういった事態が2度と起きないようにするのが私ども

の務めでございます。したがって、そういった緊迫の状況が続くということになれば、やはり私どもといたしましては、不測の事態が予測されると解釈しております。

○ 19番(原 重樹君) だから、部長でも市長でも結構ですから答えてください。解同が、全解連には使用させるな、と言ってるんかどうかと聞いたら、そうではない、という答弁です。だから、言葉を変えました。全解連に使用させたら、これからも人を動員するとか言われたり、そういうことを感じておったりということがあるんじゃないの、と聞いてる。明確にイエスカ、ノーか答えてください。

○ 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) 先ほどからお答えしております。そのことに対しては、慎重に対応しているわけでございますが、こういうふうにするぞ、ということは決してございません。しかし、自然発生的な問題と、もう1つは、解放同盟そのものにつきましては、ある程度任意性の問題もございます。したがって、私どもは、そういった自然発生的な中で対処してまいらなければならない、かように存じます。いわゆる館の安全性を守るためにも、緊迫した事態が予測される中では、いままでの問題につきましては、御遠慮願ってきたという現状でございます。

○ 19番(原 重樹君) 休憩前にそんな答弁をされたら、私も質問しなければいけませんので、正確に答えてほしいんです。いまの答弁では、部落解放同盟は任意団体であり、こういうものは自然発生的に出てくるなんて言われても、部落解放同盟は烏合の衆の集まりで、何かあったらわっとやってくるという話になりますな。市長、正確に答えてほしい。解同から、全解連に使用させたらいかん、と言われたことはないし、人を動員するぞ、とか言われたこともないということやね。

○ 同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱(生田 稔君) ただいま答弁しておりますのは、なおも緊迫感が持続しているということです。

○ 19番(原 重樹君) 解同から言われたことがあるのか、ないのかと聞いてる、そういう趣旨のことをね。部長、かわりに答えてください。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) それでは、ただいまの問題につきましてお答えいたします。先ほど、館の事情につきましては、理事からお答え申し上げておりますように、一定の経過を踏まえてまいりました中で、運動団体からそのような直接的なことを含めまして、そういうお話があったということは私ども、聞いておりません。

○ 19番(原 重樹君) 先ほどから館長が非常に気にしていたことですが、不測の事態とか、館運営に支障が生じるとか、緊迫した事態がどうのとか、そういうことだけでしょう。だれが考えてるの、そういうことを。市長なり部長なり館長が、勝手にそうではないかと考えてるように

思えてしょうがない。それとも、解同以外の人なり団体なりがまだかんでるの。その点はどうかですか。解同からは何も言われてません。人を動員するとも言われてません。しかし、緊迫した事態が続いているという、その辺ではどうなんですか。私はいいかげん、なぜこんなごちゃごちゃしたことを質問せならんのか、となるんです。

○ 市長（池田忠雄君） 私からお答えさせていただきたいと存じます。

歯切れの悪い答弁で恐縮ですが、むずかしい問題ですから歯切れが悪くなっているということと御理解を相賜りたいと冒頭、申し上げておきたいと思います。

質問されているイエスかノーか、というのは簡単なことですが、私も行政を統轄するトップとして、館の運営は、館長に委ねているわけでございます。ただ、先般の議会でも私からお答えいたしました経過もございまして、確かに10月8日に緊迫した事態があり、館の運営上、責任が持てないという中で、部落解放センターからコミセンに会場変更をお願いしたという経過がございまして。問題は、地元が何とか基本法制定を、と燃えている折から、あの時点で全解連の方々が、あの会場を使用されるにつきましてはいろいろPRもされ、批判もされた、それはそれで御自由だと思いますが、そういうことによって、いわゆる緊迫した情勢が生まれたわけでございまして。そのまま御使用いただくと不測の事態が起きるんじゃないかということで、それを回避するために館長が会場の変更をお願いした、これは私も報告を受けているわけでございまして。

その後も基本法をめぐる地元情勢、いろんな背景から考えますと、やはり御使用についてのお申し出があっても、館長としては、緊迫した情勢が再び生まれたら館の管理運営上支障があるという判断のもとに、コミセンなり、どこかの公共的な施設の御利用を含みにしてお断わりしてきたという経過は、私も報告を聞いているわけでございまして。

その意味合いで、解同がどう言ったとか、こう言ったとかじゃなく、館をあずかっている者として周囲の状況をいろいろ判断し、館の運営に支障が起きないように考えているものと理解いたしております。歯切れが悪い点は、そういう館の管理運営上の責任者という立場で慎重に検討し、再び館の使用をめぐる緊迫した状況が起き、支障があっては困るということで対応させていただいてるからでございますので、ひとつ御理解いただければありがたいと存ずる次第でございます。

○ 19番（原 重樹君） 時間もたってますが、いわゆる基本法の制定云々ということで本音の部分やと思います。しかし、それは自由なんや、と言う一方では、市長が責任がないと認められた全解連に対して、結局は責任といいますか、御迷惑をかけているわけでしょ、いまの事態というのはね。だから、これではあかんというわけですよ。私がなぜこんなことを言うか、本

当に理由にもならないような理由で1つ1つ聞いていかなくてはいかんのか。こんなことは、解放会館を一般に解放するという、貸すという時点で議論も済んだことですよ。その上で貸すようになったわけでしょう。だから、全くになってない話なんですよ。

いまの答弁でもおわかりのように、全く理由らしき理由は何1つない。根拠も示してないじゃないですか。歯切れの悪い答弁と言いますが、本当に歯切れも悪くなりますよ。本当に市長、認識してほしい。責任という点では市長、あなたの責任だと思えますよ。こんな簡単な質問に対しても、解同に気を遣ってよう判断しないじゃないですか。結局、前にも言いましたが、憲法にも地方自治法においても、和泉市内の運営委員会での約束にも反して変えてしまった。何を根拠にしているかわからないから答弁できない。だから市長、これはあなたの責任だと私は思っております。解同という任意団体がどうあれ、市長が最高責任者として、行政の執行者として運営している解放センターですから、その点に関しては肝に銘じてください。

さらにもう1つ、市長にお聞きしますが、あなたは市政運営方針で「厳しい差別事象は依然として続発している」と言われております。私に言わせたら、人ごとのように言っているとれます。今回の事件に関しては、あなた自身が思想や意見、方針の違いで、何の責任もない団体を差別しているわけです。みずからが差別しているんですよ。その点も指摘をしておきたい。私が前回、さらに、今回質問していることは、本来、もう前に済んでいる問題ですので、その時点で早急に戻らなくてはならない。即陳謝して貸していただくよう強く要望して、今回は時間の関係もあり中途半端になりましたが、もし、今後もしこういう事態が続くようであれば、また、この件で質問もさせていただくことを付け加えて、今回は終わっておきます。

以上です。ありがとうございました。

○ 議長(田中包治君) それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午後3時20分休憩)

(午後3時37分再開)

○ 議長(田中包治君) それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

最後に、6番・赤阪和見君。

(6番・赤阪和見君登壇)

○ 6番(赤阪和見君) 通告に従いまして、質問の要旨を説明いたします。市長並びに関係部課局におかれましては、質問の内容に対する確なる答弁をまずもってお願い申し上げます。

まず、市政運営方針内容について、6点にわたりお伺いいたします。

第1点目、公園緑地の整備についてであります。市長は、都市における緑の役割と必要性を訴え、和泉市緑のマスタープラン実現に向け、もろもろの施策を計画していることは非常に結構なことであり、私どもも賛同するところであります。しかしながら、市政方針の中で「市民の安らぎの場あるいは健康・運動・文化活動の場として十分活用いただけるよう、その管理運営につき特に配慮した」と結んでおられますが、さきの定例会での穴瀬議員の質問、また、以前に私も質問した経過もありますので、抽象的でなく、具体的にお答え願いたいと思います。

1番目に、住区基幹公園（児童公園・近隣公園・地区公園）、都市基幹公園（総合公園・運動公園）、広域公園、風致公園、遺跡公園等の位置づけと管理体制はどのように計画されているのか、お聞かせ願いたいと思います。また、公園管理公社の設置計画はどのようになっているのか。その職員の身分等についてもお聞かせ願いたいと思います。

第2点目の和泉中央丘陵整備事業についてお伺いをいたします。

市長は、4月には「起工式が行われ、工事予定として北部地区から河川改修事業、流域下水道整備事業あるいは泉州山手線の槇尾川架橋工事など、順次、計画的に着手すべく予定いたしております」と訴え、また、「周辺整備事業や農業用施設整備事業など引き続き関係者と十分協議いたしたく存じております」となっておりますが、私たちが耳にする中央丘陵開発に関する話は、常に議会において報告される内容とは、大きくかけ離れた事柄であります。

1、2点例を挙げるならば、関係道路買収において、家屋の立ち退きに際し、代替地として中央丘陵の一部を早期に開発し、価格は光明台程度の坪30万円前後である。また、和泉市中央丘陵開発連合対策委員会からの要望書に対し、ある町会では、町会役員交代に際し、現町会長が中央丘陵開発問題の報告と引き継ぎとして、私たち町会が要望した十数項目に対し、1次として7項目がノミネートされた。2次はどうなるかわかりませんが、今後一層の努力をして新町会長とともに力を合わせていき、周辺町会として遅れることのなきようにしていきたい、と話しておりましたが、私も聞いておって「おやっ」と思ったところであります。当然、周辺町会としても大きな関心事であり、かつ重要なことでありましょう。しかし、議会には特別委員会もあり、常に定例会でも町づくり委員会の設置も提唱されているところでもあり、私は、どう考えても議会と理事者の接点、歯車がかみ合っていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

2点目に、ハード面、ソフト面にわたって今後、どのように計画を推進されるのか、お聞かせ願いたい。

3点目に、議会、市民、公団、市で町づくり委員会なるものを設置する考えはないかどうか。

4点目に、公共下水道幹線において、丘陵入居と周辺入居の供用開始はどちらが先になるか。

お伺いをしたいと思います。

第3点目の環境衛生についてであります。「本年より40日に1回を30日に1回収集を行い、生活環境の浄化に努めてまいります。また、廃棄物の適切な排出方法及び減量化などの啓発活動を行い、清潔な町づくりに努めたい所存であります」とありますが、今回の予算では、1台のバッカー車の購入と囑託員の増加で補いをつけ、収集サイクルを縮めようとしているだけではないか。廃棄物の適切な排出方法、減量化の啓発活動はどのような方法、手段をとろうとしているのか。

次に、富田林市で起きたごみ収集等委託車輛の交通事故に基づく損害賠償請求事件は、資料も渡してありますので内容の説明は別として、本市の管理実態はどのようになっているのか。また、いままでそのような事故はなかったのか。小さな事故はどのように対処してきているのかお聞かせ願いたいと思います。

第4点目の老人、障害者及び児童福祉についてであります。わが党が以前から要望しておりました(仮称)市立総合福祉会館は基本設計もまとまり、建設されようとしていることは非常に結構なことではあります。同じ建設をするのなら、使用する人々のニーズにこたえるものでなくてはなりません。過日、市内盲人会より各議員のもとに要望書なるものがきておりましたが、読んでみますとたくさんの要望が列記されており、なるほどと考えるところもありますが、決められたスペースでそこまで充実したものは無理だと思えるところもありました。今回建設された総合福祉会館は、61年度の大きな目玉であるとするならば、基本設計をもとに、それらを使用する聾啞、盲人、精薄、身体各障害者と保護者、老人を入れた話し合いの場を開催することが必要ではないか。その点、いかがなものでありましょか。

2点目に、作業所も取り入れられると聞くが、運営計画はどのようにするのか。

60年度は民間遊休地を利用してのゲートボール場に対し、一定、固定資産税の減免をするといわれていますが、昨年中でどれぐらいの件数があつたのか。

さらに、老人問題の中で特に痴呆性老人は、同居家族にとって大変な苦勞であり、大きな社会問題でもあります。全国の各市町村でも独自にいろいろな施策とともに介護読本を作成、痴呆性老人の理解とケアに役立てているが、市行政として、いかが取り組みをされようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

4点目の最後に、ボランティア活動に対する傷害保険加入は、過去、何回となく要望してきたところでありますが、どのように検討されてきているのか、お聞かせ願いたいと思います。

第5点目の和泉市民祭りについて、市長が言う「市民と行政は互いに協力し合い、知恵を出し合い、住みよい近隣社会をつくり上げていくための基盤は、市民の信頼感と郷土を愛する心

から醸成されるものであろうか」と言われ、市民の手づくりの民謡盆おどり大会、心の深まりを求める夏の風物詩等々絶賛をしておられますが、本当にそうだと双手を上げる人々は何人いるでしょうか。市長さん、あなたは、各種団体に無理なくこの市民祭りが行われてきたと確信をお持ちでしょうか。あなたが、もし、確信しているというならば、それはそれで結構ですが、いままで市民とともに開催してきた各種文化行事、市民スポーツ大会、成人式等の行事はどのように考え、さらなる発展を期待して所要の措置をどのようにしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

第6点目の事務能率向上について、行政事務処理の効率化と市民サービスの向上を目的として、コンピューターによる住民情報オンラインシステムを取り入れ、現在の処理規模は、11課252業務が電算化されていると聞いて驚くのは、私1人ではないでしょう。今後、印鑑登録システムの開発とともにますます住民情報が増加し、それとともに個人のプライバシーが保護されず、コンピューター利用の激増で自分の情報がひとり歩きをしないかと心配するものがあります。

市長は、「個人のプライバシー保護についても十分留意したし」とは言ってはいますが、昭和57年9月、国のあり方を示した行政管理庁のプライバシー保護研究会報告の5原則①収集制限の原則②利用制限の原則③個人参加の原則 ④適正管理の原則⑤責任明確化の原則——を基本に早期に保護条例を決定するべきであり、それに合わせて情報公開条例の整備をすべきであると考え、市長の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

また、以前にも提案してきたオンラインシステム利用の動く住民サービスシステムの開発は、どのようになっているか、どこまで進んでいるか、お答え願いたいと思います。

大きな2番の(イ)公共施設の契約電力代金についてであります。学校、勤労青少年ホーム、図書館等々の施設について、以前より当初計画より電力の使用が少ないにもかかわらず、過剰な設備によってむだな契約電力使用料を払っているのは、税金のむだ遣いの何物でもない。今後、早急に各施設のトランスの配置替えを実行し、適切な電力設備にすべきだと考えるが、いかがでしょうか。この当初設計の考え方は、安全とともに最大使用電力量を計算してあるため、このようになっていると考えるものであります。

(ロ)として、物品購入の適正化及び基本的な考え方についてであります。最近の契約課での物品購入のトラブルは余り聞きませんが、以前、電化製品購入に際し、市内業者数社とその卸業者との間で競争入札させ、市内業者数社は入札辞退ということがあったと聞きましたが、この点、現在はどうやっているのか。基本的な考え方について答弁をお願いしたいと思います。

次に、NECのコンピューター購入、庁内電話の購入については、その都度意見を述べてまいりましたが、いまだは正されていないように思えてなりません。なぜならば、庁内のワープロ購入に際し、NECの機種がすべての他のメーカー機種に対して優先されていることが実態ではありませんか。互換性があるとか、いままで使用して慣れているからと言われる姿勢は非常に危険であり、行政としての基本的な考え方が間違っていると断言して過言ではないと思うのであります。

また、担当部局があればほど自信を持って導入したNEC電話に1つの欠点がありますが、担当部局においてお気づきになっているかどうか。いるとするならば、どのように対処したかをお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問要旨の説明を終わります。自席での再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 第1点目の公園緑地の管理、それから、管理協会の問題について、都市整備の三井からお答え申し上げます。

御承知のごとく、昨年4月から公園課が新しく設置されまして、課長以下非常勤嘱託員2名を含めまして、市内の都市公園並びに宅地開発により設置された公園の管理、公園整備に係る補助事業、宅地開発に伴う公園設備の受託事業に取り組んでまいりましたが、年々、管理公園の数並びに面積が増大しておりますことから、本年1月と2月に2名の非常勤嘱託委員を増員いたしまして、市内の児童公園28カ所、近隣公園8カ所、総合公園2カ所、宅地開発による公園53カ所、緑地11カ所の計102カ所の公園、面積にして15万5,000坪の公園を管理運営しているのが実態でございます。

現在、4名の非常勤嘱託員は市内の公園を定期的にパトロールするとともに、都市公園の維持管理に努めております。また一方、シルバー人材センターの協力によりまして、公園の草刈り、葉刈り、公園の清掃などを行っておりますが、専門的な防虫剤の散布、高木のせん定などは専門業者に委託するなど年間のスケジュールを立て、管理いたしておるのが実態でございます。今後、なお充実した管理運営に取り組んでまいりたいと存じております。

次に、管理協会の設立につきましては、かねてより本議会で御答弁いたしておりますように、現在、その設立について、大阪府の御指導を得て調査、検討中でございます。何分、公園管理と言いますと、生息する樹木を含め管理するなど多岐にわたる管理を必要とすることから、現在の和泉市公共施設管理公社の事業対応からして、この公社ではなじまないと考え、別組織を設置する方法を検討いたしております。

また、本市の都市公園の実態は御承知のごとく、現在、整備中の公園がほとんどでございます。

して、管理委託の範囲などについて、十分検討する必要があるかと存じます。なお、先進都市の実態は、そのほとんどがホケン段階(?)ですでに公園として完全に整備され、優良公園として活用されているものについて協会を設立、委託しているのが実態でございます。このような状況でございますので、今後、協会設立については十分に研究いたしてまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りたくお願いいたします。

- 6番(赤阪和見君) 囑託が4名ということですが、これはどういふ人たちですか。今回は管理公社ではありませんが、現在の4名は、どんな人たちを対象にされているのか。定年退職された人とかね。

それと、シルバー人材センターもお使いになっているということで、これは非常にいいことだと思います。そこで、ある一面を聞いてみますと、業者に道路の樹木、並み木を委託した。せん定とともにその周辺の根元の草刈りもやったが、その中でむだというか、むずかしい問題がある。草刈り機で刈っていくと、石をはねて人や車に当てたりするので手作業である。そういう上をせん定するハードな面、そして、下を掃除するソフト面があるわけですが、ここでシルバー人材とか障害者の雇用に際して、ソフト面での考え方を今後は持っていただきたいという要望ですが、その点について。

それから今後、公社が雇用する人たちの身分と、もう1つは資格ですね。聞くところによると、公務員であった人は500万円までの収入制限に引っかからない恩給はOK。しかし、厚生年金の人は、厚生年金がだめになるので断っているという感覚を持たれていると聞くんですが、その点の考え方はいかがでしょうか。

- 都市整備部次長(三井義秋君) 第1点目の非常勤嘱託員の現在の4名でございますが、2名につきましては2年前から採用しておりまして、退職者の方でして、たしか54歳か55歳ぐらいだと思います。ことし採用いたしました2名につきましては、20歳代と30歳代でございます。

後、管理公社に向けてのもろもろの問題につきましては、現在、まだそこまでわれわれとしても具体的な検討はしておりませんが、今後、先生の御指摘の問題も含めまして検討していきたいと存じております。

- 6番(赤阪和見君) 20歳代、30歳代と非常に若いですね。今後、この人たちの身分はどうなりますか。それと、自衛隊と聞きましたが、先ほど、最後に質問した内容的にはどうなんでしょうか。

- 都市整備部次長(三井義秋君) 現在の4名が協会設立時にはそのまま移るかどうかにつきましても、その辺の身分的な内容につきましては、今後、検討していきたいと考えております。

- 6番(赤阪和見君) 嘱託員の採用方法なんですけど、いま、公務員という希望は非常に多い。また、高齢者の就職難ということで、もっと公というわけにはいかないでしょうが、せめてその範囲ですね。というのは、われわれはよく聞かれるんですわ、あの人はこうやってるから、それと同じ仕事ということだね。そういうつながりをもっと明確にしていきたい。公社を設立しても、いまの管理公社と内容的には同じようなものになると思いますが、その点、恩給と厚生年金の差はどこで考えられてるんですか。昨年も僕は聞いたんですが、それは間違いでしょうか。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 前段の非常勤嘱託員の採用の問題でございますが、先ほど次長も説明いたしました、長らく2名で対応してきたわけでございますが、非常に管理の対象がふえ、また、管理の中身も充実しなければならないということで、どうしても2名では少のうございますので、昨年、2名増員というトップの決裁もいただきました。その後、私の方でできるだけ希望者がいないかということで原課でも探したんですが、自衛隊の方におきましても、退職してから何とか市のほうで仕事をしたいという方はございますが、何を申しましても、非嘱託員の条件は若干、悪うございますので、なかなか適格な人がなく困っているわけなんです。われわれも探し、また、人事当局にも適当な方をお願いをいたしました結果、たまたま2名の方を人事の方から推薦をしていただいたということですが、実際問題、御希望の方に来ていただくのに苦心をしたという状況でございます。
- 総務課長(池辺 功君) 赤阪議員さんが言われる厚生年金の件ですが、現在、厚生年金は9万5,000円までは20%カット、9万5,000円から13万円までは50%カット、13万円から15万5,000円までは80%カット、それ以上については、なしということになっております。
- 6番(赤阪和見君) それはわかっとるわけです。ただ、公社が嘱託を何人か雇い入れる場合、聞くところによりますと、先生の退職者とか、公務員の退職者を中心に雇い入れてますね。その理由は、厚生年金の受給者であればカットされるからだ、そう説明を受けたわけです。それに間違いはないですか、と聞いてる。
- 総務課長(池辺 功君) 厚生年金保険法の第6条第2号によりまして、常時5人以上の従業員を使用するものは強制的に加入せよ、という法律がございます。
- 6番(赤阪和見君) ところが、60歳以上の厚生年金受給者にすれば、本人の自由意思によって国民健康保険でよろしい、ということで厚生年金に加入しない場合は、そのカットはないわけです。そこまでお考えになって、平等に市民の中の高齢者の雇用を考えておられるかをお聞かせ願いたいということです。

○ 総務部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じます。

先ほど来、5人以上のもの云々について総務課長から御答弁申し上げておりますが、ただいま60歳以上で本人が厚生年金に加入しないことを希望する場合国民健康保険のみに加入し、厚生年金いわゆる社会保険等に加入しないことができる、という御指摘でございます。いささか申しわけないんですが、その点の法知識の持ち合わせがございませんので、先ほどから申し上げておりますように、組織された管理公社に採用する公務員や厚生年金受給者のOBの方を採用する場合、そういった制度上の制約があるというふうに社会保険事務所等からの回答をいただいていたものでございます。厚生年金受給者を再雇用いたしますと、かなりの額のカットがあるということで、御本人に大変迷惑をかけるわけでして、御本人に「そうなりますよ」と事務局の方から御説明を申し上げましたら、御辞退なさる方もございました。

ただいま赤阪議員さんの御指摘のように、本人が加入しないことを希望した場合加入せざるにけるものかどうか、いまのところ、ちょっと資料の持ち合わせがございませんので、至急、調査、研究をいたしたいと考えるわけでございます。そういった面でも可能であれば、広く門戸を開きまして採用してまいりたいと考える次第でございます。

○ 6番（赤阪和見君） 非常に天下りの身内意識の強い制度である、そうとらざるを得ないわけです。市行政という中には、国民年金課もありますので、やはり1つの問題に精通しておってこそ当然なんです。こういう言い方はごめんください、あえて言わせてもらうならば、自分らの無能さを棚に上げて、そう言うつもりはありませんが、そう言われても仕方がないと思う。まして、門口へ来た人を帰したというところに、本市としては、その人に対して非常に申しわけないと私は考えるものです。ひとつその点について、早急に電話で聞けばすぐ教えてくれますわ。ただ、聞き方が悪い。その基本というものを大事にしていきたい。そして、市民すべてに門戸を開き、1人1人相談する中でやっていただきたい。最終的に多くなれば試験という形になってもしょうがない。資格ということになってもしょうがないが、その点でひとつは正方を早急にお願いたします。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵の関係につきまして、3点ほどお答え申し上げます。

まず、道路の用地買収に伴う代替地の問題でございますが、御承知のとおり現在、泉山線の唐国区間、それから、和泉中央線の万町区間で公団が用地買収に取り組んでおります。特にこの区間につきましては市街化区域でございますし、また、古い町並みもございます。住宅や店舗等も非常に多うございますし、中には借地権者の方もございます。そういった意味で、権利者各位の特段の御協力を得なければならぬ場所でございます。また、道路自体も泉山線の中

に近畿道が入り込むということからも、事業の重要性がございます。その意味で早期に買収を図らなければならないということでございます。

そういった事情もありまして、特にその一環としまして、住宅をお持ちの方に対して、何らかの対応をしなければならないと考えておる次第でございます。先生御指摘の権利者の方々の要望の取りまとめもやっているところでございまして、いま、内協議の段階でございます。公団として具体的に計画がまとまりましたら、私の方に正式に検討の要請があると思います。現段階では、何を申し上げても、特別委員会の中で第1次の施行計画の届け出の説明をさせていただいた段階でございますので、今後、こういった店舗造成の部分についても、引き続き御検討をお願いすると思いますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、地元要望と町会との関係でございますが、これは59年9月に地元の周辺整備に対する要望がございまして、公団に提出しております。それにつきましては、昨年秋に項目別に分けて公団の方で説明させていただき、具体的な回答をしていただきました。しかし、地区外の関連事業に対する公団の姿勢というものは非常に不十分でございまして、そのためにも地元の連合対策委員会の役員さん方と市長の懇談会も開かれました。特にその中で、周辺対策は道路問題が中心になるという共通の理解をいたしまして、地元要望の中から道路につきましては、重要路線にしばって公団に再度、要望していこうという確認をしたわけでございます。これに基づきまして、ことしになってしほり込みをしていただきました後、道路についての重要部分について、20項目を今月4日に住都公団の方に要請した次第でございますので、御理解賜りたいと存じます。

それから、最後の事業の推進に対する問題でございますが、かねてからいろいろと御意見もいただいているところでございます。これにつきましては、本事業に54年から取り組みましてから、市議会の方では特別委員会の適宜開催をお願いしております。また、地元に対しましては、開発地域の地元町会を中心に対策委員会も組織していただき、現在に至っておるわけでございます。今後ともこの方向で事業の推進を図っていただき、御質問の歯車が合っていないことのないよう努力してまいりたいと思ひますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 公共下水道の供用開始につきまして、若干、説明させていただきます。

流域下水道につきましては、65年4月をめぐりして野々添橋までの完了を目指して現在、郷庄中学あたりで工事中でございます。公共下水道の整備につきましては、下流の方から面整備を進めてまいりまして、中央丘陵の供用開始と同時に、できるだけ広い範囲の多くの方々の

水洗化ができるよう努力してまいりたいと考えるものでございます。供用開始は、中央丘陵とできるだけ同時にやっていきたいということでございます。

- 6番(赤阪和見君) 中央丘陵の一部を早期開発し価格は光明台程度、という話は、私たちはひとつも知りません。それと、周辺の各町会で役員がかわるときに、先ほど、部長から話があった60年秋に公団から地元の説明があったという要望書、これもせんど言うてやっただいたやつですが、この中を見たら、なるほど私たちがいつも言うてることがたくさん書かれておりますが、私たちは知らない。ある町会では、十数項目要望したら一応、1次で7項目が通った。「何とか考えます」と公団が言うてくれたんでしょ。あと2次、3次とまだどうなるかわらんけども一一、という話がひとり歩きをしているわけです。私たち議員、特別委員会も何も知りません。地元でそんなことを聞いて「お前、議会で何やってるんや。市役所へ行って何やるとるんや」というようなことですよ。事実、僕の言うてることはあったんですか、この確認です。

それと、公共下水道は入居と同時にできますか。それとも、どちらかが早くなりますか。その点だけ確信を持って言ってください。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 先行代替地についての再度の御質問でございますが、価格云々につきましては、私どもは全く聞いておりません。ただ、先ほども申し上げましたように、借地の方もかなりおられまして、自分の家を失うわけでございます。そういった方々に対応するためには、普通、公団としては200㎡というような宅地の基準がございまして、その辺を若干、引き下げた柔軟な取り組みをしなければならぬという話はございまして、値段が幾らとか、どうしてこうしてというようなことは、これからの問題でございまして。

- 6番(赤阪和見君) 連合対策委員会は……。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 連合対策委員会につきましては、地元から要望いたしました中には、アトランダムと言うと語弊がございまして、いままで地元で考えていたことが全部出てきたわけでございまして、中央丘陵と直接関連するとはちょっと思いにくい部分もございまして。それでは、公団との折衝ではお話にならないということで、特に中央丘陵開発に起因する問題にしほり込んでいこうということでやったわけでございまして。そうしたら、カットしたから、その分は公団もOKしたという意味ではございしません。さらに、市と地元と協議しながら、公団にいろいろ実現方を要望してまいりたいと考えます。

- 建設部次長兼下水道課長事務取扱(山崎琢磨君) 流域下水道の供用開始の時点はいつになるかわかりませんが、私どもは、65年4月をめどにしているわけでございまして。和気校区の整備を重点に進めてまいりたいということで、その時点で供用開始をしたいということでござ

います。実際は、中央丘陵と同時に和気校区の一部を供用開始してまいりたいと考えております。

- 6番(赤阪和見君) 私たちは、下水道というのは、下から進んでくるように考えてます。上からは減多にこない。下の部分はすべて通ってきた上で中央丘陵へきてしかるべきやと思う。これは僕の考え方ですよ。下から順番にきて流れるのが当然なんです。ただ、公団の方のおカネの勘定があるから聞いている。それを先ほど、藤原議員さんも心配して言ってるんですよ。そこで、地域との接点がどうなるか、周辺をどう理解するか。そして、和泉市全体がどうかさ上げされるかが問題でしょう。そこを考えてもらわないと、私もちょっと懸念します。

それともう1点、先ほどから2点について言っていますが、市長は「関係者と十分協議して……」と言いますが、関係者とはだれですか。議会というものはないんですか。特別委員会は何のために設置をされているのか、と聞きたい。それをわかって今後、計画していただけるんなら、僕はこれでこの質問を終わります。

- 建設部長(浅井隆介君) 中央丘陵の促進事業によりまして、当初は、和泉大津第1幹線が和泉大津から粉河線が上がってくる、これが先行されていくべきであります。事実、この路線は、まだ南海線が上がったところで止まっております。第6次5カ年計画によりまして、和泉市まで到達するということが予測されておりません。たまたま、中央丘陵開発によりまして、和泉忠岡幹線は促進事業という別途の補助金をいただきまして、もちろん、和泉忠岡線の忠岡区間につきましては、これは処理場のある場所ということで先行されておりますから、それと相まって、これは超特急で上がってまいります。われわれもこの開発に沿いまして、60年度から污水管の先行投資をさせていただきます。予算的には、国に対しまして倍々に付けていただくより、当初8,000万円程度でしたが、60年度は1億5,400万円、61年度は3億円余を要望しております。まだ内示には至っておりませんが、そういうところから、中央丘陵の開発と相まってできるだけ整備を進めるという形で進めております。

しかしながら、流域幹線は超特急で上がってまいります。これを公共下水道の面的整備が追っかけていかなければならないわけですから、いずれにしても、広範囲かつ高額な投資が必要でございます。一番下流の方からその恩恵を被る、これは住民の方々も下から上がってくるんだから当然、処理場に近い下からとお考えになると思います。したがって、その整備はできる限り進めてまいります。中央丘陵の方は、別途で公団が内部整備も全部いたします。したがって、幹線が上がってまいりますと同時に供用開始ができるという物理的な問題がございます。先生がおっしゃるように、同時に周辺すべてを供用開始ができれば結構なことではございますが、もちろん、財源的な問題も含めまして、その辺はひとつ御理解を賜りたいと思いま

す。

- 6番(赤阪和見君) 初めの問題ですが、今度の特別委員会が開催されるときに出してください。

それと、下水道についても次の特別委員会に出してほしいのは、大体これぐらいの範囲、カツカツできるであろうという見通しを立ててもらいたいということです。これは次の第3点目の環境衛生の部分にも1つ食い込みますが、まあ、皆さん聞いてください。し尿のくみ取りには市から補助金が出ますよ。公共下水道についても、補助金というよりも、一定部分は市の持ち出しがあります。しかし、大きな民間デベロッパーがやったところでは、自分らが勝手にやった水洗には1銭も出てません。私は、たとい1人に5円でも出す方向でどうか、という質問を前にしたことがあります。それが本当に公平な市政だと思います。その人たちに対して、「あなたらには5円も出してないけれども、ちょっとでも早く公共下水道ができるように使ってるんや」という、それぐらいの夢のある、説得力を持ってほしいというのが私の願いです。ひとつよろしく願いいたします。

- 議長(田中包治君) 次。

- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 3点目の環境衛生関係につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず、不燃性廃棄物の収集日程の短縮、減量化の啓発活動についてでございます。先日の厚生病院委員会において御報告申し上げ、本年第1回臨時市議会において請願が採択されたところでございます。本市では現在、40日に1回の収集を行っています不燃性廃棄物の収集業務を、30日に1回とすべく準備を進めております。御質問のように、新年度予算におきましてバッカー車2台の購入と、シルバー人材センター委託費用を計上させていただきまして、業務増加に対処してまいりたいと存じております。

また、減量化の啓発活動につきましては、従来より分別収集の徹底、資源としての有効利用等を広報あるいはパンフレット等で呼びかけてまいっております。本年も現在、パンフレットの作成を進めており、これができましたら全戸へ配布する予定でございます。今後とも広報等によってPRに努め、機会がございましたら住民説明会に出向くなど、より一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。

次に、委託業者の作業中の事故等に関する御質問でございますが、富田林市におけるごみ収集車の事故の例でございますが、本市の場合も業者との委託契約内容は、富田林市のそれとおおむね合致するものでございます。条件的に申し上げますと、本市において同様の事故が発生した場合も、運行供用としての責任が問われる可能性がございます。

現在、本市の委託業者は、車両38台、46人の従業員で収集を行っており、それらについて年1回、報告を聴いております。作業中の労働安全、衛生対策については、かねてより業者会議の際口答で注意を促しており、また、昨年3月25日付で厚生省が発した廃棄物処理上における事故対策防止検討委員会報告書をもとに、注意すべき点を文書で細かく指導しており、その充実について要請しております。作業中の事故の発生は、許可の範ちゅうにおける業務についても予想されるものであり、し尿収集業者も含めてより一層の指導を強化してまいりたいと存じます。

なお、過去における事故の例はございますが、死亡につながるような大きな事故はなく、小さな事故についても、私が環境衛生課に勤めて在職してからは、人身事故の報告を受けたことはございません。物損事故については2、3の報告は受けましたが、これらについては、市民、業者及び市を交えて誠意ある解決を図るよう指導しており、すべて円満に解決しております。

以上のとおりでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 6番(赤阪和見君) バッカー車の購入でサイクルを縮めるといのが、排出方法や減量化の啓発活動についての予算増額、また、これといった内容はございませんか。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 予算等云々はございません。
- 6番(赤阪和見君) 市長が減量化、啓発活動についてどのような手段、方法をどろうとしているかです。市長は「減量化、啓発活動に努める」と書いてありますね。ところが、これやったらもう2、3台バッカー車ふやしたら15日でも20日でもいけるわけです。本当に市民の協力と相まって、そういう減量化に向けて進むべきです。全国の市町村ではいろいろな方法をとってますよ。ビデオを使ったり、どんどん公聴会をやって10%のごみの減量化に成功したところもあります。人員が足りないといえはそうでしょうけれども、全市挙げて、むだなおカネというものを使わないように何とかの方法を講じてもらいたい。そういうことでお願いしているわけです。もっと斬新なものを出していきましょうや。
- それはそれとして、今度は富田林で起こった事故の内容ですが、裁判資料は渡してますね。そこで、38台、46人、年1回の報告はごみだけですな。し尿の分は別ですか。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 38台はバッカー車、し尿の分は全くこれとは別ですか。
- 6番(赤阪和見君) それは入れといてもらわないかん。その38台その他の車も合わせて任意保険はどのくらい入っているか、掌握されてますか。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 報告の内容で把握しております。
- 6番(赤阪和見君) 人身事故はないと言いますが、ビッピッと随所であります。僕らや他の議員さんのところへ相談に来ます。委託者の市に責任があるということは、今度の法的な判

例でわかったので質問させていただいてますが、ごみやし尿の収集車にちょっと当たったという事故がときどきあります。ところが、こういう言い方はいかんのですが、なかなか相手になってもらえない、言えない。市民は泣き寝入りという形がいままで多々見られました。しかし、こんどはこういうことが新聞に載り、法令的なものが出てそういう考えが普及すれば、市に対して言ってくる可能性は十分あるので、基本的に対物、対人の保険については、何らかの形できちんと整備してほしい。あの業者はこれだけやが、この業者はこれだけしか入っていないという方向性じゃなく、一定の線を持ってほしい。

それともう1点、いま、和泉市では一般の普通可燃ごみと、事業所から出る委託ごみは一緒に集めてますね。事業所へ収集に行ったときに事故をやった、あるいは一般ごみ収集のときに事故をやった、どちらをとるかとなったとき、邪魔くさいから一般ごみの方にしておこう、となりかねない。そこで、ごみの収集形態については、こういう判例が出たのですからはっきりしていく必要があると思いますが、その点、どうお考えですか。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 確かに御指摘のとおり、生ごみについては委託しております。それから、事業系のごみについては許可で処理をやっているという収集実態につきましては、生ごみも事業系のごみも一緒に収集しておりますので、その内容についてはっきりすべく、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○ 6番（赤阪和見君） 苦言だけ申し上げます。

事業所のごみの中には、空き缶、空きびんや燃やして悪いものを多く排出しておるのを見受けれます。八百屋さんにしてもそうです。空き缶や空きびんを一般ごみと一緒に放り込んでおります。こちら辺の実態をもっと改善していかなければ、ごみを燃やすのに何ほどもカネが要ってきますよ。灰を捨てる問題もあるでしょう。ここでは申し上げませんが、非常に情けないほどの実態があり、あなたも御存知だと思います。その点をしっかりと泉北環境と協議して煮詰めていただきたいと思いますので、要望だけにとどめます。

○ 議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 福祉事務所次長（大宅清臣君） 福祉関係について4点ほどお答えいたします。

初めに、各障害者と保護者、老人を入れて話し合いを行ったか、ということにつきまして、お答えいたします。

（仮称）総合福祉会館につきましては、現在までに建設に当たって障害者と2回、老人クラブと2回、その他シルバー人材センター、社協とも話し合いを行っております。要望事項につきましては、可能なものはできるだけ取り入れていきたいと思っております。

2点目の作業所の運営計画はどうなっているか、ということにつきまして、お答えさせてい

たきます。

作業所は、障害者に対して作業指導等を行い、地域社会が一体となって障害者の社会参加の促進と生きがい対策として行っております。運営につきましては手をつなぐ親の会に委託し、市は、指導及び助成などを行っていききたいと思います。

3点目のゲートボール場に対する固定資産税の減免件数でございますが、2件でございます。

4点目の痴呆性老人問題については、昨年、府が「地方の理解とお世話のために」ということで、お年寄りの介護読本を出しております。府の広報や一般新聞で紹介し、市の福祉課にも置いております。今後、市としては、府等の資料を参考にしながら、市広報等で周知していきたいと考えております。

5点目のボランティア活動に対する傷害者保険加入についてであります。和泉市には、和泉市地域社会福祉活動助成金要綱というのがありまして、ボランティア活動に対して助成しておりますので、その中から保険料として掛け金をするよう指導しております。

以上でございます。

- 6番(赤阪和見君) ゲートボール場に対する固定資産税の減免が2件と言われましたが、それしか申請がなかったということですね。広報等で周知しなかったのか。老人会等に「こういうものができましたよ」という話をされたのかどうか。また、そういう点をどこまで把握されているか、ちょっとお聞かせ願いたい。

それと、特に老人ケア、介護読本については、これは東京や大阪など大都市のものでありますが、こういう形の中で、府のやつを見て、と言われましたが、特に寝たきり老人などに対しては、各家庭に何らかの形で民生委員あるいは老人クラブ等を通じて、市独自のものを作成して配布できるような方向性を持っていただきたいと要望しておきます。

また、ボランティア活動といっているいろいろありまして、そちらを通じて云々ということではなく、全般的に市のボランティア活動の窓口というものをまとめてほしい、教育委員会の図書館、体育館等いろんな窓口がありますが、企画かどこかにまとめ、そこへ申請すればボランティア保険に加入できるという、市がその一助になれる形はとれないのか、そういう方向で検討していただきたいと思います。この2件のほかにもっとないんですか。啓蒙されましたか。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) ゲートボール場の固定資産税の減免、助成ですが、現在のところ、PRはいたしておりません。
- 6番(赤阪和見君) せっかく遊休地を善意で貸している人たちの市民資力の活力や市民協力によってゲートボールが行われ、福祉、健康の増進につながり、連帯の輪を生むという大きなプラス面があるのですから、何らかの形でこういうものがあるんだ、ということを老人クラ

ブ等を通じてPRしてほしいと要望しておきます。

- 議長（田中包治君） 次。
- 広報広聴課長（着本善夫君） 5点目の市民祭りの件につきまして、広報広聴課長からお答えいたします。

先生御案内のとおり、近年、物の豊かさに比べまして、人の心が非常に希薄化していると言われる中で、伝統の盆踊りを通じまして市民の連帯意識の高揚を図り、郷土愛を醸成しようとして、昭和58年から盆踊りを市民祭りに位置づけてまいったものでございます。大変大がかりな催しでございますので、第1回目から各種団体で実行委員会を結成していただき、御協力をいただいできているわけでございます。そうしたことから、各種団体の方々には、いろいろと御苦労をかけておりますことは事実でございます。ただ、本年で第4回目を迎えて、市民みずからの祭りとしてよりやく定着してまいったかと思えます。

もちろん、コミュニティー育成の場としては、他にもスポーツ等いろいろあり、これらも重要でございますが、市民が一堂に集い触れ合えるのは、やはり市民祭りが一番かと思われるわけでございます。今後、なお一層市民を中心とした楽しい催しにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 次。
- 社会教育部長（松村吉堯君） 文化祭とかスポーツ大会あるいは成人式等いろいろと市の行事につきましては、各種団体に御協力をいただいでいるところでございます。催しそのものに対する助成措置はいたしてございませませんが、それらの団体に年間を通じて助成をし、対応してまいったところでございます。各種団体のいろんな行事には、市民祭りとかいいろいろございませますが、それらの祭りに御協力いただくことが年々、多くなってまいっております。そういった面から何とかしたいと考えてございませますが、午前中にも申しあげましたような財政事情もございませるので、漸次、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

- 6番（赤阪和見君） 市民祭りについては、市職員がほとんど全部と言っていいほど2日間ですか、出ますな。市民スポーツ大会には、市職員は何人ぐらい出ますか。教育委員会だけですか。

- 社会教育部長（松村吉堯君） 市民スポーツ大会につきましては、その大会の運営につきまして、教育委員会事務局の職員が中心となり若干のお手伝いをしております。

- 6番（赤阪和見君） 婦人会にしても、ことしやるとすれば、何日、何日と予定を組みますわな。そこの部落の盆踊りはずらすという方向でしてくれますが、当初、婦人会は何名出さない、あんたとこの割当は何名と婦人会連合会などでやりました。婦人会が勝手にやっている

と言えばそれまでですが、非常に文句が出ております。まして、建設業者はやぐらを組むにも当初は予算もなく、御無理を願ってましたね。そこらあたりの不平というものも私たちは聞くわけです。市長もまた聞きかもしれませんが、聞いていると思います。悪いとは言いませんが、その点をどう考えているのか。

市民祭りに市の職員がわっと行って市役所挙げてやればよろしいが、同じように予算をかけながら市民スポーツ大会では、青年の部で走ったら1等ばかり3つもろうた、4つもろうたという、本当に情けないような状態になってる。文化祭行事にしても表彰を受ける方だけという、教育長、教育委員長さんには非常に御苦労願っておりますが、来賓として出席させてもらっても本当にあいそがない。

こういう1つ1つの行事については、あるものは広報広聴課で、これは社会教育で、という縦割り、横割りの行政云々は別にして、本当に市民を巻き込んだ、よかったと言われるような方向にしていきたい。夏には盆踊り、秋には文化祭、体育の日には市民スポーツ大会と、いろいろ祭りをつくっていったらええと思う。しかし、市長は確信していると言われますが、その熱の入れ方が非常に残念でなりません。ひとつ今後とも社会教育の方にも大きな力を入れてほしいと思いますが、要望だけにしておきます。

○ 議長(田中包治君) 次の答弁。

○ 情報管理課長(山本 襄君) プライバシーの保護と情報管理の問題につきまして、情報管理課長からお答えいたします。

昨年4月から住民情報オンラインシステムを稼働させるにつきまして、本市では、和泉市電子計算組織の運営管理に関する要綱を制定いたし、個人情報保護対策を講じてきております。内容は34条から成りまして、主なものとして、収集制限、記録制限、利用制限を規定し、議員さんがおっしゃっておられます情報のひとり歩きを厳しく制限しております。

条例化につきましてはことし1年間、先進都市の視察、研究及び各種の研修会等に参加して調査を進めており、早急に条例化を図っていきたいと考えております。

それと、動く住民サービスシステムにつきましては、関係業務のシステムの開発が終わり次第、機器のシステム構成、プログラム開発、個人情報の保護及び取り扱い業務等につきまして、関係部局と十分協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 6番(赤阪和見君) どうも説明がよくわからない。プライバシー保護についての条例は、和泉市ではまだないんですね。国は5月ごろに出すといっていますが、それを市は待ってるわけでしょう。それが出てきてから考えようか、という態度でしょう。非常に残念なことは、全国

でもすでに相当数のところがやっています。情報公開制度と並んでプライバシー保護条例を大阪府でもつくっていますね。直の上でできてるのに、なぜ国の動きを持つんですか。

市長、罰則付きの八尾市の放置自転車の規制条例、忠岡のラブホテル規制条例は日本で最初、堺市の倫理条例等、和泉の周辺ではとんとん花火を打ち上げ、アドバルーンを上げ、「うちはこのなものをつくった」と大きく全国に名を売ってる。名だけではなく、それだけ職員が仕事に対して自覚と熱意を持ち、責任と確信を持って世に出している条例はたくさんあります。和泉市でも何か1つぐらい、これだけ優秀な職員の皆さんがおるんですから、何かの形で、どこからでも結構です。何もプライバシーと言いませんから、他の面でも「やはり和泉市の職員は優秀や。2,700円というが、やはり所得割も納めないかな」と市民が納得した納税態度に出られるような職員の養成をこの際、お願いしておきます。もうこれ以上深く言いません。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 総務課長(池辺 功君) 現在、公共施設の契約電力量につきましては、ただいまの先生の御指摘どおり、確かに改善すべき施設はございます。われわれも現在、それらに取り組み、施設の実態調査を実施しております。その調査結果が出次第、改善する必要がある施設については改善していく計画を持っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 契約課長(奥村富彦君) 2番目の(ロ)の物品購入の適正化及び基本的な考え方につきましては、契約課長からお答えいたします。

まず、第1点の電化製品の購入について以前、トラブルがあったということが指摘されておりますが、事実、そういうことについて私も聞き及んでおります。その処理につきましては、すぐに市内業者と話し合いを行いとった措置といたしましては、家電製品の購入については、すべて市内業者を対象に見積り、入札をしていく措置をとっております。今後とも基本的に市内業者育成の観点から、受注機会を確保していく方針を貫いていきたいと考えております。

なお、特殊な技術を要し、市内の電気屋さんではどうしてもならないというものにつきましては、従来どおり考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

2点目のコンピューター導入に伴う電話交換機あるいはそれ以後のワープロの購入についてNECが優先されているが、基本的に間違っているのではないかと、という御指摘でございます。確かに現在まで購入しておりますワープロの主なものにつきましては、NECということになっております。これは事実でございます。もちろん、小さなものあるいは部局の違うものにつきましては、他のメーカー製品も入っていることもあり、御理解を賜りたいと思っております。

いずれにしても、これらの機種につきましては、大変新しいものですので技術的な面も日進

月歩の進歩が見られ、どんどん改良されていくものと理解をしております。いままでNECが優先されてきた理由といたしましては、先生も御存知のように、コンピューターと接合できるとか、あるいは互換性があるとかいう問題が強調され、発注部局からも特にメーカーあるいは機種指定があり、その意見を参考に最大限取り上げて機種を選定してきたものであります。しかし、契約課の立場といたしましては、必ずしもその方針を今後とも引き続いてとって行くのが最善だとは考えておりません。したがって、購入伺いが出てきた段階で発注部局の意見も十分尊重しながら各種の機種について検討を加え、幅広く対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

- 6番(赤阪和見君) NECの電話に欠点が1つありますよ。
- 総務課長(池辺 功君) 電話の欠点と言いますか、自動車電話につながるということにつきましては、1度メーカーを呼びまして調査、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 6番(赤阪和見君) 時間も遅くなってすみません。コンピューターの件について、互換性云々ということを知ったとき、なるほどな、と思いました。しかしながら、ビデオテープ1をとっていても、市長公室に置いてあるのはベーター、水道部においてあるのはVHFで、これらは互換性はない。しかしながら、コミセンにはVHFあり、ベーター、ディスクもあります。コンピューターやワープロを3台ずつ置けとは言いませんが、互換性だけで考えるのは非常に危険である。最初買ったものがすべてになってしまうというのが、私の考えるところです。

聞くとところによると、最初、NEC、富士通、東芝等いろんなものを使ったが、その中でNECが一番よかったので1台購入した。それを各課全部寄って使ったが、各課で予算が組めたので買うというとき、どれにするか。フロッピーが使えるからNECだとなった。半年もたっておれば、NECや富士通などが寄ってどこがええ、どこが悪いといっても技術は日進月歩だから、また、違った結果が出たかもわかりません。そういう点をしっかりと考えていただきたい。大卒で市のテストを受けたとき、NECのコンピューターをマスターしている人間なら少々勉強があかんでも入れていく。ナショナルにすべてを精通していてもだめだ、と話は飛躍するかもしれませんが、基本的にそうなりわねないという危くを持つものであります。その点、1つの方向性を打ち出すことを考えてほしいというお願いです。

それにこれしかないんだ、と導入したNECの電話についてです。市長部局あるいは部長、課長さん以上、ここに御出席の皆さんの机には、大阪府外にもかかる電話が置いてます。

「030」で自動車電話にもかかります。ところが、職員の皆さんの前に置いてある電話は、

本来ならば「03」は回るはずがない。そんなおかしいことはないのですが、すべての電話が自動車電話にかかります。

これはなぜですか。ここで私は思ったんですが、課長や部長の前に置いてある電話と、職員の前に置いてある電話はどう違うんですか。課長、部長は府外へでも、東京へもすぐ電話をせないかんという仕事量の多さで決まるんですか。それとも、職員はそこまで電話してはいけないということになるんですか。そこまで言うのは、市長初め理事者が市職員は私用電話は使わない、市職員はすべて市民のために働いているんだという信頼と自覚があれば、全国どこへでも、東京やアメリカまでかかってもむだなものは使わない、と市職員が認めるだけの度量があってもしかるべきだと思います。

僕の意見は相当飛躍しているかも知れませんが、NECにも言いました。「あんたとこの電話、自動車電話にもかかりませ。自動車電話は1通話何ほ要るか知ってますか」。これから友だちでも自動車電話を持つ者がふえてくるかも知れませんが、そこで、1通話200円も300円もかかるものをどんどんかけられたらたまらん。ところがNECは「そんなことは絶対にありません。」と言うから、目の前でかけましたら「030」はかかります。「03」の次に1から9までの整数の番号ならかかりませんが、「030」はかかるんですよ。あれだけ自信と責任を持ってNECしかないと言われた電話にも盲点があるんです。そして、指摘をしても直さず、「そんなことはありません」と確信を持って言っておりました。しかし、目の前でかけると自動車電話にかけられるんです。コンピューターの1つのミスがそのようになって出てくるわけです。

先ほどのプライバシーの件でも、市長が本当に職員を信頼していなければ、このコンピューターは任せられませんよ。このプライバシーの保護、個人情報のひとり歩きは絶対にさせないよという決意のほどを述べていただきたい。NECの問題についても後日、またお答えをいただくということで、私の質問を終わりたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど、担当の課長からお答えさせていただきましたが、電算化に伴うプライバシー保護につきましては、現在、要綱の中でいろいろ歯どめをしている段階でございますが、至急に措置をするよう指示してやってまいりたいと思います。

○ 6番（赤坂和見君） 終わります。

○ 議長（田中包治君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

なお、過日の議会運営委員会でご了承を賜っておりますので、明11日は議案審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

お語りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

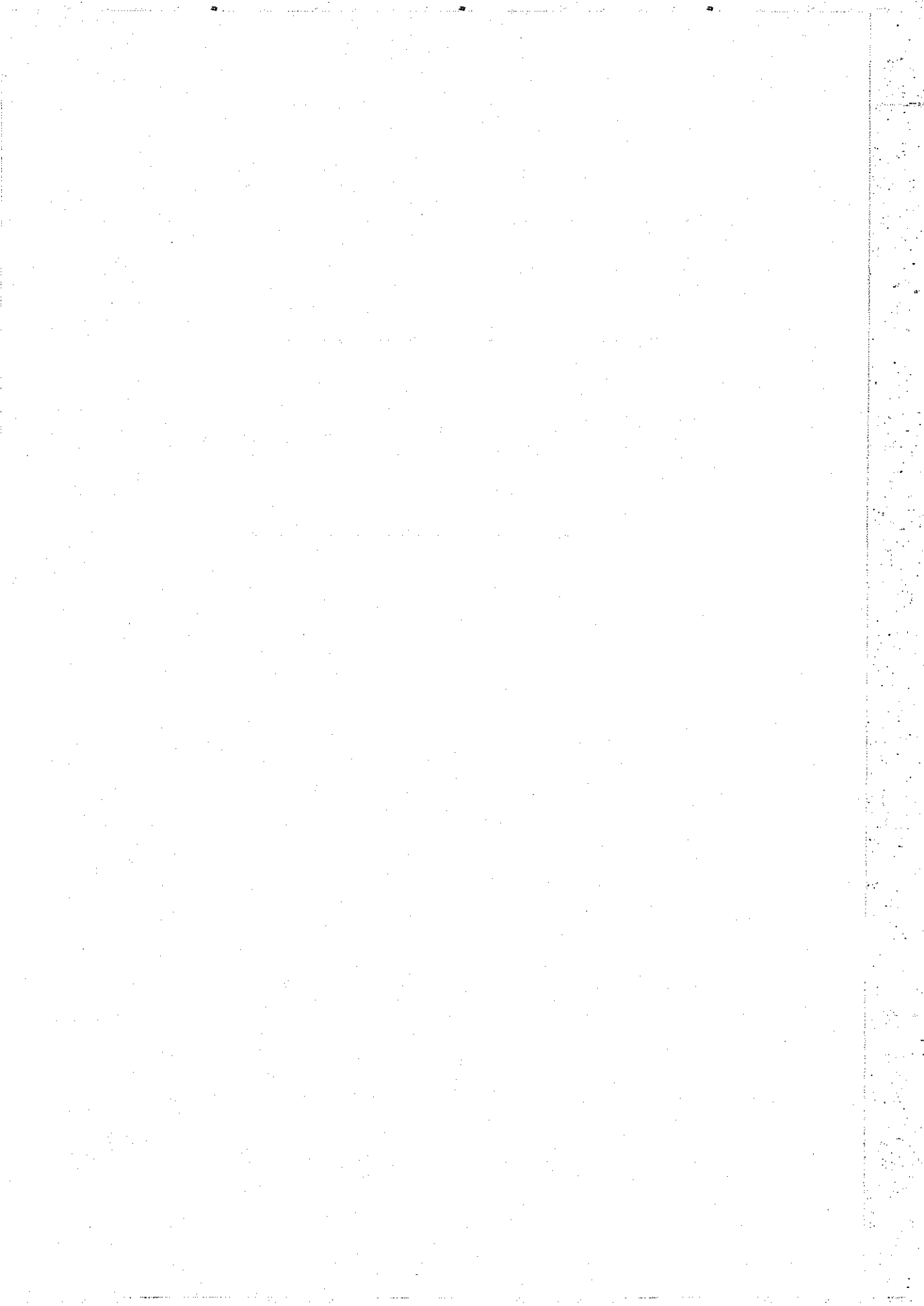
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。長時間、どうもありがとうございました。

(午後4時57分散会)



第 3 日



昭和61年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（26名）

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	成田秀益君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衡君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田志雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
助役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
収入役	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室理事	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室企画室長	稲田順三	産業部次長	中上好美
市長公室次長兼兼人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	青木孝之
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長兼兼保険年金課長事務取扱	原美助
総務部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部理事	大塚孝之	建設部理事	兼子実
財政課長	阪豊光	建設部次長	堀宏行
同和对策部長	橋本昭夫	建設部次長兼兼下水道課長事務取扱	山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教育長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管理部次長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指導部長	崎山繁
病院長	竹林淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部長	田中稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田僑信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防長	角谷泰夫	監査委員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	河原茂隆
主幹	大中保
係長	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和60年9月分)	P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年9月分)	P. 12
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年9月分)	P. 18
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和60年10月分)	P. 23
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年10月分)	P. 34
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年10月分)	P. 40
7	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和60年11月分)	P. 45
8	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年11月分)	P. 56
9	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年11月分)	P. 62
10	請願 第2号 (昭和59年)	光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する 請願(産業文教委員長報告)	
11	請願 第3号 (昭和59年)	北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請 願(産業文教委員長報告)	
12	議案 第13号	市道の路線認定について (和泉府中南通り線)	P. 16
13	議案 第14号	市道の路線認定について (伯太町26号線ほか5路線)	P. 18
14	議案 第15号	工事請負契約締結について (仮称)山手団地3棟及び6棟建設工事)	P. 20
15	議案 第16号	工事請負契約締結について (旭第二団地13棟2期建設工事)	P. 22
16	議案 第29号	工事請負契約締結について (仮称)山手団地2棟建設工事)	追加 P. 128
17	議案 第17号	町の区域の変更について	P. 24
18	議案 第18号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定につ いて	P. 30
19	議案 第19号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改 正する条例制定について	P. 34
20	議案 第20号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について	P. 37
21	議案 第21号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 60
22	議案 第22号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について	P. 73
23	議案 第23号	教育委員会委員の任命について	P. 90
24	議案 第24号	昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P. 1
25	議案 第25号	昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予 算(第2号)	追加 P. 51
26	議案 第26号	昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	追加 P. 58
27	議案 第27号	昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 76
28	議案 第28号	昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 108

(午前10時00分開議)

- 議長(田中包治君) 大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには連日の御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(田中包治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

- 議長(田中包治君) それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1から日程第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告の表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年12月19日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年12月19日
2. 検査の対象 昭和60年9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年12月19日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年12月19日
2. 検査の対象 昭和60年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年12月19日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年12月19日
2. 検査の対象 昭和60年9月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年1月24日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和60年1月24日
2. 検査の対象 昭和60年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年1月24日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年1月24日

2. 検査の対象 昭和60年10月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年1月24日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年1月24日

2. 検査の対象 昭和60年10月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年2月19日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年2月19日
2. 検査の対象 昭和60年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年2月19日

監査委員 久光喜多男
同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年2月19日
2. 検査の対象 昭和60年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年2月19日

監査委員 久光喜多男
同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年2月19日
2. 検査の対象 昭和60年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長(田中包治君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号から第9号までの報告を終わります。

-
- 議長(田中包治君) 日程第10『光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』及び日程第11『北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願』を一括議題といたします。

本件につきましては、いずれも産業文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を天堀委員長にお願いいたします。

(産業文教委員長登壇、報告)

- 産業文教委員長(天堀 博君) 昭和59年10月15日開会の第3回定例会において委員会付託とされました「光明台南小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」及び「北松尾小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」について、昭和60年2月18日と本年2月21日の2回にわたり委員会を開催し、審査いたしました経過並びに結果概要について御報告申し上げます。

まず、第1回目の委員会におきまして、理事者より「光明台南小学校につきましては、学校側とも十分話し合いを行っているところでありますが、昭和60年度は25クラスで25教室と全く余裕がなく、61年度以降に空き教室が出る予定となっており、鋭意検討してまいりたい。次に、北松尾小学校につきましては、昭和60年度は23クラスで23教室とこれも全く余裕がなく、実施困難な状況にあります。61年度には一部空き教室が出る予定となっておりますので、何とか61年度開設に向けて積極的に努力いたしたい」との報告がありました。

次に、質疑の内容は、光明台南小学校から特別教室の要望も出ており、61年度に留守家庭児童会との両方が実現できるのか。また、お母さん方で自宅を開放して保育しているように聞

いているが、近所の方から騒音等いろいろの問題で苦情も出ているので、暫定的でもプレハブ教室を建設して実施していくよう配慮をとれないものか、との問いがあり、それに対し、昭和61年度には1教室余裕ができますが、御指摘のとおり特別教室が必要になってきますので、62年ごろには実現できるものと考えております。

プレハブ教室の件については、1つの目途として、62年には完全に2教室が空いてくるとい実態の中で、1年ぐらいのプレハブ教室建設による借置は実現性が非常に困難である、との答弁がありました。

また、北松尾小学校についても要望が強いので、早期に実現されるよう意見があり、以上で質疑が終わり、お諮りいたしましたところ、なお引き続いて継続審査といたしました。

次に、第2回目の委員会におきましては、理事者より光明台南小学校につきましては、現在、児童等の推計から見ましても空き教室がなく、府の補助も確定的ではなく、61年度における開設というものが非常に困難であり、今後、これらの条件を満たすよう努力あるいは検討する中で開設に向けて対応していきたい。

また、北松尾小学校区の留守家庭児童会の設置につきましては、61年度より開設できる見通しがつき、現在、開設に向けていろいろと準備を進めているところである、との報告がありました。

次に、質疑の内容は、光明台南小学校において61年度以降子供の増減の推移は、との問いに対し、ことは1学級の減を予想しておりましたが、40人学級が新1年生より学年進行により実施されることになり、全般として児童は減っていくわけですが、学級数が減らず、今後、頂上に近い線を1、2年たどるのではないかと見込んでおります、との答弁がありました。

また今後、周辺の開発等との関連も出てくるということになるので、その点からからみ合わせて、今後の空き教室という点での見込みについての問いに対しては、学級編成基準すれすれの段階で各学年とも推計をいたしております関係上、2、3人の増によって学級がふえるというような形で、非常に推計上でもむずかしい流動的な要素を持っております。したがって、学年進行の推計でいきまして、63年度では1教室空く予想を立てておりますが、今後の周辺の開発等からいいたしましても、現在の保有教室の中では、空き教室という見通しにつきましては非常にむずかしい状況である、との答弁がありました。

次に、まとめとして、光明台南小学校の留守家庭児童会の請願については、その請願の趣旨はよく理解できるところであるが、即座に開設するという点については、市そのもののいろいろな条件がございまして実施するのはむずかしい。しかし、委員会に付託されている限り、委員会としても責任をもって、その点についての処理をしていかなければならない状況にあるの

で、9月の議会役員改選までの早い時期に教育委員会として一定の方向、目途をつけた上で、委員会を開催して審査するというのもって継続審査とする。

また、2点目の北松尾小学校の留守家庭児童会の設置に関する請願につきましては、請願の趣旨を了とし、61年度から当小学校の空き教室を利用して実施をすべく、予算並びに開設に向けての諸準備が進んでいるというところでありますので、採択するというところでお諮りいたしましたところ別に異議なく、「光明台南小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」は継続審査に、「北松尾小学校区留守家庭児童会の設置に関する請願」は採択に決したところであります。

以上で産業文教委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

- 議長（田中包治君） ただいま委員長から詳細な報告がありました。委員長報告に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり決します。委員の皆さんには慎重御審議、まことに御苦労でございました。

なお、継続審査となりました請願は、引き続き御審査のほどをよろしくお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 日程第12「市道の路線認定について」（和泉府中南通り線）及び日程第13「市道の路線認定について」（伯太町26号線外5路線）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第13号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
和泉府中南通り線	255.00	6.00 ~10.00	府中町1253番 地の1先	府中町1083番 地の1先	

議案第14号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
伯太町26号線	98.80	4.90	伯太町三丁目 208番地の22先	伯太町三丁目 208番地の29先	
伯太町27号線	154.60	4.90	伯太町三丁目 208番地の81先	伯太町三丁目 208番地の95先	
伯太町28号線	58.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の91先	伯太町三丁目 208番地の88先	
伯太町29号線	52.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の29先	伯太町三丁目 208番地の32先	
伯太町30号線	96.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の58先	伯太町三丁目 208番地の32先	
伯太町31号線	66.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の50先	伯太町三丁目 208番地の47先	

議案第15号

工事請負契約締結について

（仮称）山手団地3棟及び6棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)山手団地3棟及び6棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契通金額 300,000,000円

5. 契約の相手方 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部 常一
6. 工 期 自 昭和61年3月 日(議決の日)
至 昭和62年1月31日
7. 契約保証金 15,000,000円
8. 保 証 人 泉南郡阪南町下出22番地の1
株式会社 阪井組
代表取締役 阪井一成

○ 議長(田中包治君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長(浅井隆介君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第13号並びに第14号の「市道の路線認定について」、提案の理由並びにその内容を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第13号の和泉府中南通り線でございますが、議案書の16ページ及び参考資料1ページをお開き願います。

この道路の位置でございますが、起点 和泉府中駅前の府中町1253番地の1先から終点 府道泉大津粉河線の交点である府中町1083番地の1先までの延長255m、幅員6.00mから10.00mで構成されている道路でございます。

次に、提案理由でございますが、この道路は従前、府道と和泉府中停車場線として利用されてきましたが、ここ数年来、府関係部局から市道として引き継がれたいとの強い要望があり、府との間で協議、検討を重ねてまいった結果、その大部分につきまして、府の施行により道路拡幅、歩道設置等の工事が完了し、道路としての機能が大幅に改善されたこと。また、残りの部分につきましても、府との間で拡幅等の工事について協議が相整いましたので、このたび市道として認定をしようとするものであります。

次に、議案第14号の伯太町26号線外5路線でございますが、議案書の18ページ及び参考資料の2ページをお開き願います。

この道路の位置であります。陸上自衛隊正門前より東へ約300mのところの位置する住宅地内の道路で、総延長525.40m、幅員はいずれも4.90mでございます。また、住宅地内の幹線である伯太町15号線は、補助事業等の関係から昭和58年3月議会において認定の御議決をいただいております。

認定する理由といたしましては、この道路は、本市土地開発公社が環境改善整備事業の代替地として開発した住宅地内の道路であり、一部入居も始まっており、地域住民の生活及び交通の利便等に寄与でき得る道路として今回、認定をお願いしようとするものであります。

以上、簡単でございますが、2議案の説明を終わらせていただきますが、両議案につきましてよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第13号及び議案第14号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第14「工事請負契約締結について」〔（仮称）山手団地3棟及び6棟建設工事〕、日程第15「工事請負契約締結について」（旭第二団地13棟2期建設工事）並びに日程第16「工事請負契約締結について」〔（仮称）山手団地2棟建設工事〕を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

議案第15号

工事請負契約締結について

（仮称）山手団地3棟及び6棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 契約の目的 | （仮称）山手団地3棟及び6棟建設工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 300,000,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 貝塚市堀三丁目6番3号 |

株式会社 安部工務店
代表取締役 安部 常一

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
伯太町26号線	98.80	4.90	伯太町三丁目 208番地の22先	伯太町三丁目 208番地の29先	
伯太町27号線	154.60	4.90	伯太町三丁目 208番地の81先	伯太町三丁目 208番地の95先	
伯太町28号線	58.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の91先	伯太町三丁目 208番地の88先	
伯太町29号線	52.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の29先	伯太町三丁目 208番地の32先	
伯太町30号線	96.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の58先	伯太町三丁目 208番地の32先	
伯太町31号線	66.00	4.90	伯太町三丁目 208番地の50先	伯太町三丁目 208番地の47先	

6. 工 期 自 昭和61年3月 日(議決の日)
至 昭和62年1月31日

7. 契約保証金 15,000,000円

8. 保 証 人 泉南郡阪南町下出22番地の1
株式会社 阪 井 組
代表取締役 阪 井 一 成

議案第16号

工事請負契約締結について

旭第二団地13棟2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 旭第二団地13棟2期建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 261,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3

株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文

6. 工 期 自 昭和61年3月 日(議決の日)
至 昭和62年3月20日

7. 契約保証金 13,080,000円

8. 保 証 人 和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎

議案第29号

工事請負契約締結について

(仮称)山手団地2棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)山手団地2棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 146,000,000円
5. 契約の相手方 大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27
志真建設株式会社
代表取締役 高山隆志
6. 工 期 自 昭和61年 3月 日(議決の日)
至 昭和61年12月10日
7. 契約保証金 7,300,000円
8. 保 証 人 大阪府泉南郡岬町深日2240番地の22
多奈川産業株式会社
代表取締役 辻中義光

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第15号、第16号、追加議案第29号の「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする（仮称）山手団地3棟及び6棟建設工事、旭第二団地13棟2期建設工事並びに（仮称）山手団地2棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

まず先に、（仮称）山手団地3棟及び6棟について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額3億円。契約の相手方は、貝塚市堀三丁目6番3号 株式会社 安部工務店代表取締役 安部 常一でございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和62年1月31日までとしております。保証人は、泉南部阪南町下出22番地の1株式会社 阪井組代表取締役 阪井 一成でございます。

工事場所は、和泉市山手町135番地外。敷地面積2,894㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建、住宅2棟で27戸、延床面積1,658㎡、その他付帯工事一式でございます。

次に、旭第二団地13棟2期建設工事について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額2億6,150万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社 竹内建設代表取締役 竹内 博文でございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和62年3月20日までといたしております。保証人は、和泉市北田中町219 大高建設株式会社代表取締役 奥野 喜八郎でございます。

工事場所は、和泉市山手町14番地外。敷地面積2,377㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上6階建、住宅1棟で住宅18戸、店舗4戸、延床面積1,954㎡及び付帯工事一式でございます。

以上で議案第15号及び第16号「工事請負契約締結について」の内容の説明を終わりますが、次に、今回、別冊追加議案として提案いたしました議案第29号の（仮称）山手団地2棟建設工事について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額1億4,600万円。契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27 志真建設株式会社代表取締役 高山 隆志でございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和61年12月10日までといたしております。保証人は、大阪府泉南郡岬町深日2240番地の22 多奈川産業株式会社代表取締役 辻中 義光でござ

います。

工事場所は、和泉市山手町114番地外。敷地面積1,011㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建、住宅16戸、延床面積1,017㎡及び付帯工事一式でございます。

以上で議案第15号及び第16号、追加議案第29号の説明を終わらせていただきます。

なお、工期につきましては、工事規模から実質工期といたしまして約10カ月以上を必要といたしておりますので、予算措置といたしまして、繰越明許費を今回の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本年度現在までの住宅建設戸数は1,279戸でございまして、今回、御審議をいただきます分を合わせますと1,340戸になります。

以上でございます。

○ 議長（田中包治君） 本3件について質疑、御意見ありませんか。

○ 17番（西村慎太郎君） 2点お尋ねいたします。

1つは、議案第16号の方ですけど、エレベーターを付けた6階建てとなっておりますが、最近の改良住宅につきましては、おおむね4階ないし5階が通例だと思っております。今回、なぜエレベーターを付けたのかということと、このエレベーターの費用はどのぐらいかかるのか。また、維持管理費としてどの程度予測されているのか。

もう1点、昨日の勝部議員の代表質問で同和問題の到達についてのお答えで、不良住宅の買収2,300戸、65%、住宅建設1,642戸、82%の到達という報告がありましたが、今回の到達の時点の数と食い違いがありますが、その点はどうなっておりますか。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 改良事業部次長（笠木恒忠君） 改良事業部笠木からお答えいたします。

第1点目の高層6階建てにエレベーターを付けた理由でございますが、公営住宅、改良住宅とも同じでございますが、国の基準といたしまして、6階以上が高層となっております。したがって、5階までにつきましては、エレベーターは補助対象という形にはなりません、6階以上の高層ということで、一応、エレベーターの設置を規定されておるわけでございます。

2点目のエレベーター1基につきましては、約1,500万円の工事費がかかるわけでございます。後の維持管理につきましては、建設部の方で管理業者に委託をさせていただいておりますが、1カ月約7万円ということになっております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 改良総務課長（吉祇利朗君） 現在までの不良住宅の買収戸数でございますが、計画といた

しましては、先ほど議員さんがおっしゃいました2,300戸というのは、恐らく計画数だと思います。現在、60年度までの実績見込みといたしましては、不良住宅の買収除却戸数は約1,440戸でございます。パーセントといたしまして64%になります。

なお、改良住宅の建設につきましては、全体計画は1,642戸でございます、60年度までの実績見込みといたしましては1,356戸ということでございますので、よろしく願います。

- 17番(西村慎太郎君) 追加して質問いたします。

ただいまの6階建て以上にはエレベーターが規定されているというのはわかっていることなんです、経費の節減が叫ばれている折から、改良住宅において今回、なぜ6階建てにしたのかという点でございます。議案第16号と第29号がそれぞれ出ているわけですが、一方は店舗付きであり、片方は住宅専用となっておりますが、5階に抑えて後の経費がかからないという形で計画ができないのかどうか。この点を1つお尋ねしたいということと、1カ月約7万円ということですが、このエレベーターの耐用年数は大体何年ぐらいですか。そして、1カ月に保守点検ではなく、緊急時の連絡とかで委託契約先と決めておられると思いますが、もう一方、エレベーターは定期点検をしなければならぬとなっておりますと思いますが、この費用は、この1カ月7万円の中に含まれているのかどうか。

それから、先ほどの2点目の問題ですが、買収除却の予定が2,300戸ということですが、改良住宅の建設の方は1,642戸に対して現在、1,364戸、8.2%と理解していいのでしょうか。

- 改良事業部次長(笠木恒忠君) なぜ6階建てが必要になったかということでございますが、当然、土地利用計画に基づくとところの建物の建設計画をつくるわけでございます。その中で土地利用上の最終計画に基づきまして、6階高層が一部あってもいいんじゃないかという観点から、今回、一部6階建てを含む事業計画ということで認可をいただき、建設を行ったということでございます。

なお、エレベーターの耐用年数でございますが、われわれといたしましては、建物の耐用年数とほぼ同じ耐用年数があるものと理解しております。よろしく願います。

- 改良総務課長(吉祇利朗君) 住宅建設につきましては、全体計画で1,642戸、60年度実績見込みといたしまして1,356戸、82.5%という状況でございます。
- 17番(西村慎太郎君) 先ほどの質問でお答え願ってない点が2点ございますが、1つは、定期点検の件、この費用は、この7万円の中に入っているのかどうか。
- 改良総務課長(吉祇利朗君) 7万円の中に入っております、電気代は別でございます。

○ 17番(西村慎太郎君) 最終計画の中に6階建てもあっていいんじゃないか、ということは、市長が経費節減、効率的な行政をやっていくという状況の中でのお話にしては、非常にいいまいもことした計画になっていると思います。最終計画の中で6階建てもあっていいんじゃないか、ということであれば、今後、計画されている最終までの図面というか、そういうものを資料として後ほどお示し願いたいと思います。その中に6階もしくは従来にない建設計画があるのかどうかも明らかにさせてほしいと思います。

そして、わが党の勝部議員が行革について質問いたしましたように、この和泉市行革推進本部が出しました大綱の中には、同和問題については、一貫して抜けております。こういう中で、あってもいいんじゃないか、というような、市民が納得できないような不公正な同和行政の考え方というものについては、今後、改めいただきたいと思います。

以上、資料を出していただけるかどうかというお答えを願って、終わりたいと思います。

○ 改良事業部長(富田宏之君) すでに先生も御存知だと思いますが、全体計画の43ヘクタールの中には、存置するものも買収しないところもございます。全体計画を見ながら最終の町づくりの中で、一定の人口密度等も踏まえていく中では、棟配置計画というのは当初に計画しておりますが、買収の実態に即した棟配置が必要になってくるわけでございます。そういう面で、あそこは、全体計画の中では中心部でございました。そういうものと、小栗街道をはさんでかなりの土地に段差がございます。今回、単に6階にしたということではなく、また、山手に行く土地の斜面利用という問題の中では、3階建てに抑えていくという、いろんな方法も考えておりますので、今回、棟の建設配置図では当初計画したものはございますが、それはそれなりに現在の買収状況と合わせて建設していく中では、棟の建設計画も若干、変わってきているというのが実態でございます。

○ 17番(西村慎太郎君) 最終計画の資料を出していただけるかどうか。

○ 改良事業部長(富田宏之君) 最終計画と申しますが、当初計画しておりましたものに対して、実際の建設棟の実態というものについては、若干、西を向いたり東を向いたりいろいろ変更はされておりますが、一応、1,642戸の建設計画の棟数並びに配置図については当初計画にございますので、それについては、御提出いたしたいと思います。

○ 17番(西村慎太郎君) 再度、お尋ねしたいと思うわけでございますけれども、いま、買収計画の中で買収できなかった分とか、あいまになってきている面が多々出てきていると思います。そういう点で最終計画と変わるものかどうかという点と、高さの問題も町の景観という点もあるでしょうけれども、費用の問題の点からしても大変なウェートを占めてくると思います。効率的な行政をしていく点からいっても、また、それと合わせまして、一般市営住宅が

なかなか建ちにくい、改築もできにくいという中で、住宅建設費の中での同和予算の占める比率が非常に高くなっていると思います。なるべく経費が少なく、5階建てまでに抑えた中で町づくり計画ができないものかどうか、この点も含めて現在の状況で変わってきている点も再度、資料をお示し願いたいと思います。

- 改良事業部長（富田宏之君） そうですので、私の方で1,642戸を計画いたしました資料については御提出いたします。
- 17番（西村慎太郎君） 終わります。
- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本3件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第15号、第16号及び第29号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中包治君） 日程第17「町の区域の変更について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第17号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域を次のとおりとする。

その実施期日は、別に市長が定める。

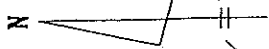
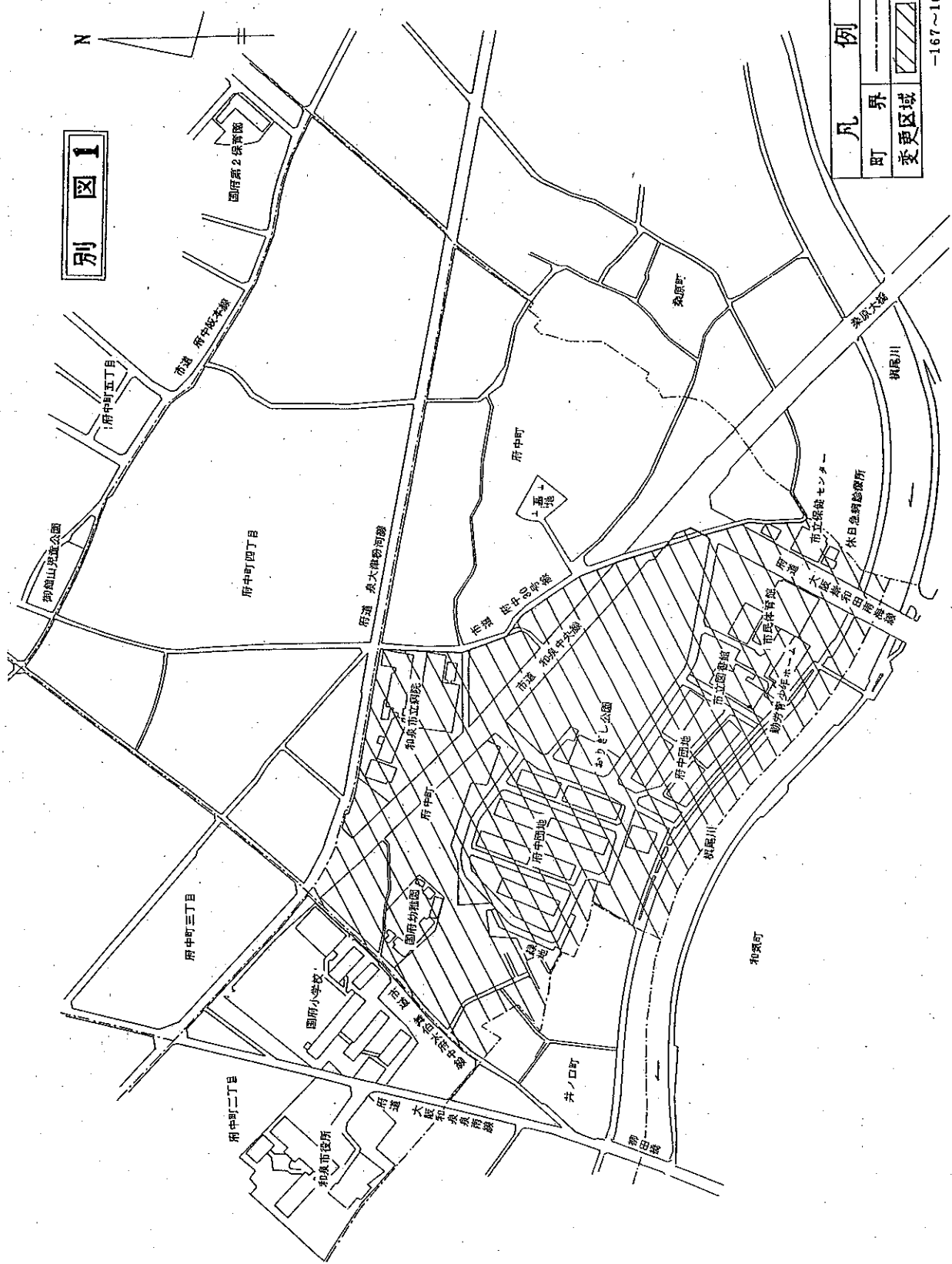
昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 府中町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 1において除いた区域をもって別図2に示すとおり府中町四丁目の区域に編入する。

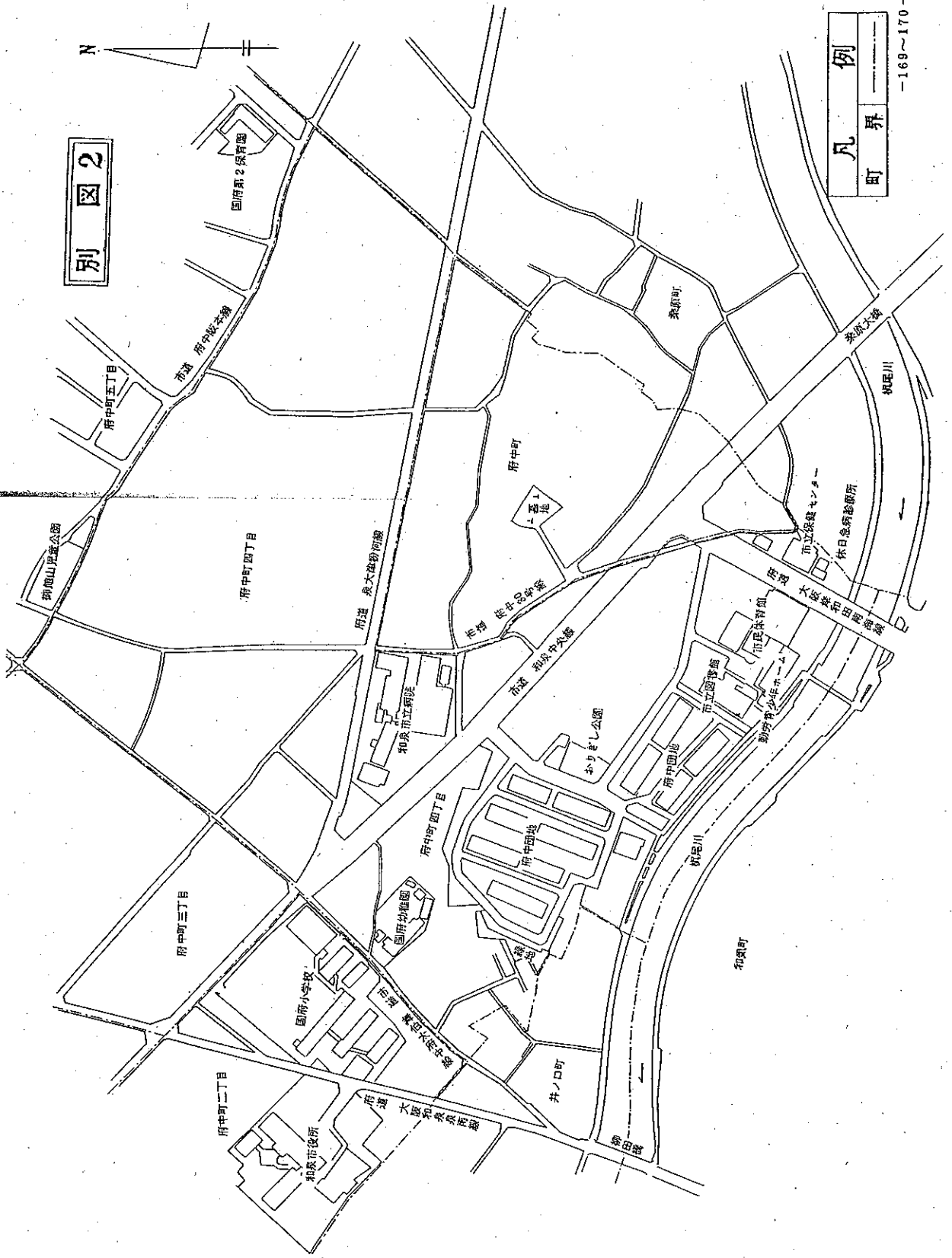
凡	例
町界	——
変更区域	▨

別図1



例
町界

別 図 2



- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第17号「町の区域の変更について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、昨年12月の第4回定例市議会におきまして、本件につきまして、市街地の区域と住居表示の方法を街区方式により整備する旨の御議決をいただきました。これに基づき、本年1月22日に和泉市住居表示整備審議会をお願いし、住居表示に伴う町の区域の変更についての答申をいただき、住居表示に関する法律第5条のうち第1項の規定により答申案を2月1日より30日間公示し、また、関係町会を通じ公示の写しを配布いたしました。しかし、この間、何ら変更の請求がございましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域の変更を行おうとするものでございます。

次に、内容でございますが、別図1の斜線でお示しております府中町の区域を、本年5月11日より別図2のとおり、府中町四丁目の区域に変更しようとするものでございます。

なお、今回の変更対象面積は約13ヘクタール、筆数約230筆、世帯数約460世帯、人口約1,500人となっております。

以上、簡単でございますが、提案理由並びにその内容の御説明といたします。よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中包治君） 日程第18「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第18号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市保育所設置条例(昭和48年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表和泉市立信太第二保育園の項を削る。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

理 由

近年における児童及び入所申請数の減少により周辺の保育園での入所措置が可能になったことと鑑み、存続の必要がなくなった和泉市立信太第二保育園を廃園する。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第18号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、信太第二保育園は昭和35年に建築した木造の施設で、園の敷地面積は902㎡、建築面積315㎡と園舎及び園庭が非常に狭小なため、環境改善整備事業の中で建て替えを計画しておりました。しかしながら、御承知のとおり、近年における全国的な傾向にある就学前児童の減少と同様、周辺地域の児童も大幅に減少してきたことにより、環境改善整備事業によって整備してまいった他の4保育園で周辺の入所希望児童の入所措置が可能となったため、当保育園を昭和55年4月より休園しておりました。

休園後は園舎の老朽化も激しく、また、周辺の就学前児童はさらに減少し、休園時の昭和55年4月の646人が昭和60年4月に471人に、入所希望児童数にあっては、昭和55年4月の417人が昭和60年4月に364人と減少傾向が続いており、今後も大幅な増加が見込めない現状で、これ以上当保育園を休園して存続する必要がないと判断いたしましたものでござい

ます。したがって今回、和泉市立信太第二保育園の廃園をここにお願いするものであります。

次に、内容でございますが、このたびの和泉市立信太第二保育園の廃園により、和泉市保育園設置条例第2条に定める別表の「和泉市立信太第二保育園 和泉市王子町409番地」を削除するものであります。

次に、附則といたしまして、この改正条例につきましては、昭和61年4月1日から適用させていただきますたく存じております。

なお、信太第二保育園がなくなれば、信太第一保育園についても名称変更の必要もあるかと存じますが、信太村当時から26年近くも信太第一保育園として地元住民の方々に親しまれておる名称でございますので、これについては名称変更を行わず、従来どおりの名称とさせていただきますたく存じます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 何点かお聞きしたいんですが、1つは、55年4月から休園になってたということですね。それ以後も児童数が減少するし、園舎も老朽化してくるので今回、廃園ということですが、これはいまの説明にもありましたように、環境改善整備事業の中での建て替え計画に入っているということですが、この辺はどうなってるんですか。計画そのものの変更がされているのかどうか。建て替え計画に入ったままだと思うんですが、その辺とのかかり合いを1つお聞きしたい。

それから、55年4月からということとはまる6年経過してきたわけですが、いまの時点になって廃園ということは、時間があき過ぎていると思うんですが、その点。

それから、廃園後、その土地はどういう形で利用されていくのか。これは環境改善整備事業との関連もあるのかどうか。その点も合わせてお聞きしたい。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 天堀議員さんの御質問に答弁申し上げたいと思います。

これについては建て替え計画を変更し、この土地については、保育園の建て替え計画から廃止していきたいと考えます。

それから、55年より現在まで6年間休園状態が続いておったが、長かったのではないかと、ということですが、児童数等の推移を見るために一定の時間を要したということと、6年間の時間をお貸し願ったということとでございます。

それから、3点目の廃園後のこの土地利用でございますが、当保育園用地については、昭和35年の旧信太村当時でございますが、地元の王子町会が保育園建設という目的で信太村に寄付されたものでございます。したがって、これを保育園以外に利用するということは、地元町会の了解も必要となるわけでございまして、地元の王子町会と協議もさせていただいた結果、地元住民のための公共的な土地利用ということで、ゲートボール場として当面、利用していただくということで御了解をいただいております。

以上でございます。

- 16番(天堀 博君) 後の分を先に聞きますが、わかるんですよ、寄付していただいたということはね。この当面というのは、いつごろまで続くのかですね。前の問題ですが、計画の中から削除していくということですが、その部分は、環境改善整備事業の計画あるいは同和行政、同和事業としての位置づけという形の中からどうなっていくのか。その辺が今後、福祉事務所のサイドだけの問題じゃなく、同和行政ですので、もう少し違う観点からの問題になると思うんですが、その点でどう位置づけられていくのか。ということは、いまのゲートボール場に使うということとは当面の問題で、今後は、何かの形に変わっていく可能性があるのかどうかということもありますので、その辺は福祉事務所のサイドでいけますか。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) 廃園後の土地利用につきましては、ゲートボール場として地元の了解さえつけば、永久的に使っていただくということを考えております。当面と申しますのは、ゲートボール場というのは、市で管理しているものは、いまのところございません。われわれの考え方といたしましては、「チビッ子老人憩いの広場」ということの中でのゲートボール場という位置づけでございます。それから当然、環境改善整備事業の中では、保育園建設建て替え用地となっておったわけですが、これが変更され、保育園用地ということから抹消されるわけでございます。
- 16番(天堀 博君) そうしたら、それは福祉事務所の方で、極端な言い方をすれば、勝手にそういうことができるわけですか、うちはそうやるんだ、ということですね。もちろん、トップとも相談しているんでしょうが、保育園建設計画が抹消され、「チビッ子老人憩いの広場」という形に変わるとなると、何か船のしっぽをつかんでいたら煙突に変わったという形で、いつの間にか変わるということになるんですか。それが福祉事務所のサイドだけでできるのかどうか。あるいは環境改善整備事業の中の西村議員の質問でも、計画の棟の階数とか向きとかは、現状に合わせて変わってきているという問題もあります。これはこれでやりますが、そういう部分的なものを変えていけるのかどうか。

もちろん、変えていかざるやむを得ない場合も出てくると思うんです。たとえばこんなもの

でもね。このことについて反対とかいうんじゃなく、それが何かの形で審議会などの機関にかけられて、きちんとしたものとして出てくるのかどうか。議会に提案され、説明しているときは、最初はきちんと言うてきているのに、部分的に都合のいいところだけは、適当な形に変えていくという形がとられていいものかどうかな。きちんと整理しなければいけないということでお聞きしている。それは福祉事務所サイドだけの判断なり答弁でいけるのかどうかということです。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 補足説明をいたします。

この保育所の廃園に伴いまして当然、建て替えに必要な道路とかの用地買収の必要がなくなります。しかし、そこは環境改善整備事業として不良住宅除却の対象区域でございます。この跡地は、現在のところでは、改良住宅用地として使えない広さであると推測しておりますので、いわゆる地区内の持ち家対策の代替用地というふうに利用を変更していくのが一番ベターではないかと考えております。いずれにしても、この条例を御可決いただきましたら、先ほども改良部長が御回答申し上げておりましたように、土地利用についての年次計画等を、所管委員会にきちんとしたものにして御提出したいと考えております。

- 16番（天堀 博君） これはなぜそういうことを言うているか、推測いただいていると思いますが、いわゆる来年で法の期限が切れますが、その点だけではなく、いままでから何度も計画そのものの見直しを言うてきてます。現実的には、部分的に見直しをやってきているわけですね。全体の住宅戸数もそうですが、それぞれ現場、現場に合わせた形での見直しをしていますね。これもそうですね。だから、もっと何かきちんとした機関で決められなければならないんじゃないか。あるいは全体的な洗い直しをやり、見直しをしたものを出してこなければいけないんじゃないかと思うんです。

どうも一般質問などで聞いてみると、部分的にはやってはいるが、基調も含めていままでどおりのものをしていくということですが、その点では、何か都合のええものだけビッピッと変えていってるようなところに問題点があるかと思えます。この辺では、見直しという観点から見ていくのかどうか。それとも、全くそんなこととは関係なく、適当にその都度その都度、こういう形で今後もやっていくのか。その辺についてちょっとお伺いしたい。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、土地利用につきましては、現実的に一番ふさわしい形に変更していく必要があります。府の総合的な土地利用につきまして、それぞれの部局で散発的にやっておりますので、総合的に調整しながら進めておるわけでございます。そういうことを含めまして、所管委員会にもぜひ御協議させていただきたいと思えます。

○ 16番(天堀 博君) この論議はかみ合わないので、これ以上やりたくないんですが、やはり市長、助役も含めて聞いておいてもらわんといかんのは、こういう問題も具体的に出てきているわけです。幸小学校の児童数減少の問題もありますね。これは町づくりにからんできますのでね。別の問題もありますけど、それはちょっと横へ置いといて、そういう児童減少に伴う1つの措置にもなってます。そういうことも含めて、法の期限切れの問題もありますが、いまこそ、1つの区切りをつけるべきではないか。それ以後の基本法でどうのこうのということとは別にしてね。もっと見直し、洗い直しをやって、われわれの立場から言えば、市民合意、納得のいくものにしていくということですが、何か6階建てや、あるいは斜面では3階建てもあっていいんじゃないか、というようなことでやっていくのではなく、この際、きちんとした市民合意、納得のできるものにしていくべきときがきているんじゃないかということです。もう指摘だけにしておきますが、この件については一応、終わります。

それから、このゲートボール場ですが、これは同和対策事業としてやっていくということになるんですか。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) いいえ、そういうことではございません。

○ 16番(天堀 博君) 全く一般のものでしょうか。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) そういうことです。

○ 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長(田中包治君) 日程第19「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第19号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のように制定する。

第8条の見出し中「一般廃棄物処理業」の次に「及び浄化槽清掃業」を加え、同条第1項中「法第9条第1項」を「浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項」に、「し尿浄化槽清掃業」を「浄化槽清掃業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

昭和60年10月1日から浄化槽法が施行されたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部長(青木孝之君) それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第19号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を青木より申し上げます。議案書34ページをお開き願います。

今回の改正の理由といたしまして、新しく浄化槽法が昨年10月1日から施行されたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要が生じたものでございます。

まず、浄化槽法について御説明申し上げます。

近年の生活水準の向上に伴いまして、便所の水洗化に対する国民の要請が高まりつつありますが、下水道整備に財政的、時間的制約が見られますことからその多くが浄化槽に依存いたしており、今後とも増加していきたくらうと考えられておるものでございます。

浄化槽に関しましては、従来より建築基準法や廃棄物の処理及び清掃に関する法令によりまして、設置や維持管理について規制されてきたところでございますが、これらの規制の強化や設置管理に関する者の事務の明確化を図るため、従来の諸規定の整備を行い、総合的な制度といたして新しく浄化槽法が生まれたものでございます。

この法律の施行に伴います和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正でございますが、条例第8条に、市の浄化槽清掃業許可申請手数料の規定を設けてございます。先ほど申

し上げましたように、浄化槽に関して新しく法律ができましたので、引用している法律の名称の変更と表現の一部を改正する必要が生じました。議案書 35 ページ 4 行目を御覧いただきたいと思います。

第 8 条の改正でございますが、見出し中「一般廃棄物処理業」の次に「及び浄化槽清掃業」を加え、同条第 1 項中「法第 9 条第 1 項」、ここで言う法とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のことでございますが、これを「浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項」に改め、「し尿浄化槽清掃業」を「浄化槽清掃業」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この改正条例は、公布の日から施行いたしたいと存じます。

以上、簡単でございますが、議案第 19 号「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 19 号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第 20 「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題いたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 20 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 61 年 3 月 6 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号及び第3号中「55歳」を「60歳」に改める。

第13条第1項第6号中「55歳」を「60歳」に改める。

附則第3条の3第5項を次のように改める。

5. 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項のただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

附則第3条の3に次の1項を加える。

6. 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して一年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

附則第4条第6項を次のように改める。

6. 第12条第2項の規定は、遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第12条第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第4条第4項」と読み替えるものとする。

附則第4条第7項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7. 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年令（以下この項において「支給停止解除年令」という。）に達する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年令に達する前に第1項の申出を行った場合にあっては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第4項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当る月。以下この項及び次項において同じ。）から1年を経過する月以前の各月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8. 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において

「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

附則第4条の次に次の1条を加える。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した非常勤消防団員等の遺族に対する第11条及び第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第11条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和61年4月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	59歳

2. 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急処置の業務に従事したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第11条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第11条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第1項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「前項各号の一」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
昭和65年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

- 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けべき順位は、第11条第1項（第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条第1項から第8項までの規定の適用を妨げるものではない。
- 第2項に規定する遺族に対する第22条の規定の適用については、同条第3項中「第11条第3項」とあるのは、「附則第4条の2第3項」とする。

附則第5条第1項中「にかかわらず、この条例の規定」の下に「（第19条の2を除く。）」を加え、「を支給する」を「を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第11条及び第13条の規定（新条例附則第4条の2第1項において読み替えられる場合を含む。）は、施行日以後に死亡した非常勤消防団員等の遺族について適用し、施行日前に死亡した非常勤消防団員等の遺族については、なお従前の例による。
- 新条例附則第5条第1項の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち、施行日以後の期間に係る分について適用し、施行日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

理 由

過般の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市においても同改正の趣旨に従い、所要の規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第20号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。議案書37ページでございます。

今般の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、昭和60年に公布施行されたことに伴いまして、和泉市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたので、提案申し上げた次第でございます。

次に、その改正内容でございますが、条例第11条及び第13条の改正は、消防団員等が公務上死亡した場合、遺族に対して遺族補償年金が支給されますが、その受給資格を夫、父母及び祖父母については60歳以上、兄弟姉妹については、18歳未満または60歳以上とするものでございます。

次に、附則といたしまして、第3条の3第5項から第6項及び第4条第6項から第9項までについては、公務による傷病の治癒後における一時的資金需要あるいは死亡による一時的な出費を賄うため、年金を受ける者が希望する場合、障害補償年金前払い一時金及び遺族補償年金前払い一時金が支給されますが、支給された場合における年金の支給の停止等について整備したものであります。

また、附則第4条の2第1項から第5項については、遺族補償年金の受給資格年齢の特例等についてございまして、第11条及び第13条の改正については、5年間で段階的に行うものとされたことと、また、死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ55歳以上60歳未満であった夫、父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができることとし、その遺族補償年金を受けるべき順位は、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については養父母を先に、実父母を後とするものであります。

また、附則第5条は、同一事由に係る障害補償年金と、又は遺族補償年金と、他の法律に基づく各種年金給付とが供給される場合の調整方法を定めたものであります。

なお、この条例は、公布の施行前に死亡した非常勤消防団員等の遺族については、従前のとおりとするものであります。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。45ページ以下に新旧対照表を掲載してございますので、御参照の上慎重御審議賜り、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） これは次に出てくる議員などの公務災害の条例とも関連しておりますが、ちょっと不勉強ですが、妻の場合は関係ないわけですね。いわゆるまだ世帯を持っていない、結婚していない人の場合、親とか兄弟が受ける場合、あるいはまた、消防団員ですから特別な場合以外ないと思うんですが、女性で公務災害に遭った場合の夫について定めていますね。いずれにしても、その年齢が55歳から60歳に引き上げられている、遅れますので、これは1つの改悪だと思うんです。先に結論を言いますと、他の公務員の年金制度あるいはそれ以外の年金制度等を含めて全体の改悪につながっており、1つの関連性のあるものです。だから、法律が変わったから和泉市も変えなければならぬということは理解するんですが、その法律そのものに問題があるということで、われわれは反対をするわけです。

その中で2、3点聞いておきたいんですが、まず、いわゆるよくなる部分、メリットがあれば教えてほしい。条例の文章だけ見てもわかりにくいので、わかりやすく教えていただきたい。

もう1つは、いままで公務災害で特に死亡したとか、重傷の場合に限って例ですが、わからなければ最近で結構ですが、ここ4、5年内にあったのかどうかという点をお聞かせ願いたい。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 消防本部長兼総務課長事務取扱（一ノ瀬喜広君） 今回の改正に伴いますメリットですが、正直なところメリットはありません。

それから、改正の具体的内容でございますが、非常勤消防団員等が公務により死亡した場合、その遺族に対して支給する遺族補償年金の受給資格者は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹となるわけでございますが、今回、そのうち夫、父母及び祖父母の年齢を従来の55歳以上であったのを60歳以上に、それから、18歳未満または55歳以上については、18歳未満または60歳以上に引き上げたものであります。

それから、公務災害の発生状況でございますが、60年度については、今日まで公務災害は発生してございません。59年度については、消防団員で6名の公務災害が発生しております。

以上です。

○ 16番（天堀 博君） そういう点で結構ですが、これは反対です。

○ 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

それでは、反対意見がありますので、採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(田中包治君) 日程第21「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第21号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「の各号」を削り、同項第1号及び第3号中「55歳」を「60歳」に改める。

第13条第1項第6号中「55歳」を「60歳」に改める。

第17条を次のように改める。

(福祉施設)

第17条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下この条において「被災職員」という。)及びその遺族の福祉に関して必要な次の施設をするように努めなければならない。

(1) 外科後処置に関する施設、補装具に関する施設、リハビリテーションに関する施設その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設

(2) 被災職員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設

附則第4条の次に次の1条を加える。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第12条及び第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第12条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ、同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和61年4月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	59歳

2. 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、当該職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第12条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第12条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは、「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けられることとされた遺族であって、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。))」と、第13条第2項中「各号の一」とあるのは、「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
昭和65年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

3. 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるとき順位は、第12条第1項（第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
4. 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第3条の規定の適用を妨げるものではない。

附 則

1. この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第12条及び第13条の規定（新条例附則第4条の2第1項において読み替えられる場合を含む。）は、施行日以後に死亡した職員の遺族について適用し、同日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

理 由

過般の地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本市においても同法の趣旨に従い、所要の規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長（杉本弘文君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第21号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

今般の改正は、地方公務員災害補償法の改正に伴い、高齢化社会の進展等の社会経済情勢の動向、民間との合理的な均衡の維持の必要性にかんがみ、遺族補償年金の受給資格年齢の引き

上げ及び福祉施設に関する規定の整備等、所要の改正をしようとするものであります。

その内容でございますが、条例第12条及び第13条の改正は、公務上または通勤途上で死亡した場合、遺族補償として遺族に対し年金が支給されますが、遺族補償年金の受給資格は、夫、父母及び祖父母については60歳以上、兄弟姉妹については、18歳未満または60歳以上とするものであります。

第17条の改正は、現在、福祉施設として行われております各種施策の法律上の位置づけを明確化し、福祉施設の趣旨及び内容に関する規定を整備したものであります。

なお、この改正は、従来実施してまいりました福祉施設の内容を変更するものではございません。

次に、附則第4条の2第1項から第4項までの遺族補償年金の受給資格年齢の特例等についてでございますが、第12条及び第13条の改正については、経過措置として5年間で段階的に行うものとされたこと。また、死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ55歳以上60歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができることとし、この遺族年金を受けるべき順位は、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については養父母を先に、実父母を後とするものであります。

なお、この条例は、昭和61年4月1日から施行し、施行前に死亡した職員の遺族については、従前どおりとするものであります。

以上、はなはだ簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

- 議長(田中包治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番(天堀 博君) 先ほどと同じなんですが、これは特に直接われわれにかかわる問題ですので、議員先生方もよくお聞きいただきたいと思うんです。これもいわゆる妻の場合は関係がないということですね。それから、それ以外の部分については年齢を55歳から60歳に、あるいは18歳未満から55歳以上を18歳未満、60歳以上に改正したことで、その辺の確認ですね。同時にメリットも聞いておきましょうか。

それから、いままで勉強不足でしたが、日本の法律は、基本的には男性中心に定めておりますが、議員の場合には、特にわが党には婦人の議員もおるんですが、たとえば卑近な例ですが、この場合もこれで当てはまってくるわけですね、そういう事態が起きた場合はね。ですから、これは先ほどと同様改悪でして、その点では問題のある条例だと思います。

それから、勉強のためにお聞きしたいんですが、第17条の「実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下この条において「被災職員」という。)及びその遺族の

福祉に関して必要な次の施設をするように努めなければならない」とありますが、この場合の職員というのは、議員は当たらないという解釈なのか。もし、議員も入るといふ解釈ならば、その通勤などはどういふ判断を受けるのか、その点について。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱（森 利治君） まず、本条例の改正のメリットの問題でございまして、先ほど消防次長からも答弁いたしましたとおり、特にメリットはございません。

それから、改正内容につきましては先生が御指摘のとおり、現在、55歳以上とありますのを60歳以上に、兄弟姉妹については、18歳未満または55歳以上のうち、55歳以上を60歳以上に改正するものでございます。

それから、本条例に定めております職員の規定につきましては、この条例の表題にございまして、議員さん並びにその他の非常勤の職員すべてを対象としておりますので、第17条に申します職員という表示につきましては、当該条例で対象といたします職員のすべてを対象としているものでございます。

以上でございます。

○ 16番（天堀 博君） メリットはない、悪くなるわけですので、他の議員さんもよく考えておいてほしいと思います。特にこれから女性のいろんな職場あるいは議会等への進出が多くなってくると思います。当然のことですが、その点からいくと、基本的には以前から問題があったということになるんですが、それはそれとして、全くよくない条例の改正ですので反対です。

合わせて、いまの説明の職員という範囲ですが、われわれ議員も入るわけですが、その点からいけば、先ほど消防の件でもお聞きしたんですが、ここ数年あるいは過去、わかっておればこれに該当する事例があり、リハビリテーションなりを受けているなどの例があるのかどうか。さらに、その施設は指定をしているのかどうか。していれば、どこかをお聞かせ願いたい。

それから、通勤となっておりますが、通勤の範囲をどの程度定めているのか、その点もお願いしたい。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱（森 利治君） 本条例を適用いたします公務災害につきましては、ここ近年、該当者はございません。

それから、通勤の問題でございますけれども、御承知のとおり、認定委員会というものが設けられておまして、それぞれ通勤あるいは公務上の災害につきましては、すべて認定委員会に審査を請求いたします。その認定委員会の決するところに従うわけでございます。この場合は、あの場合は、ということにつきましては、非常にむずかしい点がございまして。たとえば通

常、自宅から市役所までというわけでございますけれども、一時、どこかへ所用で立ち寄ったという場合は通勤の外になるとか、いろいろ要件がございまして、一概に申し上げにくございます。いずれにしても、認定委員会の裁定に基づきまして、公務災害の認定がなされるという状況でございます。

それから、施設につきましては、病院とか診療所などのことだと思いますが、特段、そういう指定はいたしておりません。

○ 16番(天堀 博君) いままで事例がなかったということですが、基本的に申し上げて、受給される方の年齢が5年先にされたということになりますので、消防の件でも申し上げましたが、一連の年金関係の改悪に基づくものでありますので、反対いたします。

○ 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については反対意見がありますので、採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○ 議長(田中包治君) 日程第22「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第22号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は次のように制定する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号。以下「条例」という。)-
の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「13,200円」を「14,000円」に、「4,200円」を「4,500円」に、「8,900円」を「9,500円」に改める。

第14条の2第2項中「100分の9」を「100分の10」に改める。

第14条の3第1項中「18,200円」を「18,500円」に改める。

第25条第1項及び第26条第1項中「15日をこえない」を「30日を超えない」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の等級	1 等級		2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	132,200	113,200	—
2	227,500	193,200	161,500	139,000	118,800	92,700
3	236,100	201,300	168,900	145,800	125,100	95,500
4	244,900	209,500	176,300	153,700	132,200	98,600
5	255,400	218,500	184,800	161,500	139,000	101,700
6	266,100	227,500	193,200	168,900	145,800	105,200
7	276,800	236,100	201,300	176,300	153,700	109,100
8	287,500	244,900	209,500	184,800	161,500	113,200
9	298,400	255,400	218,500	193,200	168,900	118,800
10	309,300	266,100	227,500	201,300	176,300	125,100
11	321,000	276,800	236,100	209,500	184,000	132,200
12	333,100	287,500	244,900	217,700	191,800	139,000
13	345,300	298,400	253,800	225,900	199,600	145,800
14	357,600	309,300	262,900	234,100	207,200	152,700
15	370,400	320,200	272,000	242,300	214,600	159,700
16	383,300	331,000	281,100	250,700	221,700	166,600
17	396,100	341,700	290,200	259,200	228,800	173,400
18	408,000	352,100	299,300	267,800	235,800	180,000
19	418,900	362,100	308,300	276,400	242,800	185,600
20	429,700	371,900	317,300	285,000	249,500	191,100
21	439,700	380,600	326,200	293,500	256,100	196,400
22	448,700	387,300	334,600	302,000	262,000	201,600
23	453,900	393,800	342,900	310,400	267,700	206,800
24	458,600	398,200	349,700	318,200	271,900	211,500

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
25	円	402,500	円 356,000	円 325,500	円 275,500	円 216,000
26		406,800	円 360,200	円 332,100	円 279,000	円 220,500
27			円 364,100	円 337,700	円 281,600	円 224,600
28			円 368,000	円 343,000	円 284,200	円 228,000
29			円 371,800	円 347,100	円 286,800	円 231,200
30			円 375,600	円 351,000	円 289,300	円 233,600
31			円 379,400	円 354,800	円 291,800	円 236,000
32			円 383,200	円 358,600	円 294,300	円 238,400
33				円 362,400	円 296,700	円 240,700
34				円 366,200	円 299,100	円 243,000
35				円 370,000	円 301,500	円 245,200
36				円 373,800		円 247,400
37				円 377,500		円 249,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(-)

職務の 等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 454,300	円 334,000	円 256,800	円	円
2	465,400	344,900	267,900	224,100	162,900
3	476,500	355,700	279,000	234,900	172,100
4	488,000	366,500	290,000	245,800	181,500
5	499,500	377,300	301,000	256,800	192,200
6	511,200	387,700	312,000	267,800	202,900
7	523,600	397,900	323,000	278,700	213,500
8	536,300	407,700	334,000	289,600	224,100
9	549,500	417,500	344,800	300,500	234,700
10	562,800	427,300	355,600	311,300	245,100
11	576,000	437,100	366,400	322,100	255,300
12	588,900	446,800	376,500	331,400	263,900
13	601,700	456,500	386,300	340,400	272,100
14	614,300	466,200	395,900	349,100	280,200
15	626,700	474,700	405,500	357,500	288,200

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
16	638,400 ^円	482,700 ^円	414,800 ^円	365,800 ^円	296,200 ^円
17	649,700	490,200	423,800	374,100	304,200
18	660,000	496,300	432,800	382,400	312,000
19	669,100	501,200	441,800	390,700	319,000
20		506,000	448,600	397,200	323,600
21			455,200	403,300	328,000
22			459,700	409,000	331,100
23			464,200	413,000	
24			468,500	416,900	
25			472,800	420,600	
26			477,100	424,300	
27				428,000	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

1 医療職給料表(口)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	_____ ^円	_____ ^円	132,200 ^円	113,200 ^円	_____ ^円
2	193,200	158,600	139,000	118,800	92,700
3	201,300	164,500	145,800	125,100	95,500
4	209,500	170,400	152,700	132,200	98,600
5	218,500	176,300	158,600	139,000	101,700
6	227,500	184,700	164,500	145,800	105,200
7	236,100	193,200	170,400	152,700	109,100
8	244,900	201,300	176,300	158,600	113,200
9	255,400	209,500	184,700	164,500	118,800
10	266,100	218,500	193,200	170,400	125,100
11	276,800	227,500	201,300	176,300	132,200
12	287,500	236,100	209,500	184,000	139,000
13	298,400	244,900	217,700	191,800	145,800
14	309,300	253,800	225,900	199,600	152,700
15	320,200	262,900	234,100	207,200	157,900
16	331,000	272,000	242,300	214,600	163,100
17	341,700	281,100	250,700	221,700	168,300
18	352,100	290,200	259,200	228,800	173,400
19	362,100	299,300	267,800	235,800	180,000
20	371,900	308,300	276,400	242,800	185,600

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
21	380,600 ^円	317,300 ^円	285,000 ^円	249,500 ^円	191,100 ^円
22	387,300	326,200	293,500	256,100	196,400
23	393,800	334,600	302,000	262,000	201,600
24	398,200	342,900	310,400	267,700	206,800
25	402,500	349,700	318,200	271,900	211,500
26	406,800	356,000	325,500	275,500	216,000
27		360,200	332,100	279,000	220,500
28		364,100	337,700	281,600	224,600
29		368,000	343,000	284,200	228,000
30		371,800	347,100	286,800	231,200
31		375,600	351,000	289,300	233,600
32		379,400	354,800	291,800	236,000
33		383,200	358,600	294,300	238,400
34			362,400	296,700	240,700
35			366,200	299,100	243,000
36			370,000	301,500	245,200
37			373,800		247,400
38			377,500		249,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条、第14条の2、第14条の3、別表第1及び別表第2の規定は昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

(最高号給等の切替等)

3. 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4. 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けること

ととなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(昇給の延伸)

5. 施行日前から引き続き在職する職員に対する施行日以後の最初の昇給規定(改正後の条例第6条第1項及び第3項ただし書の規定をいう。)の適用については、改正後の条例第6条第1項中「12月」とあるのは「18月」と、同条第3項中「24月」とあるのは「30月」と、「12月」とあるのは「18月」と、「18月」とあるのは「24月」とする。

(給与の内払)

6. 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7. 前6項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定の趣旨等にかんがみ、本市の一般職の職員についても同改定に準じてその給料月額、調整手当率、扶養手当額及び住居手当額を改定するとともに、併せて給与水準についても一定是正を図るべく所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長(杉本弘文君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第22号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

去る昭和60年12月20日、国は一般職の国家公務員の給与について、昭和60年7月1日から平均5.74%の引き上げを決定したところでありますが、本市におきましても、この給与改定の趣旨及び労働経済情勢等諸事情を考慮し、一般職の給与を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、第13条第3項の改正は、扶養手当額を改定するものでございまして、配偶者については「13,200円」を「14,000円」に、配偶者以外の扶養親族のうち2人目までについては「4,200円」を「4,500円」に、配偶者のない職員の扶養親族のうち1

人については「8,900円」を「9,500円」に、それぞれ改めようとするものでございます。

第14条の2第2項の改正は、調整手当の支給率を改定するもので、支給率「100分の9」とあるのを「100分の10」に改めるものでございます。

第14条の3第1項の改正は、住居手当の支給限度額を改定するもので、支給限度額「18,200円」とあるのを「18,500円」に改めるものでございます。

第25条第1項及び第26条第1項の改正は、期末手当及び勤勉手当の支給期限を改定するもので、基準日より「15日をこえない範囲内」とあるのを基準日より「30日を超えない範囲内」に改めるものでございます。

別表第1及び第2の改正は、行政職及び医療職給料表を全面的に改めるものでございます。

附則第1項から第4項まで及び第6項については、所要の経過措置を定めたものでございまして、以上の改正は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用しようとするものでございます。

附則第5項は、給与是正の一環として、全職員の定期昇給を本年4月から6カ月延伸しようとするものであります。したがって、施行日以後最初に行う昇給は、第6条第1項中「12月」とあるのを「18月」と、同条第3項中「24月」とあるのを「30月」と、「12月」とあるのを「18月」に、「18月」とあるのを「24月」とそれぞれ読み替えて適用するものであります。

また、今般、懸案事項となっておりました渡り運用につきまして、現行課長補佐級までの渡りを係長級に引き下げ、本年4月より実施すべく、一定是正を図っているものでございます。

以上、提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） これは議長もたびたび言われていたように、いわゆる人事院勧告については即座に実施していかなければならないというふうにお聞きをしておったんですが、それが国の制裁とか、あるいは府下各市の状況とかで、ついついこの類いのものについては、いつも和泉市の理事者は後に遅らせてくるという状況なんです。諸般の事情はわからないわけではないが、その点では、非常に腰が弱いと思うわけです。昨日の赤阪議員の一般質問にもありましたように、和泉市の理事者は、きちんとした姿勢を出していただきたいというのが1つの要望です。

合わせて、いまの説明にもありましたように渡り問題とか、昇給の6カ月延伸ということも入っておりますが、その点については、ここへ出てくる限りは、それなりに職員組合等との協議を重ねた上でのことだと思っておりますが、その点を確認しておきたい。

- 議長（田中包治君） 答弁。
- 市長公室次長兼人事課長事務取扱（森 利治君） 今回、御提案申し上げました定期昇給の6カ月延伸並びに渡りの2等級から3等級への引き下げにつきましては、労働組合と協議済みでございます。
- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（田中包治君）ここで、次の議案についての参考資料を配付いたしたいと思っておりますので、しばらくお待ちをいただきたいと思っております。
（参考資料配付）
- 議長（田中包治君） 次に、日程第23「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第23号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
（市長登壇）
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第23号「教育委員会委員の任命について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に格段の御尽すいをいただいてまいりました大杉喬二委員さんが、来る3月17日をもって任期満了と相なります。先生は、教育者として卓越した識見と教育に対する御熱意から昭和55年10月22日、本市教育委員に就任され、5年有余の長きにわたり教育行政に御尽すいをいただいてまいりましたが、このたびの任期満了を機に御勇退をいただくことに相なりました。先生の長年の御功績に深く感謝の意を表する次第であります。

その後任といたしまして今回、和泉市大野町759番地、小林 保氏を教育委員として御選任いただきたく、御提案申し上げる次第であります。小林氏は、お手元御配付の資料のとおり、大正11年10月21日生まれで、住所は、大野町759番地であり、長年にわたり教職員として奉職されておりましたが、昭和58年3月、大阪府立羽曳野高等学校校長を最後に定年退職され、現在は、南横山校区連合町会長として御活躍をいただいております。

性格はきわめて温厚、実直な方でございまして、長年にわたる教育者としての経験を生かされまして、本市教育行政の一層の充実のために御尽力をいただけるものと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、その任命について、議員皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由にかえさせていただきますと存じます。何とぞよろしくをお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号を原案どおり同意することに決しました。

この際、選任同意を受けました小林委員よりあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

（教育委員就任あいさつ）

- 教育委員（小林 保君） ただいま御紹介にあずかりました小林でございます。このたび、教育委員の任命につきまして、市議会の御同意を得ましたこと、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。学校教育に携わってまいりました乏しい経験ではございますが、何らかの形でお役に立てば幸いかと存じております。

とは申し上げますも教育委員の職務は、一学校教育のみではなく、社会教育及び地域の学術、文化の向上につきまして、公正、中立的な立場から大局的に判断することが要請されております。教育行政の実務に携われます教育長さん初め、事務局の仕事が少しでも円滑かつ効果

的に推進できるより、微力ではございますが、誠心誠意励む所存でございます。何分、浅学非才、60の手習いではございますが、よろしく御指導のほどをお願い申し上げまして、まことに粗辞ではございますが、御礼を兼ねごあいさついたします。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(田中包治君) ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。
(午前11時37分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長(田中包治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第24「昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」を議題いたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第24号

昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和60年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ935,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,097,424千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		10,204,288	417,160	10,621,448
	1. 市 民 税	5,021,799	203,906	5,225,705
	2. 固 定 資 産 税	3,366,212	53,492	3,419,704
	3. 軽自動車税	83,672	4,986	88,658
	4. 市たばこ消費税	480,000	36,000	516,000
	5. 電 気 税	395,000	22,000	417,000
	7. 特別土地保有税	67,124	50,990	118,114
	8. 都 市 計 画 税	774,533	45,786	820,319
2. 地方譲与税		170,500	1,903	172,403
	2. 地方道路譲与税	68,000	1,903	69,903
3. 自動車取得税 交 付 金		193,611	20,000	213,611
	1. 自動車取得税 交 付 金	193,611	20,000	213,611
4. 国有提供施設等 所在市町村 助成交付金		209,000	2,000	211,000
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	209,000	2,000	211,000
7. 分担金及び負担金		494,891	4,953	499,844
	1. 分 担 金	22,411	△ 71	22,340
	2. 負 担 金	472,480	5,024	477,504
9. 国庫支出金		4,932,695	9,181	4,941,876
	2. 国庫補助金	2,695,877	9,181	2,705,058
10. 府支出金		1,972,267	71,523	2,043,790
	2. 府補助金	1,653,921	47,523	1,701,444
	3. 府委託金	178,983	24,000	202,983
11. 財産収入		1,129,222	24,844	1,154,066
	1. 財産運用収入	168,051	1,533	169,584
	2. 財産売却収入	961,171	23,311	984,482
12. 寄 附 金		267,500	259,468	526,968
	1. 寄 附 金	267,500	259,468	526,968

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 繰入金		702,103	67,800	769,903
	1. 基金繰入金	702,103	67,800	769,903
14. 諸収入		2,686,719	8,457	2,695,176
	5. 雑入	1,659,104	8,457	1,667,561
15. 市債		2,182,220	47,900	2,230,120
	1. 市債	2,182,220	47,900	2,230,120
歳入合計		3,003,905	935,189	3,939,094

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		274,961	5,735	280,696
	1. 議会費	274,961	5,735	280,696
2. 総務費		3,759,891	177,540	3,937,431
	1. 総務管理費	2,679,391	138,895	2,818,286
	2. 徴税費	477,489	9,233	486,722
	3. 戸籍住民基本台帳費	191,986	17,290	209,276
	4. 選挙費	29,712	△ 2,033	27,679
	5. 統計調査費	49,912	1,196	51,108
	6. 監査委員費	23,274	1,831	25,105
3. 民生費		8,090,008	39,960	8,129,968
	1. 社会福祉費	3,102,333	28,004	3,130,337
	2. 児童福祉費	2,632,318	10,819	2,643,137
	3. 生活保護費	2,349,273	1,137	2,350,410
4. 衛生費		2,849,079	104,591	2,953,670
	1. 予防衛生費	1,455,584	25,304	1,480,888
	2. 環境衛生費	1,318,862	72,162	1,391,024
	3. 墓地管理費	57,526	7,125	64,651
5. 労働費		59,229	4,567	63,796
	1. 失業対策費	59,229	4,567	63,796

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		325,044	18,911	343,955
	1. 農業費	264,040	18,911	282,951
7. 商工費		253,234	8,209	261,443
	1. 商工費	253,234	8,209	261,443
8. 土木費		5,285,562	133,392	5,418,954
	1. 土木管理費	261,618	△ 27,817	233,801
	2. 道路橋梁費	469,273	54,565	523,838
	3. 河川水路費	179,065	△ 1,656	177,409
	4. 都市計画費	1,339,823	100,498	1,440,321
	5. 住宅費	3,035,783	7,802	3,043,585
9. 消防費		736,292	40,357	776,649
	1. 消防費	736,292	40,357	776,649
10. 教育費		3,722,017	80,414	3,802,431
	1. 教育総務費	345,362	336	345,698
	2. 小学校費	1,280,887	△ 1,051	1,279,836
	3. 中学校費	901,541	29,310	930,851
	4. 幼稚園費	357,070	10,222	367,292
	5. 社会教育費	754,545	39,683	794,228
	6. 保健体育費	82,612	1,914	84,526
12. 諸支出金		601,146	319,107	920,253
	3. 諸支出金	304,073	58,106	362,179
	4. 基金費	203,473	261,001	464,474
14. 災害復旧費		5,4618	2,406	57,024
	1. 農林施設災害復旧費	11,935	1,021	12,956
	2. 土木施設災害復旧費	42,683	1,385	44,068
歳出合計		30,039,054	935,189	30,974,243

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8. 土木費	5. 住宅費	改良住宅建設事業	950,000

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
環境改善 道路 整備事業	41,900	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	47,200	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
都市計画 事業	165,500	同上	同上	同上	同上	207,900	同上	同上	同上	同上
災害復旧 事業	10,600	同上	同上	同上	同上	10,800	同上	同上	同上	同上
計	2,182,220									

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第24号「昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げたいと存じます。

今回、御提案申し上げた補正予算は、人事院勧告に伴う給与改定等による人件費を初め、一部事務組合に対する分担金等事務事業の確定に伴う補正が主な内容でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億3,518万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を309億7,424万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に第2条は、繰越明許費でございますが、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、地方債の変更でございます。起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、一般職員の給与改定等により573万5,000円の追加計上でございます。

総務費につきましては、1億7,754万円の追加計上でございます。その内容といたしましては、給与改定及び退職手当等追加による人件費で1億6,503万7,000円の追加、市税の納期前納付報奨金1,300万円の追加計上などが主な内容となっております。

民生費につきましても、3,996万円の追加計上でございます。その内容は、人件費で3,530万6,000円の追加、また、身体障害者解放会館運営費で315万4,000円の追加でございます。

次に、衛生費でございますが、1億459万1,000円を追加計上いたしました。給与改定等による人件費が2,752万6,000円、病院事業補助金の追加として1,207万8,000円、また、泉北環境整備施設組合分担金追加6,498万7,000円をそれぞれ計上いたしてございます。

また、労働費及び商工費におきましても、給与改定による追加計上でございます。

次に、農林水産業費では、1,891万1,000円の追加計上でございます。給与改定等による人件費追加で817万円、市単独土地改良事業補助金追加、1,036万円などがその内容と

なっております。

続きまして、土木費でございますが、1億3,339万2,000円の追加計上でございまして、その内容といたしましては、換地造成事業費5,377万4,000円の計上、阪和東側2号線街路整備事業費では1,000万円を、また、公共下水道事業特別会計繰出金として、6,785万2,000円をそれぞれ追加計上いたしました。一方、人件費に関しましては、職員の給与改定に伴う追加分と、職員の異動による給与費の調整等差し引きいたしまして、1,189万9,000円の減額となる次第でございます。

次に、消防費では、4,035万7,000円を追加計上いたしました。人件費追加で3,693万3,000円、常備消防施設費追加として、342万4,000円の計上がその内容でございます。

次に、教育費について御説明申し上げます。

教育費全体で8,041万4,000円追加計上いたしております。これにつきましても、給与改定等による追加が6,396万5,000円、臨時調理員及び教員の賃金追加として680万2,000円、また、需用費の追加964万7,000円、などがその内容でございます。

次に、諸支出金でございますが、3億1,910万7,000円追加計上いたしております。この内容につきましては、一部事務組合に係る地方交付税配分金として、5,810万6,000円を追加計上いたしました。また、積立金として公共施設整備基金積立金2億5,336万円、福祉基金積立金610万8,000円及び美術館運営準備基金積立金153万3,000円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

最後に、災害復旧費でございますが、240万6,000円の追加計上でございます。災害復旧工事費の追加と給与改定等による追加がその内容でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。12ページでございます。

まず、市税でございますが、実績を勘案いたしまして4億1,716万円追加計上、また、地方譲与税190万3,000円、自動車取得税交付金2,000万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金200万円をそれぞれ追加計上いたしております。

分担金及び負担金は、495万3,000円、国庫支出金につきましては918万1,000円、また、府支出金では7,152万3,000円を追加計上いたしておりますが、これらの財源は、特定財源でございます。

次に、財産収入でございますが、利子配当金を153万3,000円、不動産売却収入2,331万1,000円を追加計上いたしました。

寄附金につきましては、2億5,946万8,000円、繰入金は、公共施設整備基金からの繰

入金として6,780万円を、また、諸収入についても845万7,000円をそれぞれ追加計上いたしてございます。

最後に、市債でございますが、適債事業等々勘案いたしまして、4,790万円追加計上いたしましたものでございます。

以上が今回、御提案いたしました一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決いたしました。

- 議長（田中包治君） 日程第25「昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第25号

昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

昭和60年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,609,522千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,498,589	130,591	2,629,180
	1. 国庫負担金	1,903,836	65,591	1,969,427
	2. 国庫補助金	594,753	65,000	659,753
5. 療養給付費交付金		325,326	83,765	409,091
	1. 療養給付費交付金	325,326	83,765	409,091
8. 繰入金		317,615	131,019	448,634
	2. 基金繰入金	217,615	131,019	348,634
11. 財産収入			14,869	14,869
	1. 財産運用収入		14,869	14,869
歳入合計		5,249,278	360,244	5,609,522

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		3,301,562	366,475	3,668,037
	1. 療養諸費	2,981,250	303,443	3,284,693
	2. 高額療養費	284,012	63,032	347,044
3. 老人保健拠出金		1,644,488	△ 27,977	1,616,511
	1. 老人保健拠出金	1,644,488	△ 27,977	1,616,511
6. 公債費		4,123	6,877	11,000
	1. 一般公債費	4,123	6,877	11,000
9. 基金積立金			14,869	14,869
	1. 基金積立金		14,869	14,869
歳出合計		5,249,278	360,244	5,609,522

議案第26号

昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

昭和60年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,157,884千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		453,722	67,852	521,574
	1. 一般会計繰入金	453,722	67,852	521,574
5. 市債		426,100	△ 5,200	420,900
	1. 市債	426,100	△ 5,200	420,900
歳入合計		1,095,232	62,652	1,157,884

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		924,770	62,652	987,422
	1. 下水道総務費	613,184	57,594	670,778
	2. 下水道整備費	311,586	5,058	316,644
歳出合計		1,095,232	62,652	1,157,884

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公共下水道整備事業	昭和60年度 昭和61年度	30,000	昭和60年度 昭和61年度	110,000

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	限 度 額	起債の方法
公共下水道整備事業	426,100	普通貸借 又は 証券発行	420,900	普通貸借 又は 証券発行
		利率 年9.0% 以内		利率 年9.0% 以内
		借入先 府行他 政銀そ		借入先 府行他 政銀そ
		償還の方法 30年以内(内据置5年 以内)をだし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。		償還の方法 30年以内(内据置5年 以内)をだし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第25号「和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

昭和60年度の予算編成時におきましては、医療費が58、59年度と鎮静化の傾向にあったことから、対前年度比で3.5%の伸びを見込み予算計上いたしましたものでございます。しかし、60年10月以降において急激な伸びを示し、対前年度の同月比で10%を越える医療費の増加が現在まで続いている状況でございます。

以上の状況から、今回補正予算第2号を御上程いただいた次第であります。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。51ページでございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,024万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億952万2,000円とするものでございまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づいて歳出の方から御説明申し上げます。56ページでございます。

まず、保険給付費でございますが、3億6,647万5,000円の追加計上でございます。これにつきましては、ただいま御説明申し上げましたとおり、医療費の増加に伴います不足額でございます。

次に、老人保健拠出金につきましては、昭和60年度の拠出金額が確定したことによりまして、2,797万7,000円減額措置するものでございます。

また、公債費につきましては、687万7,000円の追加計上でございます。これは、国庫負担率が引き下げられたことにより財政状況の悪化から一時借入金が増加し、その利子追加として計上いたしましたものでございます。

次に、基金積立金でございますが、財政調整基金運用収入1,486万9,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。54ページでございます。

まず、国庫支出金では、1億3,059万1,000円の追加計上でございます。そのうち国庫負担金として6,559万1,000円、また、国庫補助金では、国家予算が1,367億円の補正されたことに伴いまして、本市配分金として6,500万円計上いたしましたものでございます。

次に、療養給付費交付金でございますが、退職被保険者に係る医療費の増加に伴う交付金でございます。8,376万5,000円追加計上いたしました。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金から1億3,101万9,000円を繰入追加する

ものでございます。

最後は、財産収入の利子配当金収入でございますが、財政調整基金運用収入1,486万9,000円の計上でございます。

以上が、今回、御提案いたしました国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） ちょっと2点ほどお聞かせ願いたい。

まず、先ほどの一般会計の方では、主には給与改定、人件費の追加でございますが、この国民健康保険会計の方にはそれがないわけでございますけれども、その点ではどういうふうに措置されているのかどうか、それをお聞かせ願いたい。

それから、2点目ですけれども、昨日の話にちょっと係りますけれど、財政調整交付金の補正前の額というのは、5億8,515万3,000円だというふうにも理解しているんですけど、昨日の質問の中でも明らかなように、3分の2もらえるはずのものが3分の1しか補正されなかったということで、実質上は減になっているはずなんです。一方では、私が問題だと言いました6,500万円だけを計上し、片方では、いわゆる減額措置をとっていないわけなんです。ですから、総額では収支均衡ということもあるんでしょうけれども、56億円になってしまってます。昨日、「60年度決算見込みは幾らですか」と聞いたら、54億何億というのが出てきている。かなり違いが出てきているので、その辺の説明をお伺いしたい。

- 議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） まず、第1点目の人勤の実施でございますけれども、たまたま、在職しておりました係員が昨年6月に死亡したわけです。そういうことから、現計予算でいくということでございます。

また、2点目の件でございますけれども、確かに議員さんがおっしゃるように、財政調整交付金6億5,015万3,000円という形になるわけでございますけれども、これを決算ベースで見ますと、4億3,664万5,000円と相なるものでございます。この差2億1,850万8,000円に対する補填といたしましては、保険料並びに府補助金等、また、予備費を含めまして1億2,800万円の財源があるわけでございますけれども、差し引き、なお8,550万8,000円が不足するということに相なっております。そういうふうなことから減額補正するべきでございますけれども、それに充当する財源がないということから、このように減額するしかなかったというのが実情でございます。御理解賜りたいと思っております。

○ 19番(原 重樹君) まず、第1点目の問題ですけど、死亡されたということで、実際には総務費の中での話ですから、流用していけばこうなるというところでしょけれども、会計上はこれでいいんですよ。ただ、その辺の中身の問題からすれば非常にわかりにくい会計ですね。たとえば提案理由の説明でもそういうことは全然触れられておりませんし、不明朗な点があるということ、今後の提案の仕方等の問題も含めて指摘しておきたいと思うんです。

それから、第2点目の問題ですけども、単純に一般質問の延長線上のことを質問するつもりはないんですけど、たとえば、いま言われたように2億円余のものが実際に決算上で少なくなる。しかし、それは予備費等を含めて1億2,000万円余あるから、あと8,500万円ということになるわけですけども、いま言われたように、財源がないから、収支均衡ということになればこうならざるを得ないということですね。

私が一般質問の中でも言いましたように、1,367億円が全国的に補填されるであろうということになれば、この6,500万円は少ないということを行いましたけれども、それからすれば、この8,500万円という額が、結局、6,500万円でなくて多くなればいじらんでもいいわけですね。ということをかんぐりたくなるような数字であり、会計になるということなんです。きっちり減額措置をしていないということになれば、その辺でも非常に不明朗な会計ということになると思うんです。

確かに昨日の一般質問でも非常に苦慮されていることはわかるんです。1,367億円の配分自体、不当な形で国のさじかげんということが言われておりますので、その意味では、この会計をあずかる者として苦慮されていることはわかります。特に国自体、最近、とみにさじかげんの部分を多くして、市及び各自治体独自で特徴を持ってやれる部分が非常に少なくなっているということです。

そういうことからすれば、言われている意味もわかるんですけども、ただ、ここで一言、意見だけにしておきますけれども、市長も市政方針の中で補助金カット問題で遺憾の意を表明しましたね。これは勝部議員の代表質問の中でも答えておりますし、その中では、言葉は違いますが、一方的なものや安易なものには要求していく、ものを言っていく、という趣旨のことをおっしゃいました。そういう立場からすれば、こういう会計を組まざるを得なかったということは、1つは国の責任だと思えますよ。ましてや、一般質問の中で最初に申されましたように、こういう補助金カットあるいは退職者医療制度に伴う影響がなければ、大幅な値上げそのものはしなくて済むような数字が大体出ますからね。

その意味では、市長も議会のときだけ格好をつけるのではなく、こういう一方的なものにはものを言うていくということだけではなく、行動としても、少なくとも全国平均ぐらいは取っ

てきてもらわないとあかん。国の地方自治権そのものを侵し、さじかげんを大きくしているような問題に対しても、これははらを決めてものを言ってもらわなくてはあかんと思うわけです。その点を強く申し上げて終わっておきます。

以上です。

- 議長(田中包治君) 他に。
- 6番(赤阪和見君) 以前この案が上程される前、議案をいたしたときに、先ほどの質問にもありましたように、この給与費につきましては、これは6月に1人が亡くなられて余っているということでこうなったという説明があったのですが、この国保会計の中で、人的に1人がいなくなっとうまく回っているのかどうか。

それともう1点、嘱託を雇い入れたときのことはどうなっているのかどうかの辺。

それと、この組織は国民年金課と同じ課になってますね。いま、国民年金の方も重要な時期で、年金制度もこの4月から変わろうとしています。この啓発活動や事務量の増加等の中での職員配置ですが、果たして適切かどうかという点をお伺いをしたい。この国民年金の配置の中で、1人の穴埋めのために手伝いに行っているとかというところはないのかどうか、合わせてお伺いをしておきます。

- 議長(田中包治君) 理事者答弁。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱(原 美助君) まず、補充の問題ですけれども、職員がなくなったわけですので、人事の方をお願いしておるわけですが、途中のことですので、何とかアルバイトで処理できないかというようなことでございますので、アルバイトを入れていただき、何とかやっているようなわけでございます。
- 6番(赤阪和見君) そのアルバイトの費用はどこから出されているのか。ということは、それは6月でしょう。6月ということは、9月と12月の議会がある。そこで、予算は一緒の中でございますけれども、やはりアルバイトとか嘱託という目があって、予算を組んで給与費を減らしておくべきだと思う。前回、補正がされているわけですからね。そういう手はずは整えなかったのかということです。これを見越して放ってあったのか。これは基本的なことですからね。その点、どう考えられてるんですか。
- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱(原 美助君) 一応、国保会計から支弁をいたしております。何もこれを見越してではなく、国保会計の賃金から支払っております。
- 6番(赤阪和見君) これは国保会計だけでなく、やはり1人の給与となってくると、いろいろ合わせれば、その人が300万円取ってれば、大体600万円ぐらいの予算の入れ差しがありますね、福利構成から全部入りますからね。そういうことで当初予算の中で組まれて6月

に異動があったということですが、逆に性格的に言うならば、この予算の組み替えをしておくべきだという基本的なことがあるんじゃないか。いや、そうじゃないんだ。何とか年度内に1名の増加を願いたいんだという意思があって置いてあるんならともかく、先ほどおっしゃったように、絶対に職員数は動かすことができないという人事当局の意見もあってということですが、それならば、職員給与はアルバイトに使ってもいいという項目はあるんですか。給与は、給与という項目はあるんでしょう。これは何もどうのこうのということではないが、全体的に及ぶことですからね。ことしも途中で補正予算がありましたね。この補正予算は何回目ですか。そういうことを言ってるんですよ。

- 市長公室次長兼人事課長事務取扱（森 利治君） 人事課からお答えさせていただきます。確かに御指摘のとおり、一番最短の議会で補正をすべきが原則だと思います。ただ、実態的に対応させていただいておりますのは、本年、一般会計でも十数名の死亡その他退職があったわけです。通常、一般的には、今3月の予算議会で一括して人権費の補正を計上させていただいたわけでございます。国保会計につきましても当然、6月ないし9月の議会で補正をすべきだという御指摘は、原則的にはそのとおりだと思いますが、一括して補正するということで対応させていただいておりますので、国保につきましても、こういう現状になったということでございますので、よろしく願いいたします。

- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中包治君） 日程第26「昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第26号

昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

昭和60年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,157,884千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		453,722	67,852	521,574
	1. 一般会計繰入金	453,722	67,852	521,574
5. 市債		426,100	△ 5,200	420,900
	1. 市債	426,100	△ 5,200	420,900
歳入合計		1,095,232	62,652	1,157,884

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		924,770	62,652	987,422
	1. 下水道総務費	613,184	57,594	670,778
	2. 下水道整備費	311,586	5,058	316,644
歳出合計		1,095,232	62,652	1,157,884

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
公共下水道整備事業	昭和60年度 昭和61年度	30,000	昭和60年度 昭和61年度	110,000

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額
公共下水道整備事業	426,100	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	420,900
		普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第26号「昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,265万2,000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,788万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。これは、翌年度以降に債務を負担できる行為を定めるものでございまして、事項、期間、限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の変更でございます。起債の目的、限度額、償還の方法等は、第3表のとおりでございます。

次に、内容について、御説明申し上げたいと存じますが、歳出予算の内容としましては、給与改定等による追加分と、職員の異動による給与費の調整等差し引きいたしまして200万円の減額、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金としては4,791万9,000円の追加、また、泉北環境整備施設組合負担金として、1,673万3,000円をそれぞれ追加計上いたしまして、歳出総額6,265万2,000円と相なるものでございます。

次に、歳入につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道事業の内容変更により市債を520万円減額いたしました関係上、その分も合わせて一般会計から繰り入れ措置を講じた次第でございます。

以上が、今回、御提案申し上げました公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中包治君） ただいま一般会計補正予算並びに特別会計補正予算が可決されましたことに伴い、総務部長から昭和61年度当初予算書の地方債残高見込み調書等の修正をそれぞれ

れさせていただきたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

- 総務部長（麻生和義君） 昭和60年度一般会計並びに特別会計補正予算を原案どおり可決いただきまして、まことにありがとうございました。

貴重な時間をお許しをいただきまして、昭和61年度当初予算説明書附表233ページ及び284ページ「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」の差し替えについて、御説明申し上げたいと存じます。

先刻、可決賜りました昭和60年度一般会計補正予算（第4号）並びに公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に関連いたしまして、今回の補正で、昭和61年度当初予算に添付しております「地方債の現在高調書」の中で、前年度末現在高及び当該年度末現在高見込み額を変更いたしたく、ただいま配付いたしました調書のとおり、差し替えをお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

- 議長（田中包治君） 日程第27「昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第27号

昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和60年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「48,500千円」を「28,223千円」に「149,060千円」を「148,599千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）		（ 計 ）
		収	入	
第1款 水道事業収益	1,881,917千円	△ 94,503千円		1,787,414千円
第1項 営業収益	1,746,347千円	△ 86,000千円		1,660,347千円
第2項 営業外収益	135,470千円	△ 14,500千円		120,970千円
第3項 特別利益	100千円	5,997千円		6,097千円

	支 出		
第1款 水道事業費用	1,924,168千円	△ 62,967千円	1,861,201千円
第1項 営業費用	1,630,163千円	△ 60,217千円	1,569,946千円
第2項 営業外費用	292,805千円	△ 2,750千円	289,555千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「169,180千円」を「161,854千円」に「過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする」を「過年度分損益勘定留保資金43,498千円と当年度分損益勘定留保資金118,356千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	368,410千円	△ 31,900千円	336,510千円
第1項 企業債	156,000千円	△ 7,000千円	149,000千円
第2項 工事負担金	204,900千円	△ 24,900千円	180,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	537,590千円	△ 39,226千円	498,364千円
第1項 建設改良費	389,090千円	△ 40,584千円	348,506千円
第2項 企業債償還金	148,500千円	1,358千円	149,858千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管整備事業「15,000千円」を「14,000千円」に水道施設等整備事業「141,000千円」を「135,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「725,191千円」を「659,991千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「292,255千円」を「289,505千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第8条中職員給与費「551,100千円」を「573,776千円」に改める。

第8条 予算第10条中「160,237千円」を「97,479千円」に改める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事(岩井益一君) 議案第27号「昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、一般会計と同様、人事院勧告に基づく国家公務員の給与

改定に準じて行い職員給与費の追加計上を初め、決算見込みに基づく経常収支の補正並びに資本収支におきまして、企業債の確定に伴う建設改良事業費の更正減額等、それぞれ所要の補正措置を行うものでございます。

内容について申し上げますと、第2条におきまして、予算第2条で定める主要な建設改良事業のうち、配水管更生事業につきましては、赤水事故発生緩和に伴い工事繰り延べにより減額するものでありまして、第4条及び第5条と関連いたしますものでございます。

次に、第3条は、予算第3条で定める経常収支の補正でございますが、第1款 水道事業収益の既決予定額18億8,191万7,000円について、9,450万3,000円減額するものであります。

その内訳といたしましては、第1項 営業収益で給水量の減少による給水収益並びに民間開発の工事遅延に困る受託工事収益の減額等で、合計8,600万円を更生減額するものでございます。

また、第2項営業外収益では、同様事情により、当初予定しておりました加入金収入の減少その他で合計1,450万円の更生減額、更に特別利益といたしましては、池上浄水場跡地の一部を隣地所有者に処分し、固定資産売却益として追加計上いたしまして、補正後の水道事業収益17億8,741万4,000円といたすものでございます。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額19億2,416万8,000円について、6,296万7,000円を減額補正するもので、その内訳といたしましては、第1項 営業費用におきまして、職員給与費の追加、送水量減少に伴う受水費、動力費、薬品費等浄水費関連経費並びに工事量減少に伴う受託工事費の減、その他経費節減により、差し引き合計で6,021万7,000円の更生減額するものでございます。

また、第2項 営業外費用では資金収入の好転により一時借入金利息を減額し、補正後の水道事業費用を18億6,120万1,000円といたすものでございます。

以上、収支差し引きいたしますと、7,378万7,000円の当年度純損失が見込まれる予定でございます。

次に第4条は、予算第4条で定める資本的収支の補正でございますが、まず、収入より申し上げますと、第1款 資本的収入既決予定額3億6,841万円に対し、3,190万円減額するものでございます。

その内容といたしましては、第1項 企業債につきましては、配水管整備事業繰り延べにより、また、第2項 工事負担金につきましては、民間開発の停滞によりそれぞれ減額し、補正後の資本的収入を3億3,651万円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1項 資本的支出の既決予定額5億3,759万円について、各項間の収支を差し引き合計3,922万6,000円を減額しようとするものであります。

内訳といたしましては、配水管更生事業において水質事情の好転により、また、改良事業においては、負担金収入の未収に伴い更生減額し、企業債償還金については、元金繰り上げ償還により追加計上するものであります。

以上、補正後の資本的支出の予定額を4億9,836万4,000円と予定するものであります。

次に、第5条では、予算第5条に定めた企業債の起債条件を、第6条では、予算第7条に定めた流用事項を、第7条では、予算第8条で定める流用議決経費を、また、第8条では、予算第10条中のたな御資産の購入限度額をそれぞれ改めるものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これから詳細につきましては、78ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第28「昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第28号

昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和60年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた年間患者数外来「197,136人」を「199,800人」に、1日平均患者数外来「666人」を「675人」に、病院増改築事業費「43,000千円」を「36,138千円」に改める。

第3条 予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	4,016,300千円	107,326千円	4,123,626千円
第1項 医業収益	3,778,700千円	104,886千円	3,883,586千円
第2項 医業外収益	237,600千円	24,400千円	240,040千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	4,183,058千円	104,942千円	4,288,000千円
第1項 医業費用	3,918,558千円	104,942千円	4,023,500千円

第4条 予算第4条に定められた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	947,030千円	△ 6,862千円	940,168千円
第1項 出資金	59,730千円	9,638千円	69,368千円
第3項 企業債	98,000千円	△ 16,500千円	81,500千円
	支 出		
第1款 資本的支出	947,030千円	△ 6,862千円	940,168千円
第1項 建設改良費	104,233千円	△ 6,862千円	97,371千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	前			後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
病院増政策事業	千円 43,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 府 行 銀 所 の 他	30年以内(内据置5年 以内)但し、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えすることが できる。	千円 26,500	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 府 行 銀 所 の 他	30年以内(内据置5年 以内)但し、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えすることが できる。

第6条 予算第8条中、職員給与費「2,140,035千円」を「2,173,119千円」に改める。

第7条 予算第9条中、一般会計から、この会計へ補助する金額「204,270千円」を「206,710千円」に改める。

第8条 予算第10条中、たな卸資産の購入限度額「1,302,855千円」を「1,374,188千円」に改める。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第28号「昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与費の補正、薬品費等の診療材料費の補正並びに病院増改築事業費の確定に伴います企業債及び一般会計からの繰入金の補正が主な内容でございます。

それでは、予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算第2条でございます。本条は、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、年間外来患者数を「19万7,136人」から「19万9,800人」に、1日平均外来患者数を「666人」から「675人」に、病院増改築事業費「4,300万円」を「3,613万8,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第3条でございます。本条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正でございまして、収入第1款 病院事業収益40億1,630万円に1億732万6,000円を追加し、補正後の病院事業収益を41億2,362万6,000円といたすものでございます。

以下、その内容でございますが、第1項の医業収益につきましては、患者数の増加等により、入院、外来収益で1億488万6,000円の増収が期待できますので、これを追加し、38億8,358万6,000円といたすものでございます。

次に、第2項の医業外収益でございますが、既決予定額2億3,760万円に一般会計からの補助金244万円を追加し、2億4,004万円といたすものでございます。

次に、支出第1款の病院事業費用でございます。既決予定額41億8,305万8,000円に1億494万2,000円を追加し、補正後の病院事業費用を42億8,800万円といたすものでございます。

その内訳といたしまして、第1項 医業費用では、職員の給与費で3,308万4,000円、材料費で7,133万3,000円、資産減耗費で52万5,000円それぞれ追加計上いたし、40億2,350万円といたすものでございます。

次に、第4条でございます。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の補正をいたすものでございまして、収入第1款 資本的収入の既決予定額9億4,703万円に第1項の出資金963万8,000円を追加し、また、企業債の確定により、第2項の企業債を1,650万円減額し、差し引き686万2,000円を既決予定額から減額し、補正後の額を9億4,016万8,000円といたすものでございます。

次に、支出第1項 資本的支出でございます。既決予定額9億4,703万円から病院増改築

事業費の事業費確定に伴う不用額686万2,000円を減額し、補正後の額を9億4,016万8,000円といたすものでございます。

次に、第5条でございますが、本条は、ただいま御説明いたしました起債の確定によりまして、病院増改築事業の企業債の限度額「4,300万円」を「2,650万円」に補正いたすものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、「21億4,003万5,000円」から「21億7,311万9,000円」に改めるものでございます。

次に、第7条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金の額を、「2億4,27万円」から「2億6,71万円」に。

また、第8条は、予算第10条に定めたたな御資産の購入限度額「13億2,85万5,000円」を、「13億7,418万8,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

以上の結果、昭和60年度の収支は当初見込みより若干改善され、単年度欠損金におきましては、1億6,437万4,000円となる見込みでございます。

なお、5ページ以下に詳細を添付しておりますので御参照賜り、慎重御審議の上、原案どおり可決、決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中包治君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

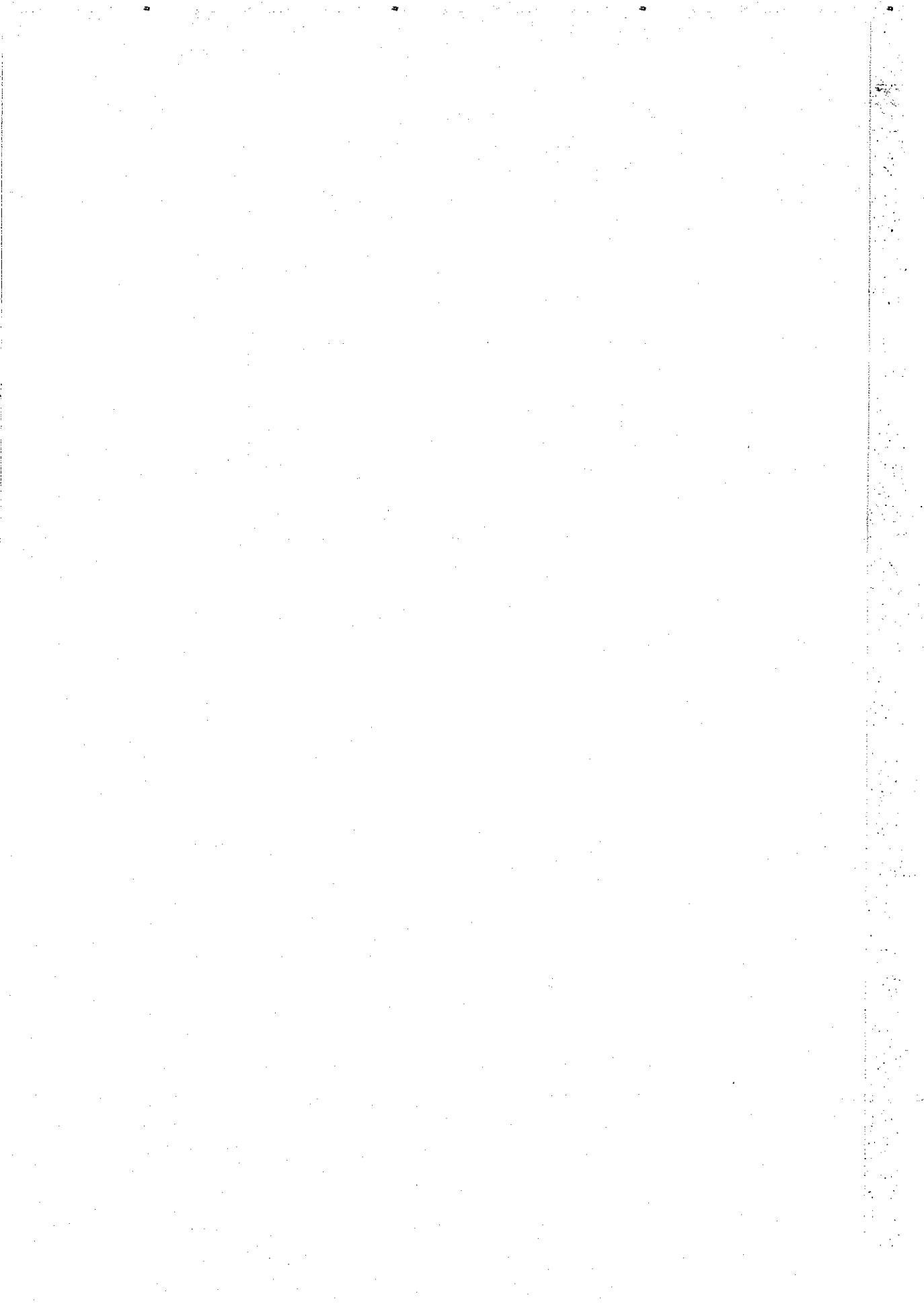
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日から23日までを休会とし、13日から予算審査特別委員会が開催されることになっておりますので、委員の皆さんには大変御苦勞でございますが、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

長時間、まことにありがとうございました。

（午後1時53分散会）

最 終 日



昭和61年3月24日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（26名）

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	成田秀益君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生田稔
助役	坂口禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
収入役	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室理事	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室企画室長	福田順三	産業部次長	中上好美
市長公室次長兼 人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	青木孝之
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長兼 保険年金課長事務取扱	原美助
総務部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部理事	大塚孝之	建設部理事	兼子実
財政課長	阪豊光	建設部次長	堀宏行
同和对策部長	橋本昭夫	建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山繁
病 院 長	竹林淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部長	田中稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田僑信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高官武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中保
係 長	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和61年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月24日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第10号	和泉市奨学基金条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第11号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 5
3	議案第12号	和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 11
4	議案第2号	昭和61年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
5	議案第3号	昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
6	議案第4号	昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
7	議案第5号	昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第6号	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案第7号	昭和61年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案第8号	昭和61年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
11	議案第9号	昭和61年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
12	報告第1号	和泉市土地開発公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について	P. 92

(午前10時00分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには、年度末、公私何かとお忙しいところ多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。欠席届けの出ている議員さんはございません。赤阪議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(田中包治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

- 議長(田中包治君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市奨学基金条例制定について」から日程第11「昭和61年度和泉市病院事業会計予算」までの11議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、去る13日から慎重御審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を仁井委員長から御報告願います。

(予算審査特別委員長登壇)

- 予算審査特別委員長(仁井 明君) 去る3月6日の本会議におきまして昭和61年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連議案3件についての審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る3月13日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順とし、予算に関連する議案は関係する予算と並行して行うこととし、内容の説明は提案の際に終わっていることから、直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計歳出から議会費と総務費を一括して審査に入りました。

秘書費関係で普通旅費と各種審議会報酬について、現在までの経過と今後の旅費規程そのものの考え方。また、特別旅費、中国南通市との対応についての質問に対しまして、普通旅費につきましては、府下各市の実態との均衡を勘案いたしますと、ほぼ府下各市と同じような宿泊料並びに日当になっている現状にあります。これにつきましては、昭和53年に一定の見直しをしたという経過がございます。今後につきましては、府下の各市の動向等を見ながら検討を加えて参りたい。

次に、非常勤特別職の報酬につきましても、府下の何市かにつきまして見直しの動きが出ていますので今後、検討を加えてまいりたい、との答弁がありました。

また、特別旅費で昨年、中国南通市を訪問いたしました経費並びに実績の報告がありました。訪問後の経過と今後の対応につきましては、先方も交流を重ねてまいりたい旨の新年のあいさつもまいっております。当市もぜひ春の気候のよい時期にお越しいただきたいという連絡もいたしております。

なお、61年度も予算の措置をし計上いたしており、今後も交流を重ねてまいりたい、との

答弁がありました。

次に、泉北地域広域行政圏において、泉北環境整備組合が行っている、ごみ焼却の余熱を利用して温水プール等の多目的公共施設を設置する考えがあるのか、という質問があり、これに対し、広域行政圏は4市1町の協議会であるので、泉北環境整備施設組合のような一部事務組合と異質のものであります。現在、舞町にありますごみ焼却場には、150トン級3基で焼却処理いたしているところでもあります。しかし、これらの炉も耐用年数が近づき、近年、取り替えの時期がきている。次期設置時には、ごみ焼却時の余熱利用可能な焼却炉に取り替えるべきであろうと考えております。当整備組合は、何分にも3市で運営しておりますので、それぞれの市の方針もあり、また、設備替え等の費用負担の問題、設備の能力等の諸情勢を勘案しながら検討する、との答弁がありました。

また、泉大津和泉市行政境界適正化協議会が取り組んでいる、行政境界の適正問題についての現状と今後の考え方についての質問に対しては、事務担当者間において再三再四、検討協議調整を行っております。しかし、この問題は非常にむずかしく、何分領土問題のことであり、たゞいま両市の事務担当者間で昨年、作製いたしました空中写真資料をもとに一定の考え方を持って調査検討を行っているところである、との答弁がありました。

次に、総合健康運動センター構想の現状の取り組み内容と今後の考え方及び具体的な調査内容についての質問に対し、和泉市総合計画では、中央丘陵の背後地をスポーツレクリエーションエリアとして位置づけ、昭和59年度より総合健康運動センター構想として調査研究を行った。この総合健康運動センター構想をもとに、具体的に余暇活動の推移と構想地の土地利用状況等の調査を60年度に行い、61年度には、この計画が実現したときの需要の予測、事業の計画及び農業関係等の検討を行う予定である。そして、一定の基本的計画は61年度にできる予定である、との答弁がありました。

次に、和泉市総合計画の実施計画づくりには、既存地域を考慮した中学校区単位で、短期を目的に町づくりをつくるべきであると思うが、また、関西国際空港関連の地域整備計画の内容において、和泉市が主体で行う事業の財源計画はどのように考えているのか、との質問に対し、和泉市総合計画づくりは、61年度より手がけて行う予定をしている。実施は3年から5年を目的に作成する計画である。現在、どのように作成するのか、具体的な案はいまのところは検討中である。また、空港関連の地域整備計画の事業実施に当たり、国・府よりの特別貸付制度の導入と、コスモポリス構想のように民間を活用して行うことも考えている、との答弁がありました。

次に、コスモポリス地域先端産業立地推進協議会及び和泉市コスモポリス地域開発推進機構

の構成機関名は、また、今後これらの事業は、実現するとき議会関係に協議するよりに、との質問があり、立地推進協議会の構成メンバーについて、大阪府を初めコスモポリス候補地3市と、産業界では大阪商工会議所他10団体、計13団体で構成されており、本推進協議会の会長は、大阪府知事と大阪工業会会長であります。事業の実現化につきましては、今後、議会関係委員会に現状等を報告し、御協議を行ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、市長の市政方針の中に行革がうたわれているが、その位置づけはどのようなものか、の質問に対し、今後、行政を進めていく上においては、行革大綱を前提として、その方向性に沿って推進本部と調整を図り推進していく、との答弁がありました。

次に、自動車借上料の総額、財産管理費の自動車借上料の内訳並びに60年度の実施状況の質問に対しては、昭和61年度自動車借上料は、バス借上料も含め、一般会計で1,210万3,000円計上しており、うちタクシー借上料は、主として財産管理費で一般分として152万5,000円並びに養護学校通学送迎350万円であります。会社は、相互和泉と新大阪タクシーであり、新大阪タクシーは金券購入で52万5,000円、60年度分は全券消化としている、との答弁がありました。

また、総務費の一般管理費として、庁舎保守管理委託並びに営繕工事の内容については、業務委託は3年ごとに和泉市外業者も含め、競争入札で業者選定を行っている。営繕工事は、本庁本館の冷暖房の改修並びに地下書庫の改造である、との答弁がありました。

次に、奨学基金の報道について、返済不要とか、支給するといった誤報をされたことの影響について質問があり、市広報課からの発表は、一切そのような内容をいっていないが、誤報の訂正を申し入れるとともに、教育委員会と協議の上対処して、広報いずみ等により市民に真実を伝えていきます、との答弁がありました。

次に、同和対策経費については、非常勤嘱託員の業務内容等は、人員は13名で、地域住民に対する生活・教育・住宅・労働産業・婦人などの各種対策に関する日常的な相談・指導及び教育啓発活動等々に当たることを主な業務とし、うち7名は地区協の事務局職員を兼ね、個人給付的事業の推薦等に係る実務をも担当している。また、出退勤の状況は、タイムレコーダーにより確認している、との答弁がありました。

また、解放総合センターの使用について、市は、解同からは「貸すな」とも言われていないし、貸さないということは地方自治法にも違反し、運営委員会で決まったことも破っているのに、不測の事態が生ずると言っているが、どういうことなのか。また先日、国会でも経塚議員の質問に対し、地域住民が公正に利用できるよう指導する、と審議官が答えているが、その後、市に何かあったのか。また、10月8日の事象以後の具体的な状況についての質問に対し、昭

和58年2月の運営委員会において、一般的利用についてお諮りし、利用してきていただいておりますが、団体相互間の基本的な考え方の相違から、基本法制定にかかわる問題が背景となり10月8日の事象となって、いまだ緊迫した状況が続いていると判断され、会館管理運営上に支障が予測されますので、使用についてお断りしているのが現状であり、また、国の方からは何も指導はございません、との答弁がありました。

再度、基本法制定にかかわる問題が背景となっているとのことであるが、基本法制定が決着がつくまで貸さないということか、の質問に対しては、解放センターは市民会館などとは設置目的が異なり、また、運営委員会では、市同和行政の推進に御理解をいただくということで使用について条件が付されており、昨年6月には基本法制定の議会決議もなされ、また、推進本部も設置し、鋭意取り組んでいる背景の中で起きた事象であり、10月8日以降いまだ会館管理、運営上に支障があるということでお断りしているのが現状である、との答弁がありました。

次に、交通安全対策費に関連して、北信太無料自転車置場借上料、バス運営協議会と市内バス運行計画及び交通安全施設費の減額理由について質問、意見があり、無料自転車置場については、その経過を説明し、現在の有料駐車場だけでは収容できないことから、引き続き設置している。

バス運営協議会については、設置時期、その内容を説明し、運行計画については今後、南海バスと十分協議を行い、基本構想に基づく市内バス運行計画を計っていく。

また、交通安全施設費の減額については、補助金の伴う事業であり、昭和60年度は、さきに市道認定を受けた和泉府中南通り線の歩道設置事業として債務負担行為で計上している、等の答弁がありました。

また、公害対策費に関連して近畿自動車道等の建設に伴う公害対策。信太山演習場ヘリコプター騒音問題。年間公害処理数。公害測定資料の公開等の質問に対し、開発に伴う公害については、道路公団に対し再度、環境影響調査を依頼し、市独自で取り組んでおり、ヘリコプター騒音については、苦情のあった時点で自衛隊に対し、市民に迷惑のないよう申し入れを行っており、引き続き対応してまいります。年間公害処理数については、過去3年間の数値の説明があり、資料については「和泉の環境」の冊子に記載している、との答弁がありました。

次に、電算管理費について、印鑑登録システム内容及び市民サービス向上を図る上で支所・出張所等の設置について質問があり、これに対し、住民記録システムと新たに入力する印影とを、登録者の氏名・住所及び登録番号によって照合させ、証明書を発行するシステムである。

また、支所等の設置については、場所、取扱事務及びデータ保護措置等々の面から十分検討する必要があり、現時点では設置は考えておらない、との答弁がありました。

引き続きまして民生費の審査に入り、まず、寝たきり老人入浴サービス事業の利用状況と母子寮の実態についての質問があり、入浴サービスについては、60年度利用者は2名、延べ6名で、来年度はこれを周知徹底し、利用者の拡大に努める。

また、母子寮は昭和29年建設で相当老朽化しており、現在の入寮者3世帯7名には府営福祉住宅の入居を指導し、廃寮も含め早期に結論を出していく、旨の答弁がありました。

次に、市立老人集会所とは別に、2、3の地区から要望の出ている老人集会所の建設補助については、市立老人集会所の全校区建設と合わせて早急にその対応を検討する、との答弁がありました。

また、寝たきり老人及び独居老人が何名いるか。保健婦の数と寝たきり老人に対する仕事の中身についての質問に対し、寝たきり老人は272名、独居老人は589名、保健婦は3名おり、寝たきり老人家庭に対しては、主治医と連携を図り訪問指導を行う、旨の答弁がありました。

次に、社会福祉協議会に対する補助金の主な使途と指導についての質問があり、補助金の主な使途は、事務局職員の人件費である。また、社協運営上の問題点については、今後、社協と十分協議を行っていく、との答弁がありました。

さらに、障害者団体の内容と、保育園での障害児保育の実態についての質問があり、障害者団体については、手をつなぐ親の会121名、身体障害者福祉会には、聴覚障害者部会、盲人福祉会を含め約200名おり、障害者全体の数からみて、組織率は低いそれぞれ障害別に組織されており、しかも、府に上部団体もあるので障害者の声が一定反映されている。

また、障害児保育については、民間で28名、公立で78名の障害児を保育している、との答弁がありました。

次に、忠霊塔について、その所有者と管理委託の内容及びシルバー人材センターの業務拡大についての質問に対して、忠霊塔については、土地は国有地であるが、正確な所有者は不明であるとし、遺族会に対して清掃管理を委託している。

また、シルバー人材センターについては、職安法が今国会で改正され、新たに10月より短期・臨時の雇用あっせん業務を行うことになる予定であって、4月からこのための準備に入る必要がある、との答弁がありました。

次に、衛生費と労働費を一括して審査に入り、まず、横山病院の補助金の増額についての質問に対し、陳情書等過去の経過もあり、今後、厚生病院委員会にもお諮りし検討したい、との答弁がありました。

次に、泉北環境施設組合の業務内容と、議会対策として母市の議会終了後に開催できないか、

との質問があり、これについては、泉北環境施設組合と協議をしていく、旨の答弁がありました。

また、松尾山処分場を今後どのようにするのか、という質問に対し、地元対策と焼却残灰の処分が行えるよう努力してまいりたい、との答弁がありました。

次に、幸・王子共同墓地整備事業について、同墓地を市設墓地として整備を行っていくのか、との質問があり、この事業は、地域環境改善事業の一環として、国・府の補助を受けて既存の墓石の一部移転により参道整備をするもので、完成後は地元墓地委員会が行うものである、との答弁がありました。

また、し尿処理助成金について金額が幾らか、との質問に対し、昭和61年度から平地55円、山間95円とし、各10円引き上げてまいりたい、との答弁がありました。

次に、泉北水道企業団補助金についての質問に対して、施設の企業債償還金に対し3市が分担しているところであり、525万9,000円補助する、旨の答弁がありました。

次に、労働費では、失業対策就労者、自立引退報償費の内容と本市失対就労者の実態についての質問があり、自立引退報償費については、国の制度改正による70歳定年制に伴う対象経費である。また、失対就労者の実態については、現状の説明がありました。

引き続き、豊林水産業費と商工費を一括して審査に入り、まず、農林水産業費につきましては、市民農園の内容と、昨年に比べ5万円減となっている理由並びに今後の拡充の考え方について質問があり、これに対し、市民農園は、町会が運営する貸し農園で10アール以上、1区画15から20㎡となっており、開設に必要な経費の一部を補助しておるもので、5万円の減額は昨年実績をもとに計上したものであり、今後、農協を通じ農地提供者をお願いするなどして取り組んでまいりたい。

また、ため池の整備改修箇所数と、ため池処分金の使途はどうなっているのか、との質問に対しては、ため池改修箇所は、61年度は4カ所を予定しており、処分金の使途については地元65%を交付し、35%は市の一般会計に歳入いたしており、使途は、主に溜池の堤塘・水路等の改修並びに水利権補償等に使っている、との答弁がありました。

また、農業共済組合の市移管要望と農協合併問題については、昭和60年2月に農業共済組合の移管要望があり検討しているが、農林省、大阪府は、地方自治体への移管は消極的な態度であり、むしろ共済組合相互の広域合併を指導しております。今後は、引続き移管条件の研究、検討を進めたい。

また、農協合併については、昭和59年2月に合併研究会が発足し、当面する農協経営の課題の検討、役職員の研修会等を実施し、現在は、重要課題となる財務調整や固定資産問題の検

討を重ねているところである、との答弁がありました。

次に、大阪府柑橘母樹園跡地利用についての質問に対し、柑橘母樹園跡地については、農協連合会から営農センター用地として利用したいので払い下げてほしい、旨要望があり、大阪府に対し要請しておりますが、府においても、農協合併推進の観点に立って具体的検討をしたい、旨の回答があり、このことを農協連合会に報告し、現在に至っている、との答弁がありました。

次に、商工費については、技能取得費の増額理由、消費者相談員、物価モニターの委嘱とその効果についての質問があり、技能取得費の増額の理由は、業務委託先である高石自動車教習所が新年度から授業料を改定しますのでその相当額であり、人数に増減がない。

また、消費者相談員は、市民の消費生活の中で起る苦情やトラブルの相談に応じており、60年度は、78件の事案に対応してきた。

また、物価モニターは、市内一円から32名の方に委嘱し、消費物資13品目を対象に価格調査を行い、翌月の「広報いずみ」に物価ダイヤルとして掲載し、消費者の皆さんの生活に役立たせていただいております、との答弁がありました。

次に、ニチイ、ダイエーの出店問題の推移についての質問があり、この問題は、約5年前に出店の意思表示があり、その後、地元小売業者関係団体との立場の相違から事前説明会も開いておりませんでした。最近になって、通産局の行政指導もあって説明会を開くことについて、近く双方で協議する運びとなっているように聞いております、との答弁がありました。

次に、榎尾山桜まつりの開催条件関連についての質問に対し、桜の木の老木化に加え、道路問題、それに駐車場の拡張について関係者に協力方お願いしていますが、現時点では未解決となっておりますので、残念ですが、本年もまつり行事が実施できませんが、桜の植え替えについては引き続き実施してまいりたい、との答弁がありました。

次に、勤労青少年ホーム運営費の中で運営委員報酬の減額理由と室別利用状況について質問があり、報酬減額については、委員会開催実態を検討し減額。室別利用数は全体で495回である、との答弁に対し、ホーム運営を抜本的に改善し、もっと市民が利用をしやすいようにする必要がある、との意見があり、これに対し、ホームの所管を産業部から教育委員会に移し、改善を図ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、土木費と消防費を一括して審査に入り、まず、街路樹せん定について、市内各市道路線における街路樹の本数と年間のせん定回数はいかほどか、との質問があり、街路樹については、市内11路線に合計3,903本が植樹されており、それぞれ時期をみて年1回のせん定を行っている、との答弁がありました。

また、市道復旧費の内容、伯太放光池丸笠線整備事業における用地購入の場所、伯太桑原線

整備事業の内容。さらに、阪和東側2号線、黒鳥観音寺線の計画及び供用開始時期。住宅管理費では、補修及び改築工事の内訳等の質問があり、事業についてはそれぞれ内容説明があり、住宅管理費についてもその内訳が説明されました。これに関連して伯太放光池丸笠線では、今回の事業における起点に当たる放光池・空地の部分の用地買収について、他事業をも勘案して地元町会への働きかけ等十分の配慮されたい。

また、各種道路整備事業にあつては、新旧市街地の不均衡が生じないようにされたい、との要望があり、これらについても要望の趣旨に沿って努力されたい、との答弁がありました。

次に、池上下宮線の進捗状況と、近畿自動車道建設に伴う伏屋地区の排水計画について質問があり、池上下宮線については、現在、第2阪和から府道岸和田南海線までの間は重点的に進められており、この部分では、買収率が約30パーセントとなっている。また、伏屋地区の排水計画については道路公団と協議し、根本的な施設計画を策定する、との答弁がありました。

次に、生活道路以外の里道、水路等の舗装改修等についての考え方についての質問に対し、市内の道路、水路についてもその内容は種々雑多であり、必ずしも一定の条件での補修は考えていない。今後とも、この考えを貫くつもりである、との答弁がありました。

次に、改良住宅建設の当初計画と現状との相違点について質問があり、当初は、ころがし方式により地区外に高層住宅を建設し、その後は、地区内において4階建てを中心に進めてきたが、昭和59年に地形、周辺環境等に合わせて、景観的なものを勘案して計画の一部見直しを行った。今後においても、全体的な土地利用計画、建設計画戸数を踏まえながら、ブロック単位で配置計画等の一部変更を考慮していく、との答弁がありました。

次に、公園管理公社の設立計画についての質問に対して、現在、事務段階で検討中であり、本市の管理公園の実態は整備中の公園が多く、管理委託の範囲を明確にし、一定の基金を設けて確立すべく具体化に向けて取り組む、との答弁がありました。

次に、ラブホテル訴訟の現状についての質問があり、昭和59年7月に、株式会社三洋住宅よりホテル計画不同意処分取り消しを求める行政不服訴訟及び同年11月には、ホテル営業ができないことによる国家賠償法に基づく賠償を求める訴訟、以上、2件の訴訟があったが、本件に対して応訴するため弁護士を立て、5回にわたり口答弁論が行われたが、去る昭和60年5月、裁判長より和解勧告が出され、数回調停が行われ、近く和解が成立する見込みであり、本件和解に当たっては今後、所管の委員会に報告し、自治法に基づき、議会の議決を得て和解による解決をしていきたい、との答弁がありました。

次に、教育費並びに関連議案の審査に入り、まず、教材備品に対する国の補助金が昭和60年度から削減されたが、その対応について質問があり、2分の1国庫負担から一般財源措置に

ついて、文部省と自治省間の協議で、地方交付税の積算内容において配慮する措置がとられ、教材備品購入費については、従前通り所要の措置を講じた、旨の答弁がありました。

また、学校、園の敷地の借地状況についての質問に対しては、小学校関係では国府小学校外5校、中学校関係では和泉中学校外1校、幼稚園関係では南池田幼稚園外1園、合計、8校2園において借地がある、との答弁がありました。

次に、来年度の幼稚園入園の見通しを伯太幼稚園と国府幼稚園を中心にどうか、との質問があり、全体としては61年度404人で、60年度は451人でマイナス47人となり、伯太幼稚園は、55人が36人になるのでマイナス19人、国府幼稚園は、69人が83人になるのでプラス14人になる、との答弁がありました。

また、国府、伯太両幼稚園に行くことができる5歳児の人数についての質問があり、園区はないが、小学校区を参考にすると、国府幼稚園は、国府小学校区と和気小学校区と見て278人。伯太幼稚園は、伯太小学校区、池上小学校区、黒鳥小学校区として見ると261人です、との答弁がありました。

次に、教育指導費については、教育相談員の設置に関してその業務内容及び体制について。また、奨学資金制度については、選考基準の公表及び貸付額が少ないことについて質問があり、それに対して、教育相談員については、その業務内容の概要について説明があり、学校教育上に発生する諸問題について、学校と連携を取りながら相談活動をすすめる姿勢が示されるとともに、各学校で取り組むべき相談活動の充実について今後も指導強化を図っていく、との答弁がありました。

また、奨学基金制度については、他の制度との併給はしないこと、選考基準は公表する、旨の答弁がありました。また、貸付金額の少ないことについては、この制度の初年度であり、今後、実態を踏まえて改善していく考えがある、との答弁がありました。

次に、幼稚園教育については、幼児の減少傾向が続く中で、とりわけ減少の激しい園の例が出され、その原因についての見解が問われた。これについては原因として、幼児数の減少とともに、地域性私立との関連など調査上の理由とともに、園の教育内容も考えられる、との答弁がありました。

次に、小学校の修学旅行について、旅行先が伊勢方面に多いということと、参拝のあり方についての質問があり、行き先については、立地条件など運用面からの有利さ、経過上の理由が説明され、参拝については、教委も学校も強制はしていない、との答弁がありました。

また、体罰について教育委員会はどれだけ把握しているのか。また、どういう考えを持っているのか、という質問に対し、実態を説明し、絶対許されるべきものではない、という答弁が

ありました。

次に、和泉市同和教育推進協議会の活動内容及び和泉市乳幼児解放教育研究会の活動内容について質問があり、和泉市同和教育推進協議会は、同和問題について市民啓発活動及び研修を推進しており、啓発冊子パンフレットの発行、映画・スライドを用いた啓発活動を進め、年に1回、全市民対象に同和問題についての市民講座を開いている、との答弁がありました。

また、和泉市乳幼児解放教育研究会は会員170名で組織され、同和保育の発展を目指し、市内における保育園、幼稚園の保育者によって自主的な研究活動を深めている、旨の答弁がありました。

次に、社会教育費について、公民館の修理はどこか。また、今後の公民館活動についての取り組みをどうするのか。また、市民会館の設備等が老朽化しているが、これらの改修計画があるのか。文化財について、池上遺跡関連の(仮称)歴史資料館の設置計画の現状はどうか、との質問があり、公民館の修理については北松尾公民館で、公民館活動については、新設による開設は場所、経費等非常に困難な問題があり、その解決までに時間を要するので、当面、市の保有する建物利用の再編成もあるので、それらの中で開設を考えている。

市民会館の改修については、昭和36年の開設であり、設備については老朽化しているので、年次的に改修して参りたい。また、昭和61年度については、防災設備の新設及び改修を行いたい。

続いて、元池上浄水場跡地に誘致すべく、(仮称)歴史資料館については、引き続き府に働きかけているが、過日、大阪府知事も現地を視察され、建設場所について御認識をいただき、府としても本格的な取り組みに入り、現在、土地価格について交渉中である、との答弁がありました。

次に、公債費から予備費までを一括して審査に入り、開発公社貸付金と元金収入との考え方について質問があり、本貸付金は、大阪府都市整備資金の借り受けに当たり、本市が3分の1の資金補填が条件となっていたところから貸し付けを行ったが、昭和50年度で終わっており、その後も公社運営資金として歳入、歳出計上している。今後、貸付金の措置については、一般会計の動向を見守りながら対処すべく、いましばらく時間をいただきたい、旨の答弁がありました。

引き続き、歳入予算の審査に入りました。

まず、市税の伸びの要因についての質問に対し、市民税については、給与所得者のベースアップ並びに課税対象者の社会増等が主な要因であり、固定資産税については、60年度の評価替えに伴う負担調整分が、また、家屋で新築増築分の調定増、そして、償却資産では、電電公

社が株式会社に変わりましたことにより、納付金から通常の固定資産税として課税することになったこと等が主な要因となっている。

次に、たばこ消費税については、値上げ予定の増収が要因であり、都市計画税では、固定資産税と同様の増加要因である、との答弁がありました。

次に、奨学基金指定寄付金についての寄付者の内容及び寄付者が幼児教育振興審議会委員であるということでの問題点。また、去る10日の新聞報道の意図等についての質問に対し、寄付者につきましては、寺田町飯坂辰一氏と私立幼稚園連合会園長会、財団法人久保惣記念文化財団の三者から合わせて600万円の指定寄付であり、また、寄付者は幼児教育振興審議会委員であるということでの問題点の指摘については、本制度の趣旨を御理解いただく中での自発的な寄付の申し出である。

次に、新聞報道の意図については別に他意はなく、一般的な広報活動の中での通常処理をした、旨の答弁がありました。

次に、固定資産税について、不況の中で繊維産業を初めとして大変な状況であり、低所得者や不況業種に対して減免できないか。また、国では民活一括法案が閣議決定され、コスモポリス構想等先端技術産業については、地方税の減免措置がとられると聞いているが、地場産業育成の観点からも検討できないか、という質問に対し、固定資産税の性格として、資産を所有することに担税力をということになっており、現在、生活保護あるいは医療補助等を受けておられる方については減免しているが、あくまで地方税法に従って賦課、徴税しているものであり、不況対策ということでは税法にない。また特別に対応するというのも上級官庁との協議も必要であり、他市でも例のないことからむずかしい、との答弁がありました。

次に、住宅使用料で一般住宅と改良住宅の入居状態についての質問があり、改良住宅での入居率が86パーセントである、との答弁に対し、10%以上の空室があるのになぜ改良住宅を新たに建設するのか、との再度の質問があり、現時点では、確かに入居可能戸数に余裕があるが、これは事業計画に基づく今後の買収に必要な受け皿である、との答弁がありました。

なお、以上のほか歳入歳出にわたり数十点の質疑があり、また、要望、意見等もあり、一般会計予算と関連議案和泉市奨学基金条例制定についての審査を終りました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第2号並びに議案第10号はいずれも原案どおり可決いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算並びに関連議案の審査に入りました。

まず、国保加入世帯数と被保険者数について質問があり、世帯数は1万4,890であり、被保険者数は4万2,374人である、との答弁がありました。

次に、今回の改正の理由及び制度改正に伴う影響額と医療費の増額についての質問に対し、退職者医療制度の創設に伴い、その見合いにおいて国庫補助率が大幅に引き下げられたことが一番大きな要因であり、また、制度改正による影響額は3億3,000万円で、医療費増額は900万円である、との答弁がありました。

また、健康診査等における受診率は非常に低いが、その対策として、市の事業等を網羅したカレンダーを作成したらどうか、との質問に対し、国保のみでは対応できないと思うが、広報課とも相談して前向きに検討したい、との答弁がありました。

次に、保険料の減免規程を設けてその内容を明確にすべきである、との質問に対し、57年度までは応能割のみをその対象としていたが、58年度より応益割を含め、本当に生活が苦しい場合は特に配慮している、との答弁がありました。

次に、今回の改定は、低所得者層にしわ寄せしている。考え直すつもりがないのか、との質問に対し、国においては、低所得者層等配慮して保険料の賦課限度額を定めていること等を考え合わせた場合、本市においても、これに準ずる以外方法はない、との答弁がありました。

次に、国民健康保険運営協議会委員の任命の根拠並びに被保険者側から副会長が選任されているが、問題がないのか、との質問に対し、委員は、特別職の地方公務員であるため市長に任命権があるものと考えており、また、副会長問題については、過去の経過がたしかでないが、今後の課題ではないか、との答弁がありました。

なお以上のほか、徴税方法、繰入金等について指摘があり、国民健康保険事業特別会計予算と関連議案和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての審査を終りました。

お諮りしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数により議案第3号並びに第11号はいずれも原案どおり可決いたしました。

次に、老人保健事業、公共用地先行取得事業、公共下水道事業並びに和泉市中央丘陵整備事業の4特別会計予算及び関連議案を一括して審査に入りました。

まず、医療費が前年度に比べかなり増額となっているが、その理由は、との質問に対し、医療費の増額については、前年度の実績及び対象者数の自然増、また、診療報酬の改定等により増額となっているものである、との答弁がありました。

次に、先行取得の場所及び前年度よりの減額となった理由についての質問に対して、まず、先行取得用地は都市計画公園の黒鳥山公園用地であり、約3,600㎡の先行取得を計画しており、本先行取得に係る貸付金は、建設省において特別会計を設置して運用されている関係上、その特別会計の予算の範囲内で貸し付けることになっている、旨の答弁がありました。

また、流域下水道の管理に係る一部事務組合の設立見込み及び今回の料金改正案が、泉北環

境整備組合の料金との間に差があることについての質問に対して、一部事務組合の設立は、本年8月を目途に検討を重ねており、4月末ごろ、関係市の間で総会によって意思決定を行う予定であり、また、料金差については、基本水量で組合が10^mであるのに対して、本市では8^m以下の使用件数が11%であることを配慮し、基本使用料を従前どおり8^mを踏襲したものであり、このため組合と比べて、最低基本料金で本市は80円安くし、30^mから100^mまでを60円高くし、なお、これ以上の大口については、逓増化を若干大きくしている、との答弁がありました。

これとは別に、公共下水道の年次計画についての質問があり、今後5年間で普及率を26%に上げたい、旨の答弁がありました。

次に、和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会との関係及び研究学園ゾーンの計画についての質問に対して、中央丘陵の開発については、現在までは都市計画の決定及び施行計画の説明を所管の特別委員会に説明してきたが、本年4月に起工式を行い事業の具体化を図る中で、今後、なお一層具体的な内容について特別委員会に説明し、御意見を伺ってまいりたい。

また、研究学園ゾーンの計画については、現在、短期大学1校が内定しており、他に幾つか申し出があるが、今後、庁内で組織する大学等誘致検討委員会において検討し、誘致を図っていきたい、旨の答弁がありました。

以上、4特別会計予算並びに関連議案和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定についての審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ、老人保健事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに関連議案については、反対意見がありましたので採決の結果、賛成多数により議案第4号、第6号並びに議案第12号は原案どおり可決しました。

また、公共用地先行取得事業特別会計及び和泉中央丘陵整備事業特別会計は全員異議なく、議案第5号、第7号は原案どおり可決いたしました。

次に、水道事業会計予算について審議に入り、まず、水道財政運営について、池上浄水場跡地処分を前提に累積赤字を解消し、かつ、水道料金据え置きとの方針であるが、これは健全経営のもとでの方針であるか。福祉料金導入との関連において、基本水量以下の少量使用者の実態並びに一般会計から1,000万円の繰り入れ措置がなされているが、高料金対策としての目的はすでに終了しているのでは、早期に福祉減免方策を図るべきではないか。小田町で低水圧による苦情を聞いているが、何が原因か、との3点にわたる質問に対し、まず、第1点目の水道経営の実態は水需要の横ばい、受水料金のコストアップ等で収支均衡が著しく困難となっており、昭和61年度での累積欠損金は4億3,000万円程度見込まれる現状で、こうした中で、

企業努力と懸案の遊休地処分により累積欠損金の一掃を図るとともに、なお、余剰益をもって料金を据え置き方針を堅持するものであり、収支均衡を前提とした中長期的な視点に立った経営方針である、旨答弁がありました。

第2点目の基本水量8トン以下の実態については、約7,000世帯で全体の19%を占めている。

市からの一般会計繰り入れは、高料金対策として昭和43年以降実施されているが、現在、交付税算入対象に該当していない。本市の場合、基本料金は府下第1位であり、その立地条件から見て、なお、高料金対策の目的は消滅していない、旨説明があった。

また、福祉料金の早期導入については現在、対象範囲、実施方法、財源、時期等具体的に基礎的な研究を行っている段階であり、次期料金改定時期において反映させていきたい、旨の答弁があり、これに対して、早期実施には一般会計からの繰り入れ増額が要件ではないか、との再質問があったが、当面、市の財政状態からきわめて至難である、旨回答がありました。

第3点については、低圧による出水不良の原因は、本管による原因と給水管による原因が考えられ、御指摘の点については、現地調査を十分に行った上対応したい、旨答弁があり、以上をもって審査を終わりました。

お諮りしましたところ、全員異議なく、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

次に、病院事業会計予算について審議に入り、まず、外来患者の待ち時間が相当長時間になっているが、これの解消策をどう考えているのか、との質問があり、現在、1日平均700名の外来患者があるので、これらの患者の流れに応じた職員の対応を行っている。

なお、薬の待ち時間の解消策として、現在、同一薬効品目の減少対策を行っている、旨の答弁がありました。

続いて、病院も含めた総合的な駐車場の整備が必要ではないか。また、現在の駐車場を病院利用者のみが駐車できるような方法はないか、との質問があり、周辺用地を当たっているが、税の問題等があり、交渉が非常にむずかしいが、今後も引き続き努力してまいりたい。また、現在の駐車場については、58年度に一部拡張を行い、現在、75台の区画があるが、病院利用者のための管理体制等、今後、考えてまいりたい、との答弁がありました。

また、患者が気軽に相談できる医療相談員の設置については、新年度から週3回程度開設できるように現在、検討している、旨の答弁があり、以上をもって審査を終わりました。

お諮りしたところ全員異議なく、本議案第9号は原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、当予算審査特別委員会に付託されました議案第2号昭和61年度和泉市一般会計予算外10件の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

○ 議長（田中包治君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。まず、反対討論からお願いいたします。

○ 18番（勝部津喜枝君） 私は、共産党和泉市会議員団を代表いたしまして、ただいま報告のありました和泉市昭和61年度予算審査結果について、一般会計予算及び国民健康保険事業会計予算、老人保健事業会計予算、公共下水道事業会計予算並びに国民健康保険条例、下水道条例の各一部を改正する条例制定については、反対の立場から意見を申し上げます。

まず最初に、国の予算編成が軍事費の連続異常突出、さらに、民活の名による財界奉仕、さらには、その犠牲をすべて国民に押し付けるものであることは明らかであります。老人医療の有料化が健康保険改悪、そして、年金制度の改悪へと進めてきた自民党政府は、さらに今国会、老人医療の再改悪から生活保護法の改悪などの福祉切り捨て、国鉄の分割民営化など、文字どおり国民生活全般に対する総攻撃をかけてきております。

このようなことで編成されました和泉市の昭和61年度予算、市長の市政運営方針において、国庫補助率の引き下げなどの点に触れ、国の一方的な方策であり、われわれ地方自治体に負担を転嫁するという、まことに遺憾な姿勢であると述べております。しかし、実際の予算編成に対する市長の政治姿勢は、その前段で臨時行政調査会による改革方策等の着実な実施と述べているように、財界奉仕の臨調ニセ行革路線に追随したものになっており、国のこのようなものに対する地方自治、地方財政を守るという立場からの真に正確な批判の姿勢が見られるものとは思われません。このことは今回、各議員に資料として示されました和泉市行革大綱の策定経過並びにその内容にも具体的に現れているところであります。

次に若干、重点的な点についての意見を述べさせていただきます。

まず、開発行政と産業振興策でございますが、関西新空港事業を中心とした民活導入に夢をかけ、不況にあえぐ繊維を中心とする地場産業や、市内の中小商工業者の真の振興発展にならない方向に推進しようとしております。中央丘陵開発につきましても、現在、都市整備公団の縮小、民営化が議論されている中、今後の推進に市の主体性と公共性を貫いていかれる決意が不足していると思われ。現状のまま推進するならば、和泉市株式会社になるのではないかと危くすることも決して言い過ぎではないと思います。

次に、同和行政であります。本年度で地対法の最終年度となります。そこで、この事業と

施策の見直しを行う必要性については、幸小の生徒減で見られるようにその破綻が明白であります。それを放置したままの当初予算編成であります。解放会館運営に関しましても、部落解放基本法制定に関して団体相互間に考え方の相違があり、それが背景で発生した昨年10月8日の事象で、その背景が現在も変わっていないから、全解連等を含め使用をお断りしている、という答弁に見られるように、まさに解同の圧力に屈服し、言いなりの行政を進めております。これらは予算の随所に見られ、真の部落解放の方向に逆らう不公正の姿勢であります。

次に、福祉行政についてであります。今般、福祉会館が2年間事業として着手されることになりました。関係団体の強い要望を含め、私ども共産党市会議員団も独自に国への要望等の活動を行ってきたところでありますが、今回の計画等を見ましても、箱はつくってもその中身については、現在の既存の福祉団体をそのまま移すだけといっても過言ではない計画内容になりそうです。今後、十分な機能を持って、真に障害者を含めた福祉行政充実の役割を果たすことができるように、その拠点となる福祉会館になるよう強く要望するところであります。

次に、国民健康保険についてであります。国は、一昨年の健康保険改悪で退職者医療制度の発足と引きかえに国保の国庫補助率を大幅に引き下げ、その見込み違いを含めて、各市の国保会計は、軒並み財政危機となっております。本市も、それをそのまま加入者負担金の大幅値上げとして押し付けようとしております。しかも、値上げの基礎となっている60年度決算見込みでも、特別調整交付金を最小限取れる金額しか計上していないなど大変不明朗な会計であり、また、値上げを諮問した国保運営協議会のあり方についても、問題点が指摘されております。さらに、値上げそのものにつきましても、保険料率、資産割の問題点も含めまして、低所得者層への負担増の料率となっております。さらに、長年にわたって要望の強い減免制度の確立、公表はいまだに実現しておりません。

次に、老人保健についてであります。この制度そのものが、それ以後の各種福祉医療制度の大改悪に突破口を開いたものであるばかりでなく、本年度も、さらに入院費が一挙に10倍という大改悪もされようとしております。その上一般会計からの持ち出しも多額に上り、まさに国の責任の地方自治体転嫁であります。

次に、公共下水道会計については、本年度は、下水道料金の値上げがなされるものであり、下水道整備施策の全般的な遅れのもとで、負担の公平の名においての値上げは問題であります。

以上の理由により、これらの4会計と2つの関連条例については、反対をするものであります。

奨学基金条例制定については、この制度は必要であります。枠の低さ等については、今後の利用実態と声を聞いて増額を図る、旨の答弁があり、選考基準も公表することになっております。

すので、賛成いたします。

公共用地先行取得会計については特に問題はなく、賛成いたします。

中央丘陵整備会計については、本年度において起工される段階であり、市行政が市民本位の総合調整機能を果たしていることと、市行政がこの開発とのかかわり合いをさらに強めることを要望し、賛成いたします。

水道会計については、福祉料金導入に向けて一般会計からの繰入金増額について、次期の料金改定を待たず検討に入ることが約束されましたが、福祉料金の早期導入と企業努力を強め、料金値上げを極力行わないことへの要望を示して、賛成いたします。

病院会計につきましては、府下の公立病院における医療、経営の両面においても上位にあることを評価し、今後、駐車場や投薬時間の改善等、健全経営へさらに努力されることを要望し、賛成いたします。

以上、委員長報告のうち、議案第2号「昭和61年度和泉市一般会計予算」、議案第3号「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第4号「昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計予算」、議案第6号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第11号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定」、議案第12号「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定」の6議案については、反対をいたします。

議案第5号「和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第7号「昭和61年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」、議案第8号「昭和61年度和泉市水道事業会計予算」、議案第9号「昭和61年度和泉市病院事業会計予算」、議案第10号「和泉市奨学基金条例制定について」の5議案については、賛成いたします。

以上をもって、昭和61年度和泉市予算審査特別委員長報告に対する共産党市会議員団を代表しての意見といたします。

○ 議長（田中包治君） 次に賛成討論をお願いいたします。

○ 2番（奥村圭一郎君） 私は、昭和61年度予算並びに関連議案について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計予算であります。国の行政改革に伴い前年度に引き続き高率補助金が減額されるという状況の中で、予算編成に当たっては、非常に厳しいものであったと思われます。本年度予算は、前年度に比較して10%の伸びであります。地方債の借り換え分を差し引いた実質の伸び率は2.6%と、近年にない緊縮の厳しい予算であります。こうした厳しい状況の中で、一般会計の各種使用料等については、国庫補助金の削減にもかかわらず、住民に負担を転嫁することなく据え置かれているところであります。

半面、歳出面では、かねてから要望が強かった総合福祉会館の事業着手、不燃性廃棄物の30日収集の実施、道路等の都市基盤の整備、また、教育行政においても、教育環境の充実を初め、校舎の鉄筋化の完了に伴うプールの築造替え、大規模改修事業、新しい奨学基金制度の発足等、限られた財源の中で積極的な面も見られ、予算全般にわたりきめ細かな配慮が見受けられるのであります。

また、本市財政は近年、収支均衡財政を維持しているものの財政実態は硬直化が進み、非常に厳しいものがあります。まして、国の行政改革に伴う地方財政への圧迫等、今後、ますます先行きに不安を感じるものであります。国に対しては、引き続き国庫補助率削減の撤廃、超過負担の解消等強く要望するとともに、本市においても抜本的な行政改革を推進し、1日も早く健全な財政基盤を確保できるよう強く要望するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計であります。退職者医療制度による国庫負担金の引き下げ、医療費の増高等、国保財政に及ぼす影響は非常に厳しいものがあります。本年度、保険料の改定を見込んでおりますが、過去2年間据え置かれてきた経過等から、今回の改定は避けられないものと思われ。しかし、一般会計からの繰入金増額措置等により、その引き上げを最小限にとどめたと評価できるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算でございますが、本年度は50%と大幅な伸びを示し、遅れている下水道整備の事業促進の積極的な意欲が伺えるものであります。また今回、下水道使用料の引き上げがなされておりますが、下水道処理経費の増高、近隣都市の使用料の状況等を勘案したところ、やむを得ないものと思われるものであります。今後、公共下水道の整備を進める中で相当な投資が予想されますが、1日も早く整備促進を期待するところであります。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計については、本年4月、いよいよ事業着手にかかる中で、新しい希望に満ちた町づくりのための事業が推進されるよう期待するものであります。

その他老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計についても、適切な予算であると思われ。

次に、企業会計について、水道事業は、府営水道並びに泉北水道の受水料金のコストアップ等、その経営はきわめて厳しいところでありますが、職員が一丸となって徹底した企業努力により、なお、現行料金体系を据え置くとの方針であり、また、市立病院経営も例外でなく、依然として源しい状況下にありますが、市民の健康保持に努力されていることを評価いたします。今後ともそれぞれの立場を踏まえ、より一層企業努力に努められるよう要望する次第であります。

以上、昭和61年度一般会計、特別会計及び企業会計並びに関連議案に対し賛成いたします。

であります。

- 議長（田中包治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本11議案のうち6議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。昭和61年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに関連議案国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について及び下水道条例の一部を改正する条例制定について、以上、6議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本件を委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございました。挙手多数であります。よって、議案第2号から第4号まで及び第6号並びに関連議案第11号及び第12号は原案どおり可決されました。

次に、残り5議案についてお諮りいたします。昭和61年度公共用地先行取得事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算及び病院事業会計予算並びに関連議案和泉市奨学基金条例制定について、以上の5議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本件を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第5号及び第7号から第9号まで並びに第10号は原案どおり可決されました。委員の皆さんには御審査、本当に御苦労さんでございました。厚く御礼申し上げます。

- 議長（田中包治君） 次に、日程第12「和泉市土地開発公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

和泉市土地開発公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和61事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

議案第1号

昭和61事業年度和泉市土地開発公社予算

(総則)

第1条 昭和61事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ8,649,600千円と定める。

2 収入支出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収入支出予算」による。

(借入金)

第3条 借入金の限度額は、6,276,000千円と定める。

昭和61年2月25日提出

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄

第1表

収入支出予算

収入

款	項	金額
1. 事業収入		2,369,408千円
	1. 土地売却収入	2,369,408
2. 借入金		6,276,000
	1. 借入金	6,276,000
3. 事業外収入		4,192
	1. 利息収入	1,000
	2. 雑収入	3,192
合	計	8,649,600

支 出

款	項	金 額
1. 事 業 費		2,206,856千円
	1. 土 地 取 得 費	2,206,856
2. 管 理 費		89,195
	1. 財 産 管 理 費	20,400
	2. 事 務 管 理 費	68,795
3. 借 入 金 償 還 金		6,350,549
	1. 借 入 金 償 還 金	6,350,549
4. 予 備 費		3,000
	1. 予 備 費	3,000
合 計		8,649,600

予 算 說 明 書

(収入)

款 項	目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	比 較	節 目		説 明
					区 分	金 額	
1. 事業収入		2,869,408	2,027,922	841,486			
	(1) 土地売却収入	2,869,408	2,027,922	841,486			
2. 借入金							
	(1) 借入金	6,276,000	7,150,000	△ 874,000	1. 土地建物等 売却収入	2,369,408	公共事業用地 換地対策等事業用地 1,799,511 569,897
		6,276,000	7,150,000	△ 874,000			
	1. 借入金	6,276,000	7,150,000	△ 874,000			
					1. 借入金	6,276,000	事業資金借入金

- 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（佐原行雄君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和61事業年度計画」につきまして、御説明申し上げます。

本公社の運営につきましては、日ごろ、格別の御指導、御鞭撻つをいただきまして厚く御礼を申し上げます。公社財政の健全化運営につきましては鋭意努力を重ね、現在、取り組んでおりますが、今後ともなお一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昭和61事業年度和泉市土地開発公社の事業計画につきましては、さきに御議決を賜りました昭和61年度和泉市一般会計予算執行方針に基づき、作成いたしましたものでございます。それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊公社予算書1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出予算の総額をそれぞれ8億6,496万円と定めるものでございます。

その款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。前事業年度の当初予算と比較いたしまして5億3,180万円、率にして5.8%の減額となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づきまして、事業執行に必要な資金を調達するものでございます。本年度は、限度額を6億2,600万円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明申し上げます。12ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、和泉市の委託事業分といたしまして、環境改善整備事業に係る改良住宅、道路等の用地といたしまして1万2,299㎡、金額にして1億7,768万6,000円で取得するものでございます。また、一般公共事業では、黒鳥観音寺線、東側2号線その他用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地4,560㎡を3億3,267万円で取得する計画でございます。

以上、先行取得合計は、計画面積1万6,859㎡、事業費といたしまして、2億1,035万6,000円で取得する計画でございます。

次に、公社におきまして、すでに先行取得いたしております用地の譲渡処分計画でございます。13ページでございます。

一般公共事業では、上伯太線、上代伏屋線、小田公園、南池田中学校通学路の4用地、合計751.48㎡を9,469万3,000円で、また、環境改善整備事業では、地区内道路、信太3号線、伯太放光池線、幸・王子共同墓地及び改良住宅の5用地、1万1,866.15㎡を1億4,818,000円でそれぞれ和泉市へ譲渡予定でございます。

次に、池上下宮線外用地といたしまして、1,195㎡を2億円で大阪府へ譲渡の予定でございます。

また、公共事業用地取得に伴う代替用地といたしまして、47区画、7,178㎡を4億4,690万4,000円で、また、代替用地として引き合いがございます一般処分用地3筆で1,277㎡、金額にして1億2,299万3,000円、合計いたしまして8,455㎡を5億6,989万7,000円で各権利者に譲渡予定でございます。

以上、61年度に譲渡処分の予定合計は、面積で2万2,267.63㎡、金額にして23億6,940万8,000円と相なっております。

引き続きまして、これら事業を執行するために必要な予算の大綱について、事項別明細書により御説明申し上げます。6ページに戻っていただきたいと思っております。

まず、支出の部から説明いたしますが、第1款 事業費といたしまして、和泉市の委託先行取得事業であります。環境改善整備事業用地、一般公共事業用地並びに土地造成費といたしまして、22億685万6,000円を計上いたしました。前年度当初と比べると15億4,880万円、率にして41.2%の減額となっております。

次に、第2款 管理費といたしまして（7ページ）、これは用地取得事務及び財産管理業務に関連した支出でございます。職員の給与費、財産管理費等で8,919万5,000円でございます。

次に9ページ、第3款 借入金償還金につきましては、63億5,054万9,000円計上いたしました。このうち元金償還金は56億6,000万円、支払利息は6億9,000万円となっております。

第4款 予備費は、前年度と同様300万円計上いたしました。

以上、支出予算合計は、86億4,960万円と相なります。

引き続きまして、この支出予算を賄います収入の部について御説明申し上げます。4ページでございます。

第1款 事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づく土地建物等の譲渡収入といたしまして、23億6,940万8,000円を計上しておりますが、この金額以上になお一層の収入の増加を諮るべく、関係機関と協議を重ねてまいりたいと思っております。

第2款 借入金は、事業執行に必要な資金並びに支払利息を新規に借り入れる予定でございます。62億7,600万円を計上いたしました。

第3款 事業外収入は、預金利息及び雑収入で419万2,000円を計上いたしました。

以上、収入合計は、86億4,960万円でございます。収入支出予算の合計は同額でございます。

います。

11 ページに資金計画。14 ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表等を添付させていただきますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

60 事業年度における損益見込みですが、関係各位の絶大なる御協力を得まして、おかげをもちまして総合収支面では、単年度 3,000 万円余の利益が見込まれるに至りました。これは人件費負担の年次の軽減等が 59 年度で終了いたしまして、これが大きく寄与したものでございます。しかしながら、なお繰越欠損金が見込み額といたしまして 7 億 5,000 万円余と、公社経営は依然として厳しい財政状態でございます。なお一層の買い戻しの促進と冗費の節減等によりまして、単年度収支の改善を期してまいりたいと存じます。公社経営の健全化に向け一段の努力を重ねてまいりたい所存でございますので、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、報告第 1 号「昭泉市土地開発公社昭和 61 事業年度事業計画書類の提出について」の御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 16 番（天堀 博君） これは報告事項でありますので、採決ということにはならないわけですが、一応、いろいろな問題点、その他わかりにくい点について質問させていただきます。

まず、最後に報告がありましたように、繰越欠損金が 7 億 5,700 万円という多額に上っているわけです。さらに、予算委員会でも問題にいたしました、いわゆる市からの繰入金というか、貸付金が 9,000 万円、さらには、公社の独自保有物件につきまして、要求いたしまして一覧表をいただいておりますが、この独自保有物件の処分をすれば、さらに赤字欠損金が出てくることは明らかなわけです。そういう腹構えで公社の運営にどう取り組んでいくのかということがますますいま、問われていると思います。

そこで 1 つは、先行取得をする分あるいは譲渡する分がことしもあります、このすべてに事務管理費あるいは利息等すべてが含まれて買い上げ等をしてもらうことになっているのかどうか。

それから 2 番目は、公共用地の先行取得を本年度も 3 億 3,267 万円という金額で行うわけですが、黒鳥観音寺線あるいは東側 2 号線等の道路関係、その他市の方に本年度はあるのかどうかわかりませんが、学校用地とか、それ以外の公共用地としての先行取得があるのかどうか。

それから 3 番目に、換地対策事業として伯太町でやっておりますが、この現在の進捗状況はどういうふうになっているのか、あるいは今後の推移。それから、以前から、残れば、という

ことが前提で一般にも分譲するということが言われておりますが、その辺の見込み等はどうかになるのか。

4番目は、市の独自物件の一覧表を提出していただいたんですが、先ほども申し上げましたような観点からすればもっともっと整理をし、公社そのものをスリムにしていくべきじゃないかと考えております。そういう点からすれば、たとえば伯太町五丁目の池上下宮線の残地、さらに、王子町752番地、718番地の岸和田南海線のアカッチ、この王子町の分は残地かどうか知りませんが、こういう池上下宮線の残地などは、47年、49年に取得した分でちょっとずつ残ってきているわけです。実際に売却するにも、たとえば何か会社の宣伝用の看板ぐらいしか建てられないようなところもあります。こういうものは、どういふふうに処分をされるのか。こんなものをいつまでも抱いて金利を払っているのもおかしいじゃないかとも思います。そういう点では、市の方に思い切って買い上げてもらおうとかの措置もとっていいんじゃないかと考えますが、そういう物件があります。

それから、全く見込みのない分もありますね。たとえば元昭栄劇場の跡地とか、府中駅前再開発というてますが、いつのことになるやら、非常に気の速くなるような話なんです。そういうもの。また、サントリーの倉庫の裏側。それから、例のNTTと契約している分、これは一番下の聖神社下りがそうだろうと思いますが、これの結末も後でちょっと聞きたいんです。そういう物件については、それなりの売却をする必要があると思いますが、できるだけもっと整理をしていく、細分化していく必要があるのではないかと思いますので、その点の考え方もお聞かせ願いたい。利息だけでことしも6億9,000万円も払うんでしょ。

それから5点目は、先ほどのサントリーの裏側とか、なかなか売れそうで売れず困っているところがありますが、大体、売れそうなところについて、先ほどの聖神社のNTT、郵便局ですか、あの物件なんかはどうなってるのか。引き合いがあるのか。その点で処分の努力をされているのかどうか、その辺をお聞かせ願いたい。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 数点にわたっての御質問でございますが、2点目の先行取得に伴う事務費の関係でございますが、これは公社の事務方法書に基づきまして、取得原価並びに買収から買い戻しまでの金利を含めたものに対する7%の事務費で市に買い戻しをしていただく、ということを原則として事業をいたしております。

3点目の公共用地取得の件でございますが、都市計画道路等につきましては、市の依頼に基づきます依頼状をいただいて買収するもの、その他公法に基づくもの、たとえば住都公団または大阪府企業局等からの一部依頼等もございまして、これらについても、やはり事務費がい

ただけるという面もございますので、一応、市に債務負担を組んでいただき、本年度も3,400㎡、2億2,000万円の予算を計上させていただいております。これも公社の再建のための事務費として入ってくる有利な面でございますので、はっきり買い戻しを確約して先行取得するものでございます。

それから、三丁目の件でございますが、これは環境改善整備事業に基づきます地区外団地75区画を造成したものでございます。これにつきましては、実際は、昨年9月ごろから分譲を開始しております。現在のところ、すでに譲渡が完了したものが9件ございまして、あと2件が現在契約中。本年中で11～12件の見込みでございます。本年度は一応、初年度になっておりますので、利益としても1,000万円ほどあっておりますが、これが後年度になりますと、その分として金利等もかかってきますので、一応、収支トントンという見込みで計画いたしております。61年度は約30戸、改良事業部の用地買収等の状況を勘案いたしまして、譲渡を予定をいたしております。

それから、4点目の池上下官線の残地等の件でございますが、一応、府道敷を実測して買い戻してございます。当初買収については、1筆買収という格好でございまして、府道敷の残地として150㎡ばかり残ってございますが、これについても見通しがつきますと、処分に有利性が出てくるということでございます。もちろん、金利等の加算もございまして、そこらを勘案いたしまして、処分期期を見込んでいるということでございます。

なお、王子グラウンドの件につきましては、すでに電通共済会との間で譲渡処分が終了いたしております。ただ、残っておりますのが進入道路を施行するというところで現在、鋭意努力いたしております。

以上、一部についてお答えいたします。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（佐原行雄君） 第1点目の累積欠損金あるいは独自物件処分による将来の赤字欠損金処理の考え方について御説明申し上げます。

従来から累積欠損金につきましては問題がございまして、御心労を煩わしているところでございます。ただ、56、57年度ぐらいから、この累積欠損金の発生要因につきましてはいろいろございますが、いずれにしても、経常収支の改善というのが緊急課題ということになりました。そのために人件費関係あるいは事務費等軽減、あるいはアップにつきましても、少なからず対策をとっております。現在、それによりまして、7億5,000万円強の累積欠損金となっております。

赤字の今後の推移でございますが、従来の議会等でも、大体10年ぐらいのめどということ

を申し上げておったところでございます。目標年次につきましては、今後の買い戻しがどのように推移していくか、あるいは変化していくかが非常に重要でございます。それに合わせまして先生も御存知のように、独自物件の処分による差損等がどうなっていかもポイントでございます。われわれといたしましては、いずれにしても、単年度、単年度の収支改善を積み重ねていく、これに全面的に力を入れていくことだと思っております。

なお、独自物件の差損につきましても、条件整備をいたしまして最小限の差損で済むようにに努力していきたい、このように思っております。いずれにしても、一般会計あるいは市長部局とも十分に御相談させていただき、今後、特別委員会等でも御協議賜り、再建に努めてまいりたいと存じます。

- 16番(天堀 博君) 最後の分ですが、独自物件の処分問題が今後、かなりかかわってくると思うんです。できるだけ最小限の差損で済むように、ということですが、私も昭和50年12月から議会にお世話になってますが、それから後、大きな問題が市あるいは議会の方で発生してきて、公社問題については特別委員会等も設けられた。一時、調査特別委員会の設置問題も出たぐらい大きな問題が発生しました。というのは、昭和46年から49年ごろにかけて非常にでたらめな用地買収を行い、それがいま、ずっと最終的になかなか処分できなくて困っている、こういう独自物件があるわけです。だから、その点を忘れてはならないと思うんです。

予算委員会等でも申し上げましたように、いわゆる“のど元過ぎれば熱さを忘れる”ということではいかんと思うんです。もちろんその間、公社の局長さんも職員さんもかわっておられますね。そういう点、事務的な処理だけということで終わってしまっただけではいかんと思う。市長も当時からそのことについては痛感されておられ、また、理事長もされていますが、この点の処理については真剣に取り組まなくてはいかん。あるいは特別委員会にもいろいろな資料についても提出し、その点の相談も積極的にやっつけていかなくてはならないと思うんです。その辺で何か風化されてきているような感じがしてならない。そうあってはならないと思うので、ちょっと苦言を申し上げておるわけです。

そこで、公社から市の方に買い上げてもらう分については、事務方法書によって7%の事務費をみていただいているということですが、先ほどもちらっと申されましたが、いわゆる公払法に基づく買収もやっつけていく中、この7%の事務費をみていただければ損にはならない、逆に有利なんだというふうに判断しているのかどうかということがまず第1点。

また、公共用地先行取得については、これは明確にどこどこを61年度で買収するんだ、という資料を委員会に出されているのかどうか。もし、出されてなければ、出されておっても、その辺の資料を私自身もほしいわけです。どんな形でどこを買収するのかね。

それから、いわゆる電通共済会との分ですが、これはガネを全部もらったという解釈なんですか。何か半分とかの話もそのままになってるんじゃないかと思うんですが、その辺のいきさつをもう少し明確にしてください。それから、進入路や排水路関係の始末の見通しはどのようなか。これはのどに詰まったような形でそのまま止まっていると思いますので、その点をちょっと追加してお聞きしたい。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（佐原行雄君） 7%の事務費をいただくということは、金額によりますが、全体的に見ますと私どものドル箱、事業収入の最大のものです。したがって、従来の3.5%から7%になったということは、率直に申し上げまして非常に有利でございます。公共事業は市だけでなく、府の事業にもこの事務費が発生いたしますので、これが今後の再建の発火点と言いますか、非常に有利かと思えます。

それから、公共用地の先行取得関係でございますが、これはただいまの報告案件の御説明でも申し上げましたが、簡単に申し上げて申しわけなかったわけですが、大きく分けて環境改善整備事業用地と公共事業用地の2つに分析をいたしております。その場合公共事業用地につきましては、都市計画街路等の市関係で行うものが1,160㎡、それから、公拡法に基づくものが約3,400㎡、これらのものを61年度で先行取得するという関係でございます。

それから、電通共済会の関係でございますが、金額的には、まだ残額があるのは事実でございます。問題は、過去からも再々御答弁申し上げ、御指摘もいただいているところでございますが、1つは、29条の開発許可。もう1つは、それに基づく進入路の設置が大きな課題でございます。先ほど次長から御答弁申し上げましたように、進入路関係では、大体、めどがついたということでございますので、61年度に具体化した段階で残金が入るということでございます。排水路関係につきましては、昨年来、すでに形ができておりますので、これは問題ないと思っております。

以上でございます。

- 16番（天堀・博君） もう意見だけ申し上げて終わりたいと思います。

結局、電通共済会についても、私、たしか昨年度の公社の報告案件のときにも言うたように思いますが、相手が民間の一般業者であれば、恐らく大変なことになってきているやろう、訴訟にまで持ち込むんじゃないかというぐらいの大きな問題だと思ひます。その点、関係者との協議はもちろん、積極的な取り組みも必要だとは思ひますが、同時に問題点の解決に相当努力されていく必要はあると思ひます。

それから、先ほどの公共用地の取得問題では、資料が提出されているかどうかの問題なんですが、これはせんだっての予算委員会の中での発言にも触れて、こういう資料の提出その他の

問題も含めて局長さんの方からお話もありましたが、先ほども言いましたように、局長さんも何人かかわられていますので、当時、実際に携わってきた実感的なものが、そう言っては失礼ですが、薄れてくるのは当然かと思えます。

しかし、やはりこういうものを明確にしていくことがなぜ必要かと言いますと、公社特別委員会が発足したときの基本的な考え方がそういうことであるわけなんです。公社運営をガラス張りにしていく、問題のないようにしていくんだ、ということでやってきているわけですから、極力、そういう点での資料等についても委員会にどんどん出し、そして、委員の皆さん方に理解をしていただき、意見をいただく。それをやらなかったら、現時点ではもう起きないとは思いますが、また、問題を起こしたら大変だと思いますので、その点は今後、そういう取り組みをしていただきたい。

池下線などの残地についても、この池下線自体がいつつくやらわからないという非常に問題のある路線なんです。予算委員会でも現在、岸和田南海線から第2阪和までの間が何本の買収が進んで……、と言われてますが、全体としては、なかなか進みにくいという状況になっています。この道路が開通したら条件がよくなるということで、果たして金利その他からしてペイできるのがどうか、という点からしても考えものだと思いますので、それぞれの物件について真剣に精査検討していただき、スリムにすべきところはスリムにしていくべきだと思いますので、意見だけ申し上げて終わります。

○ 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

○ 議長（田中包治君） 以上をもちまして、本定例会に付託されました諸議案は全部終了いたしました。

ここで理事者から、市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、許可します。

○ 総務部長（麻生和義君） 昭和61年度一般会計を初め各会計予算並びに関連議案を原案どおり可決賜り、まことにありがとうございます。

お疲れのところ、お許しをいただきまして、市税条例の一部改正について御説明を申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

昭和61年度の地方税法等の一部を改正する法律案は去る2月4日に衆議院へ提出されまして、地方行政委員会において審議中であります。この法律案の概要といたしましては、「最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、住民税所得割の非課税限度額等の引き上げ及び同居の特別障害者に係る扶養控除等の

引き上げを行い、地方税負担の公平、適正化を図るため、固定資産税等に係る非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、昭和61年度における臨時措置として、市たばこ消費税の従量割の税率を引き上げること等を骨子としたものでございます。

本法律案が可決、成立いたしますと、本市の市税条例の規定につきましては、昭和61年度の市税の賦課から適用することとなり、所要の改正を行う必要が生じることと相なる次第でございます。したがって、本定例会の終了後にこの法律案が可決される見通しでありますので、市税条例の一部改正につきましては、御提案申し上げるいとまがございませんので、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存する次第でございます。

それでは、市税条例の一部改正案の概要を申し上げたいと存じますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

まず、市民税の関係でございますが、個人の所得割の非課税限度額を引き上げるもので、低所得者の負担に配慮するため、非課税限度額算定の基礎になる家族数1人当たりの金額を29万円から2万円を引き上げ、31万円とするものでございます。

また、同様の趣旨から、均等割のみを課すべき者に係る均等割の非課税基準の算定の基礎になる金額についても、28万円から8万円を引き上げ、31万円とするものでございます。

次に、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置について、法人税率の特例制度の延長に伴い、みなし法人所得に対する税率等の特例の適用期間を昭和62年度まで延長するものでございます。

次に、市たばこ消費税の関係でございますが、この消費税については、従価割、すなわち本市において消費されるたばこの小売り価格により算出したものと、消費されるたばこの本数により算出される従量割により課税されているところでありますが、このうち従量割の税率を61年5月1日から62年3月31日までの間に限り、現行1,000本につき350円を290円引き上げ、1,000本につき640円にするものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例案の概要でございますが、よろしく御承賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。



○ 議長（田中包治君） 閉会に当たり、市長のあいさつを願います。

（市長登壇）

○ 市長（池内忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げたいと存じます。

去る6日に本年第1回の定例議会をお願い申し上げ、昭和61年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、これに関連をいたします条例制定等多数

の重要議案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず、長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを、まづもって衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。またこの間、予算審査特別委員の皆様方には、お疲れのところ、連日にわたりまして御審議を煩わし、御可決をいただきましたことを重ねて深く感謝申し上げます。

なお、本会議を通じ、あるいは予算特別委員会の審議の過程におきまして、御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、私はずもとより、職員一体となり遺恨なきを規してまいります。また、予算執行に当たりまして、慎重を期してまいり所存であります。議員皆様方におかれまして、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援と御協力をお寄せ賜りますよう、お願いを申し上げます。

よりやく厳しかった寒さもやわらぎ、陽春の季節を迎えてまいります。議員皆様方には、ますます御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために御尽すいを賜らんことを心から念願をさせていただきます、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきますと存じます。長期間、本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(田中包治君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

昭和61年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり、終始御熱心に御審議を賜り、予定どおりここに無事終了できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中で、定例会並びに予算委員会を通じ議員からの御指摘、御要望等々が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いをいたします。

それでは、これもちまして昭和61年第1回定例会を閉会いたします。長期間、まことにありがとうございました。

(午後零時閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員